

多賀城市文化財調査報告書第一五三集

多賀城市の歴史遺産

市川村

多賀城市教育委員会

序 文

多賀城市では、市内各地域に残る歴史遺産の保全・活用を図るため、平成二五年度から、市内全域を対象とした文化財調査を行つてまいりました。この調査は、江戸時代に本市域に存在した一三の村ごとに実施し、平成三五・二六年度の八幡村からはじまり、市民の皆様の御協力をいただきながら、令和二年度ですべての地域の調査が完了いたしました。

地域の文化財は、人々の生活や風景に溶け込み、とても身近なものであるため、その価値や魅力に気付きにくいという側面があります。しかし、これらの文化財を通じて地域の歴史を知り、保存・活用を図ることで、郷土愛を育むより豊かな地域の歴史を描くことができると思っております。

本書で対象とした市川地区は、本市の北部に位置し、奈良、平安時代に中央政府の東北地方支配の拠点である多賀城が置かれた地域です。その大部分は特別史跡に指定され、長年史都多賀城としての魅力発信の中心地であると同時に、様々な制約が課されてきた地域でもあります。市川地区には信仰の中心となる寺社仏閣などが多く、棟札や奉納物といった資料が多数確認できました。また史跡として保存してきたことから、墓標や供養塔などの石造物が大きな場所の移動もなく残されており、貴重な調査結果を得ることができました。本書は、その調査成果をとりまとめ、収録したものです。本書が地域の歴史をより深く知りたいと願う人々の期待に応えられれば幸いです。

結びとなりますが、本書を作成するにあたり、御協力いただきました方々に対し、心から御礼を申し上げ、挨拶といった

します。

令和四年三月

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

例　　言

一　本書は、多賀城市内全域を対象とした歴史・民俗調査の報告書であり、その第七冊として作成したものである。

二　本書で対象としたのは江戸時代の市川村である。

三　調査は平成三年四月から令和三年三月に実施した。埋蔵文化財調査センターの伊藤文昭、千葉孝弥（当時）、瀧川ちかこ、山極優子が担当し、仏像については、東北芸術工科大学の長坂一郎教授、白鷗町教育委員会の石井紀子氏に依頼し、その成果は「附章 仏像調査」として収録した。

四　本書の執筆は、第一章を山極、第二章を瀧川、附章を長坂・石井、それ以外を千葉が担当し、編集は山極が行った。

五　本書では頻出する『多賀城町誌』、『多賀城市史』の引用にあたり、「町誌」、「市史○」の略称を使用した。

六　調査に関する諸記録及び資料は、多賀城市教育委員会が保管している。

七　本書の作成にあたり、次の方々より協力をいただいた。

宮城県公文書館

鹽竈神社博物館
宮城県図書館

古梅園（奈良県奈良市）

永広昌之氏（東北大学総合学術博物館協力研究員）

長坂一郎氏（東北芸術工科大学教授）

石井紀子氏（白鷗町教育委員会）

陸奥総社宮

玉川寺

市川地区の皆様

目 次

序文	石造物
例言	凡例・分布と概要
目次	
第一章 平成三一・令和二年度の調査概要	1
第二章 地図と写真に見る地域の変化	2
第一節 絵図	2
第二節 地図	8
第三節 航空写真	16
第三章 地理的・歴史的環境	18
第一節 地理的環境	18
第二節 歴史的環境	20
第四章 地名と屋敷名	22
第一節 地名	22
第二節 屋敷名	28
第五章 寺社仏閣	30
第一節 神社	30
第二節 寺院	30
第六章 石造物	58
第七章 札類・扁額・絵馬	185
第一節 棟札・還宮札	222
第二節 扁額	222
第三節 絵馬	222
第八章 金工	263
第一節 擬宝珠	263
第二節 懸仏	312
第九章 什器ほか	312
第一〇章 奉納品	316
第一節 舟形	318
第二節 足形	318
第三節 草鞋形	328

第四節 脛巾形	330
第五節 男根形	332
第一章 民俗	342
第二節 地域の概要	344
第三節 人々のつながり	348
第三節 神社・寺院・小祠	342
第二章 地誌・名所	356
第一節 地誌	356
第二節 名所	356
第三章 近現代の市川の風景	356
参考文献	379
石造物一覧表	388
附章 仏像調査	398
	400

第一章 平成三一・令和二年度の調査概要

旧市川・浮島村を対象として文化財調査を実施した。これらの二ヶ村は多賀城市中央部の丘陵部から沖積地にかけて位置しており、農業生産を基盤とした地域でありながら、塩竈街道が通過することで多くの人々の往来があつた地域である。市川地区には近世以来の集落の中に神社や小祠など古い建造物がよく残されており、古代には多賀城が置かれ、近世には歌枕壱碑が注目されたこともあって多くの地誌等でも紹介されている。

石造物の調査は、中世・近世の石造物の調査から開始し、多賀城市史や昭和五七年に三崎一夫氏が作成した調査を行ったもの以外にも多くのもの拓本をとり、墓標関係では鹽竈神社の社人志賀家の墓地や、一七世紀前半に始まる佐藤家墓地の調査を行った。市外では奈良市で古くから墨の製造・販売業を営む古梅園において「つぼのいしふみ道標」の調査を行い、その結果、中世の板碑、近世の供養塔、石燈籠、記念碑、墓標等三〇四基について資料化することができた。

荒脛巾神社や貴船神社では、多くの奉納物の調査を行い、神社の歴史や信仰のあり方を考える上で大きな成果を得ることができた。
仏像は東北芸術工科大学の長坂一郎氏、白鷹町教育委員会の石井紀子氏に依頼して、令和三年二月に玉川寺で調査を実施し、その成果は附章として本書に収録した。



古梅園（奈良市）



浮島神社



陸奥總社宮例祭



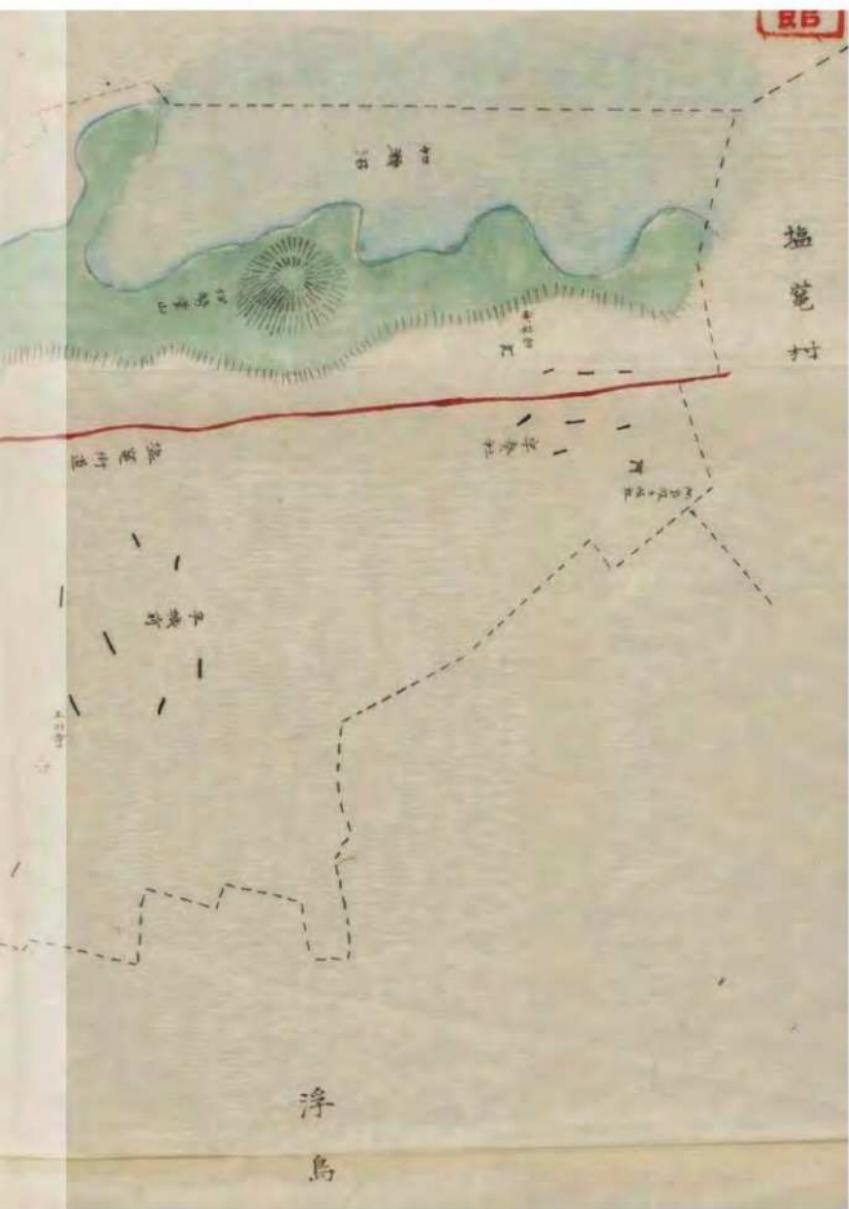
第1図 平成31・令和2年度調査対象地域



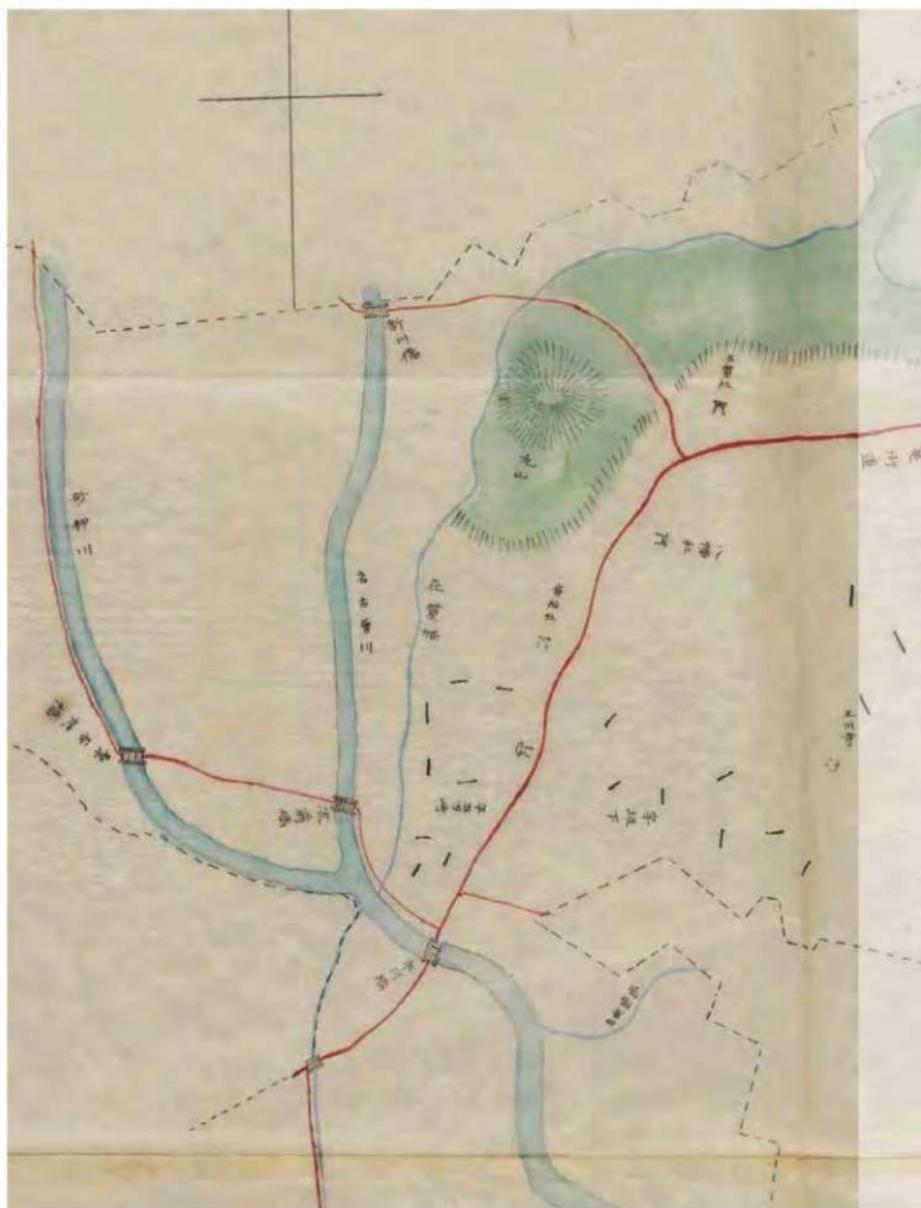
浮島の三山塔

は至らなかつたが壮大な多賀城神社建設関係資料が保管されていたことから、それらについて調査を行い、資料化を図つた。

第二章 地図と写真に見る地域の変化
第一節 絵図

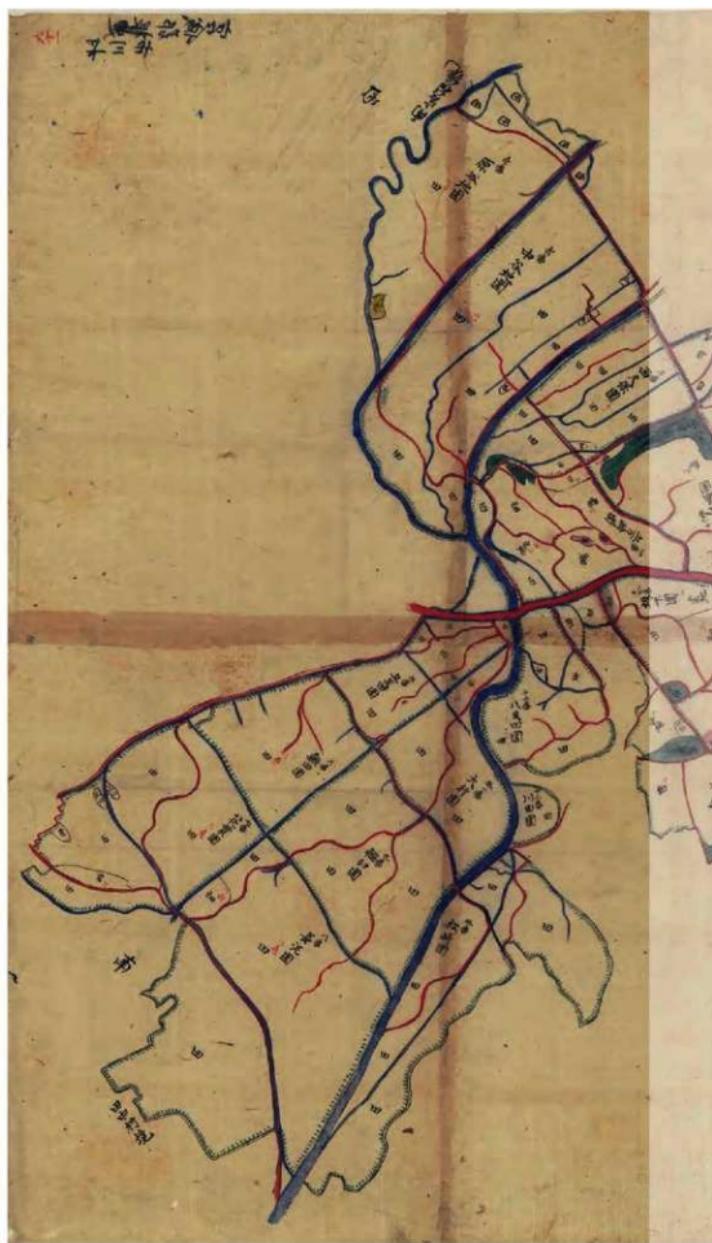


宮城県管轄陸前國宮城都市川村 宮城県図書館蔵 (59.5 × 40.5cm)



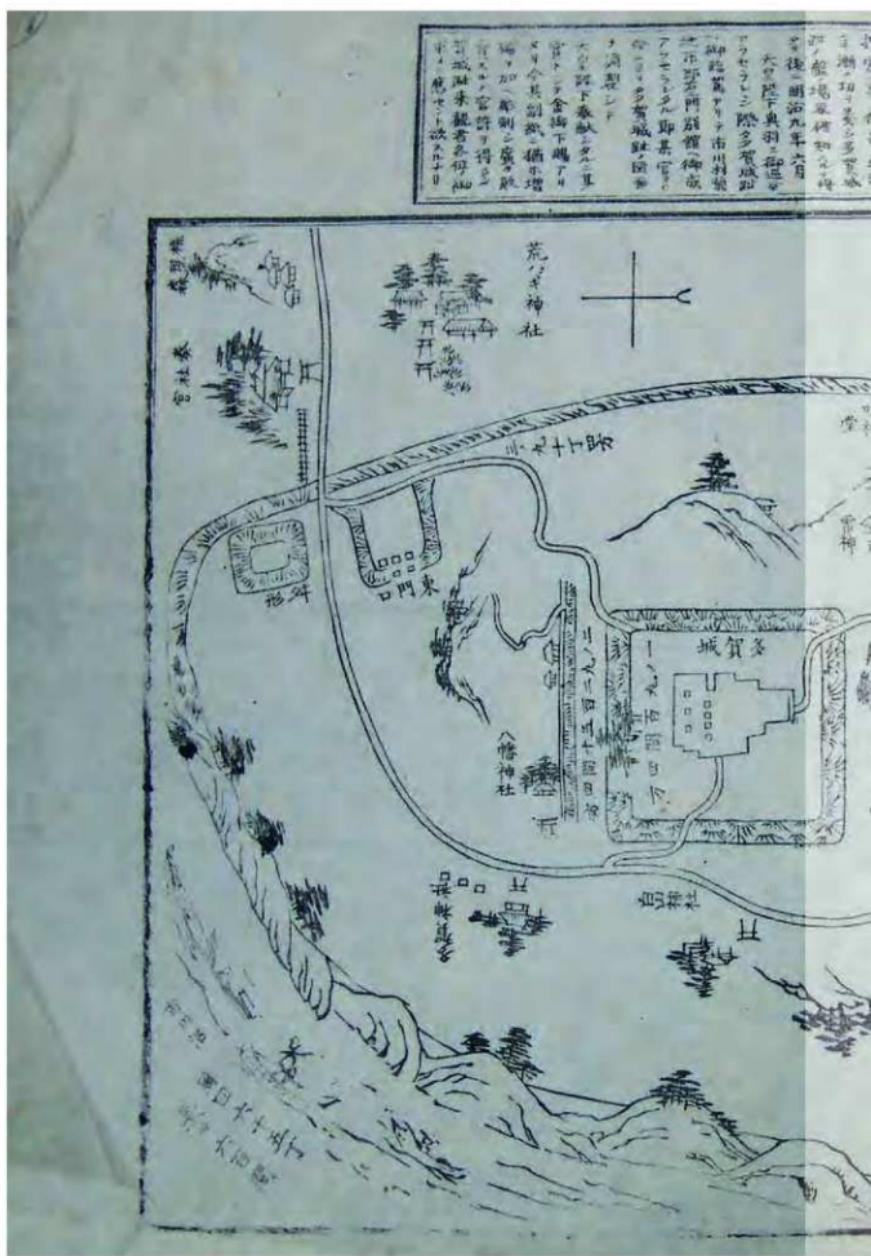


宮城郡市川村繪圖 宮城県公文書館蔵 (83 × 90cm)





多賀城古趾の図 (83 × 90cm)



第二節 地図

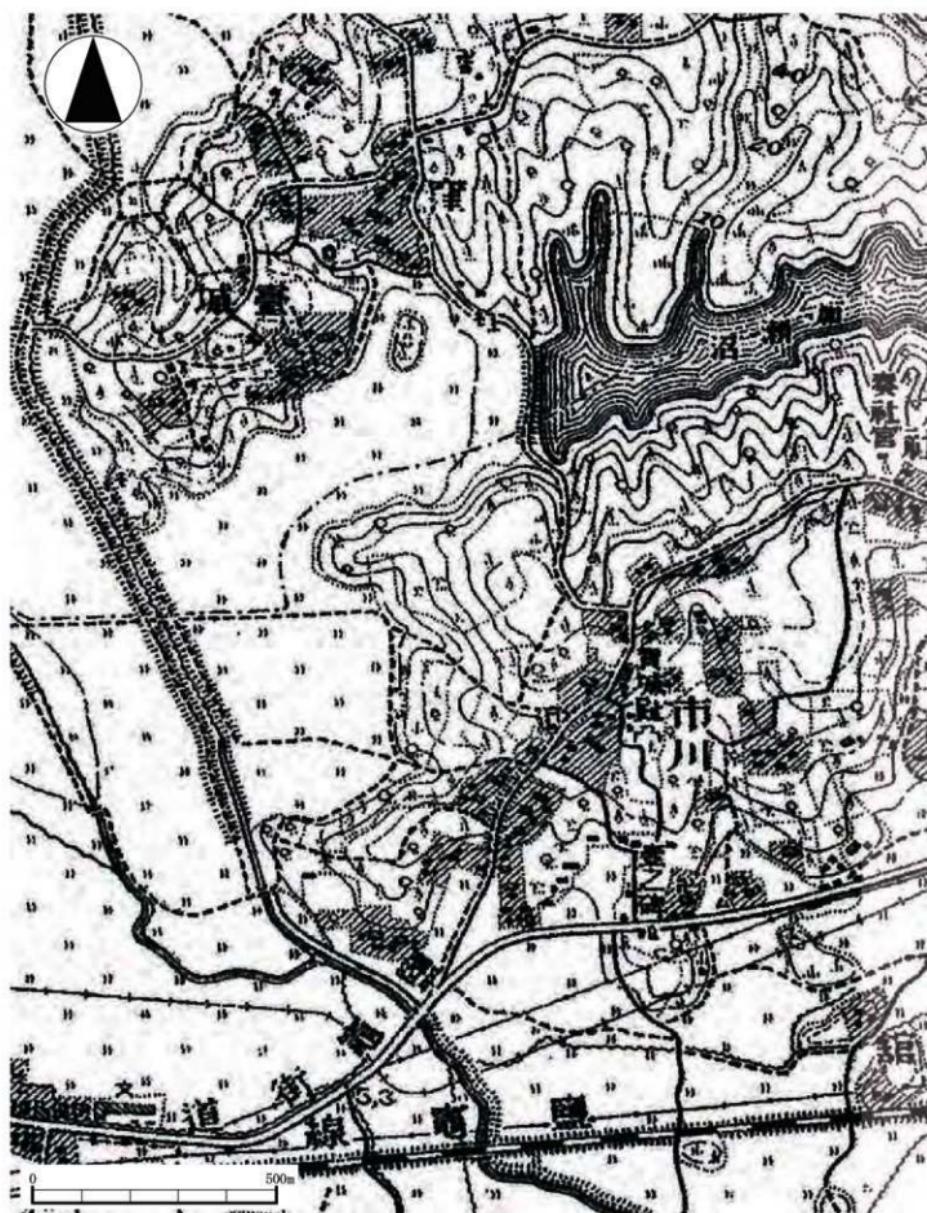


市川地区周辺地図 1 (明治 24 年第二師団參謀部測量・製版)





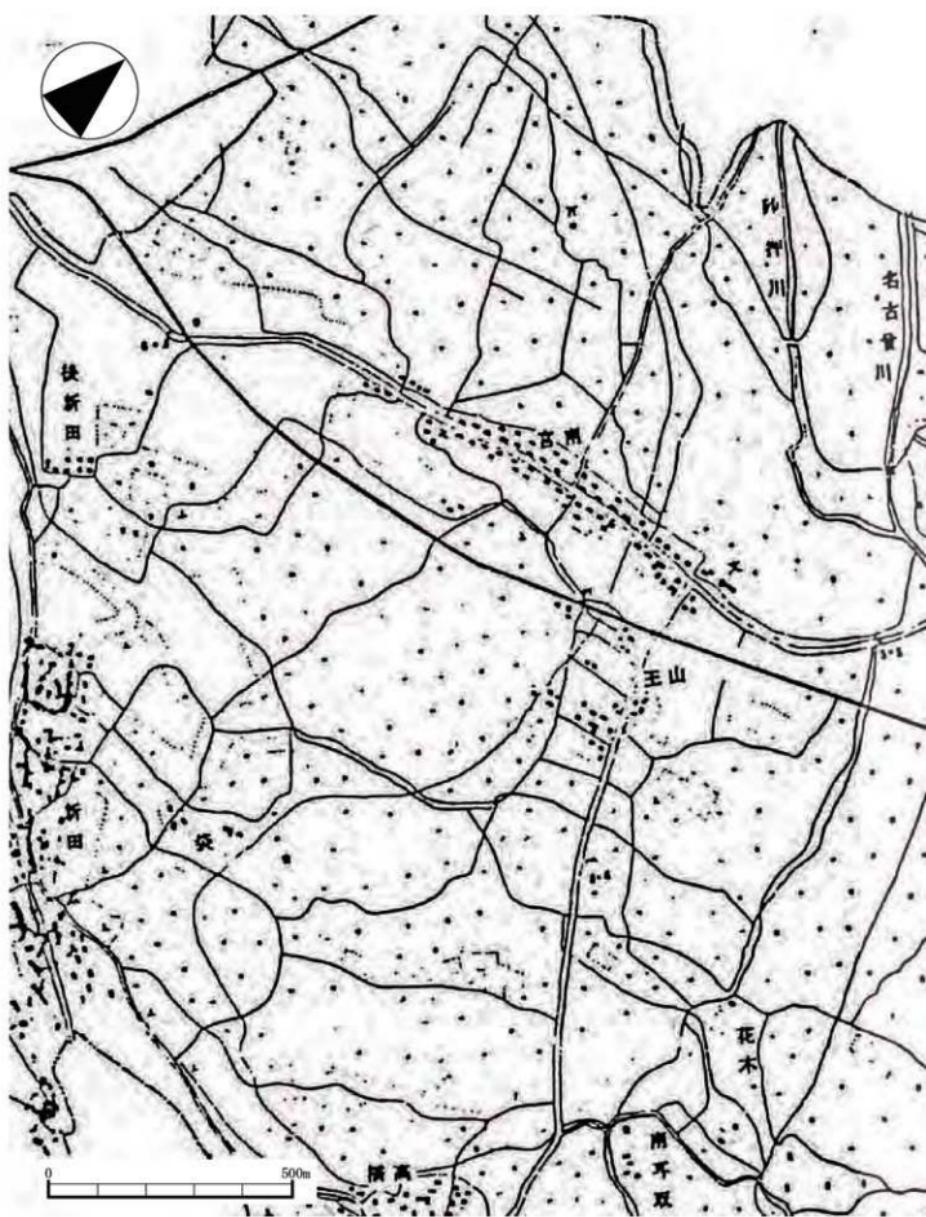
市川地区周辺地図2（昭和6年国土地理院発行）

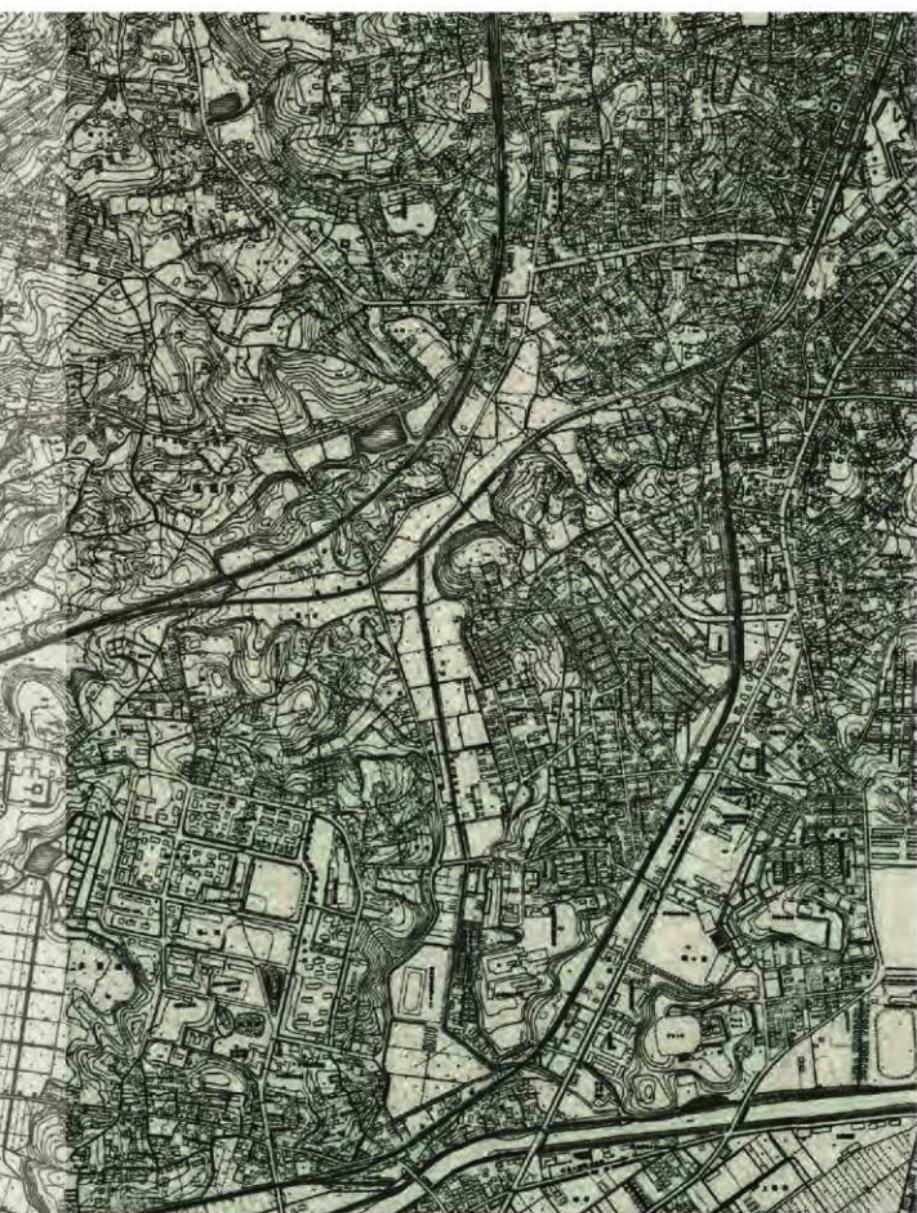


利府村



市川地区周辺地図3（昭和13年）





市川地区周辺地図4（昭和44年）



第三節 航空写真



市川地区周辺航空写真 1 (昭和 22 年米軍撮影)



市川地区周辺航空写真 2 (昭和 36 年国土地理院撮影)

第三章 地理的・歴史的環境

第一節 地理的環境

旧市川村は、現在の行政区では市川であり、住所は大字市川、大字浮島田屋場である。

「風土記御用書出」には、

一南八当郡田中村境当村分杉之崎と申所より

一北八当郡加瀬村境当村分浮谷地と申所迄

一東八当郡浮島村境当村分作貫と申所より

一西八当郡南宮村境当村分原谷地と申所迄

と四至を記している。

杉之崎は、市川村の南東部に位置し、明治初年の市川村絵図では、砂押川の左岸にあって、大行、輕臼、長泥の東側の「松崎岡」と表記された岡がそれにあたると考えられる。高平（浮島村）の西丸山（高崎村）、花木（田中村）の北に接した位置にあり（註）、現在は一帯が水田となつている。

北側の加瀬村とは、ほとんど加瀬沼の中に境界があるが、加瀬沼の西側の低湿地において「○○谷地」のような谷地に関する地名は「後谷地」があるのみである。「浮谷地」という字は「書出以外では確認できない。東側の作貫は現在も市川地区南東部に、西側の原谷地は北西部に地区名として現在も残っている。

市川地区の地形は、北半部が丘陵、南半部が低地と大きく二分され、北側には加瀬沼、西側には砂押川がある。



市川地区航空写真（平成10年頃）

現在丘陵部の大部分は山林と耕地で、旧塩竈街道沿いに市川の集落がある。一方、南半部の低地については、市道新田浮島線の西半部は水田であるが、東半部は中央公園、県道の南側の城南地区は住宅地、商業地区として造成されているため、概ね平坦な地形となっているが、中央公園や城南地区が造成される以前は一面が水田であった。

北半部の丘陵は、塩竈方面から延び、最も高い多賀城跡東門付近で標高五二・六メートルである。現在加瀬沼となっている丘陵北側は、西方



市川橋付近から政府跡方面を写した絵葉書（大正 14 年～昭和 35 年）

向に開く谷の入口を塞ぐことで造成した人工の溜池である（註 1）。沼に面した北側は急斜面となっているが、南側と西側は概ね緩斜面となっている。南部の低地は、かつては自然堤防、旧河道、後背湿地が入り組んだ複雑な地形であった。発掘調査では、古墳時代から近代にいたる砂押川川が複雑に重複している状況を確認しており、丘陵に近い地区は標高約四メートルであるが、城南地区南端部周辺では約二メートルと約二メートル

ルの比高があつた。八世紀後葉から一〇世紀にかけて、多賀城南面に形成されたまち並みが衰退するところの低地は一様に湿地化したようで、近世に水田となつて現代に至つている。



市川橋付近から政府跡方面を臨む（平成 30 年）

註 1 昭和二六年の町制施行後のものではあるが「多賀城町地区別平面図」にそれらの位置関係が示されている。

註 2 第六章石造物の一記念碑・顕彰碑・沿革碑ほかに収録した「協心同力」碑に造成の経緯が記されている。

第二節 歴史的環境

市川地区で発見された遺跡で最も古いものは金堀貝塚である。縄文時代前期の貝塚で、ハマグリや海水魚の骨が採集されていることから、現在の海岸線から約五キロメートル内陸に位置する金堀は当時海水域であったことが知られ、海岸に近い丘陵部には集落があつたと考えられている。弥生時代の遺跡は未発見であるが、五万崎遺跡では古墳時代前期の方形周溝墓が発見されており、高崎地区に含まれるが城南地区南端部の低地からは、杭を打ち込んで護岸した水路が見つかっており、砂押川の右岸の多賀前地区（山王）では同時代の水田が発見されている。中期・後期の遺跡は多賀城跡の南面に建設された県道泉塩金線の調査で河川が発見されており、砂押川採集資料の中にも後期の土器が多数含まれている。市川から山王にかけて自然堤防が形成され、おおよそ平坦な地形となつたのは後期頃と考えられる。

八世紀になると多賀城が創建され、鎮守府や陸奥国府が置かれたことで、軍事と行政を担う東北の拠点として整備していく。神亀元年の創建以来段階的に整備が進められ、九世紀になると城外に方格地割が施工されてまち並みが建設されるなどさらなる広がりを見せるようになる。まち並みは一〇世紀後半頃には衰退したとみられ



政府跡（東北歴史博物館提供）



古代都市多賀城（早川和子画）

るが、城内の官衙は「一世紀中頃まで存続したと考えられている。中世になると多賀国府の名が史料上に現れるようになり、文治五年の奥州合戦で藤原氏を滅ぼした源頼朝は、平泉からの帰途多賀国府に立ち寄り、今後の施政方針を定めたことが『吾妻鑑』に記されている。鎌倉幕府の支配下に置かれた陸奥国には守護が置かれず、伊沢家景が陸奥国留守職に任じられた。家景は陸奥国府を拠点とし、その子孫は留守氏を名乗つて特別行政区「高用名」を支配した。この時期の陸奥国府所在地については確定的ではないが、一二世紀の遺構、遺物は、古代に多賀城が置かれた市川の丘陵部から多数発見されており、有力な候補地と考えられる。

鎌倉幕府滅亡後、建武新政によって多賀国府には義良親王を奉じた北畠顯家が下向した。南北両朝並立後、多賀国府は南朝方の拠点となるが、次第に北朝方が優勢となり、北朝内部の主導権争いを経ながらも常に争奪の対象となつた。やがて北朝方の優位が確定すると衰退し、一四世紀後半に消滅したと考えられている。この時期の市川地区の様子については明らかではなく、国府の中心は七北田川流域に移っていたと考えられるが、依然として留守氏の支配するところであり、それは天正二八年（一五九〇）の豊臣秀吉による奥羽仕置まで続いた。留守政景は独立大名としての立場を失い、伊達政宗によって黒川郡に移されるが、これに



伊澤家景の墓（利府町）

よって鎌倉時代から続いた留守氏と宮城郡の関りは途絶えた。

宮城郡東部の
地域は伊達政宗の所領となり、港湾として栄え

た塩竈は商業活動や娛樂の大拠点として、多くの人々の往来で賑わった。市川は仙台から塩竈を通じる街道沿いの一集落であった。

また、四代藩主綱村の時に行われた領内の名所旧跡整備の結果、歌枕壇碑が注目され、俳聖松尾芭蕉をはじめ多くの文人墨客が市川を訪れて、地誌や紀行文にその足跡を残した。古代多賀城の面影を求める人々もあり、「封内土産考」（『仙台叢書』第三巻）には、古代多賀城の瓦「多賀瓦」で作つた硯は風流人に喜ばれたと記されている。

地元住民の多賀城へ関心は、江戸時代後期には既にあつたことが知られ、礎石の持ち出しを禁じ、烟への施肥を行わないという意識は、やがて所有地の一部を献上する住民も現れ、多賀城保全の意識は明治、大正、昭和を通じて醸成され、やがては多賀城神宮建設という構想に向かつていくこととなる。

多賀城碑の絵葉書
(大正14年～昭和35年)

第四章 地名と屋敷名

第一節 地名

市川村の地名については、安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」に小名として表示されているものがあり、小名とは表示されないが地名として表示されているものもある。

明治九年の「陸前国宮城郡各村字調書」には、村名、大字、小字がそれぞれ読み仮名を伴って書き出されており、字名に関する基本資料となつていて（表1）。

昭和八年には三塚源五郎が『多賀城村聚落の機構 地名の研究』（家版）を著し、主な地名の由来等について紹介している。三塚の研究によれば、安易な想像と見られる部分も含まれてはいるが、昭和八年当時の地域の様子を知る上で参考になる部分が多い。私家版であるため、漢字は当用漢字に、仮名遣いは現代語風に改め、句読点を補つて可能な限り原文を引用した。

表1 市川村小字

	風土記御用書出 小名	小名以外	宮城郡各 村字調書
原谷地		○	
中谷地		○	
西久保		○	
五方崎		○	
五反田		○	
鶴田		○	
花貫		○	
長泥		○	
輕臼		○	
杉崎		○	
大行		○	
八反田		○	
川田		○	
田原場		○	
作賀		○	
城前		○	
坂下		○	
金湖		○	
丸山		○	
後谷地		○	
六月坂		○	
大畑		○	
大久保		○	
伊保石	○	○	
寺社		○	
金沢		○	
金山		○	
松葉		○	
立石		○	
山岸		○	
後口谷地		○	
浮谷地		○	

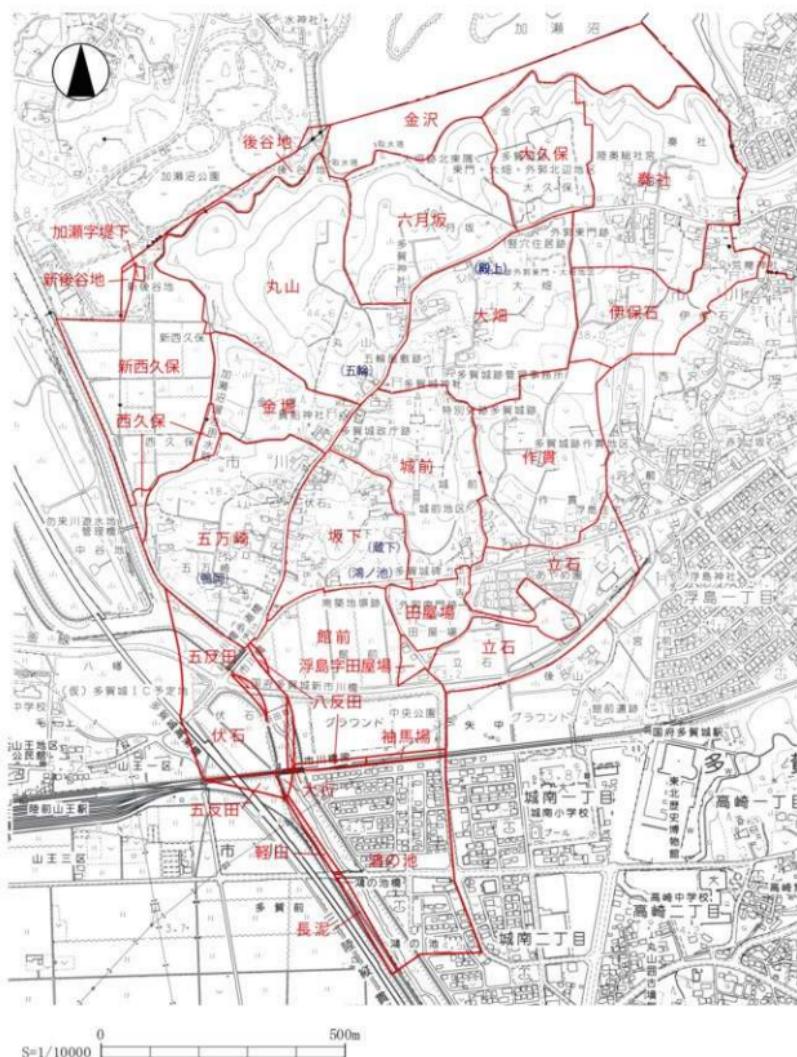
昭和四年刊行の『多賀城町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村单位でまとめられており（第四編近世史 第七章江戸時代 六 区誌）、その中には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれている。

市川（いちかわ）市川という川の名から起つた地名。昔多賀城のあつた時代その川原で市が立つたためといわれている（研究）。上流は利府村名古古といふ所より発したる名古曾川と同村菅谷より来る砂押川と浮八幡の所にて合流し、笠神大代を経て湊浜に注ぐ。もとは玉川と言つたこともあつたようで、市川橋を玉川橋と書いているものもある。鴻池の水源地である玉の泉といつていかなる旱天にも涸れない清水があるため、そこに建つた寺を玉川寺といつた。この寺は明治二〇年に火災にかかるから現在の地に移転した。

荒脛巾（あらはばき）「書出」では荒脛巾神社の小名としている。
以保石（いぼいし）・伊保石（いぼいし）小石が「イボ」のようについていた大石のあつた所か（（研究））。



砂押川



第2図 市川字名分布図

浮谷地（※） 北側の加瀬村との村境（書出）。

後口谷地・後谷地（うしろやち）「書出」では、堤の項で「大堤」の

名称の脇に「後口谷地」と添え書きしている。「当村井当郡加瀬村田中村八幡村浮島村右五ヶ村入合 惣浦高式百九貫三拾屯文」と記されたこの大堤は、東側に入り込んだ谷の出口をふさいで溜井（加瀬沼）とした堰堤であり、その背後に広がる谷地から生じた名称であろう。

大久保（おおくぼ）

大畠（おおはた）全部畠である。本村としては、畠の地名は東田中の

沼畠とただ二か所のみである（研究）。

金山（※）「書出」では白山社の小名としている。白山社は現在貴船神社と呼ばれている神社と同一のもの（第五章第一節参照）。

金沢（かなざわ）金山、金澤、黄金澤（もとは小蟹澤）等、金に関する地名があるが、金を掘った形跡がない。現在も金属がありそうでない（研究）。

金堀（かなほり）

鴨岡（かもおか）八木氏の地。

昔浮八幡の周囲が沼であった時代、鴨が群集してあつた岡（研究）。

輕臼（かるうす）

川田（かわた）

藏下（くらした）鴻ノ池の近傍。

もと倉庫でも建ち連なっていた所か（研究）。『仙台金石志』には「玉泉寺の蔵ありし所なるへし」と



鴨 囲

記している。

鴻ノ池（こうのいけ）国府の池。

今はやつと形だけ存している（研究）。

黄金澤（こがねさわ）「書上」の

名水の項に「こかね沢清水」があり、「往古金ノ蟹住候由申伝候」と記している。

黃金澤（こがねさわ）「書上」の

名水の項に「こかね沢清水」があり、「往古金ノ蟹住候由申伝候」と記している。

五反田（ごたんだ）

五万崎（ごまんざき）昔多賀城

時代五万の大兵を集合した所といわれている。「延暦8年3月諸国の大兵五万二千八百餘人多賀城に

会し各道を分けて胆沢の戦地に進軍」と日本史に有るから、五万の大兵を集合した這いこともまんざら伝説とばかりは言われない（研究）。

「奥州名所図会」卷之二では

挿図中の五万崎に「こまさき」の

振り仮名がある。鹽竈神社の社人

高橋大隅掾の覚書に「市川村胡麻

崎と申す處に住居仕り候屋敷」と

の記載があり（古川一九三〇）、

この屋敷は五万崎屋敷とされてい



五万崎



鴻ノ池

る（高川 一九八）。

五輪（ごりん）五倫とも書く。

佐藤熊之助氏宅西一丁程の所。丸塚二つ、一方には五輪あり。高官の奥方の墓との伝説、今は内神として五輪さまと崇めている。他の

一つは三角形の無銘の石が立つている。多賀城時代の古墳であろう（研究）。

作貫（さつかん）東側の浮島村との村境（「書出」）。「書出」では

「さくぬき」と読みが付されており、寛文（三年）の人数改帳に「作之木屋敷」とあるものは作貫屋敷のこ

とであろうから、もとは「さくぬき」と読んだかもしない。「百姓毫人前持高」には、作貫前に、上々

田に区分される良好な田地が多く記されている。

坂下（さかした）塩竈街道が通る市川の丘陵部の坂道が海岸坂であることから、その坂の下という

意味であろう。

城前（じょうまえ）多賀城内城址前（（研究））。



坂 下



五 輪

新田（しんでん）大畠の内にあり。田わずかにあり。新聞輿地という意か（（研究））。

杉崎（すぎのさき）南側の田中村との村境。「書出」に「杉之崎」と記載。勢至堂山（せいしどうやま）丸山東北ニ在ルナリ。相伝フ。昔シ山上

二勢至堂アリ。今移シテ浮島村法性院ノ側ニ在リ。茲ニ其趾ヲ存ス（（鹽松勝譜））。

奏社（そうしゃ）奏社宮のある所（（研究））。「書出」では村鎮守奏社明神社の小名を「奏社宮」としている。

大行（だいぎょう）お行屋でもあつた所か。もと市川のお行屋は現在の八木氏の前の市川べりにあつた。大行といえる所はそれより少し下流になつてゐる（（研究））。

館（たて）「書出」では、古館の項で「多賀城跡」の名称の脇に「館」と添え書きしてある。

立石（たていし）「書出」では、古碑の項で「壺碑」の名称の脇に「立石」と添え書きしてある。

田屋場（たやば）浮島にもあり、土地は続いている。その近傍浮島分に袖馬場、矢中等の地名があるから、昔多賀城時代矢場や馬場があつた所であろう（（研究））。

殿上（でんじょう）大畠の内、内城址の後方にあり、昔高貴の方の居館のあつた所か（（研究））。

鎌田（ときょうた）鰯の多くとれた地か（（研究））。「市川村百姓毫人前持高」からは上々田や上田など良質の水田が多くあつたことが知られ

長泥（なかどろ）

中谷地（なかやち）

西久保（にしくぼ） 天明二年の

「市川村本地蔵入当毛不作畠坪毛掻

書上」に、畑地がなく田地のみの耕

作地で半數近くが下田となつてている

「西窪（にしのくぼ）」がある。五万崎、

金扇の丘陵部と、勿来川に挟まれた

西久保のことと考えられる。

沼頭（ぬまかしら） 「書出」の

川の項で、「市川の）川上は当郡

森郷惣ノ閘堤より出で、当村沼頭

と申す所にて当郡加瀬村砂押川へ

落ち合い、流れ來ると申し候事」

とあり、砂押川に落ち合う市川と

は勿来川のことであろうが、二つ

の川が合流するところを沼頭とし

ている。



松葉



西久保

ためか（『研究』）。『奥州名所図会』

卷之一に「花の樹封彌 多賀城跡

の南へつづきて、八幡の方へ往く

道なり」、卷之三に「市川村（市川

橋・諏訪小祠・花の木とて）共に、

市川村の内なり」と記されている。

封強の読みは「じて（土手）」。

原谷地（はらやち） 西側の南宮

村との村境（『書出』）。

松葉（※） 「書出」では八幡社の

小名としている。八幡社は多賀城

政庁跡の北側にあった。

丸山（まるやま）

山岸（※） 「書出」では、坂の項

に「山岸坂 長六十五間／國分原

町より当郡塙竈江之通路」とある。

五万崎、六月坂を経て陸奥総社宮

の前を通る塙竈街道の坂道が山岸

坂と見られる。

六月坂（ろくがつざか） 急な坂

で極寒に登つても土用の六月同様

大汗が流れるから（『研究』）。



六月坂



山岸坂

八反田（はったんた）『百姓老人前持高』に記載された田地はほどんどが下田と下々田となつてている。花貫（はなぬき）高崎、東田中では花ノ木と書く。同じ地続きである。何か花の咲く木の存在した

※は読み不明

このほか、天明二年
〔七八〕に市川村の農民
が一戸ごとに持つ田畠や屋敷
地の調査を行った際の記録
は、一二〇近くの田畠の名が記
されており、それも地名とど
りえることができる。この資
料によって、掲載された地名
が江戸時代中期の天明二年に
は存在したことが知られる。
また、この資料には田と畠そ
れぞれが上々、上、中、下、
下々の五段階に区分されてお
り、下々田などは泥が深く取
り、少ない田を指すと見ら
れることから、名称の由来を
考える際参考になると考えら
れる。

以下、同年の「宮城郡市川
村新田御藏入御給所取合百姓
老人前持高セ代改牒」で補い
（※で表示）、地目ごとに書出
すと以下のとおりである。

〔市川村百姓老人前持高〕に
は、二二〇近くの田畠の名が記
されており、それも地名とど
りえることができる。この資
料によって、掲載された地名
が江戸時代中期の天明二年に
は存在したことが知られる。
また、この資料には田と畠そ
れぞれが上々、上、中、下、
下々の五段階に区分されてお
り、下々田などは泥が深く取
り、少ない田を指すと見ら
れることから、名称の由来を
考える際参考になると考えら
れる。

表2 天明2年 市川村百姓老人前持高

名称	畠	田	その他	名称	畠	田	その他	名称	畠	田	その他
あかせき		●		ごりん	○			武反田	○		
阿らは・き	○			才布（※）	○			ぬま頭	○		
あら町	○			さいふか沼	○			沼木	○		
ありまち	○			さうき（そうしや※）	○	○		沼はた・沼畠	○	●	
いかつち	○			さうき官	○			沼向	○		
いかつかつ宮	○			作貫前	○			はした	●		
石塚	○			沢	○			橋本（橋元※）	●		
いしつつ	○			しかとうけ	○			八反田	●		
いせ堂	○			下やち（下谷地※）	●			花貫	○		
老木柳	○			白とふけ・白峰	○			林下	○		
右苗代	○			城前	○			原	○		
いはいし・いほ石	○	○		白山	○			はらた・原田	●		
上野た	○			白山田	○			はら町	○		
上野烟	○			杉のさき・杉の崎・杉崎	○			はらやち（原谷地※）	○		
丑田（※）	○			すな畠・砂はた	○			はりた・はり田	○	●	
後谷地	○			たい	○			はりやち	○		
大きう	○			大工田	○			東	○		
大きた	○			たていし	○	○		東沢	○		沢
大くほ	○			田はた	○			舟岡谷地	○		
大土田	●			たやは	○			ほりくほ	○		
大とめ	●			ちきり	○			ほりた	○		
おはた・大はた	○	●	茶畠	ちこくたないけ・地獄種池	●			堀之内	○		
大道	○			ぢやうの前	○	○		まつ木・松木	○		
折鹿（※）	○			ちん田	○	●		松葉	○	●	
かかみた・鏡田	○			ちん畠	○			まゝ下	○		
かな沢・金沢	○	○	茶畠	津かた（塙田※）	○			まる山・丸山	○	○	
からうす	○			寺前	○	○		丸山崎	○	●	
川おし・川押	○			天井（殿上か）	○			丸山沢	○		
川越し	○			とかりやち	○			みち畠・道はた	○		
川潤	○			どじゅう田	○			南ついち・南津いち	○		
川まへ・川前	○			斗田	○			森	○		
きう田	○			なかい	○			やしきの内	○		
きう畠	○			長どろ	●			やまかけ	○		
きき作・木々作	○	●		中やち・中谷地	●			山きし	○	○	茶畠
きけ作				流	○			山崎	○	○	
北やち				ならい	○			六月坂	○	○	
九蔵作	○			にし沢	○			ゑんかく	○	○	
いいち川	○			にしのくほ（西窪※）	●			らうす	○		
小金沢	○			西屋しき	○			■未	○		
国司やしき	○			西谷地	○						

○：下下田以外の田及び畠

●：下下田

※：「市川村本地藏入当毛不作畠坪毛摘要書上」の記載を参照

第二節 屋敷名

市川村には、寛文一三年から文政一年まで九件の人数改帳が残されている。人数改帳はギリシタン禁令に基づいて、村の名言ごとに寺院の檀家であることを証明するために作成されたものであるが、人頭のはじめに屋敷名が記されていることから、時期ごとの屋敷の状況が知られるとともに、屋敷名に冠された地名の上限年代を知る資料ともなりえる。

また、「書出」には次の七つの屋敷名と軒数が記載されている。人数改帳と比較して記載された屋敷名が少なく、逆に新屋敷という分家した家の件数が多く表示されている。

一 山岸屋敷	壱軒	一 金子沢屋敷	武軒
一 松葉屋敷	壱軒	一 五万崎屋敷	壱軒
一 沼畠屋敷	武軒	一 作貫屋敷	武軒
一 新屋敷	三十一軒		

これらの資料をまとめたのが表3であり、江戸時代前期から後期に至る市川村の屋敷の分布と推移をうかがうことができる。作貫、黄金沢、坂下、六月坂、五万崎、城前など現在も地区名として残る地名は江戸時代前期に遡ることが知られる。

このほか、「書出」や人数改帳には見られないが、「奥州名所図会」初篇卷之二に五輪屋敷の記載があり、「多賀城跡より西北に当たれり。海道の傍、農家の宅地をいふなり。鎮守府将軍藤原惠美朝臣獨の五輪と云ふ塔あり（これを以て宅地の名とす）。塔石大いに古く、かけ崩れて僅かに二石を残す。塔の前に小祠を建つ。」と記されている（第一節地名「五輪」の項参照）。

『大日本地名辞書 奥羽』の「多賀城碑」の項に「立石とは即壇碑にて、碑の辺を立石屋敷といふ」と記されている。また「伏石とは、坂の中程 作貫屋敷（安之丞宅）の傍に弘安拾年、勧請西阿・云々の倒碑あり」との記載もあるが、伏石がある場所は城前であり、誤記と考えられる。

『仙台金石志』には、玉泉寺が多賀城跡の南側にあった頃、藏下や寺屋敷ともいう小名があった、と記されている。

金堀地区のほぼ中央で、二つの沢に挟まれた平坦地には「サイトウ屋敷」の通称があったという（宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究会所 一九七四）。



奥州名所図会 (五輪屋敷) 仙台市博物館蔵

表3 屋敷の推移

	寛文13年 1673	延宝4年 1676	天和4年 1684	貞享5年 1688	延享3年 1746	安永3年 1774	享和4年 1804	文化14年 1817	文政11年 1828
荒屋敷	1	1	1	1	4		5	3	3
金山屋敷	1	1	1	1	1		1	1	1
西庭屋敷	2	2	1	1	1				
作貫屋敷 (佐之木屋敷)		1	1	1	3	2	4	2	2
新屋敷	4	4	7	6	16	31	14	11	11
小金沢屋敷 (金小沢屋敷)	2	2	2	2	5		3	3	3
坂下屋敷	1	1				2			
六月坂屋敷	1	1	1	1	1		1	1	1
沼烟屋敷	1	1	1	1	3	2	3	2	2
五万崎屋敷	1	1	1	1		1			
漆沢屋敷	1	1	1	1					
市川屋敷	1	1	1	1					
山岸屋敷	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松葉屋敷					1	1	1	1	1
城前屋敷			1	1	3		3	3	3
伊保石屋敷					1		1	1	1
西久保屋敷							1		



五万崎の屋敷（昭和32～39年）

第五章　寺社仏閣

第一節　神社

一　陸奥総社宮

陸奥総社宮は、市川の東端部に近い字奏社にある。八塙道老翁神、八塙道老翁女を祭神として祀っており（宮城県神社庁　一九七六）、鹽竈神社の末社とされる（註）。

本神社は仙台方面から鹽竈方面に通じる旧塙街道に面して立地している。神社周辺は標高約四七メートルとこの周辺では最も高く、境内の北側から西側にかけては広い範囲に山林が広がっている。塙街道に面した大正三年の石鳥居をくぐると、男坂、女坂と称される石段があり、石段を上った右手に手水舎、左手に給馬殿がある。参道正面には拝殿、

陸奥総社宮



陸奥総社宮の絵葉書（大正14年～昭和35年）



陸前國塙南神社末社宮城都市川村鎮座村社奏社宮景色図（鹽竈神社蔵）

その奥に幣殿、本殿があり、拝殿の西側には手水鉢や石燈籠が移設されており、東側には樹齢約六三〇年の杉と、約二五〇年の白木蓮の古木がそびえている。

平成二六年度に実施した近世社寺建築調査によると、現在の本殿は一部に貞享期の建築意匠を残すが他は正徳、享保期以降の意匠、拝殿はアジア・太平洋戦争後の造作もあるが享保期頃の意匠も残していることが明らかにされた（多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか）。

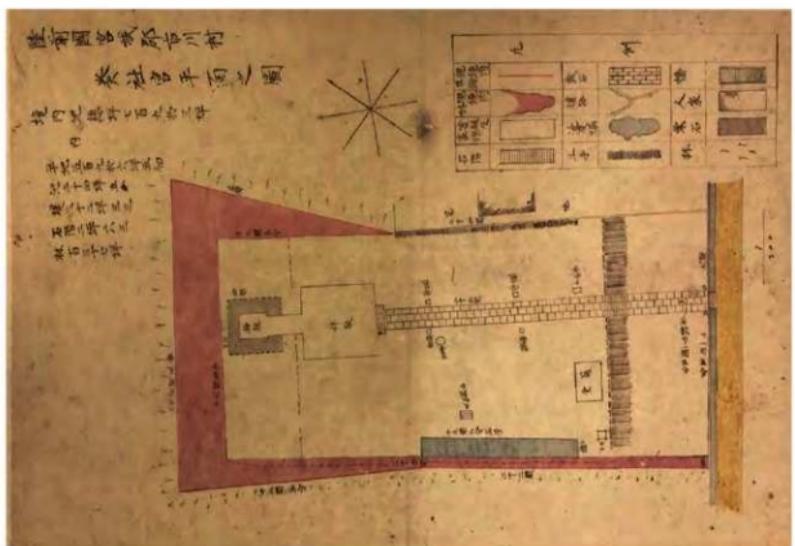
二〇一七）

この神社については、安永三年の「風土記御用書出」（以下「書出」）や、明治期の「神社由緒調」に収録された「神社調査書」（県庁文書）があり、「鹽松勝譜」などいくつかの地誌にも記事が散見される。境内には天和三年（一六八三）の手水鉢をはじめ、正徳元年（一七一）、安永三年（一七三三）、元治元年（一八六四）、明治十五年（一八八二）、明治三六年（一九〇三）の石燈籠、大正二年の鳥居など多くの石造物があり、造営に伴う棟札や擬宝珠銘など紀年銘資料も現存するなど、本神社の歴史を考える上では比較的多くの資料を有することができる。

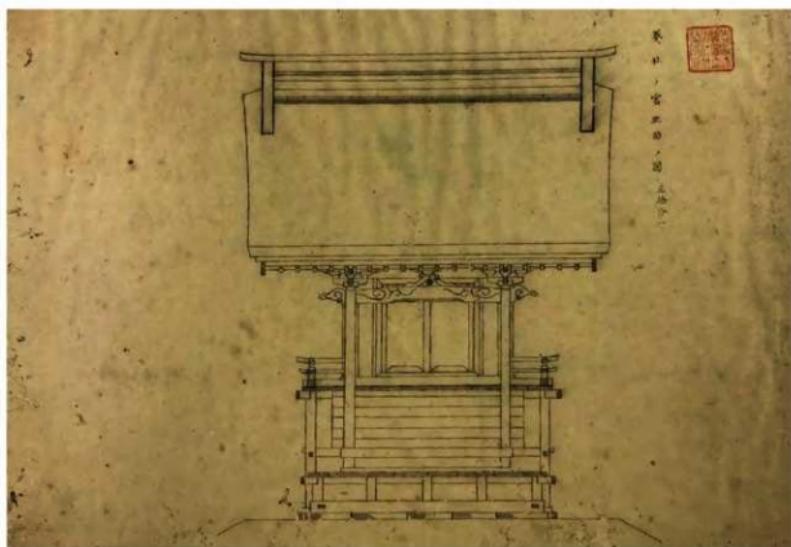
本神社については、安永三年（一七七四）、市川村肝入市兵衛によって提出された「市川村風土記御用書出」（以下「書出」と表記）に、「村鎮守 奏社明神社」として以下の記載があり、一八世紀後半頃の状況が知られる。

一小名 奏社宮

勧請 誰勧請と申す義、ならびに年月ともに相知り申さず候らえども、塙電一宮十四末社の内に御座候事



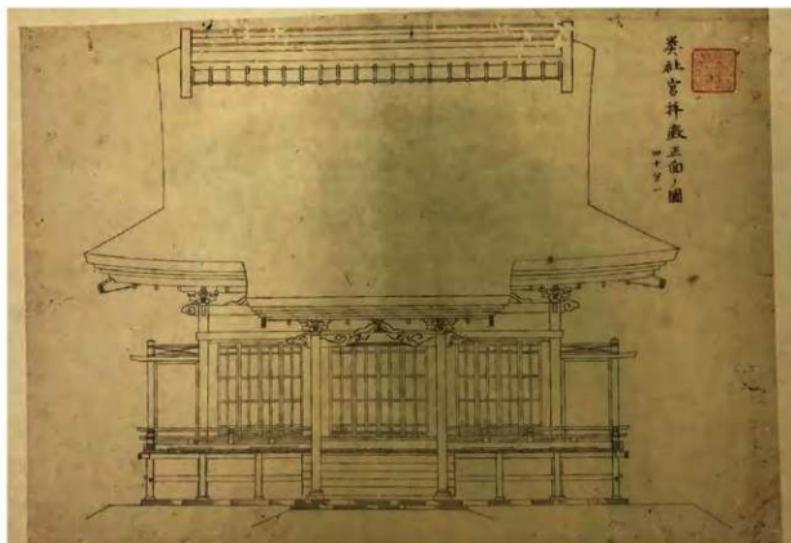
陸前国宮城都市川村奏社宮平面之図（鹽竈神社蔵）



奏社ノ宮正面ノ圖（宿禰神社蔵）



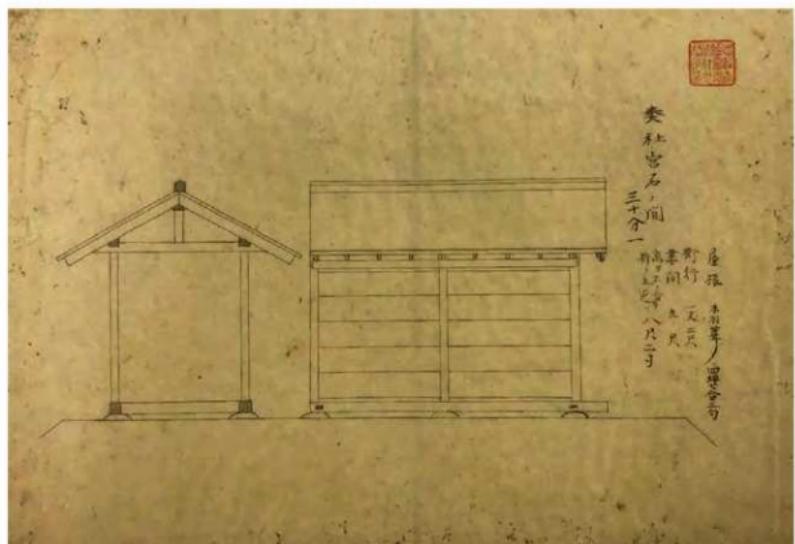
奏社宮妻ノ圖（宿禰神社蔵）



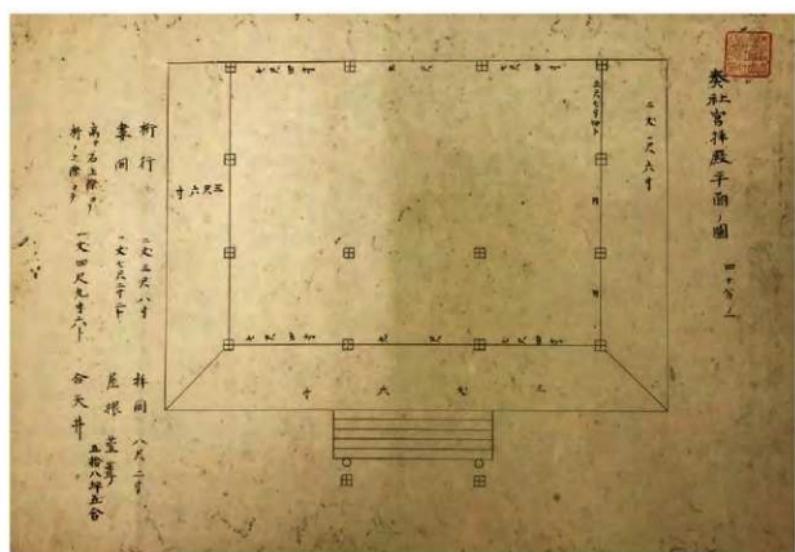
奏社宮拝殿正面ノ圖（鹽竈神社蔵）



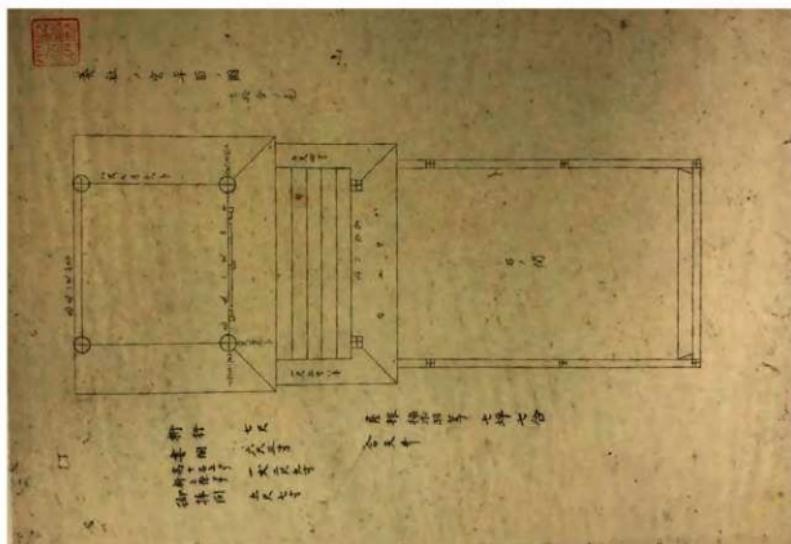
奏社宮拝殿側面ノ圖（鹽竈神社蔵）



陸前国宮城城市川村奏社宮平面之図（寶龕神社蔵）



奏社宮拝殿平面之図（寶龕神社蔵）



奏社ノ宮平面ノ図（鹽竈神社藏）

一社地 番式百間 橫六拾間

一社 辰巳向

一本社 卯間作

一拝殿 三間作

一鐘樓 壱間半四面

一鳥居 辰巳向

一長床 東向堅三間 橫式間

一額 社の額額、「奏社明神」四字 筆者は御城下恵沢山龍宝寺先

一別當 当村真言宗市川山神奏院

一祭日 三月十日

勅請の時期や主体については、ほかの多くの神社がそうであるように「書出」が提出された頃には既に不明となっている。しかし、本神社には明治四〇年の「神社由緒調」(県厅文書)に収録された「神社報告書」があり、「往古鎮守府多賀國府では、当社を東山東海両道の神社へ奉幣遙拝を執行する社としたと伝えられている」との記載がある。前者は多賀城に対する明治時代の認識であろうから、概ね多賀城の時代、即ち奈良・平安時代を指すと考えられ、陸奥国内の神社に対して奉幣遙拝を行つたというものである。任國の神社の祭祀は国司の職掌であり、多賀城に赴任した国司も同様であった。後者については、伊沢氏が陸奥国留守職に任じられて以降、子孫相繼いで宮城郡東部を支配したことは「吾妻鏡」

や留守家文書の研究から明らかであり、天正年間の廃絶は、豊臣秀吉の奥羽仕置によって留守氏（伊沢氏）が宮城郡から退去するという歴史的事実とも符合するところである。「神社報告書」の記載は、奈良・平安時代から戦国時代にかけての奉

宮について記したもので、不自然な点はないが、それぞれの事象を裏付ける資料を確認することができない。

古代、中世における奉社宮については明らかではないが、本神社には棟札及び墨書き銘が二点あり、その内藩政期の棟札が四点ある。平成二六年度には近世社寺建築調査を実施したことから、棟札の年代と造営の内容が明らかになった。

- 1 貞享四年（一六八七）奏者明神宮再興棟札
- 2 元禄一四年（一七〇一）奏者神祠修理棟札
- 3 正徳六年（一七一六）奏者明神社造営棟札 本殿・拝殿
- 4 享保一九年（一七三四）奏社宮拝殿造新棟札 拝殿
- 5 慶応三年（一八六七）御本社御屋根替再建造宮堂 本殿



社殿と社務所（昭和53～54年）
社務所がある場所にはかつて神奏院があった

「書出」には社地が「豎式百間 横六拾間」とあり、これは豎三六四メートル、横一〇九メートルと約四万平方メートルにも及ぶ。この広さは社殿の奥に広がる山林をも含めたものであろうが、「書出」に記された市内の神社の中では圧倒的な広さを誇る。「書出」では社殿等の建造物として本社、拝殿、鐘楼、長床、鳥居を挙げているが、「奥州名所圖会」は「社内に堂宇多し」と記し、捕図には「書出」にない別当神奏院や末社の小祠が三棟あり、鳥居の前の溝には橋も架かっていた様子が描かれている。明治四〇年の「神社報告書」では、神殿（本殿）に続けて祝詞殿（幣殿）の記載があり、境内は順次整備されていった。

鹽竈神社に「鹽竈神社撰社末社圖錄」があり、その中に、近代になってからのものではあるが、奉社宮に関わる九枚の絵図・図面が収録されている。「陸前国塩竈神社末社宮城郡市川村鎮座 村社 奉社宮景色図」「奉社ノ宮正面ノ図」「同 妻ノ図」「同 平面ノ図」「奉社宮拝殿正面ノ図」「同 妻ノ図」「同 平面ノ図」「陸前國宮城郡市川村奉社宮平面之図」「平面ノ図」「奉社ノ宮正面ノ図」「同 妻ノ図」「同 平面ノ図」

前国宮城郡市川村奉社宮平面之図

と題したもので、この神社の具体的な姿をうかがうことができる。

次に、棟札に記された社名についてみると、貞享四年の棟札では奏者明神宮、元禄一四年の棟札では奏者神祠、正徳六年の棟札では奏者明神社であったのが、享保一九年の棟札では奏社宮と表記が最も古い貞享四年の棟札に再興があるので、創建年代がそれ以前であることは明らかである。貞享四年から享保一九年までの造営の間隔は、一四年、一五年、一八年であり、一〇年未満という間隔で修繕が行われている。



鳥居前に現在も残る石橋

社調査書)。変わっている。続く安永三年の「書出」では奉社明神社であり、明治四年七月に奉社宮と改められるまで明神号を付したこの社名が続いた(『神

本神社の性格を考える上で、「鹽竈勝謹」との記載は興味深い。「一つは土地の者が言うには、鹽竈神社に詣でる者は、先ずこの神（奏社明神）に謁し、奏可を得つて行かないと神は受け入れない」とあり、続けて「奏社は總社の転訛。大貴巳命祀る」、また「天思兼命を祀る。この神は八百万神の奏者。未だいすればが正しいのかわからない」というものである。前者は、奏社が鹽竈神社に奏上する役割を持つ神社されていることである。貞享四年の棟札等に記された「奏者明神」はそのような役割を直接反映した社名と考えられる。「神社報告書」にも「本社（奏社）は國幣中社塩釜神社隨從第一の神で、執奏の神という。塩釜社が陸奥に下つて藻塙を焚いた頃からの隨從の神という。」との記述は、奏社が神代の時代から塩釜社に隨從し、しかも執奏の神と位置づけている。

後者では、奉社は總社の転訛と記し、大貴巳命や天思兼命を祀るとする。大貴巳命は大国主命の古称で、すべての神々が集まる出雲大社の祭神であり、天思兼命は天照大神が天岩戸戸に身を隠したおり、八百万の

社の神感（官）司ゆえに、参詣者はこれ（奉社）に祈る」と同様のとらえ方をしている。

『宮城郡誌』には「国司をしてその国内鎮座の諸神に祈祝せしむ、國司国内鎮座の地を拝祀する能わざるを以て、國府の付近に神社を安置し、幣を納む所を称して奉社」と云い、又国内の大小神祇を勧請して一社に鎮

註 塩瀬神社の末社であるということは、「書出」以前の「對内名蹟志」(寛保元年一七四二) や「封内風土記」(安永元年一七七二) にも記載があり、一九世紀初頭の成立と考えられる「東州名所図志」や「鹽松御講」(文政五年一八二二) でも取り上げている。ただ、「封内風土記」では、「法蓮寺記」の記載により、本神社を鹽瀬神社の末社に含めない説も紹介している。

城県神社庁 一九七〇 というものであった。

明治三年に神饌院最後の別当順泰が復職して市川氏を称し、奏社宮の神官になると、その後は市川永治、武本時保、加藤繁右衛門、市川稔と続き、当代に至っている。

祭祀を行えないで、国府の近くに幣を安置する「奏社」という神社を置く。国内にある大小の神祇を一つの社に勧請することで「總社」の字をあてはめる説もある(宮郡都教育会一九一八)。と記されている。昭和三六年には、「宮城県神社庁に規則変更の届けが提出されているので、塙等の大修復を行ひ新に陸奥国百座の神明舎を建立し以つて聊か復元を達成し」とあり、陸奥總社宮司として市川稔の名が記されている。昭和三六年には、「宮城県神社庁に規則変更の届けが提出されているので、本神社はこの頃社名を「陸奥總社宮」に改称したようである。その理由は「此の地は往古陸奥國の府内(東門外)にして陸奥國府に属する總社である。(總社を奏社としたのは後世の誤りで近年現社号に改めた)」(宮城県神社庁 一九七〇) というものであった。

明治三年に神奈院最後の別当順奏が復職して市川氏を称し、奏社宮の神官になると、その後は市川永治、武本時保、加藤繁右衛門、市川稔と続き、当代に至っている。

註 境靈神社の本社であるという点は、『書出』以前の「封内風土記」(寶保元年、一七四二)や「封内風土記」(安永元年、一七七二)に記載があり、「九世纪初年に成立と考えられる(奥州名所図会)」や「鹽瀬郡謄譜」(文政五年、一八二二)でも取り上げている。ただ、「封内風土記」では、「法蓮寺記」の記載により、本神社を鹽瀬神社の末社に含めない説も紹介している。

神社調査書

宮都多賀村市川字奉社四銀座

村社奉社宮

社殿

製式種類 神殿屋根前後両流シ切妻造棟

鬼板附千木勝木彌谷彌谷板前階五級

高欄附三面廻り縁高欄附正面唐戸左右

遺戸全殿白木造り外組象鼻若葉唐草

ノ彫刻アリ銅貝鏡金毛彫アリ祠殿白木造り

ニンテ屋根両流シ博風附柿葺ナリ

拝殿屋根入母屋博風附檼鬼板附想体革

蓋瓦前階五級高欄附三面廻り縁高欄附正面

面扉組戸三間左右遺戸全殿素木造り象

鼻彫組若葉唐草ノ彫刻銅貝鏡金毛彫ナリ

籠堂屋根葺蓋ニシテ素木造りナリ創立年代

詳ナラズ多賀城村布川区氏子ノ寄進ニヨリ築造

スト云傳フ

花表創立年代詳ナラズ赤塗彩色

ナリ多賀城村市川区氏子ノ寄進ニヨリ造立スト

云傳フ

手水鉢右造ニシテ創立年代詳ナラズ

建築年來 神殿ハ貞享四年六月廿九日再

祝禱殿ハ貞享四年六月廿九日再

改道拝殿ハ仙

泰藩ノ領内寄進ニヨリ亨保九年三月十日改

造ト棟札二アリ棟札写別紙添附ス

國主当社へ参詣毎ニ奉納セラレシ金品目録及

包紙等所持スルノミニシテ元別當神委院本山

法蓮寺ヘ旧記等封印ノ上預置

ヲ明治初年同寺廢絶ノ際紛失今ハ傳リナシ金品

目録写別紙添附ス

三

該當項目

本社ハ國幣中社塙釜神社隨從第一ノ神ニシテ執
奏ノ神ト云フ塙釜社陸奥二下裏塙焚頃ヨリ
隨從ノ神ト云傳フ旧半事ハ塙釜社ノ記録ニアリ
伊達氏代々塙釜社參詣毎ニ必ス当社へ參詣金
品ヲ奉納セラル其他南ハ九州北ハ北海道ヨリ今ニ至
ルマテ參詣者アリ本社創立年代詳ナラズ往古
鎮守府多賀府ニテハ当社ニテ東山東海両道
ノ神社ヘ奉幣通拜執行ノ社トセラレシト云傳フ伊
澤氏奥州ノ留主職被任以來祭祀料トシテ三
千刈ノ地所寄進セラレシト天正年間頃ヨリ廢絶
スト云傳フ維新前ハ奉社明神ト名稱セシモ

明治七年七月奉社宮ト改稱シ村社二列セラル
認定事由

前項ニ依リ年代認定スト□モ創立年代詳ナラズ

ラズ当令存在ノ神殿及祝禱殿主ノ御寄進

ヲ仰キ貞享四年六月廿九日改道ス拝殿ハ仙

泰藩ノ領内寄進ニヨリ亨保九年三月十日改

造ト棟札二アリ棟札写別紙添附ス

証憑

國主当社へ参詣毎ニ奉納セラレシ金品目録及

包紙等所持スルノミニシテ元別當神委院本山

法蓮寺ヘ旧記等封印ノ上預置

ヲ明治初年同寺廢絶ノ際紛失今ハ傳リナシ金品

目録写別紙添附ス

四

五

五

手水鉢右造ニシテ創立年代詳ナラズ

建築年來 神殿ハ貞享四年六月廿九日再

祝禱殿ハ貞享四年六月廿九日再

改道拝殿ハ仙

泰藩ノ領内寄進ニヨリ亨保九年三月十日改

造ト棟札二アリ棟札写別紙添附ス

建物名称 神殿芭棟祝禱殿芭棟拝殿芭

芭籠堂芭棟花表芭^{タケ}所手水鉢芭^{タケ}所但シ

位置及坪数等ヲ見ルベキ見取図ヲ添附ス

氏子区域

本社ノ氏子ハ多賀城村市川区志部ナリ

社入金

初穀料金貯金五円賽錢金五円祈禱料貯金

札料金五円本社財産ノ田地ヨリ収入金四拾六円
計金五拾九円ナリ

七

永續財產

八

将来ノ維持方法

田反別三反拾芒歩ヨリ年々収益金額ヲ以テ将来
ノ維持方法トス

ヲ以テ永續財產トナシ

九

将来ノ維持方法

十

菊池市之進

ノ田反別三反拾芒歩ヨリ年々収益金額ヲ以テ将来

六月廿九遷宮日

十一

佐藤米吉

十二

志賀庸治

十三

氏子總代人

十四

市川永治

十五

宮城縣宮城郡多賀城村長志賀庸治代理

十六

多賀城村助役佐藤長右衛門

十七

薄伽○住如來加持黃大金○法界宮太行事因陀羅天

十八

聖主天中天容顏甚奇妙

十九

迦陵頻伽聲光明照十方

二十

總成師叔迦牟尼如來

二十一

奉再○靈籬宮未社奉者明神一宇國家安全所

二十二

表而

二十三

大願主別當

二十四

神奏院鏡光

二十五

伊達大君井御分國中

二十六

同長 同良定

二十七

木挽 庄司甚十郎春時

二十八

塗師 小川徳兵衛

全裏面

總奉加

廿四

嘗貢亨四丁卯歲

廿五

奉法樂理趣三昧導師法運寺住持法印照長供僧十二口勤之

廿六

六月廿九遷宮日

廿七

伊達大君井御分國中

廿八

同長 同良定

廿九

木挽 庄司甚十郎春時

三十

塗師 小川徳兵衛

右之通り相違無之□也

奏社宮社掌

明治四十年十二月十二日

市川永治

氏子總代人

志賀庸治

菊池市之進

佐藤米吉

志賀庸治

菊池市之進

佐藤米吉

前書之通り相違無之候也

明治四十年十二月十二日

全裏面

大願主別當

神奏院鏡光

伊達大君井御分國中

同長 同良定

木挽 庄司甚十郎春時

塗師 小川徳兵衛

廿九

總奉加

廿九

嘗貢亨四丁卯歲

伊達大君井御分國中

同長 同良定

木挽 庄司甚十郎春時

塗師 小川徳兵衛

三十

總奉加

三十

奉法樂理趣三昧職衆十五口導師法運寺現住慶賢執行所

別助成 一木長左工門清由 大工棟梁 加藤權七郎勝治

同 近沢半左工門豊方 同監棟梁 熊谷伊兵衛勝久

同 佐藤善左工門幸長 普請奉行 鈴木權右工門利重

本挽 小松長兵衛勝昌

治工 佐藤小平治

金品目録写

奉獻上

二荒脛巾神社

本神社は塩竈市との境界に近い市川字伊保石にあり、陸奥總社宮の南東約四五メートルの位置にある。塩竈街道に面した民家の間を約九〇メートル南側に下りたところに東西方向の参道があり、西向きの鳥居をくぐった先の民家の敷地奥に、養金神社、太子堂と並び、その中央に社殿がある。奥まった場所にあるため、街道からの入り口には寛政一〇年代（一七九八）

（一八〇〇）のものをはじめ三基の道標があり、一九世紀初頭の「奥州名所図会」にも「海道の南に標石あり」との記載がある。

安永三年の一書出には荒脛中神社として以下のような記載がある
一小名 荒脛中 但し太宰九吉様御知行所の内



荒履巾神社

一 勧請 誰勧請と申す義、ならびに年月ともに相知り申さず候えども、塩竈一宮十四末社の内に御座候由、右御社へ祈願仕り、成就仕り候えば、脛巾を相納め來たり申し候事

一社 西向五尺作四面

一御社領 式貫文

右は御当代様明和五年十二月廿八日これを御寄付候事

一鳥居 西向

一額 社の堅額、「荒脛巾明神」五字 但し筆者相知り申さず候

一事 別當 塩竈御社家鈴木壱岐守様御預かりにつき、別當御座なく候

一祭日 十一月廿八日

一事

一祭日

小名のところに、太宰九吉の知行所の内とある。太宰は、神社周辺に

給地を与えた伊達家臣と推測されるが詳細は不明である。

社領は二貫文で、明和五年（一七六八）に当時の藩主が寄付したとある。明和五年は七代重村の治世で、「鹽竈神社史」「第三門社領に関する記録」の中に、「荒脛巾社々領」として次の史料が収録されている。

荒脛巾明神社領之事

宮城郡山王村之内、鹽竈村之内、武貫文、依有所志今度寄進之証目録在別紙以備祭禮並復料、神事勤行無怠慢可被抽精誠之狀、如件

明和五年十二月廿日 朱印重村朝臣

朱印状は法蓮寺が持領し、その時の住職眞空が預戴したと「別當法蓮寺記」にある（『鹽竈神社史』「第一門社誌」。現在は鹽竈神社所蔵）。この二貫文（二〇石）は幕末まで変わらなかつた（註2）。

宮城郡市川村

一荒脛巾神社

旧祭料式拾石

但祭主塩釜社祢宜鈴木河内前□□□ス

本神社に別當はなく、「書出」には塩竈御社家鈴木壱岐守様御預かりと記されているよう、鈴木壱岐守が祭礼を執り行つた。鈴木壱岐守は左宮禰宜で、当主が幼少の時は、後見の親類鈴木伊豆守が代わつて務めたという（「別當法蓮寺記」）。

近代になってからのものではあるが、鹽竈神社に「鹽竈神社撰社末社図録」があり、その中に「陸前塩竈神社末社宮城郡市川村鎮座 無格社 荒脛巾神社景色図」、「荒脛巾神社正面ノ図」、「荒脛巾神社妻ノ図」、「荒脛巾神社平面図」、「陸前宮城郡浮島村 荒脛巾神社平面之図」と題した五枚の絵図・図面が収録されていて、この神社の具体的な姿をうかがうことができる。

本神社のようにアラハバキを社名とする神社は、現在国内に一五四社あるとされ、埼玉県、島根県、愛媛県に多いが、おおよそ北海道から長崎県まで広汎に分布している（菅田 一〇〇三）。

谷川健一は、本神社が秦社宮と相対して立地していることや、多賀城

の外郭築地の外側にあつてその近くに位置することから、祭神を門客人神と考えている。門客人神とは、もとは土地の精靈で、地主神であったものが、後から来た神にその地位を奪われた客人神、そして、もとは塞の神で、外来の邪靈を擊退するために置かれた門神という二つの性格を併せ持つ神で、後から来て主神となつた神のため、侵入する邪靈を擊退する役目を持つという（註3）。東国の大アラハバキは、「もともと名もない蝦夷の神であったが、やがて門客人神として体裁が整えられ、大和朝廷の神社の中に摂社または末社として組み入れられていった」としている（谷川 一九八五）。

また、谷川は、「神社の門に衣冠束帶姿で、脛巾をつけた二体の隨身の木像があり、それをアラハバキと称しているところが見受けられる。（中略）朝廷の御門を守る衛士が脛巾をつけていたところから起つた名である」と考へられている」とし、荒は荒禰などの荒と記している（谷川 一九八六）。榜は布帛の総称で、絹糸を和榜（にぎたえ）、麻布を荒榜とする「大言海」の説明によれば、荒脛巾は荒禰で作った脛巾ということになろう。

最後に、本神社の信仰について触れておきたい。「封内風土記」には祈願者が脛巾を献ずる、「書出」では（祈願）成就の際には脛巾を納める、とのみ記しているが、「奥州名所図会」には「社前に幣を掛け納め、脚下に病氣がある者が祈ると靈験がある」とあり、「鹽松勝譜」でも「世脚疾ある者之を祈る。脛繖を以てこれに賽すれば。驗あらざるなし」とことになろう。

現在、社殿には靴や草履、鉄やブリキ製の草鞋などの履物類、木製の足形、杖などが多数納められている。『日本の神様読み解き事典』（川口

一九九九）によれば、以前は藁や繩で作つた脛巾や、布で作つた脚綿も供えられていたとのことであり、具体的な奉納品は時代を反映するものが選定されているが、足に関わる奉賽品という性格は変わらず、「奥州名所図会」や「鹽松勝譜」に記された信仰の様子を伝えている。

ただ、このような江戸時代から続く伝統的な信仰は、現在では足に限らず、「町誌」には「腰より下の病氣、婦人病、脚氣、脊髓病が治ると言い伝えられ」と記されている。さらに「日本の神様読み解き事典」「荒脛神社」の項には「足・性病の守護神を祀る」の副題が付され、「性病・婦人病の平癒を祈つたものらしく、現在でも仙台や釜石の、花柳界の女性の御参りが多い」と効験の増大に伴つて信仰する人々の範囲も拡大した。実際に奉納品の中に木製の男根が「四点あり、かつては布製の女陰もあった」という（川口 一九九九）。江戸時代の地誌に記載された信仰が、いつごろからこのように変化したのか明確ではないが、奉納された木製男根の一つに「奉納／岩手県東磐井郡／藤沢村」と墨書きされたものがあり、明治二年以降のものと見られることから、近代になつてからのことと考えられる。

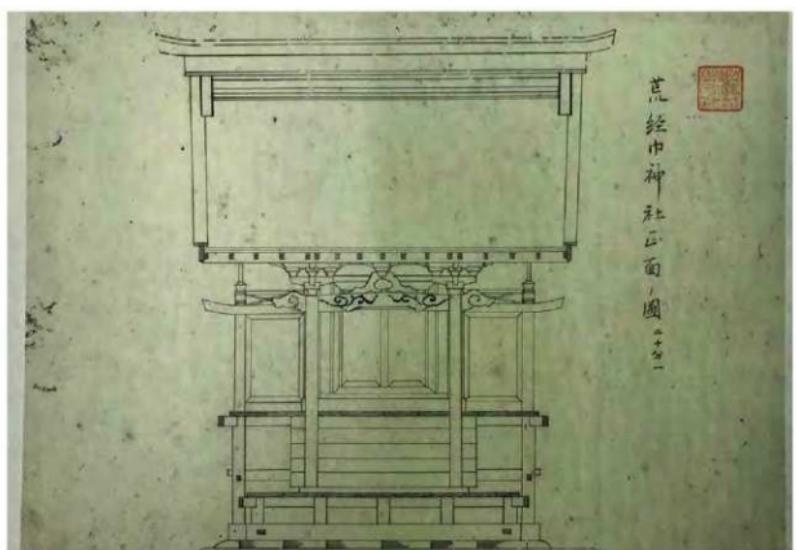
註1 明和五年の誤り。

註2 明治四年の「仙台藩神社榜 附祠官井除陽者籍」に「旧祭料式拾石」と記載。

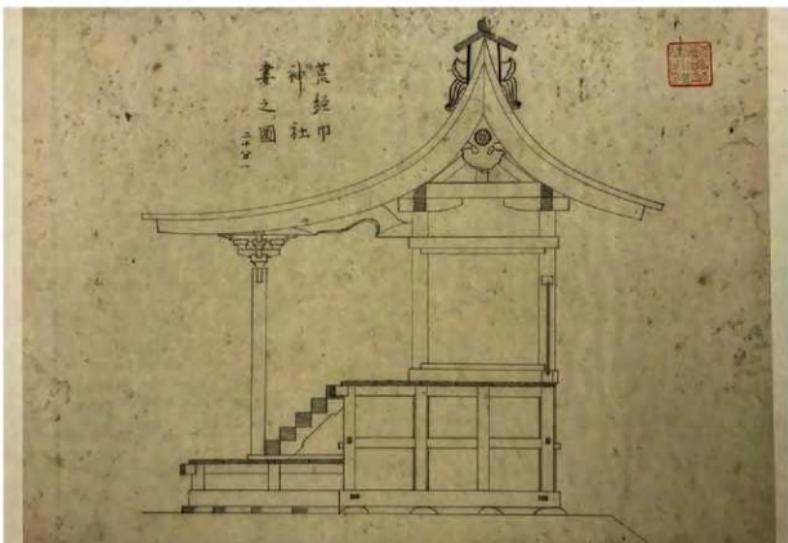
註3 谷川は荒脛巾神社を奉社宮の門神、門客人神と想定しているようであるが、史料上で確認できるのは荒脛巾神社が鹽松勝譜の末社という関係のみであり、奉社宮との関係は、「書出」や地誌類にも記載がなく、不明である。



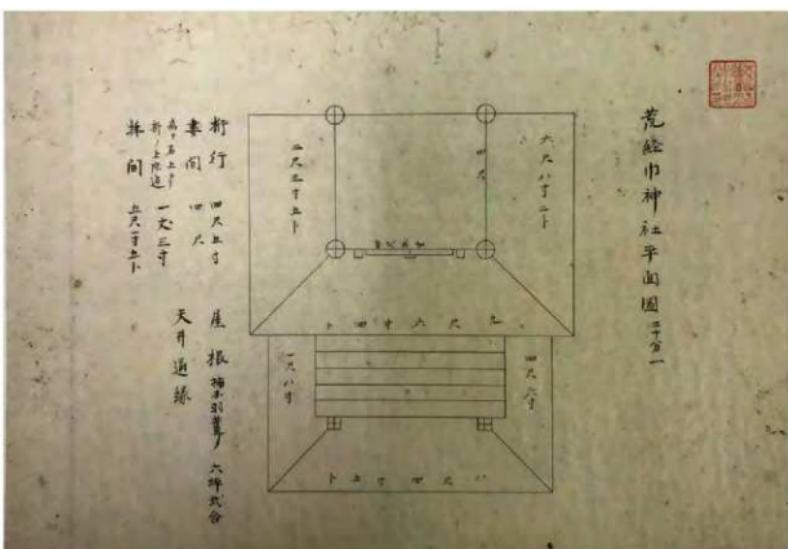
陸前国塩雨神社末社宮城郡市川村鎮座無格社荒脛神社景色圖（鹽窓神社蔵）



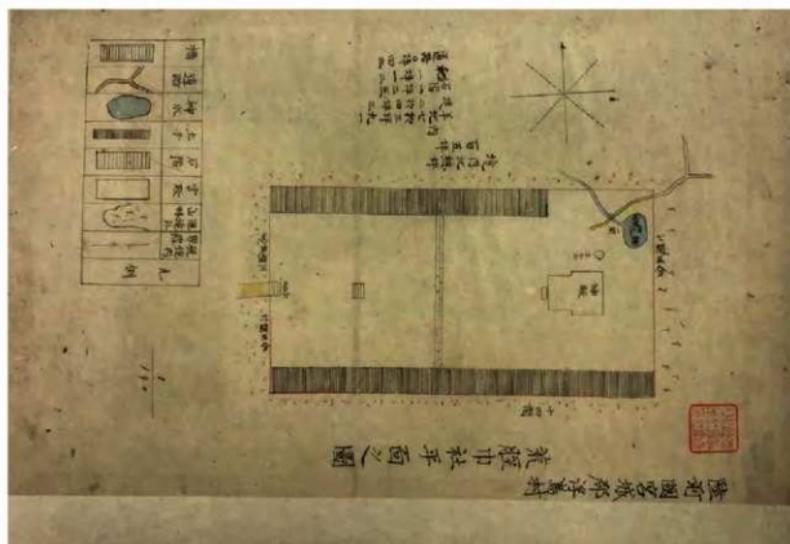
荒脛巾神社正面ノ圖（鹽窓神社蔵）



荒脛巾神社妻之図（櫻庭神社蔵）



荒脛巾神社平面図（櫻庭神社蔵）



勝前國宮城郡浮島村荒脛巾社平面之圖（豐前神社藏）

三 白山社（貴船神社）

この神社は塙竈街道に面した金壇3にある。石段を昇つて鳥居をくぐり、参道を進むと正面に推定樹齢四八〇年の櫻があり（多賀城市一九六六）、その右手奥の覆堂の中に社殿がある。

社殿には「奉造當白山權現宮一宇國家安全万民昌穰所」と題した宝曆六年（一七五六）の棟札が納められており、施主は金山屋敷の菊池七兵衛、大工は鹽竈の喜惣次永春が棟梁となって宮大工三名ともに行い、遷宮導師は奉社明神の別当神奏院慶康が務めたことが記されている。この棟札によって、本神社は白山權現宮であり、年代もその時期までさかの

「書出」には、白山社について以下のように記載されている。

一勅請 誰勅請と申す義、ならびに年月とともに相知り申さず候事

二十一
卷之三

一鳥居
東向

額　鳥居堅額、白山宮三字。但し筆者相知り申さず候事

一祭日 十一月五日

「書出」では、社が所在する小名は金山であるが、地主・別当が新屋

衛となつており、屋敷名に相違がある

細部意匠は江戸中期の様式で、棟札の年代と矛盾しないという（多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか 二〇一七）。鳥居は大正年間に建立されたコンクリート製である。

ところで、現在この神社は貴船神社の名で知られ、所有者もそのように呼んでいる。そのため、本項の記述にあたり、「白山社（貴船神社）」と併記したが、本神社が貴船神社とも呼ばれるようになった経緯は明らかではない。昭和四二年刊行の『町誌』には、「[白山神社]は木船（貴船）神社ともい、山城国愛宕郡鞍馬村貴船神社の分靈を奉祀したもの」と伝えている。海上安全大漁の神とされているので海浜の人々や、漁民から厚く信仰されているという。」と記されている。

このような認識は一般に定着しており、社殿に多数奉納されている木製の舟形も、海上安全、大漁祈願など木船（貴船）の神に対する信仰を具体的に示すものとなっている。

貴船神社については、一九世紀初め頃に完成したとされる「奥州名所図会」初編巻之一に、「貴船社 市川邑の内、海道の左傍に小祠あり。」とあります。左傍農家の宅地名なり。」と



貴船神社の鳥居

あつて、挿図には、農家宅地の前方に貴布禰の社が描かれている。

また、享保四年（一七一九）の『奥羽觀蹟開老志』には、鹽竈神社が鎮座する一森山に寛文（一六六一～一六七二）以前から貴船社があつたと記されているが、その貴船社が、綱村の代に市川村に遷されたとの記述が文政五年（一八二三）の『鹽松勝譜』にある。

卷之一鹽浦部の鹽竈神廟の項には、「鹽竈神社の左宮は武藏國命、右宮は經津主命、別宮は岐神を祭つてゐるが、岐神はかつて本山下神釜（現在の御釜神社）の所にあり、政宗の代にこの地（現在の鹽竈神社境内）に遷して貴船、只洲の二神を配祀したが、綱村の代、貴船を市川村に、只洲神を仙台城北古内村（仙台市泉区）に遷した」とあり、さらに、卷之二鹽浦部の貴船神祠の項には、「この神社は、奏社の西二町ばかりの道の左にあつて、政宗は鹽竈廟に配祀したが、綱村がこの地に遷した」と記している。貴船社と只洲社が鹽竈神社から遷された綱村の代とは元禄八年（一六九五）から宝永元年（一七〇四）に及んだ大規模造替のことである。

しかし、只洲社が古内村に遷されたことは「鹽社由来追考」の中の地鎮祭の記事等でも確認できるが、貴船社は鹽竈地主神であり、元禄の造替後も別宮に祀られ、それまで貴船一権官、同二権官だった神官も別宮一権官、同二権官となつて奉祀したという（高橋 一九八一）。貴船社を市川村に遷したと記すのは「鹽松勝譜」の記述のみである（註一）。

「奥州名所図会」は鹽竈神社にあつた貴船社と市川村との関係には触れていない。しかし、挿図に描かれた貴船社は五輪屋敷より北の方角、即ち貴船神社とは反対の方向であり、「鹽松勝譜」に記載された奏社宮の西約二町という距離から見ても五輪屋敷より北側であつて、現在の貴

船神社の場所と見ることは難しい（註3）。

「鹽松勝譜」卷之八之一には、

貴船神社とは別に白山神社の記載がある。「八幡神祠ノ南ニ

在ル地ナリ。金山ト云フ。何人ノ創ムルヲ伝ヘス」とあり、

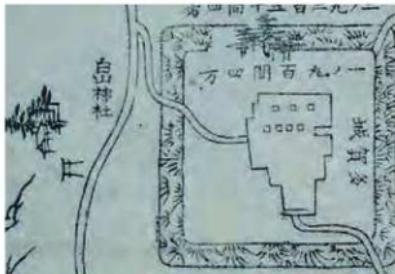
八幡神祠の南側で金山という位置関係から、それが現在の貴船神社を指すことは疑いな

い。「鹽松勝譜」は白山神社の存在を認識しており、塩釜神社から市川村に遷したとする

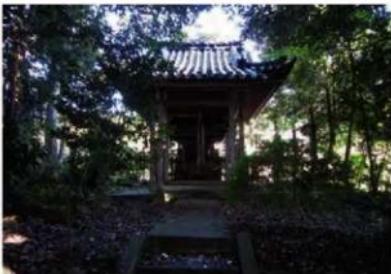
貴船神社は白山神社とは別の神社を指している可能性がある。

明治二三年に地元市川村の菊地蔵之助と菊地甚助が作成した「多賀城古趾の図」において、貴船神社の位置に白山神社が記されていることでも明らかである。

その後、大正一四年頃に作成された「多賀城平面図」には白山神社に変わつてその



多賀城古趾の図に見える白山神社



貴船神社

位置に木船神社が表記され、裏面に印刷された「多賀城跡案内」には、「城内ニハ此ノ他木船神社（貴布禰）（又白山神社トモイフ）八幡神社及熊野神社等、関西大社ノ名アル神祠最ト多シ。」と木船神社を主とした表記に変わっている。昭和二年の「多賀城六百年史」には、昭和四年に奏社宮に合祀したこととなった多賀城村内の八社について、「木の船を献上して海上安全大漁を祈る木船神社」等の八社は「近畿地方の大社在此の地に勧請したものだと云われている」（三塚 一九三七）との記述がある。アジア・太平洋戦争中に多賀城海軍工廠が作成した史跡案内の小冊子「多賀城史蹟」（註3）にも木船社と記載されている。

昭和五七年に多賀城市教育委員会が設置した説明板は白山神社を貴船神社の別名としているが、宝曆六年（一七五六）の棟札や「書出」に記載された名称は白山神社であつて、明治に至るまで変わることはなかつた。それが大正頃に木船神社、さらに貴船神社という名称が現れ、今日では主客転倒の状態となつてゐるが、その原因や経緯は明らかではない。

註1 昭和五七年に多賀城市教育委員会が設置した説明板の「貴船神社縁起」は、元禄年間の鹽竈神社改修により、貴船神社が市川村に遷宮したとする「鹽松勝譜」の記述に依拠した内容となつてゐる。

註2 奏社宮より西（南）側で、五輪より北（東）側に存在した神社としては多賀神社がある。奏社宮（鳥居前）からの距離は約四四〇メートル。

註3 契付がないので詳細は不明だが、多賀城海軍工廠が存在した昭和一八年から同二〇〇年にかけて作成されたと推定。

貴船神社縁起

別名「白山神社」とも呼ばれている此神社は、山城国愛宕郡鞍馬村貴船神社の分靈を奉祀したものと伝えられている。

今からおよそ三百八十年前、慶長十二年（一六〇七年）藩祖伊達政宗により奥州の宮塙釜神社の社殿建築が成され、この時、塙釜神社が御釜神社の所から現在の境内に遷宮されたのに伴い、貴船（御）神がここに配祠されたのである。

その後、江戸時代の元禄年間に四代伊達綱村による鹽竈神社改修がなされた。このため亂神社は仙台城北の古内村（泉市八乙女）に、貴船神社は市川村の現在地に遷宮されたのである。

遷宮された年代については、元禄六年頃（塙勝譜）とされているが、現存する棟札には、宝曆丙子歳（一七五六年）と墨書きされているところから、遷宮されてからおよそ六十年を経て現在の祠が造営されたものであろう。

貴船神社は、五穀豐穡、海上安寧大漁の御神徳をもつ神とされているところから、農、漁民の尊崇が厚く、古くから木の船が奉納されている。

現在は、菊池安右工門氏宅で先祖から手厚く保護管理されており、昭和五十六年に祠を保護するため覆堂の建築が行われた。

例祭は、十一月五日に菊池安右工門宅で嚴粛に取り行われている。

四 八幡社

この神社は、かつて多賀城政戸跡の北西、現在の多賀城神社境内付近で祀られていたものである。「風土記御用書出」に以下のようない記載がある。

一小名 松葉

一勅請 誰勅請と申す義、ならびに年月ともに相知り申さず候事

一社地 竪十八間 橫五間

一社 西向三尺作

一鳥居 西向

一地主 松葉屋敷甚五郎

一別當 右甚五郎

一祭日 八月十五日

社地には、周囲が一丈二尺という杉の古木が一本あつたとの記載もある（名木の項）。

「奥州名所図会」では、五輪屋敷の項で、「道のひがしに、八幡の祠あり。多賀と同時の社なりと云ひ伝ふ」と記している。「鹽松勝譜」には、五万崎と白山神社の間に八幡神祠の説明がある。国府館趾の東数歩の位置にあり、松島の八幡祠を城南の八幡村に移し、それを城中に建てて朝夕祈祭したという。明治三年の「多賀城古趾の図」には西向きの社殿と鳥居が描かれている。史跡整備のため移転を余儀なくされ、約一五〇メートル南西の民家の敷地（市川字金堀二番地）に移設されている。

昭和五十七年十一月

多賀城市教育委員会

多賀神社は旧塩竈街道に面した市川字六月坂にある。現在は街道から西側に分岐する小道との角にあるが、以前は現在地の北東約六〇メートルの位置にあったもので、昭和四九年度に多賀城跡の環境整備事業のため現在地へ移転したものである。

明治一七年（一八八四）に宮城県が作成した「陸前国神社宝物古器物古文書目録」（県序文書）があり、その中の「多賀神社宝物古器物古文書目録」に梁簡一枚の記載がある。長さ二尺二寸、幅七寸七分の杉板で、この神社が一八世紀後半に存在したことを示すものといえる。この梁簡とは棟札であろう。

五 多賀神社



八幡社



多賀城古跡の図

この神社については、嘉永元年（一八四八）に新築された際の棟札が現存し、「延喜式所載宮城郡多賀神社是也」と明記されている。遷宮行事は志賀信濃守廣喜で、祭主は市川村の卯藏、その補助は長五郎などっている。しかし、式内社とされながら「風土記御用書出」をはじめ地誌等には取り上げられていない。明治二三年（一八八九）の「多賀城古跡の図」には、塩竈街道に面して鳥居と東向きの社殿が描かれている。現在は一間四面で葺葺屋根の社殿となつており、多賀城政庁跡の西側にあら佐藤家で代々祀つてきただいう。多数奉納されている小型の籠は、頭痛を患者が平癒祈願のため奉納したもので、多賀（たが）と音が通じる供物である。



多賀神社

多賀神社宝物古器物古文書目録

一梁簡 一枚

杉板ニシテ長サ壹尺五寸巾七寸七分アリ當社ノ
縁由ヲ載スルモノト認レトモ其文過半摩滅或
虫食アリテ撰筆誰ナルヤ詳ナラサレトモ維時
明和九年云云トアリ

右之通御座候也

明治十七年七月

宮城□□下

陸前国宮城市川村

多賀神社兼務同郡岩切村小物忌社

祠掌

無職 高橋廣登

右神社信徒惣代

千葉三四郎

佐藤喜吉

右村戸長

後藤昭左衛門

(明治十七年「陸前国神社宝物古器物古文書目録」宮城県)



県庁文書（多賀神社） 宮城県公文書館蔵



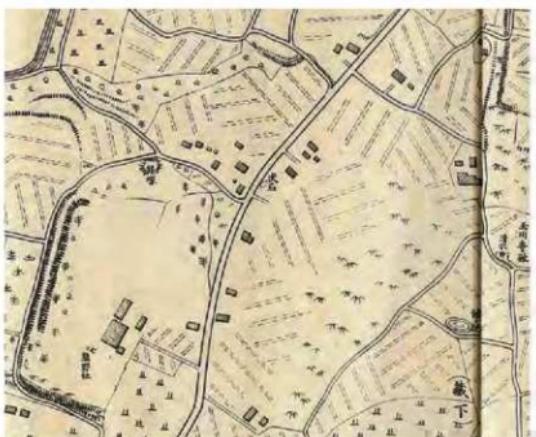
奉納された縁



移転前の多賀神社



多賀神社の絵葉書（大正14年～昭和35年）



多賀城跡平面図にある熊野社

六 熊野神社

五万崎にあり、明治二年の「多賀城古跡の図」には、塙窪
街道と塙窪新道の三叉路の北西に東向きの社殿と鳥居が描かれ
ている。この神社は、明治四年の多賀城古跡実測平面図には
熊野神社、大正一四年頃の多賀城跡平面図には熊野社として表
示されているが詳細は不明である。民家の敷地内に祀られてお
り、幟などが伝わっている（第二章 民俗参照）。

七 大日靈神社

本神社は市川字大畠にあり、多賀城政庁跡の北側七五メートル、塙道街道から少し東に入った屋敷地の北西隅に祀られている。この屋敷地の北側は緩い傾斜面となっており、本神社は石鳥居をくぐり、石の階段を上ったところに南向きの社殿が一棟ある。「御宮道宮大日靈神社」と記された明治五年の棟札が納められており、社主は佐藤長兵衛と記されている。社殿は一間社流造で江戸中期の建築様式を残す（多賀城市教育委員会ほか）。



大日靈神社

社殿は、大日如来を主尊とする牌板が立つ状態でその上に構築されており、社殿内には鉄製鍛造の懸けも納められている。近隣の人々も本神社を大日如来と呼んでいるなど、本来は大日如来を本尊とする仏堂ではなかつたかと考えられる。

（前略）義良親王には、延元四年（一二三三九）十月吉野行宮におかれ即位（第九十七代後村上天皇）されるまでのわずか七年の間に陸奥太守として、二度にわたり通算三ヶ月の歳月を多賀城において南朝の中心達とともに王政復古のためつくされたのである。

このことも未永く記念するため、昭和九年七月「多賀城村史跡名勝保存会」を組織、昭和十年四月「後村上天皇御座處」の碑を正殿跡の北西隅に建立し同時に御靈祭を行なったのである。そして、これを契機として、後村上天皇をはじめ建武新政の礎となつた南朝の忠臣諸将を奉祀する神社創建の機運が盛りあがつたのであるが、たまたま、大東亜戦争に突入したことでもあって、この計画は一時頓挫のやむなきにいたつたのである。

しかし、戦後、再び初期の目的を達成せんとする関係者の努力



多賀城神社

八 多賀城神社

多賀城神社は、昭和二五年（一九五〇）、多賀城政庁跡の北東部に建立された。社殿は、アジア・太平洋戦争時の多賀城海軍工廠の奉安殿を移築したものであり、市内で最も新しい神社である。本神社が勧請された経緯については、境内に設置されている多賀城神社縁起に詳細に述べられているので、以下関係する部分を引用する。

がむくいられ當時田海軍工廠におかれてい奉安殿を國より払い下げられることとなり、昭和廿七年四月地元市川区民の協力を得て政庁跡の東北の一角にこれを移設し、多賀城神社の社殿として鎮座祭を執行。翌廿八年五月六日例祭を執行したのであるが、以後は毎年五月六日を例祭日と定め、社前において祭典を莊嚴に執行してきたのである。

昭和四十八年政庁地区を史跡公園として環境整備を施工するにあたり、八幡社跡とも伝えられる由緒ある現在地に遷宮したものである。

平成一三年五月二〇日

多賀城跡顕彰会

昭和七年、本神社の建設に先立ち、村長鈴木源一郎は高崎の屋敷林から杉を伐り出して市川に運び、その丸太材をもつて政庁跡南斜面登り口に鳥居を建設したという。

また、建武中興六百年に当たる昭和九年、南宮の賀川修二は「維時昭和九歳次甲戌當建武中興六百年記念祭／一死殉君國以明肇國大本」、「忠勇貫古今壯哉建武中興／挽建武中興殉國英靈 日本入木道正統第四十七世 華城 賀川修次」と記した堅九・五〇メートル、幅一・三五メートルの幟を一对制作している（註）。

九 養蚕神社

荒脛巾神社の境内にあり、同社の南側に並んでいる。

この神社については近世・近代の地誌等にも記載がなく、『町誌』でも取り上げられていない。『市史』の民間信仰の項には次のように記載されている（多賀城市史編纂委員会 一九八六）。

古くは立石（靈の碑）のある岡に鎮座していた。コガイサンと呼ばれている。かつてこの地では養蚕が盛んであったが、現在この神を養蚕の神とする信仰はない。喘息の平癒に靈験があるとされ、願う者は痰の根を切るといって、供えられている鉄を一挺借り受け、礼詣りに二挺にして納める。社には供えられた多くの鉄がある（註）。



養蚕神社



奉納された鉄

註

「多賀城神社 幌」の「こ」と題した覚書による。この覚書は平成一六年五月一〇日の例祭日に、多賀城跡顕彰会代表佐藤孫次（故人）と同会社友小澤操が作成したもので、本書を作成するにあたり、小澤氏より提供を受けた。

註 鉄のほかに銅を描いた絵馬もあり、年代が分かるものでは明治二九年・三〇年（一八九六・一八九七）のものがある。現在地に移転した時期や経緯については不明である。

第二節 寺院

一 玉川寺

市川字城前に、市道新田浮島線に面して曹洞宗の寺院玉川寺がある（江戸時代の資料には玉泉寺と記載）。この寺は、もとは多賀城政跡がある丘陵部南側ふもとにあつたが、明治二六年二月二日に同寺内にあつた村役場の火災で焼失し、その後現在地に移転したものである。

安政四年（一八五七）の「仙台金石志」にはそれより古い時期の寺について記載があり、「昔し壇碑の東南の山にて。東向に大門の址。元文三年の庚申供養石杯。今に有。或年消失してより。多賀城址の南今之地。猪苗代某御知行所の内に移ると云。今に碑の邊に蔵下（玉泉寺の蔵ありし所なるへし）。又寺屋敷共いふ小名有。」と多賀城跡の南の地に移る前は壇碑の東南の山にあつたとしている。安永三年（一七七四）の「書出」に所在地の小名が立石となっているのは、安永三年當時玉泉寺は立石にあつた傍証になると考えられる。また一九世紀初頭の「奥州名所図会」では多賀城政跡跡の南側に描かれているので、安永三年から一九世紀初頭の間に移転したと推定することができる。

安永元年（一七七二）の「封内風土記」には「松巖山玉泉寺。曹洞宗。仙台府下松音寺末寺。傳



玉川寺

この村書出とは別に寺院書出もあり、仙台城下の松音寺の末寺であると記載し、開山から当住までの道号を記している。先年過去帳が盗み取られたため実名はわからないという。

開山	伝室	二世	觀悟	三世	全寿	四世	円達
五世	文光	六世	默隨	七世	高億	八世	英俊
九世	高峯	十世	玉鱗（当住）				

開山の年代について、文政五年（一八二二）の「鹽松勝譜」には「御花園帝文安元年。僧無着の開興する所なり」とあり、文安元年は一四四四年で、「封内風土記」や「書

出」より一五〇年以上古く、由緒を記すが詳細は不明である。

玉泉寺の名が史料上に現れるのは寛文二年（一六七二）年の「宮城之内市川村人數御改御帳」である。「会家旨玉泉寺」（会家旨は会下宗で、曹洞宗のこと）の檀家として荒屋敷組頭久右衛門はじめ一五世帯の村人が書出されており、一八世帯の大半が玉泉寺の



玉川寺跡（平成23年）

市川村には寛文二三年の「宮城之内市川村人數御改御帳」をはじめ文政二年（一八二八）に至る八冊の人数改帳があり（以下、年代を付して「〇〇年改帳」の略称を使用する）、その中には玉泉寺の僧についても記載がある。ほとんどの場合「玉泉寺 一拾三」のように住職の年齢のみ記載されている（多賀城市史編纂委員会 一九九三）。それらに便宜的な A～E の記号を付し、「風土記御用書出」を作成した安永三年当時の「一〇世玉鱗の名を入れ、時系列的に表したのが図3である。

貞享五年改帳には D 三三歳とともに隱居文光五三歳との記載がある。延宝四年改帳の B 四二歳、寛文二三年改帳の A 三九歳とはほぼ連続しており、A・B は文光と考えられる。また、天和四年改帳の C 二三歳は、延宝四年改帳の弟子達山一五歳と見ても年代的に問題はない。C と D は

檀家であった。

人数改帳	寺院 書出
1670	5世 文光
<ul style="list-style-type: none"> • 1673（寛文13） A : 39歳 • 1676（延宝4） B : 42歳 弟子達山 15歳 • 1684（天和4） C : 23歳 • 1688（貞享5） D : 33歳 隠居文光 53歳 	6世 黙隨
1700	7世 高億
<ul style="list-style-type: none"> • 1746（延享3） E : 65歳 弟子南虎 12歳 	8世 英俊
1750	9世 高峯
<ul style="list-style-type: none"> • 1774（安永3） 玉鱗『風土記御用書出』 	10世 玉鱗
1800	
<ul style="list-style-type: none"> • 1804（享和4） 無住 • 1817（文化14） 無住 • 1828（文政11） 白峯 58歳 	

第3図 人数改帳に見る玉川寺の歴代

三尺 奥行三間) が類焼したと火災報告書に記載されているが、寺には宮殿と宮殿もあって、文政二年(一八一九)、白峰の代に新たに造立したという。そのことを記した石碑が移転前の玉泉寺跡にある。

火災報告書

宮城縣宮城郡多賀城村市川

曹洞宗玉川寺建物

一本堂宇 壱棟

但間口五間 奥行四間

一庫裡 壱棟

但間口三間三尺 奥行三間

右明治廿六年二月廿一日本村役場消失

ノ際類焼ニ罹り候間口及御

報告候也

宮城縣宮城郡多賀城村長志賀庸治代理

明治廿肋年七月三日 助役高橋正保

宮城縣知事船越衛殿

二 神奏院

別当の須奏が復讐して秦社宮の神宮寺(別當寺)だった真言宗の寺院である。明治二年、神奏院は秦社宮の神宮寺(別當寺)となり、廢院となつた。

「書出」には市川山神奏院とあり、所在地の小名は秦社の宮、仏殿は南向で堅八間、横四間半、本尊は子安觀音の木仏立像と簡単な内容となつてゐる。

「寺院書出」は伝わっていないが、塙龜市後藤雄造氏所蔵写本には、

塙龜市後藤雄造氏所蔵写本には、

金光明山法蓮寺の末寺であることなど

などが記されている。法蓮寺は鹽龜社の神宮寺である。秦社宮の神社調

査書に、「(秦社宮は) 国主当社へ參詣毎に奉納せられし金品目録及包紙

等所持するのみにして、元別當神奏院、本山法蓮寺へ旧記等封印の上預置口を、明治初年同寺廢絶の際紛失

す。今は伝わりなし」という記載がある神奏院と法蓮寺の関係を示すものといえる。

秦社宮の神宮寺であった神奏院は秦社宮の境内にあつた。「奥州名所図会」には拝殿の左前方に神奏院が描かれている。現在社務所が立つあたりである。

「宮城県神社名鑑」には、神奏院の歴代として、中興の俊光から復讐した順奏まで記している。宝曆六年の白山権現宮の造営に際し遷宮導師を務めた慶康と、明治三年に復職して市川氏を称し、秦社宮の神官となつた順奏の間は不明である。それぞれの簡単な事績を付して示すと次のとおりである。



神奏院があったとされるあたり

天正八年（一五八〇）中興

俊光
宝円
鏡雅
宥雅

長音

宥善
宥仙

奏者明神再興。貞享四年（一六八七）棟札

奏者神祠修理。元禄一四年（一七〇二）棟札

宥応（有応）
奏者明神社再興。正徳六年（一七一六）棟札専如
鏡済

奏社宮拝殿造新。享保一九年（一七三四）棟札

鏡光
賢宥

白山權現宮造営。宝曆六年（一七五六）棟札

慶康

（この間の数代不明）

順奏
明治三年（一八七〇）復飾。神秦院廢院

陸前國宮城都市川村

玉川

一現境内反別老反老敷拾五歩

寺

宮城県公文書館所蔵の複製をトレース

第4図 玉川寺境内図

註 本書において、「書出」は宮城県図書館本に依っているが、塩竈市後藤雄造氏所蔵
写本には、現在は見出できない「寺院書出」の内容を付け加えて筆写している部分
がある。



寺

第六章 石造物

凡例

1 本章には、中世の供養碑である板碑八基、庚申塔をはじめとする近世・近代の供養碑五四基、墓標一三基などについて調査成果を収録した。

2 供養碑は、近世と同じ様式が続いているため、昭和期まで調査の対象とした。しかし、個人情報への配慮から、一覧表等には掲載したが図版には掲載しなかつたものもある。

3 図版中の表示は、「図版番号・所在地・(登録番号)」である。

4 供養碑の登録番号は「多賀城市の歴史遺産」調査開始時からの連続番号である。

5 図版は拓本、図版内积分文、写真で構成した。拓本の縮尺は一部を除き八分の一に統一し、図版内积分文では可能な限り実際の文字に近いもので示した。写真は今回の調査で撮影したもののはか、過去の調査で撮影したものも含めて構成した。

6 記文は原則として常用漢字を使用した。

7 種子は仏・菩薩名の下に、片假名で()内に記した。

8 欠損や摩耗等により判読できない箇所については、文字数に応じて□または〔 〕で示した。

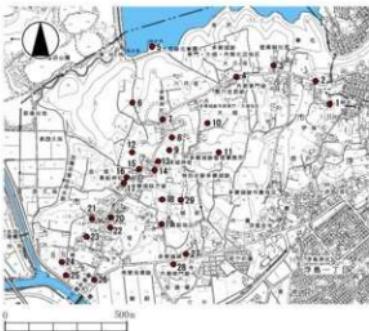
9 石材については、東北大学総合学術博物館協力研究員永広昌之氏の肉眼観察による。

分布と概要

市川村地域で確認した石造物としては、中世の板碑、近世・近代の供養塔、道標、記念碑、石燈籠、手水鉢、石鳥居、高低几号標、墓標がある。それぞれ単独で存在する地区もあるが、両者が混在している地区もある。それらの分布と

所在地の概要については以下のとおりである。

荒脛巾神社 参道を少し入ったところに朱塗りの鳥居があり、そ



1 荒脛巾神社	11 志賀家墓地	21 五万崎A
2 伊保石	12 丸山A	22 板下B
3 鹿奥總社宮	13 多賀城神社	23 五万崎B
4 大久保	14 城前A	24 五万崎C
5 加瀬沼	15 丸山B	25 五万崎D
6 六月坂	16 貴船神社	26 板下C
7 多賀神社	17 金堀	27 玉川寺
8 大畑A	18 城前B	28 田屋場
9 大畑B	19 城前C	29 城前D
10 佐藤家墓地	20 板下A	



荒脛巾神社

第5図 市川地区石造物分布図

の脇に幟立がある。鳥居と社殿の間は個人の宅地となつておき、その奥の荒巻巾神社の前には石燈籠が、北に並ぶ地蔵堂の周辺には風神や水神など自然神の名を記した石塔や特定の神社名を記した石碑などがある。年代が分かるものはすべて明治以降のものであり、施主は県内各地に及んでいる。

伊保石

塩竈街道からの入口に石標が三基ある。その内の一基は、現在でも十分にその役割を果たしている。

陸奥總社宮 塩竈街道に面して石鳥居や石燈籠があり、その右手に記念碑がある。男坂、女坂の石段を上つて拝殿に向かう石敷の参道の両脇には新しい石燈籠が立つており、江戸時代から明治にかけての古い石燈籠と手水鉢は参道の左手奥に移されている。境内の南西隅（駐車場側）には馬頭觀世音塔が二基ある。

六月坂 加瀬沼に通じる六月坂からの農道沿いに明治・大正期の

馬頭觀世音塔が四基ある。平坦地から沼に向かう緩い下り道が始まるところ。

加瀬沼

加瀬沼に通じる大畑から遊歩道に面した、加瀬沼橋の東約一〇〇メートルの地点に水神塔一基と、加瀬沼や水利組合の沿革を記した記念碑一基がある。

大久保

陸奥總社宮の石鳥居の西側約一五〇メートル、塩竈街道の道端に明治政府が設置した高低几号標がある。

多賀神社

社の周りに石燈籠が二基ある。社とともに約六〇メートル東側から移したものである。

大畑 A

個人の宅地に隣接した山林中に板碑が一基あり、その家で祀られている。

大畑 B

旧宅地の北西に大日靈神社があり、入口に石鳥居、社の脇に蛇を描いた石塔が一基ある。

佐藤家墓地

大畑の畠地の中に佐藤家の人々が祀っている墓地がある。東西約三〇メートル、南北約四〇メートルの茂みの中にA、



六月坂



陸奥總社宮境内



佐藤家墓地



大畑 A

B、C三つのグループがあり、Aには六〇基、Bには七基、Cには一八基の墓標が確認できた。Aの中には板碑を転用したものが二基ある。

志賀家墓地 多賀城政庁跡の東

側にある作貢地区には、江戸時代に鹽竈神社の社人たつた志賀氏ど、

それに仕えた別系統の志賀氏の屋敷があり、その北側約一七〇メー

トルの木立の中に、東西約二〇メー

トル、南北約一三メートルの墓地

があり、約四〇基の墓標がある。

丸山A 塩竈街道に面して五輪

屋敷と呼ばれた佐藤家があり、そ

の奥に山神塔一基と小祠があり、

同家で祀っている。山神塔と小祠

は、四辺を低い石垣で護岸した方

形の土壇の上に立っている。

多賀城神社 明治天皇の顕彰碑

と後村上天皇の顕彰碑がある。以

前は多賀城政庁の北辺築地の内側にあつたが、平成三一年の政庁跡再整備に伴い移設された。

城前A 塩竈街道に面した個人の宅地に板碑が一基あり、北東部

に屋敷神として祀られている。



城前 A



志賀家墓地

丸山B 塩竈街道から西久保方面に通じる農道の入口に馬歴神社

三天神の碑がそれぞれ一基ある。

貴船神社 塩竈街道に面した境内に社殿があり、その周囲に庚申塔、聖観音菩薩立像、如意輪觀音菩薩像がある。

金堀 塩竈街道に面した個人の屋敷地に八幡神社の小祠と山神塔が一基あり、小祠は屋敷神として祀られている。これらは、以前は多賀城政庁跡の北側にあつたものを移設したものである。

城前B 明治二六年以前に玉川寺があつた場所である。名号塔

馬頭観世音塔、無縁供養塔、普門品写石塔、出羽三山塔などの供養塔と板碑が一基ある。慶応三年の

馬頭観世音塔には施主の交名の末尾に「玉□□」とあるものや、文

政二年の客殿新造立を記す石碑があり、玉泉寺に関わるものと考

えられる。

城前C 玉泉寺跡の南側にある井戸の脇に水神塔が一基ある。現在コ



貴船神社



丸山B

ンクリート製の井戸側に変わったが、封内風土記に清泉在りと記され、地元では玉の泉と呼ばれていたという。

坂下 A 塩竈街道の坂道の途中

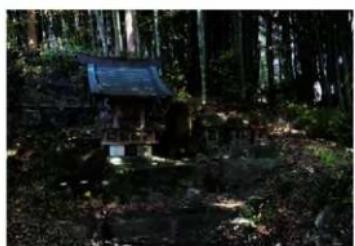
に横倒しの板碑が一基あり、「伏石」の名で呼ばれている。

坂下 B 塩竈街道に面した個人の宅地に水神塔が一基ある。屋敷地の北西部にあつた井戸の脇で祀られていたもの。

五万崎 A 正樂寺墓地である。

墓地のみ畠地の一画に設けられている。現在では家ごとに新しい墓地の檀家になつてゐる家が多く、正樂寺の檀家になつてゐる市川村の人々の中には仙台市の正樂寺の檀家になつてゐる家が多く、改修され、古い墓標は一か所に集められている。

五万崎 B 明治九年の明治天皇巡幸の際・多賀城御小休所となつた菊池家の宅地で、玉座前に建てられた記念碑が一基ある。



五万崎 C



城前 C



坂下 C



田屋場

小祠や稲荷大明神塔などは、北側約七〇〇メートルの位置にあつた丸山の旧屋敷から転居した際に移設したものである。

坂下 C 明治一七・八年頃（一八八四・五）に塩釜新道が建設されたことから、秦社宮への案内表示として建設された道標が新道の分岐点に一基ある。

玉川寺 明治二六年の火災後に現在地に移転した。普門品写石塔と山神塔が各一基ある。かつて壇碑の南東にあつた頃、元文三年の庚申塔があつたと「仙台金石志」に記されているが、現在不明である。

田屋場 多賀城南門跡がある丘に奈良時代中頃の天平宝字六年に建てられた多賀城碑がある。多賀城碑は歌枕壇碑の名でも知られ、現在市道（塩釜新道）脇に立つてある。そのものが移設されたものである。その他に、壇碑の近くには句碑や大正天皇即位記念風致林碑がある。

第一節 板碑

市川地域では、八基の板碑を確認した。

解説

No.1は胎藏界大日如来（アン）を主尊とした弘安一〇年（一二八七）の板碑である。西阿弥陀仏という僧侶が三十人以上と合力して勧請したことなどが記されている。『仙台金石志』（註1）に「宮城郡市川邑路傍碑」として掲載されているもので、地元では伏石と呼ばれている。

このような板碑の造立（勧請）に合力した三十人は、同じ目的で集まった一群の人々で、結果と呼ばれる（岩本 一九八八）。西阿弥陀仏のように「□阿弥陀仏」あるいは「□阿」のような阿号は淨土宗、時宗の僧侶の法号に用いられるが、東寺真雄氏は西阿弥陀仏を時宗の僧と考え、宮城県から岩手県南部にかけての地域で同様の阿弥陀仏号を持つ板碑、またはそれを略して西阿のよろ阿号を持つ板碑や、時宗に関わる寺伝等四例抽出した。時宗の開祖一遍智真は、弘安三年（一二八〇）、江刺郡で没した祖父河野通信の墓に詣でたため信濃國から陸奥国に向かい、その帰途松島を通過しているが、時宗系板碑や関連する寺院の所在地を結ぶことで一遍が歩いた布教の道を推定しようとした（註2）。

時宗系の板碑は、中央に「南無阿弥陀仏」の六字名号を置き、阿弥陀仏号または阿号を称する者によって造立されたという二つが重要な要素とされる（註3）。この板碑のように六字名号がなく、胎藏界大日如来を主尊とするものを時宗系板碑と認めるかどうかは慎重に検討すべき問題であろう。西阿弥陀仏が弥陀信仰者であることは容易に推察できるとしても、時宗に限定することは、かつて服部清道が『板碑概説』で指摘

したように控えたいと思う（註4）。

この板碑は江戸時代からその存在が知られ、「書出」や地誌に収録され、「仙台金石志」には「ふせ石といふは坂の中程。作貫屋安之丞宅の傍に。弘安十年勧進。西阿彌云々の倒碑あり。」とある。

伏石の名の元となつた倒伏の状態については、「書出」に「背山様御代一宮御参詣道に立て置き候義、遠慮つかまつり、伏し置き申す由。其のままにしてさし置き申し候」とある。

また、「町誌」には伏石の名について次のようない伝説が紹介されている。

何時の頃であったか、かかる由緒ある石を路傍に捨てて置くのが惜しいと云うことで、玉川寺の住職が村の人々の応援を得て寺の門前に運搬して立てた。然るにこの年は市川に悪疫が流行した。巫女に占つて貰つたら「この石を起したのが悪いのだから、元のままにして置くがよい」と言われて、村の人々は元の塩釜旧街道の路傍に運んで伏せて置いた。それで伏石とよぶという。

No.2は胎藏界大日如来（アン）を主尊とした正和元年（一二二二）の板碑である。沙彌とは、本来一人前の比丘（男子の出家）となる以前の徒弟僧のことであるが、日本では、剃髪しても出家の行をせず、妻帯のままである者が自ら沙彌と称することがあった（中村 一九八一）。

No.3は胎藏界大日如来（アン）を主尊とした板碑である。種子の下に二



伏石の絵葉書

文字あり、「市史4」では正慶力として「正慶年号（一三三二—一三三三）供養碑」としている。しかし正慶の読みの当否とともに、年号のみという点に不自然さが残る。

No.4とNo.5は胎藏界大日如来（ア）を主尊とした板碑である。種子のみで紀年銘等はない。このような板碑は市内では多く、No.3についても同様の可能性が考えられよう。

No.6は小祠の中に立つており、全容は確認できないが、金剛界大日如来（バーン）を主尊とした板碑と考えられる。仙台市宮城野区の鶴巻熊野神社板碑群号碑の種子は「パーク」としているが、書体が近似している（仙台市史編さん委員会 一九八八）。

No.7は胎藏界大日如来（ア）を主尊とした板碑である。寛文元年の墓標に転用されており、当初の面は削平されて主尊の種子が確認できる程度である。主尊下の中央部、その下の左右対称の位置には顕著な擦痕がある。転用前の文字を削除した痕跡と見られ、紀年、造立の志趣等が刻まれていた可能性がある。種子は、比較的の残存状況が良い左半部では文字の輪郭が線状に残っており、中世の板碑に多い薬研彫りではない。

No.8は胎藏界大日如来（ア）を主尊とした板碑である。享保九年の墓標に転用されており、主尊の種子のみ確認できる。

註1 吉田友好が天保二年（一八四二）から安政四年（一八五七）にかけて作成。

註2 司東真雄「南北朝における時宗系塔婆——岩手の石塔婆——東北型の板碑文化」（一九八五）

註3 服部清道「第二編各論 第三項 時宗と板碑『板碑概説』（一九七二）

註4 司東氏が宮城・岩手地方の時宗系塔婆（板碑）として取り上げた九基の内、阿号をもつものは二基、その内六字名号をもつものは二基で、それ以外は阿弥陀如来一基、大日如来（金剛界）一基、大日如来（胎藏界）一基、勢至菩薩一基、虛空蔵菩薩一基、その他・不明等五基で、阿弥陀如来以外の主尊が多い。

釋文

1 坂下B（No.1077） 弘安一〇年（一二八七）

三十人合力
丁亥

（アン）弘安拾年 八月八日

勧請西阿弥陀仏

2 五万崎D（No.1047） 正和元年（一六一五）

是吉 沙彌

（アク）正和元年 五月日

壬子

3 城前B（No.997）

（ア）正慶
（ア）

7 佐藤家墓地（No.1125）

（ア）

4 大畠A（No.1042）

8 佐藤家墓地（No.1126）
（ア）

5 城前A（No.1041）
（ア）

6 大畠B（No.1074）
（バーン）

1

坂下A (No.1077)

弘安一〇年（一二八七）



(アン)

三十余人合力
弘安拾年
丁亥八月八日
勸進西阿彌陀佛



S=1/8 0 50cm



2

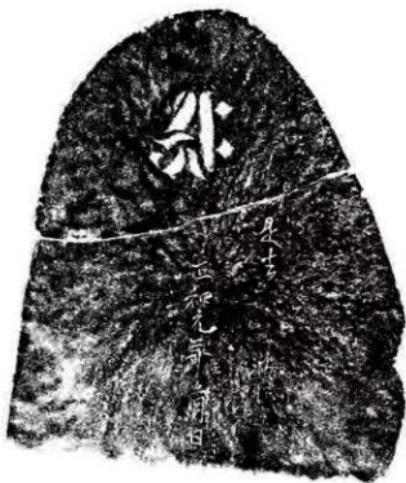
五万崎D (No.1047)

正和元年 (一一一)

（アク）

是吉

沙彌

正和元年
壬子五月日

S=1/8

50cm



3
城前B (No.997)



正慶
力



S=1/8 0 30cm

4

大烟A
(No.
1042)



（ア）



S=1/8 0 30cm

5
城前A
(No.1041)



6

大烟B

(No.
1074)



S=1/8 0 30cm





S=1/8 0 50cm

8

佐藤家墓地
(No.
11126)



S=1/8 0 50cm



第二節 近世・近代の供養塔

一 庚申塔

庚申供養に關わるもののが一基ある。

No.24は安永九年（二七八〇）造立の庚申塔で、一〇月一日はこの年五回目の庚申の日にあたる。中央に「庚申塔」と主題を大書し、その上には日天と月天が配されている。「講中十二人」と、講中ではないがこの供養に關わった「志十人」、合わせて二三名の人々によつて造立されたものであろう。

二 自然神信仰の塔

自然神信仰に關わるものとして、山神塔が四基、水神塔が三基、雷神を祀つた石祠が一基ある。

No.25は寛政四年（一七九二）造立の山神塔である。講中六名によつて造立された山神の祭は二月と十月の十七日に行われるところが多く、七日、九日、一一日、一二日、一五日、一八というところもあるという（庚申談話会一九七五）。No.61は明治二四年（一八九一）に個人によつて造立されたものである。

水神塔はいずれも水辺で祀られていたもので、No.9は明治二七年（一八九四）に個人によつて造立されたもの、No.37は昭和一三年（一九三八）の造立で加瀬沼の岸辺に祀られているものである。

No.60は文政二年（一八二八）に造立された雷神の石祠である。城前地区にあつた屋敷の中に落雷によって半身焦げた杉の大木があり、その根元に祀られていたといふ（小澤一〇二二）。正面に主尊である神

子（キヤ）、その下に雷神と記されている。村の講中によつて造立されたもので、廟主は肝入で山岸屋敷の八郎である。

三 馬の守護神の塔

馬頭觀世音塔が九基、馬歴神社が一基ある。

No.18は嘉永七年（一八五四）造立の馬頭觀世音塔である。村中によつて造立されたもので、世話人五名の交名がある。この塔の造立後ほどなく年号は安政に改まつた。

No.19は慶応三年（一八六七）造立の馬頭觀世音塔である。当村施主三人の男性名の左上に玉□□の文字がある。玉泉寺の可能性がある。

No.33、No.34、No.35、No.36は明治二七年（一八九四）から大正元年（一九一二）にかけて六月坂地区の一角に建てられた個人造立の馬頭觀世音塔である。No.43は荒脛巾神社境内にあるものである。

No.28は昭和一六年造立の馬歴神社塔である。支那事変に従軍した軍馬二頭と、家で役馬として飼っていた馬一頭を祭神として合祀した旨記してある。役馬の五倫は屋敷名と見られ、祭主、父として記されているのは五輪屋敷の佐藤氏である。

四 山岳信仰の塔

出羽三山関係の塔が一基ある

No.14は湯殿大権現への参詣三回を記念した享保一九年（一七三四）の供養塔である。中央頭部に胎藏界大日如来の種子（アーリンク）を刻む。湯殿山は江戸時代に出羽三山の中心であり、胎藏界大日如来はその本地仏である。湯殿山には八方七口と呼ばれる登山口があり、多賀城市域の

村人はその中の岩根沢口から登った。その登拝口にある別当寺が日月寺

であり、参詣者はそこで入山の許可をもらつた。造立者は佐藤賀衛門で、冷月道連信士は賀衛門の戒名であろう。その上の「逆修」とは死後の冥

福を祈るため、死後に修すべき仏事をあらかじめ行うことである（中村

一九八二）。造塔の意趣として、諸願成办、家内安全、子孫長久、現

当一世、悉地円満を祈り、「粵（ここに）碑塔造立」と記している。

No.16は湯殿山を中心とし金毘羅山、秋葉山の名を並記した文化八年

（一八一一）造立の供養塔である。頭部には胎藏界大日如来を表す種子

（バーンク）が刻まれている。秋葉山は静岡県周智郡春野町にあり、防火、鎮火の神として知られる秋葉神社を祀る。昔は時の異体字で「時に」と

読む。導師光禪院大龍は山王村の修驗である。

五 名号塔

中央に南無阿弥陀仏と六字名号を記した名号塔が六基ある。

No.10は貞享四年（一六八七）に造立されたもので、三段にわたつて

四〇名の交名がある。すべて無姓の男性名である。この塔が造立された翌年、村人の家族人員を調査して書き上げた「宮城郡市川村当人数御改

牒」が作成されているが、四〇名の中にはそれと一致する者を次の九名見出すことができる。

市郎右衛門（山岸屋敷）肝煎

十三郎（荒屋敷）組頭

伊与之丞（市河屋敷）

小平次（新屋敷）組頭 小兵衛次か 利右衛門に改める

長八（新屋敷）十兵衛の智

喜右衛門（新屋敷）

弥次右衛門（新屋敷）四兵衛の親

与平治（新屋敷）

九郎右衛門（漆沢屋敷）

供養塔にある名前を確定できればもう少し増える可能性があるが、それでも七割以上の人には該当しない。この供養塔の造立に関わった四〇名は、市川村の村人及びそれ以外の多くの人々による集団と考えられる。

No.11は元禄四年（一六九一）に造立されたもので、一段にわたつて二一名の無姓の男性名がある。No.10と同様に「宮城郡市川村当人数御改

牒」の中に該当する者を抽出すると次のとおりである。

次郎兵衛（五万崎屋敷）与頭善次郎の伯父

喜右衛門（新屋敷）

正右衛門（沼波多屋敷）

伊与之丞（市河屋敷）

吉兵衛（新屋敷）

市兵衛（山岸屋敷）肝煎市郎右衛門の男子

No.10と同様七割以上の人には該当していない。

No.12は元禄一六年（一七〇三）に造立されたものである。「川村一宇女中方念仏塔也」の「宇」は軒・屋根の意であることから、市川村という一つ屋根の下における女性たちの念仏講という意味か。

No.20は無紀年の名号塔である。名号の右にある「大念佛供養」がこの塔造立の目的であろう。大念佛とは、多くの人々が集まり、念佛を唱える仏事である（中村一九八一）。下半部に二段にわたつて有姓男性

三三名の交名がある。

六 その他仏教関係の塔

聖観世音菩薩立像、如意輪觀音半跏像、菩薩立像、子安觀世音、無縫

供養塔が各一基、普門品写石一字、巻三界萬靈等が二基ある。

No.23は明和四年（一七六七）造立の聖観世音菩薩立像である。聖観世

音菩薩は左手に持った蓮華に右手を添えた姿で、舟形光背の前面に半肉彫りされている。その下側の左右に二三の未婚の女性名があり、その末尾に「主立」として市兵衛妻、清兵衛母と記されている。主立は集団の代表や事業の主担当となる人とされており（仙台郷土研究会二〇一五）、この石塔の造立、供養において指導的役割を果たしたと考えられる。

この石塔が造立される二年前の延享三年（一七四六）の「宮城郡市川村人數御改」を見ると、山岸屋敷肝入市郎右衛門の子市兵衛、六月坂屋敷村与頭五人組頭太兵衛の男子清兵衛とともに二三歳の名があり、市兵衛妻は一八歳、清兵衛母は五六歳で、この石塔に記された両名とを考えられる。No.22は如意輪觀音半跏像、No.56も菩薩像と見られる。いずれも無紀年で、舟形光背の前面に半肉彫りされている。

No.39は寛政七年（一七九五）の子安觀世音塔である。八名の女性名と石工の名が記されている。日付が十七真となっているが、眞は瑞草である莫英の異体字と見られる。莫英とは、「大漢和辞典」に「月の一日から十五日まで日毎に一莢づつ生え、十六日から晦日まで毎日一莢づつ落ち始めたので、これに依つて暦を作つたといふ。よみぐさ。歴草。歴莢。」と記されており、そのため「日」の意



「黄」の文字

味で用いられることがある。

No.17は文化九年（一八一二）造立の無縫供養塔である。無縫仏を供養する目的で、浅野屋富蔵が願主となって立てたものであるが、詳細は不明である。

No.62は万靈塔である。万靈塔とは、「造立することが目的でなく、万靈塔自身に仏教で有情と呼ばれるところのこの世の中における生命るもののこと」と多くの靈を宿らせ、この塔を回向することによって万靈を供養する（庚申談話会一九七五）と説明されている。この塔のようく万靈等と刻んだものもあるが、万靈およびこれに類するものすべてを含むという意味だという。

この塔の頭部には有縫仏として觀音菩薩の種子（サ）が刻まれている。普門品とは觀音經のことであり、一巻の經文の文字を一字ずつ石に書寫したものが写石で、一字一石經とも呼ばれ、近世に盛行したされている。このような複数で簡易に行える写經を行い、万靈供養を行ったものであろう。塔の右下に細字で「□□タガ城」とるのは刻刀であろう。No.21も万靈塔である。三つに割れているが銘文、その割付ともNo.62とほぼ同様である。この石塔は底部に方柱状の納が造り出されており、それと組み合った穴が穿たれた台座もある。「小石一千石」と刻まれており、普門品（觀音經）を書写した小石の数量が知られる。

七 その他

妙見神社、斗藏神社と神社名を記したものが二基、稻荷大明神、興市大神と神名を記したもののが二基、雷神・風神など自然神の名を並記したものが三基、弘法大師像が一基、犬や蛇に関わるものが二基ある。

No.26は蛇、No.29は犬を祀つたものであるが具体的なことは不明である。

No.30は稻荷大明神を祀つた天保一〇年代（一八三九—一八四三）の石塔である。稻荷大明神は農耕の神として全国各地で祀られ、この石塔の

ようには屋敷神として祀られているものは膨大な数に上るとされている。

No.31は明治三七年（一九〇四）に造立された弘法大師坐像である。右手に五鉢杵、左手に百八顆の念珠を持って仙洞御所御料椅子に座し、その足元には木履と水瓶が描かれている。真如親王様と呼ばれる弘法大師像の最も流布した形式とされているものである。

No.46は妙見神社を祀つた明治三年（一九〇〇）の石塔である。施主は菊池きゑとなつてゐるが、荒脛神社で巫術を行つていた女性も菊池きゑで同一人物の可能性がある。祈願の内容は不明である。

No.47、No.48、No.51に記された土金雷神や空氣雷神については不明である。志田郡古川町や同郡松山町の人によつて造立されたものである。

No.49は斗藏神社を祀つた明治三四年（一九〇二）の石塔である。施主は塙釜南町の中野ちかといふ一四歳の少女である。その年齢に注目すれば、子供の虫封じに効験があるという角田市の斗藏神社に祈願したものと考へられる。

「その他」に記載した石造物の内八基が荒脛神社境内に建てられているもので、次に説明する石燈籠等を含めると一八基となる。それらの年代についてみると、明治三〇年から昭和一七年の間に一四基あり、昭和三〇年代に集中している。『市史3』（多賀城市史編纂委員会

一八八六）では、荒脛神社の「土金雷神」「水金神」「興市大神」等の碑について、「彼女（菊池きゑ）の教理によつて信者が造立したものであろう」としている（民俗 第四章 民間信仰 第七節 巫俗）。

9 稲文 城前C（No.1003）

明治廿七年
八月八日 高橋義之助

水神
八月八日 高橋義之助

10 城前B（No.987）

○南無阿弥陀佛	于時貞享四丁卯年	願主	市郎右衛門	金十郎	次郎兵衛
			惣四郎	太兵衛	太兵衛
			長兵衛	市左衛門	市左衛門
			喜右衛門	喜右衛門	喜右衛門
			長八	弥次右衛門	弥次右衛門
			善七	嘉右衛門	嘉右衛門
			吉兵衛	与平治	与平治
			小平次	留五	留五
			善四郎	与右衛門	与右衛門
			甚助	吉郎兵衛	吉郎兵衛
			留五	善三郎	善三郎
			甚四郎	正兵衛	正兵衛
			吉兵衛	三助	三助
			吉郎兵衛	市兵衛	市兵衛
			善三郎	市十郎	市十郎
			正兵衛	平兵衛	平兵衛
			三助	重次郎	重次郎
			市兵衛	勘兵衛	勘兵衛
			吉郎兵衛	次兵衛	次兵衛
			甚五郎	□兵衛	□兵衛
			甚五郎	惣作	惣作
				伊与之丞	伊与之丞
				嘉次郎	嘉次郎
				□十郎	□十郎
				九郎右衛門	九郎右衛門

城前B (No.988)

城前B (No.990)

11

13

頤懇

次郎兵衛

彦惣

太兵衛

吉兵衛

伝八

五口四郎

元禄四辛未年

頤主

源藏

善次郎

五口四郎

口郎

喜右衛門

源七

善吉

左衛門

久藏

正右衛門

源次郎

長八郎

清三郎

口郎

市左衛門

伊与之丞

左伝次

権藏

口口

善吉

市兵衛

曾七

二口

正八

弥伝次

曾七

口口

元禄十六年

敬白

喜右衛門

吉兵衛

口口

八月七日

正右衛門

源藏

善吉

口口

城前B (No.989)

乃至法界

伊与之丞

長八郎

口口

元禄十六年

敬白

市左衛門

曾七

口口

八月七日

伊与之丞

長八郎

曾七

口口

宮城郡一川村二字

敬白

市兵衛

曾七

口口

○南無阿彌陀仏 (請花)

女中方念佛塔也

口口

十一月八日

平等利益

口口

次郎兵衛

彦惣

吉兵衛

口口

十二月八日

平等利益

口口

14 城前B (No. 991)

維時享保十九龍舍甲寅歲三月吉日

湯殿山別當

日月寺

渴殿山大権現

供養塔

御宝前三十三度

逆修冷月道運信士
佐藤賀衛門

右運精誠意趣者諸願成弁家内安全

子孫長久現当二世悉地円満如意修所

粧碑塔造立者也

16 城前B (No. 993)

当村願主喜左衛門

金毘羅山

秋葉山
湯殿山

尊師光禪院大龍欽誌

嘗文化八辛未四月八日

馬頭觀世音

文化九壬申歲

願主

浅野屋富蔵

城前B (No. 994)

馬頭觀世音

嘉永七甲寅年

十月吉祥日

○無縫供養塔

文化九壬申歲

馬頭觀世音

城前B (No. 995)

嘉永七甲寅年

十月吉祥日

馬頭觀世音

当村中

重右衛門

世話人

勇治

喜吉

15 城前B (No. 992)

喜三郎

清吉

藤藏

吉之助

長□

惣兵衛

平吉

勇次郎

寛政五年
(請花)

南無阿彌陀仏

七月初吉日

馬頭觀世音

喜吉

勇治

吉兵衛

喜吉

19 城前B (No. 996)

馬頭觀世音
慶応三年丁卯年

当村施主

十一月吉日

新

善助

玉

20 城前B (No. 1002)

菊地久

仁

菊地三十郎

目黒次兵衛

千葉

作

正作

八

松

佐藤

又藏

佐藤三七

佐藤久

七

頬主

大念佛供養

敬白

鈴木久藏

□

長七

21 城前B (No. 998-999-1000)

甲酉凶歲

普門品寫石一字一巻三界萬靈等

遍

為供養

22 貴船神社 (No. 1261)

(如意輪觀音半跏像)

23 貴船神社 (No. 1053)

おみね

お口す

おまさ

おしち

おまき

おやす

おあき

おさつ

おたき

おしの

おきん

おめ

おまり

市兵衛妻

母

主立

三月十八

(觀世音菩薩立像)

24 貴船神社 (No. 1052)

講中

月天
安永九庚子歲
十二人日天
庚申十月十五日
志十人

金堤 (No. 1043)

馬歴神社

寛政四子年

講中
十六人

山神

十月十二日

大烟B (No. 1075)

奉
(蛇)
明治四十四年
旧四月十五日

29 丸山B (No. 1055)

昭和十六年二月祭祀

三犬神

宮城郡高砂村中野杉本
祭主 小幡ゑん建之27 坂下B (No. 1051)
水神

28 丸山B (No. 1054)

祭神記

軍馬 大丸号

同 本南号

五倫号 役馬

紀元二千六百年支那事

変二從軍シ奮戰武勲ヲ

表シ中支那遠水三於子

献身セル馬神並五倫家

二尾セシ馬神ヲ此處ニ

合祀シ永ク神靈ヲ尊フ

敬白 第十三師團騎兵隊長的場寅三書

昭和十六年二月吉日

祭主 佐藤長左衛門

父 佐藤熊之助

台石寄附菊池太右衛門

石工高橋清之助

30 五万崎C (No.1048)

天保十



稻荷大明神

三月八日



31 五万崎C (No.1049)

明治三十七年五月二十一日

(弘法大師坐像)

八木

32 五万崎C (No.1050)

山神

33 六月坂 (No.1069)

明治廿七年

馬頭觀世音

六月十三日

菊池寅松

建之

35 六月坂 (No.1071)

明治四十二年 佐藤新藏

馬頭觀世音

旧二月八日

36 六月坂 (No.1072)

大正元年

馬頭觀世音

菊池市之進

十二月廿五日

37 加瀬沼 (No.1006)

昭和十三年十二月

水神

38 丸山A (No.1045)

山神

34 六月坂 (No.1070)

明治四十一年旧十月十五日

馬頭觀世音

39 陸奥總社宮 (No. 1058)

おしま
おさつ
おきん
おかげ
おふで42 荒脛巾神社 (No. 1025)
名□ 郡茂ヶ崎村□□
発起人鈴木初太郎
め 明治三十一年め (地蔵像)
め 旧四月二十二日

寛政七乙卯天

南無子安觀世音

石工

十月十七莫 □

お□ら

おそめ

お□

40 陸奥總社宮 (No. 1059)

(右側面)

嘉永元申二月廿

(正面)

馬頭觀世音

41 荒脛巾神社 (No. 1024)

宝曆三酉□□

(地蔵像)

十二月二一日

43 荒脛巾神社 (No. 1010)
明治三十二年十一月廿八日
馬頭觀世音
八木卯三郎44 荒脛巾神社 (No. 1009)
名取郡六郷村
大字井上浜

聖德太子

きく

大友幸七

家

ちう

族

幸作

かつよ

明治三十年五月十六日建之

45 荒脛巾神社 (No.1011)

新潟県岩船郡七ヶ谷

川俣やすの

明治三十一年

名取郡閑上濱

奉 納 水金神 佐藤末太郎

遠田郡涌谷町 松坂しげ乃

全郡全町

十一月廿七日 松坂やす以

全郡全町百々よし以

相沢秀之助

宮城郡大沢村 早坂みわよ

當所石工 高橋 □

雨雷神 須摩

月天 (瑞雲) 風雷神 上田ユキノ

明治三十三年旧三月八日

48 荒脛巾神社 (No.1015)

風神

明治三十四年 旧十月十八日

水神

志田郡古川町 永沢清之助

四天王神

斗藏神社 塩釜南町

中野ちか

49 荒脛巾神社 (No.1014)

明治卅四年正月廿一日

50 荒脛巾神社 (No.1016)

明治卅六年正月十四日

古川町 年十四

46 荒脛巾神社 (No.1012)

妙見神社 菊池きゑ

十一月廿四日

47 荒脛巾神社 (No.1013)

土金雷神 志田 郡松 山町

十一月廿四日

83

- | | | |
|----|------------------|--|
| 51 | 荒脛巾神社 (No. 1019) | 明治三十八年旧十二月
空氣雷神 |
| | 志田郡古川町
永瀬清之助 | |
| 52 | 荒脛巾神社 (No. 1021) | (燈籠) 明治四十三年
(鳥居) 十二月二十日
(宮城郡塙金町)
(門前通) |
| 53 | 荒脛巾神社 (No. 1020) | (燈籠) 石材店
(後藤忠助) |
| 54 | 荒脛巾神社 (No. 1022) | 一荒神社 (左掌) (右足裏)
敷石寄附 多賀城村字市川
佐藤あさ
高砂村字杉本
明治三十八年三月吉日 小畠長吉 |
| 55 | 荒脛巾神社 (No. 1023) | 和昭和内
十一年上ふ
年町く
閑海
建之
吉月日 |
| 56 | 荒脛巾神社 (No. 1029) | (普薩立像) |
| 57 | 荒脛巾神社 (No. 1026) | (地藏菩薩坐像) |
| 58 | 荒脛巾神社 (No. 1027) | (地藏菩薩坐像) |
| 59 | 荒脛巾神社 (No. 1028) | (城前D) (No. 1287)
(右側面) |
| 60 | 荒脛巾神社 (No. 1027) | 文政十一子歲
十二月十三日
(正面) |
| 61 | 玉川寺 (No. 1056) | (キヤ) 雷神
(左側面)
当村講中
肝入願主
八郎 |
| 62 | 玉川寺 (No. 1057) | 山神
十月一日 高橋養之助建之 |
| 63 | 玉川寺 (No. 1058) | (サ) 普門品寫石
一字一卷
百萬遍
三界萬靈等
右ハタガ威
甲酉凶歲
為供養 |



10 城前B (No. 987)

貞享四年（一六八七）







S=1/8 0 30cm

肯元禄四辛未年
願主

○ 南無阿彌陀佛
(請花)

次郎兵衛
正兵衛 次郎
善兵衛 惣
源右衛門 藏
善兵衛 權
源次郎 權
正右衛門 門
市左衛門 善
市兵衛 善
伊佐之丞 長八郎
曾佐傳次 七
正弥傳 八郎
八月七日 敬白



12

城前B (No. 989)

元禄一六年（一七〇三）



S=1/8 0 50cm

元禄十六年 乃至法界
宮城郡一川村一字

○ 南無阿弥陀佛
(請花)

十一月八日

平等利益

女中方念佛塔也



13

城前B
(No. 990)

享保七年(一七二二)



S=1/8 0 50cm

○南無阿彌陀佛
(請花) 塵
享保七寅年
八月廿五日
願主敬白

源久口七利口善源二久清口口口五低二口
四内八三四太三左衛門助郎郎郎郎口藏郎門郎郎八丁口



14

城前B (No. 991)

享保一九年（一七三四）



S=1/8 0 30cm



(バーンク)

維時享保十九龍舍甲歲三月吉日

湯殿山別當
日月寺

奉參詣 湯殿山大權現

供狼塔

御宝前三十三度

右運精誠意趣者諸願成辦家內安全
子孫長久現當二世悉地圓滿如意修所
碑塔造立者也

佐藤賀衛門

道後冷月道運信士

寛政五丑年
南無阿彌陀佛
七月初吉日
勇平 (請花)
次良 吉長 吉藤 清三郎
惣兵衛 □ 助之 藏吉



S=1/8 0 30cm



16

城前B
(No. 993)

文化八年(一八一二)

當村願主左衛門



S=1/8 0 50cm

遂
(スー)
金毘羅山
湯殿山
秋葉山

旨文化八年四月八日

道師光禪院太龍欽誌

旨文化八年四月八日
導師光禪院大龍欽誌





17

城前B (No. 994)

文化九年（一八一二）



十月吉祥日



18

城前B
(No. 995)

嘉永七年(一八五四)





19

城前B
(No.
996)

慶応三年(一八六七)



S=1/8 0 50cm



20

城前B
(No. 1002)

○ 南無阿彌陀佛 (請花) 敬白

大念佛供養 願主

佐口佐八口 菊地久
佐口佐八口 仁口弥平次
藤三川藤口 菊地三十郎
口右口三又久口正 千葉口
七門藤七歲作松作 兵衛口

口菊八口口鄉八志佐佐
藤地口口口 古坡賀藤口

七口口口口口口口口口口口

長七 鈴木久藏





21

城前B (No. 998・999・1000)



(台座)

小石二千百



(如意輪菩薩坐像)



S=1/8 0 30cm



明和四年（一七六七）



S=1/8 0 30cm



貴船神社
(No. 1052)

安永九年（一七八〇）



S=1/8 0 50cm



25

金壠（No. 1043）

寛政四年（一七九二）



S=1/8 0 50 cm



26 大烟B (No.1075)

明治四四年（一九一）



27 坂下B (No.1051)





馬歿神社

昭和十六年二月合祀

祭神記

S=1/8 0 50cm

第十三師團騎兵隊長的場實三書



29

丸山B (No. 1055)



三犬神

昭和十六年一月祭祀

宮城郡高砂村山東杉本
祭主 小幡ゑん建之

S=1/8 0 30cm

30

五万崎C (No. 1048)

天保年間



稻荷大明神

天保十 □

三月八日 □



S=1/8 0 30cm

31
五万崎C (No.1049)

明治三七年（一九〇四）



八木

明治二十七年五月二十一日
（弘法大師坐像）



S=1/8 0 30cm

32
五万崎C (No.1050)



山神



S=1/8 0 30cm

33

六月坂 (No. 1069)

明治二七年（一八九四）



馬頭觀世音
明治井七年
六月十三日
菊池寅松
建之



S=1/8 0 30cm

34

六月坂 (No. 1070)

明治四一年（一九〇八）



馬頭觀世音
明治四十一年旧十月十五日



S=1/8 0 30cm

35 六月坂 (No.1071) 明治四十二年（一九〇九）

明治四十二年（一九〇九）



馬頭觀世音
明治四十二年佐藤新藏
建之
旧二月八日



S=1/8 0 30cm

36 六月坂 (No.1072) 大正元年（一九一二）

大正元年（一九一二）



馬頭觀世音
大正元年
十一月廿五日 菊池市之進



S=1/8 0 30cm

37

加瀬沼
(No. 1006)

昭和一三年（一九三八）

水
神
昭和十三年十二月

S=1/8 0 50cm





S=1/8 0 30cm



39

陸奥總社宮(No.1058)

寛政七年(一七九五)



南無子安觀世音
寛政七年乙卯天
十月十七貤
石工□
おしま
おかきんづ
おさつ
おふねんら
おそめ
□



S=1/8 0 30cm

40

陸奥總社宮(No.1059)

嘉永元年(一八四八)



馬頭觀世□



(正面)



嘉永元年二月廿

S=1/8 0 30cm

41 荒脛巾神社 (No.1024) 宝曆三年（一七五三）



宝曆三酉□□
(地蔵像)
十二月二十一日

42 荒脛巾神社 (No.1025) 明治三一年（一八九八）



名□郡茂ヶ崎村□□
め 発起人
鈴木初太郎
め 明治三十一年
め (地蔵像)
め 旧四月二一日

43 荒脛巾神社 (No.1010) 明治三一年（一八九九）



S=1/8 0 30cm

明治三十一年十一月廿八日

馬頭觀世音

八木卯三郎



荒脛巾神社
(No.1009)

明治三〇年（一八九七）



S=1/8 0 30cm

聖德太子

明治三十年五月十六日建立

名取郡六郷村
大字井土瀬
太友幸七
家作
かづよ
幸七
ちく

族家 大井 郡六
友士 濱村
かづよ
幸七
ちく



荒脛巾神社
(No. 101)

明治三十二年（一八九九）





S=1/8 0 30cm



荒脛巾神社
(No.1013)

明治三三年（一九〇〇）





49

荒脛巾神社 (No.1014)

明治三四年（一九〇一）



斗藏神社
明治卅四年正月廿一日
塩釜南町
中野ちか
年十四



S=1/8 0 30cm

50

荒脛巾神社 (No.1016)

明治三六年（一九〇三）



與市大神

明治卅六年正月十四日 古川町
渋谷陽助



S=1/8 0 30cm

51 荒脛巾神社 (No.1019) 明治三八年（一九〇五）



空氣雷神
志田郡古川町
永澤清之助



S=1/8 0 30cm

52 荒脛巾神社 (No.1021) 明治四三年（一九一〇）



奉納
(燈籠)
(鳥居)
(燈籠)
明治四十三年
十二月二十日
宮城郡塙釜町
門前通
石材店
後藤忠助



S=1/8 0 30cm

荒脛巾神社
(No. 1020)

明治三八年（一九〇五）



S=1/8 0 50cm



54

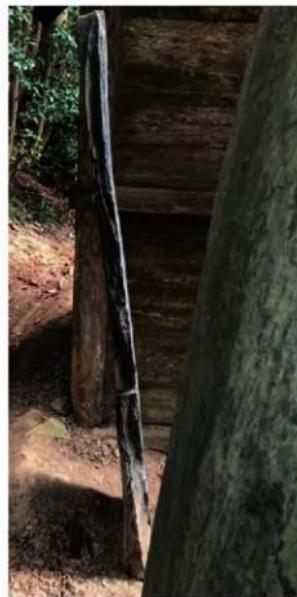
荒脛巾神社
(No.1022)

奉 納

敷石拾式問

亘理郡荒浜村
渋谷源吉

S=1/8 0 30cm



荒脛巾神社
(No.1023)

昭和一七年(一九四二)



日吉月十年七十和昭
町上間
之建くふ海内



S=1/8 0 30 cm



56 荒脛巾神社
(No.1029)



S=1/8 0 30 cm

57

荒脛巾神社
(No. 1026)



58

荒脛巾神社
(No. 1027)



59

荒脛巾神社
(No. 1028)



城前D (No. 1287)

文政二年（一八二八）

60

(右側面)
文政十一子歳
十二月十二日

(正面)
（キヤ）
雷神

(左側面)
當村講中
肝人頭王
八郎



S=1/8 0 30cm



61

玉川寺 (No. 1056)

明治二四年（一八九一）

山 神

明治廿四年

十月一日 高橋養之助建之

山 神

明治廿四年

十月一日 高橋養之助建之



S=1/8 0 30cm

62 玉川寺 (No.1057)



才 (サ)

普門品寫石 一字一卷
百万遍 三界萬靈等
申酉凶歲 為供養



第三節 高低几号標・道標

を作つて送り直し、店にあるのが破損したものだという伝承がある。

No.63は高低几号標である。これは、明治九・一〇年に内務省地理寮（後の地理局）が実施した東京～塩竈間の高低測量（現在の水準測量）の際、標高を示すものとして刻まれた記号である。海面からの高さを示す記号「二八」を不朽物に刻むか、独立した標石を設置すると定められていた（明治九年七月二七日付 内務省達 甲第一八号）。この几号標は塩竈街道沿いの露頭に刻まれており、標高五〇メートルの成果が与えられている。

No.64は壇碑までの距離を記したもので、享保一四年五月穀旦に建てられた。現在は壇碑（多賀城碑）のすぐ北側に立っているが、もとは市川橋の袂付近にあったという。「すぐみち」とはまつすぐを通じる道のことである。左側面の「和州南都古梅園松井和泉掾」は現在の奈良市内に店を構える黒専門店古梅園の六世。

松井元泰で、この道標建設の主体者といわれている。寂照軒願宮仲左衛門は仙台南町の紙舗主人、越後屋喜三郎は塙竈の菓子舗越後屋の主人で、道標建設の協力者である。

No.65は奈良市古梅園にある道標で、No.64とはほぼ同規模、同文である。列は州の異体字である。古梅園には、仙台に送った道標が輸送途中で破損したため、同じもの



大久保



古梅園中庭に立つ「つぼのいしぶみ道標」

No.66は、明治一七・一八年頃（一八八四・五）に塩竈街道分岐する塙竈新道が建設されたことから、奏社宮への案内表示としてその分歧点に建設された道標である。中央に「奏社宮道」と大書されており、左二丁一三間」は奏社宮（陸奥総社宮）までの距離である。

No.67は多賀城址までの道標で明治三年に宮城郡が建設したものである。明治二年、市川村の菊地蔵之助、同甚助は多賀城案内のため多賀城古趾の図を作成して来訪者の便宜を図っているが、この道標の建設も多賀城に対する関心の高まりを感じさせるものである。

No.68は寛政一〇年代（一七九八～一八〇〇）のもので、石巻の阿波屋登り右衛門によつて建立されたものである。

No.69・No.70は、塙竈街道から荒脛巾神社社道へ誘導するための道標である。

訳文

63 大久保（No.1004）

一（高低几号）

64 田屋場 (No.983)

(左面)

享保十四年己酉五月穀旦 和州南都古梅園松井和泉掾

(正面)

つほのいしふみ 是より二丁四十間

すぐみぢあり

(右面)

仙台府下寂照軒願宮仲左衛門 越後屋喜三郎

65 古梅園 (No.986)

(左面)

享保十四年己酉五月穀 和州南都古梅園松井和

(正面)

つほのいしふみ 是より二丁四十間

□くみぢあり

(右面)

仙台府下寂照軒願宮仲左衛門

鹽竈

越後屋喜

66 坂下C (No.1040)

(オモテ面)

大正十三甲子年二月十七日

塙釜新道

右多賀城内城陸東八丁 東野田ノ玉川十九丁

塙釜神社三十二丁

多賀城碑

三丁

七ヶ浜菖蒲田二里六丁
西岩切駅 三十丁

南高砂村福田町一里二十丁
八幡末ノ松山十五丁

沖ノ井沖ノ石

北利府駅三十二丁

塙釜旧道

当区 佐藤長八建之

(側面)

菊池市之進譲書

八幡町

石工 沼田三四郎

(台座)

当市川区

賛 菊池太右衛門

助 佐藤長吉

67 高平踏切前 (No.1008)

(オモテ面)

多賀城址 三丁

(ウラ面)

明治三十五年十月建之 宮城郡

68 荒脛巾神社参道入口（No.1037）

寛政十一年 牡鹿石卷横町

あらはばき社道

六月吉日 阿波屋登右衛門

市川村

伊保石（No.1038）

あらはばき社道

是より二丁

千葉与之助

改十五ノ一月 千葉与之助

70 伊保石（No.1039）

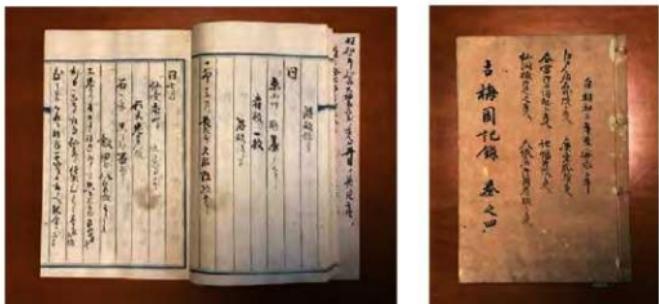
あらはばき神社



古梅園

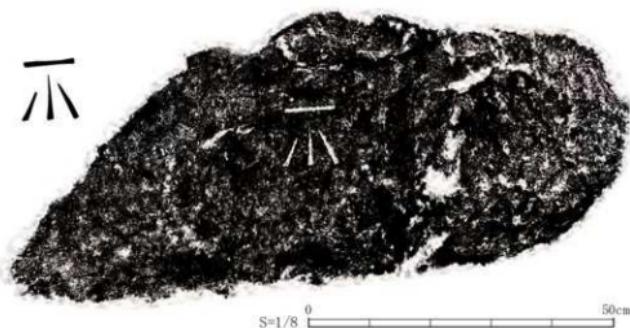
壺碑への道するべである「つぼのいしぶみ」道標は、享保一四年（一七二九）奈良市の墨専門店古梅園の六世、松井和泉掾元泰が中心となり、仙台の紙舗頼宮仲左衛門、塩竈の菓子舗越後屋喜三郎の協力を得て建てられた。建立の前年、元泰は奥羽名勝の旅に出かけ、壺碑を熱心に観察して碑の姿かたちを写し、それをもとに壺碑を模した木型を作製して墨を製造するなど、強い関心を示している。こうした思いが、碑を訪れる人の助けとなる道標建立へとつながっていったのである。

古梅園と壺碑



古梅園記録 卷之四

写真左の中央に「仙台南町 咲月より四代 頼宮忠左衛門」とみえるのは、「つぼのいしぶみ」道標に名を刻む頼宮仲左衛門から4代目の紙舗当主を指す。明和7年（1770）7月のもので、古梅園の墨を頼宮忠左衛門家で扱っていることが記載されている。



64

田屋場

(No. 983)

享保一四年（一七二九）

(左面)

享保十四年己酉五月穀旦

和州南都古梅園松井和泉掾

(正面)

徒本のいしむ
是より二丁四十間
春くみちあり

先より二丁四十間
春くみちあり

S=1/8 0 20cm

(右面)

仙臺府下寂照軒頓宮仲左衛門

越後屋喜三郎

仙臺府下寂照軒頓宮仲左衛門

越後屋喜三郎



65 古梅園 (No. 986) 享保一四年（一七二九）

(左面)



享保十四年己酉五月穀

和列南都古梅園松井和

(正面)



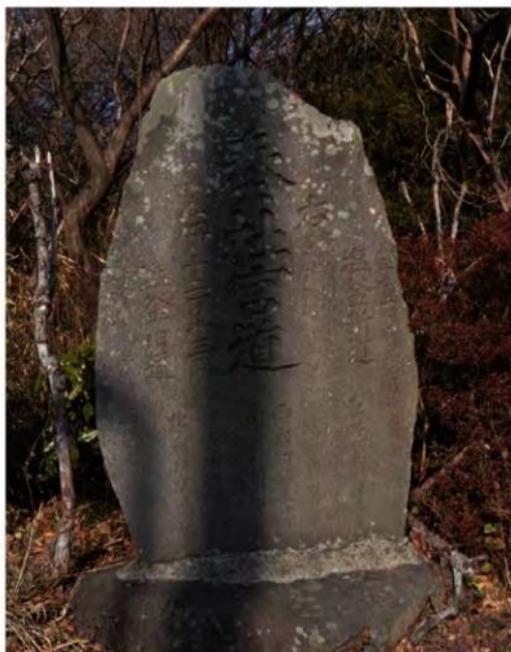
(右面)

仙臺府下寂照軒頓宮仲左衛門
越後屋喜一

S=1/8 0 30cm



古梅園中庭の池の前に立つ道標



67

高平踏切前 (No.1008)

明治三五年（一九〇二）

(オモテ)

多賀城址 三丁

多賀城址 三丁

(ウラ)



明治三十五年十月建之 宮城郡



S=1/8 0 30cm



68 伊保石 (No.1037)



寛政十〇年 牡鹿石巻横カ町
あら者アラシタ起社道
六月吉日阿波屋登アハヤ右衛門



S=1/8 0 30cm

69 伊保石 (No.1038)



阿良者アラシタ起社道
是より二二丁
市川村
改十五ノ一月 千葉チハヤ与之助



S=1/8 0 30cm

70

伊保石
(No.
1039)

あらはゞき神社



S=1/8 0 30 cm



第四節 石鳥居・幟立・石燈籠・手水鉢

(2面)

宮城郡

71 陸奥總社宮 (No.1252)

講中供養諸願成就所
市川村

天和三年五月日

奉納

74 陸奥總社宮 (No.1251)

安永二年

菅原助内

奉納

75 陸奥總社宮 (No.1060)

九月十九日

72 陸奥總社宮 (No.1065)

(正面)

正徳元年

石燈籠

奉納御神前

十月十日 壱□

(2面)

宮城郡

講中供養諸願成就所

市川村

76 陸奥總社宮 (No.1061)

(東面)

奉納

三月八日 元治二乙丑歲

(西面)

元治二乙丑歲

(東面)

奉納

三月八日 元治二乙丑歲

(西面)

正徳元年 石燈籠

奉納御神前

十月十日 壱□

77 陸奥總社宮 (No. 1064)

(右)

奉 大正十二年十月十五日

(左)

國家平安海上安全 当区佐藤長八一家

社掌 石工 志賀清彌

氏 佐藤米吉 子 菊池市之進
総 鎌内和太右工門 代 大友久内
人 後藤治兵衛 人 阿部徳右工門

78 陸奥總社宮 (No. 1062)

(東面)

奉納

(北面)

明治十五年九月十五日

81 陸奥總社宮 (No. 1248)
大正三年四月十五日 社掌

武本時保

石工

志賀清哉

遠藤三之助

(南面)

79 陸奥總社宮 (No. 1063)

(東面)

奉納

(北面)

明治十五年九月十五日

82 陸奥總社宮 (No. 1250)
後藤惣吉 佐藤儀右衛門 八木源四郎
菊池安治 菊池慶之助 岡崎大二郎

遠藤又三郎

80 陸奥總社宮 (No. 1249)

志賀庸治

氏 佐藤米吉

子 菊池市之進

大友久内

後藤治兵衛

阿部徳右工門

菅井養

人 後藤治兵衛

人 阿部徳右工門

大友久内

後藤治兵衛

阿部徳右工門

武田善右衛門

齊藤儀助

杉沼榮治郎

伊藤幸之助

阿部英男

伏見萬吉

渡邊新次郎

渡邊釋治

鈴木熊治

鈴木榮吉

社掌

市川 稔

83 陸奥總社宮 (No. 1288)

(石燈籠)

84 大畑B (No. 1076)

奉納 山形在勤記念

昭和四年二月 菊池善作

(左柱1)

山形県東村山郡出羽村漆山

石工 鈴木栄吉

85 荒脛巾神社 (No. 1017)

(南面)

奉 常夜燈

納 常夜燈

(東面)

明治三十六年 旧八月廿八日

(北面)

栗原郡栗駒村

献主菅原周造

(石燈籠)

86 荒脛巾神社 (No. 1018)

奉 常夜燈

納 常夜燈

87 荒脛巾神社 (No. 1035)

奉 明治三十八年二月吉日

納 宮城郡塙釜町佐々木清藏

88 荒脛巾神社 (No. 1034)

奉 明治三十八年二月吉日

納 宮城郡塙釜町佐々木清藏

昭和十三年
菊池慶之助

94 金龜 (No. 1044)

93 志賀家墓地 (No. 1205)

奉 納 志賀喜一郎

91・92 多賀神社 (No. 1258・1259)

(石燈籠)

89 荒脛巾神社 (No. 1031)

(石燈籠)

71

陸奥總社宮 (No. 1252)

天和三年（一六八三）



天和三年五月日

奉納

菅原助内



S=1/8 0 30cm

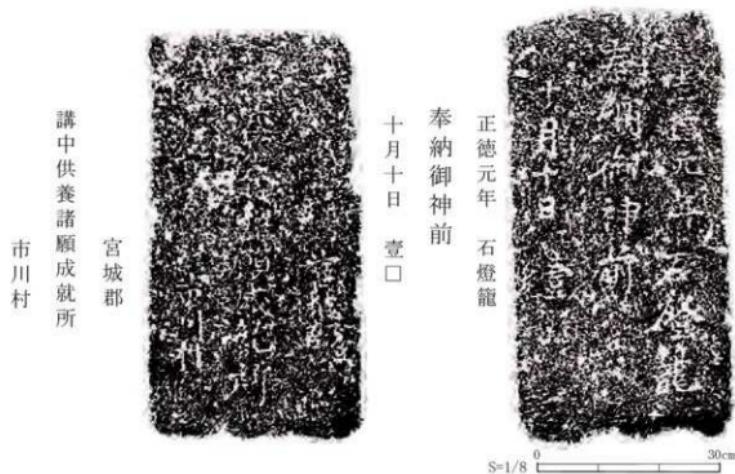
72

73

陸奥總社宮 (No. 1065・1066)

正徳元年（一七一一）





74

陸奥總社宮 (No. 1251)

安永二年（一七七三）



奉
納
安永二年
九月十九日



S=1/8 0 30cm

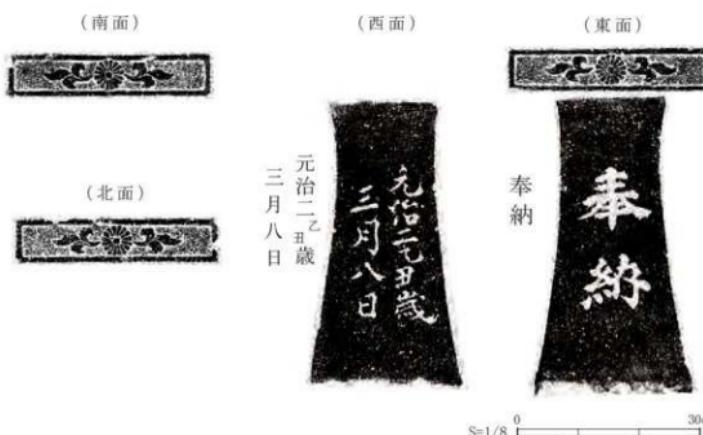
75・76

陸奥總社宮 (No. 1060・1061)

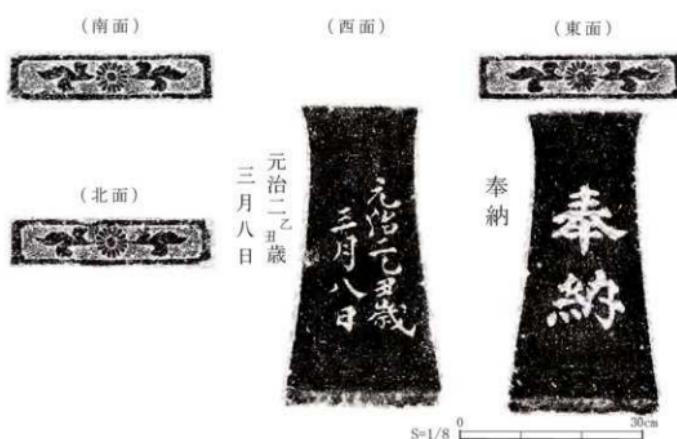
元治二年（一八六五）



75



76



77

陸奥總社宮 (No. 1064)

大正二年（一九一二）

奉
大正十二年十月十五日陸
總社宮獻
國家平安海上安全當區佐藤長八一家
社草
石工
志賀清彌

78 · 79

陸奥總社宮 (No. 1062 · 1063)

明治一五年（一八八一）

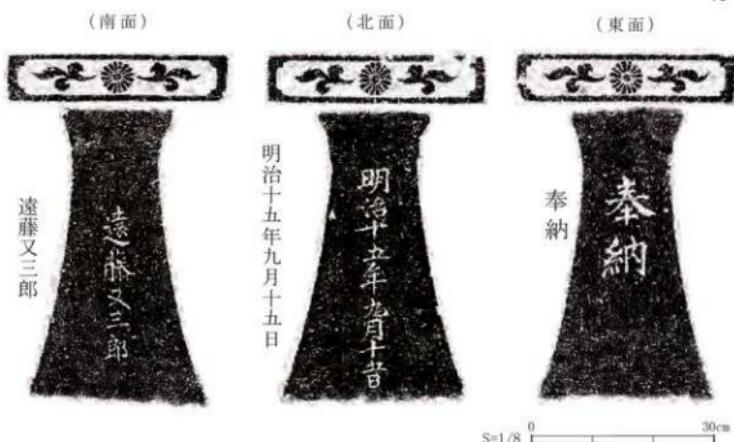


78



S=1/8 0 30cm

79



S=1/8 0 30cm

80
81

陸奥總社宮 (No. 1248・1249)

大正三年（一九一四）

人代總子氏

志賀庸治
佐藤米吉
菊池市之進
鎌内和太右
大友久内
後藤治兵衛
阿部徳右
菅井養吉

志賀庸治
佐藤米吉
菊池市之進
鎌内和太右
大友久内
後藤治兵衛
阿部徳右
菅井養吉

(西側)



(東側)



大正三年四月十五日

S=1/8 0 30cm

社掌

武木時保

石工

志賀清哉





東側

獻燈世話人

後藤惣吉

佐賀儀右門

八木源四郎

菊池安治

菊池慶之助

岡崎大一郎

武田壽右門

齋藤儀助

杉沼榮治郎

伊藤幸之助

阿部英男

伏見萬吉

渡邊新次郎

渡邊繹治

鈴木熊治

鈴木榮吉

社掌

市川
稳



S=1/8 0 30cm

84

大烟B (No. 1076)

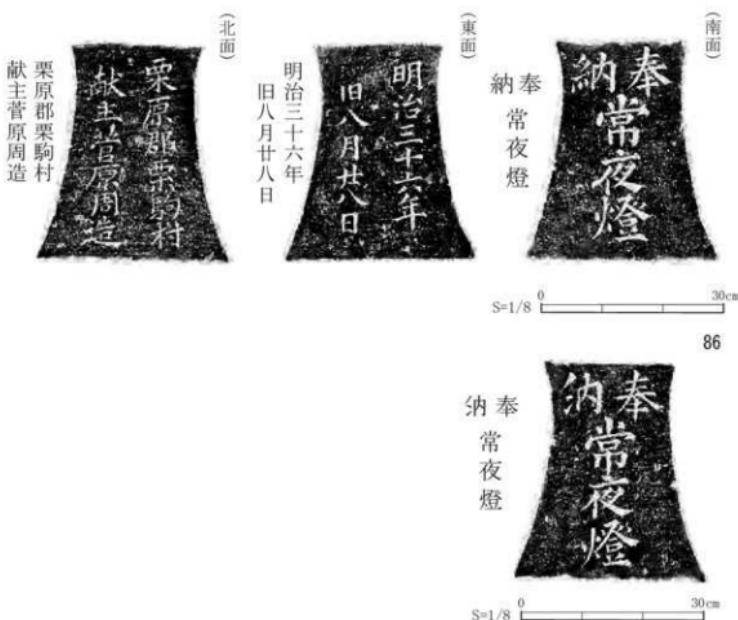
昭和四年（一九二九）



85
86

荒脛巾神社 (No.1017-1018)

明治三六年 (一九〇三)



87
88

荒脛巾神社 (No.1034・1035)

明治三八年（一九〇五）

89

荒脛巾神社 (No.1031)



(88)

奉
明治三十八年二月吉日
納
宮城郡塙釜町佐々木清藏



奉
明治三十八年二月吉日
納
宮城郡塙釜町佐々木清藏

0 30cm
S=1/8



(87)



90

荒脛巾神社 (No.1033)



91
92
多賀神社 (No. 1258・1259)



94

金堀 (No. 1044)

昭和一三年（一九三八）



奉 納
昭和十三年
菊池慶之助

93
志賀家墓地 (No. 1205)



献納
志賀喜一郎

第五節 記念碑・顕彰碑・沿革碑ほか

No.95は城前Bにあるもので、文政二年（一八二九）、白峰の代の客殿と宮殿の新造立を記している。客殿は客屋敷、対面所であり、宮殿は仏像や祖師像などを収める廟子のこと、江戸時代には大工・指物師などのほかに特に宮殿を造る職人がいたといふ。「こうでん」と読む（『国史大辞典』）。世話人として六名の名が記されており、この前年に作成された「宮城郡市川村高人數御改帳」に沼畠屋敷、組頭、五人組頭源左衛門、小金沢屋敷十五郎、荒屋敷長藏、作賀屋敷林五郎、金山屋敷直右衛門の名を見出すことができる（註）。一曹洞宗玉泉寺白峯 五拾八」の記載もある。

No.96は明治九年（一八七六）の明治天皇行幸にかかる顕彰碑である。昭和九年（一九三四）に建立された。書は仙台藩の足輕高橋覺治の養子となつた高橋是清で、明治四年（一九一）に日本銀行總裁、大正一〇年（一九二）に内閣總理大臣に就任するなど政財界で活躍した。

No.97は、後醍醐天皇の後を承けて南朝の一代天皇となつた後村上天皇が、幼少期を多賀國府で過ごしたこと因んだ記念碑である。昭和一〇年（一九三五）に多賀城村史蹟名勝保存会によつて建設されたもので、書は子爵齋藤實である。その左側に豊三二センチメートル、横七センチメートルの範囲で文字を削除した痕跡がある。この碑が多賀城跡に建設されたのは、多賀國府が古代多賀城と同じ場所にあつたという考え方によるものである。

No.98は明治九年の明治天皇行幸で御小休所（休憩所）に充てられた菊池氏宅（五万崎B）に建てられた記念碑で、昭和九年（一九三四）の建立である。小休所は「母屋に続く西南の所、杉大木一本にて作られし、

四間半に三間の木造葺葺、十畳の間が玉座の間に當てられ」、この碑は玉座の間に前に建てられたといつ（安倍・今野・高野 一九六九）。菊池家は安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」に代数在之御百姓と記載され、村の肝入を務めた山岸屋敷市兵衛の子孫である。

No.100は大正天皇の即位記念の風致林を作つた記念碑である。大正四年に多賀城村の山王学校と等神学校、多賀城村軍人分公によつて建設されたものである。

No.101は芭蕉翁礼讚碑である。昭和二年に鈴木源一郎、菊池三弥、高橋清六、後藤一義、賀川安邦、曾我庄松、三河素秀によつて建設されたもので、オモテ面に「阿やめ草 足に結はん 草鞋の緒 はせ起」と芭蕉の句を、その下に「奥の細道」の一節を記している。ウラ面には奥の細道の全人、清水、落人、兩人、菱村、沫雨の句を記している。書は翠雨である。

No.102は加瀬澗井普通水利組合設立沿革記念碑である。組合設立は昭和二年一月で、この碑の建設は昭和五年九月上辯となつてゐる。この碑の前段では、当初加瀬澗井の規模が小さく、水量も不足していたので、寛永年間（一六二四～一六四三）に八幡采主天童頼長が工事を行つて規模を拡大した旨記載されている。

No.103は加瀬澗井普通水利組合が有する貯水池を、塩釜町で水道用貯水として使用することについて、加瀬澗井普通水利組合と塩釜町の間で取り交した定約書の全文を写し取つたものである。定約の締結は昭和二年四月二八日であるが、この碑の建設は昭和二三年八月上辯となつてゐる。

註 世話人六名の先頭に記された仲右衛門と一致するものはないが、読みが通じる作

貴屋敷忠右衛門の可能性は考えられよう。

積文

95 城前B (No.1001)

文政十二年 世話人

客殿 仲右衛門

新造立 源左衛門

十五郎

長藏 林五郎

宮殿 白峰代 直右衛門

源左衛門

明治天皇御聖蹟

96 多賀城神社 (No.1068)

是清謹書 魚井寿泉謹

97 多賀城神社 (No.1067)

(オモテ面)

昭和十年四月十三日
後村上天皇御坐之處
(ウラ面)

子爵齊藤實敬書

(台座)

多賀城村史(頸)

名勝保存会

建之

竿石彫刻料共

塩竈

佐浦茂登

台石

浮嶋

蜂谷與助

98 五万崎B (No.1285)

明治九年六月二十九日
明治天皇御小休所

99 陸奥總社宮 (No.1289)

当社は今を去る一千三千余年國司勅命を奉じて陸奥国内一百座

の延喜式内社の諸神を合祀し 歴代の国司これが祭祀を厳修せ

る多賀國府の陸奥總社なり 朝廷御親ら祭祀給ふ大社なりしも

創建以降幾世を経るまことに 諸神事も衰微し社殿亦漸く荒廢に

瀕せんとするを深く憂ひ氏子崇敬者と相図り 多賀城町仙台塙

念 釜両市七ヶ浜町利府村等の敬神篤志家より汎く淨財の寄進を仰

ぎ 本殿幣殿拝殿神奥殿透塙等の大修復を行ひ新に陸奥國百座

碑 の神明舎を建立し以つて聊か復元を達成し無窮の神恩に応へん

とす 今此處に竣工を告げしに拠りたるの來由を刻し後昆に伝

ふ 翼くは御神護の弥々廣大無邊にして赫々たる神威を千載に

仰ぎ奉らんことを

昭和二十五年十月

陸奥総社宮宮司 市川 稔

陸奥総社奉贊会会長 賀川邦雄

徳存命の悦ひ驛旅の勞
をわすれて涙落るはか
り也

奥の細道抄

100 田屋場 (No. 985)

(オモテ面)
御即位紀年風致林

(ウラ面)

多賀城村

懐かしやあやめの紐の旅の人

芭蕉翁
礼讚碑
建設者

大正四年十一月十日

山王 筈神 学校

清水
鈴木源一郎
菊池三弥

101 田屋場 (No. 984)

(オモテ面)

多賀城村軍人分会

寝返るや鴨岡あたり水鳩鳴く

後藤一義
高橋清六
賀川安邦
曾我庄松

むかしよりよみ置ける
歌枕多く語ふといへと
も山崩れ川流れて道あ
らたまり石は埋て土に

沫雨

三河素秀

昭和二年五月八日

翠雨謹書

阿やめ草
足に結はん

石工塙釜町

志賀清弥

草鞋の緒
はせ越

かくれ木は老て若木に
かはれは時移り代変し
て其跡たしかならぬ事
のみを愛に至て疑なき
千歳の記念今眼前に古
人の心を問す行脚の一

定約書

甲 加瀬 潟 井 普 通 水 利 組 合
乙 塩 釜 金

宮城郡多賀城村外一ヶ村閑地加瀬澗井普通水利組合有貯水池ヲ塩釜町二於テ水道用貯水ノ為メ使用ノ件今回右甲乙間ノ協議成立シ相互ノ利益ヲ永久ニ保存セんガ為メ左ノ事項ヲ締結ス
 一乙ハ澗池ノ敷地拡張堤防ノ改築ヲナシ乙所用ノ水量及甲水利組合灌漑水量ノ貯留ニ堪ユルノ工事ヲ施工スルト共ニ將來永久ニ其營繕ハ勿論作物ノ保護ニハ責仕ヲ以テ保護スルコト
 二乙ハ現在ノ留池提高ニヨル余水吐叶ニ達スル滿水量ノ其ノ容量ノ倍ヲ八十八夜一週間前迄二貯溜シ其全水量ヲ灌漑用水ニ供スルモノトス但シ其計量貯水方二千五百六十八万立方尺以カナルトキト雖モ乙ハ其水量貯溜ノ計画ヲ確立シ灌漑水供スルモノトス
 三貯溜灌漑水ノ落水装置方法ハ最モ適當ナル方法ヲ考究シ甲乙ノ協商ニ依リ定ムルコト
 改修ヲナスコト其事業種類左ノ如シ
 一澗井樋管ヨリ水路五万崎埋ミ迄改修其構造ハ底共コンクリート厚五寸ニシ水路巾八尺深サ三尺トナスコト但シ實際工事施工ニ当リ双方立会調査ノ上不必要ト認ムル部分ハ之ヲ除ク
 二全五万崎埋ミ暗渠ハ角内法巾三尺高サ二尺ノ鉄筋コンクリート管伏込ノコト
 三全上埋ミヨリ八幅字花貫迄水路中八尺深サ三尺ニ改修スルコト但シ底ヨリ下流鐵橋迄ハ新水路ヲ直通に改修スルコト鐵橋ヨリ下流ハ現在水路ヲ有スル範囲ニ於テ水路巾ヲ八尺トシ相当の深サニ掘鑿スルコト
 四全八幅花貫二至ル橋梁及樋管ヲコンクリート構造ニ改造成スルコト但シ橋梁ハ現在道路幅ニ応ジコンクリート石ニ架換ヘ花貫十幅管ハ巾四尺高サ二尺ニ全一寸八分持越樋ハ一尺四方ノコンクリート管ニ花貫樋管ハ内経二尺五寸ノ鉄筋コンクリート管ニ改造成スルコト
 五八幡大杉本ヨリ全浜谷地ニ至ル水路中六尺深サ四尺ニ改修ヲナスコト但シ底巾六尺トシ相当深サニ掘下ゲ崩壊ノ虞アル個所ハ根止樋工ヲ施スコト
 六灌漑水防止事業トシテ八幡地内ノ減水防禦左ノ樋管ヲ鉄筋コンクリート管ニ改築ヲナスコト但シ樋管ノ長サノ如キハ工法上差支ナキ程度ニ於テ短縮スルコト
 七曲樋管 箱塚全 沼田全 曲淵全
 シ左ノ施設ヲナスコトハ八幡地内ニ鑿井二ヶ所ヲ掘リ一ヶ所ニ反歩以上ノ貯水池ヲ設ケルコト及市川地内ニ相当規模ノ留池ヲ設置スルコト但シ本件ハ加瀬澗井工事完成ノ後遅保留シ實際ノ状況ニ依リ更ニ協議決定スルコト
 八前各項ニ係ル工事ニシテ費用ハ水道用貯水溝負担トス但シ前第四五六ノ工事ハ工事完成後ニ於ケル維持修理其他一切ノ費用ハ甲ノ負担トス
 九甲ハ現在留池ニ属スル地及其所有ノ田六反六畝歩ヲ乙ニ無償提供シシハ甲ニ對シ昭和二年度ヨリ向フ十ヶ年間一ヶ年金五百円宛十ヶ年後十一ヶ年月ヨリ金一千円ヅツヲ永久組合費トシテ毎年度未遂申ノ会計事務ヲ掌ル史員ニ納付スルコト
 テ十永年交誼を保有セんガ為メ塩釜町長ヲ水利組合員トシ組合会ニ參與スルコトヲ得ルモノトス但決議ヲ有セズ
 十一前第四項ヨリ五項ニ至ル施設工事ハ昭和二年度ヨリ着手シ昭和三年十二月迄工事完成スルコト
 十二第一四五項ノ乙ニ於テ施工スル工事ノ仕様設計等ハ甲ノ同意ヲ得ルト共ニ甲ハ工事監督ニ参与スルコト
 右之通り締結事項ヲ承認シ其證トシテ茲ニ署名捺印シ甲乙各一通宛ヲ授受所持スルモノトス
 以上

加瀬澗井普通水利組合管理者塩釜 町長 多賀城村長
塩釜 町 全署名員 佐藤 佐藤 佐藤 佐藤
塩釜 町 全署名員 佐藤 佐藤 佐藤 佐藤
塩釜 町 全署名員 佐藤 佐藤 佐藤 佐藤

昭和十三年八月二十八日

昭和十三年八月上灘 正六位勲六等 静堂 四竜 仁通 題額

翠雨 阿部 晴助 助手

塩釜町 石工 志賀清弥

103 加瀬沼（№1005）

(才モテ)

加瀬澗井普通水利組合設立沿革記念碑

往時距多賀城趾北十數町許跨市川加瀬兩村有澗井称曰加瀬堤市川浮島及加瀬等邑民因以充灌溉然規模極小其得利不過前數村既而八幡東田中諸村亦灌用之也漸告水量不足於是寛永年間八幡米主天童頼長奮然起請官董工拓鑿之閏年若干工竣周開殆一里許宛然如湖碧波湧々水利大興焉大正十三年四月設普通水利組合掌多賀城及利府兩村長命以創立委員同十五年十二月開創立總代會而商議水利組合設立並同規約翌昭和二年一月擢多賀城村長命加瀬澗井普通水利組合管理分区域為第四一加瀬第二市川及浮島第三東田中第四八幡選定議員十二人灌溉總面積実三百七十七町七段余步遂年田園益闢戶口滋殖不復知有凶歉寒饑之患其恩惠可謂大也今設多賀城利府一村水利組合益講灌溉利用之道切々無已矣冀使後世子孫永得知父祖之功業如其大則其作興人心所裨補於地方風教者豈亦不勝少乎哉銘曰 居民淳樸 土腴水清 利用講法 厚生竭誠

扯繫工舉 賦水業成 偉哉厥績 千古有營

星 守二撰 菊池市之進書
石工 塩釜町 志賀清弥

昭和五年九月上澗



協力同心碑（部分）

(ウラ)

前多賀城村長	菅井養吉	創立総代
全	鎌田 猛	菊池市之進
前利府村長	後藤大輔	佐藤孫右衛門
多賀城村長	丹野市右衛門	鎌田 猛
利府村長	鈴木源一郎	中山 中
前 助役	高橋清六	大場平治
助役	小野清吉	菅野運太郎
天童家十三代	菊池三弥	相沢巳之吉
主任	大場平治	郷古丑之進
天童家末二	伊東清之助	佐藤藏之助
	今野虎治	郷古倉吉
	蜂谷清之助	伊藤源三郎
	庄子延蔵	佐藤長十郎
	小野清十郎	佐藤孫右衛門
	菊池太右衛門	伊東清之助
	瀧口半四郎	馬場直右衛門
	水間善治	水間善治
	安藤 勇	瀧口半四郎
	台石寄附菊池太右衛門	中 山 中
		佐藤儀右衛門
		佐藤儀右衛門
		佐藤儀右衛門

95

城前B
(No.1001)

文政二年（一八一九）

文政十二丑年
新造立
白峰代
宮殿
客殿
世話人
仲右工門
源左工門
十五良
長林五良
直右工門



S=1/8 0 30cm



96 多賀城神社
(No.1068)



明治天皇御聖趾

是清謹書
龜井寿泉謹



S=1/10 0 20cm



後村上天皇御坐之處

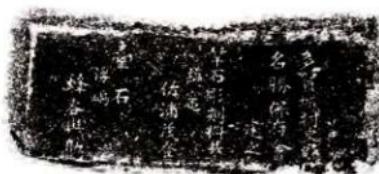
後村上天皇御坐之處

S=1/8 0 50cm



(ウラ面)

昭和十年四月十三日
子爵齋藤實敬書



(台座)

多賀城村史蹟
名勝保存會 建之
竿石彫刻料共
佐浦茂登
臺石 浮嶋
蜂谷與助
塩竈

S=1/8 0 30cm

98

五万崎B (No.1285)

明治九年（一八七六）



明治天皇御小休所

明治九年六月二十九日



S=1/8 0 30cm

記念碑

当社は今を去る一千三十余年國司勅命を奉じて陸奥国内一百座の延喜式内社の諸神を合祀し、歴代の國司これが祭祀を厳修せる多賀國府の陸奥総社なり。朝廷御親ら祭祀給ふ大社なりしも創建以降幾世を経るまに、諸神事も衰微し社殿亦漸く荒廃に瀕せんとするを深く憂ひ氏子崇敬者と相図り、多賀城町仙台塙釜兩市七ヶ浜町利府村等の敬神萬志家より汎く淨財の寄進を仰ぎ、本殿幣殿拝殿神輿殿透屏等の大修復を行ひ新たに陸奥国百座の神明會を建立し以つて聊か復元を達成し無窮の神恩に応へんとす。今此處に竣工を告げしに擱りたるの來由を刻し後昆に伝ふ。翼くは御神護の弥々廣大無邊にして赫々たる神威を千載に仰ぎ奉らんことを

昭和三十五年十月

陸奥総社宮司

市川 稔
賀川邦雄

100 田屋場 (No. 985)

大正四年（一八七六）

(才モテ)

御卽位紀念風致林

御 卽 位 紀 念 風 致 林

(ウ ラ)

大正四年十月十日

山王

多賀城村
笠神學校

多賀城村軍人分會

多賀城村

大正四年十一月十日

山王

多賀城村軍人分會

S=1/8 0 30cm



101 田屋場 (No. 984) 昭和二年（一九二七）

のや先手
足糸結さん
手糸乃緒
はせ川

阿や免草

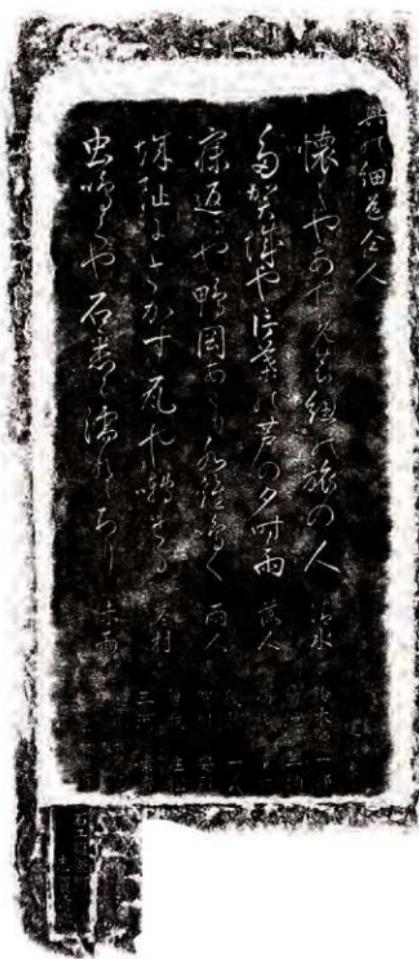
足尔結者ん
草鞋乃緒

はせ越

むかしよりよみ置ける
歌枕多く語ふといへと
も山崩れ川流れて道あ
らたまり石は埋て土に
かくれ木は老て若木に
かはれは時移り代變し
て其跡たしかなぬ事
のみを爰に至て疑なき
千歳の記念今眼前に古
人の心を開す行脚の一
徳存命の悦ひ驕旅の勞
をわすれて泪落るはか
り也

奥の細道抄





奥能郷道全人

懷しやあや免農組能旅の人 清水
多賀城や片葉能芦の夕時雨 落人
寝返るや鴨岡あまり水鶴鳴く 雨人
城趾尔さかす瓦や嘲れる 茅村
虫鳴ぐや石悉く濡れてあり 淋雨

記念碑
建設者

昭和二年八月
翠雨謹書

石工 塚金町
志賀清秀



103

加瀬沼 (No.1005)

昭和二年（一九二七）



102

加瀬沼 (No.1007)

昭和一三年（一九三八）

第六節 墓標

大畠地区には志賀氏と佐藤氏の墓地がある。志賀家墓地では約四〇基の墓標を確認した。この墓地は昭和五五年に多賀城跡調査研究所で調査を行っており、墓標（※報告書では「墓碑」としているが、本書では「墓標」に統一した）の年代と形態、墓域等について次のようにまとめている（宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所 一九八二）。

①年代については、最も古いものが延宝三年（一六七五）で、最も新しいものが明治二五年であり、半世紀単位でみると一七世紀後半が一基、一八世紀前半が一二基、一八世紀後半が一〇基、一九世紀前半が八基、一九世紀後半が七基となっている。

②形態については以下のように分類した。

A 角石塔形 切石を用いたもので、台石とその上にのる長方形の竿石からなる

B 地蔵形 舟形の石材に地蔵を浮彫りにし、左右に銘文を刻んだもの

C 舟形 舟形に加工した石材に銘文を刻んだもの

D 不定形

D 1 自然石をそのまま用い、平坦面に銘文を刻んだもの

D 2 銘文を刻む面のみ平坦に加工したもの

D 3 平坦な自然面に銘文を刻み、周縁や背面を調整したもの

D 4 原石を大きく分割して銘文を刻む面とし、その周縁や背面を調整したもの

年代との関りについては、A型が幕末から明治にかけて見られ、B型は享保年間にのみ集中する、としている。

③墓標の分布状況についてみると、東西約二〇メートル、南北約一三メートルの墓地の北・西・南の三辺にほぼ沿った形で分布しており、姓を記すものが北列のやや小高い場所に集中し、無姓のものは南側の低い部分に建てられている。さらに姓を記すものでも志賀が北列の中央に、成瀬はその東側に、大河原は北列の西端部に集中する。

④北列のほぼ中央にある志賀姓の墓標は代々鹽竈神社に神官として仕えた家柄だった。



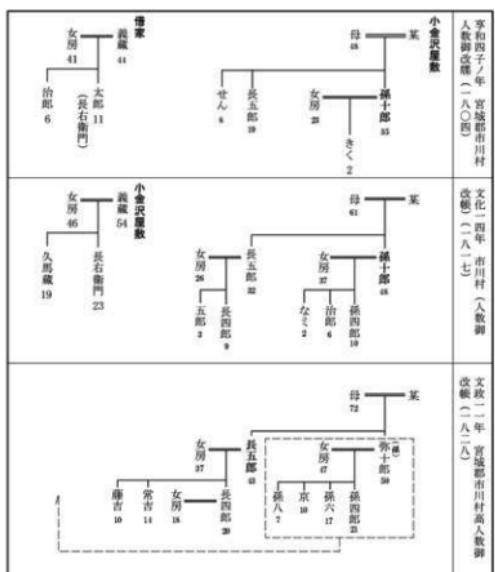
志賀家墓地

佐藤家墓地はA～C三つの墓域に区分でき、Aでは六〇基、Bでは七基、Cでは一八基、合計八五基の墓標を確認した。墓域Aについては、中央北寄りにまとめられた明治から昭和期の墓標九基があり、それを境としてさらに東西二つのブロック（東区・西区）に区分することができる。墓地A西区では、北辺に沿って五基の墓標が並んでいる。No.144～147は前方に祭壇状の石が置かれており、No.113・127・130は台石の上に据えられている。No.146は台石に香炉が彫られ、その左右に花立の小孔が穿たれた丁寧な造りになっている。

No.141は佐藤孫兵衛が父母のため造立した寛文元年（一六六一）の墓標である。南無と本師の間に「三世常住」が入っており、過去現在未來の三世にわたっていつまでもとどまり、不变であるとの意味である（中村一九八一）。念一日は二二日のこと。No.145は了月妙喜禪定尼の菩提のため造立された寛文二年（一六六二）の墓標である。中央に「南無本師釈迦牟尼世尊」とあるが、本師は釈迦牟尼仏のことであり、世尊は仏の尊称、稱號の敬称であるので、釈迦牟尼仏を限りなく敬った表現といえよう。No.146は佐藤孫兵衛尉夫婦の菩提のため造立された寛文五年（一六六五）の墓標である。大覚とは、大いなる悟りを開いた人の意である。No.144・146はそれぞれの忌日を記さず、No.144は「父母のため」、No.145は「了月妙喜禪定尼菩提のため」、No.146は「佐藤孫兵衛尉夫婦菩提のため」造立したと明記しており、そのためNo.144・146には石塔一基を造立したと記している。No.146はそれぞれの位号の下文字が「寿位」となつており、「靈位」と同様の意味と考えられる。

No.147・153・157は上半部の中央に名号、下半部に男女の戒名・位号を記した墓標である。No.147は名号の上に天蓋が描かれている。No.157の上座は

「曹洞宗における僧侶の階位の一つで、出家得度後、入衆した者の総称。修行歴の浅い僧」（中村一九八一）と説明されている。No.149は万治三年（一六六〇）の墓標で、佐藤家墓地では最も古い。頭文字の帰元とは、「迷いの世界を脱出して本元に帰る意。死をいう」（中村一九八一）。佐藤家墓地Aにおいて、享和四年（一八〇四）、文化四年（一八一七）、文政一年（一八二八）の人数改帳に記載された人物のものと見られる墓標を四例確認できた。いずれも小金沢屋敷の住人である。



第6図 小金沢屋敷の系譜



佐藤家墓地遠景（南方向から）

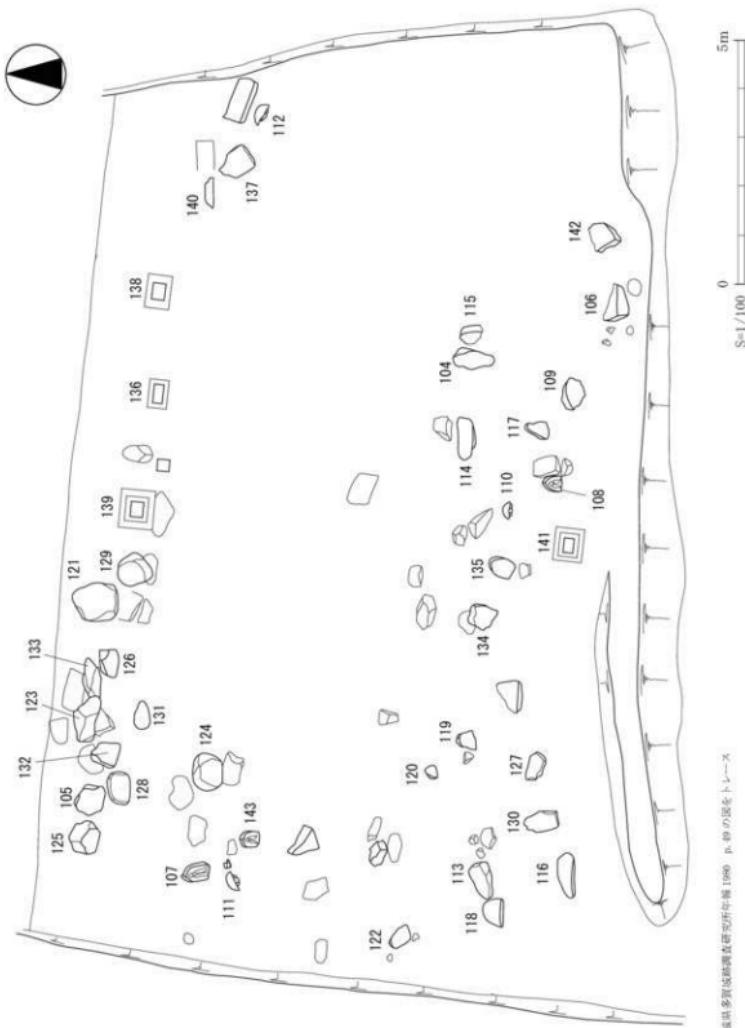
1. No. 177 (東区) 孫十郎の妻 享和・文化の改帳
 2. No. 170 (西区) 長右衛門の母 文化の改帳
 3. No. 179 (西区) 久馬蔵 文化の改帳 (文政の改帳では久馬蔵)
 4. No. 171 (東区) 孫四郎 文政の改帳
- 東区の北西隅に、安政五年に死去した長五郎と、明治一〇年に死去した妻津の墓標がある。それには夫婦それぞれの出自が述べられ、長五郎は長四郎の次男と記されている。長五郎の兄、すなわち長四郎の長男が孫十郎であり（享和四年、文化一四年の改帳）、その妻の墓標がNo.177で



佐藤家墓地近景（西方向から）

ある。孫四郎は孫十郎の長男で、本来は長四郎、孫十郎の家の家督の立場だったが、文政の改帳では叔父長五郎を筆頭者とする家の一員となつていて。小金沢屋敷には義蔵の家もあり、その長男が長右衛門、次男が久馬蔵（久馬蔵）である。

東区には孫十郎、その父母、孫四郎の娘たちの墓もあり、長四郎とその子孫十郎、長五郎の家族の墓があつた。一方西区には義蔵の家の墓があつたようである。



宮城県多賀城跡調査研究会編 1990 「神の國をトランク」

第7図 志賀家墓地平面図

志賀家墓地（No. 1165）

延宝二年（一六七五）



S=1/8 0 30 cm



105 志賀家墓地 (No.1165) 宝永四年 敬 性本禪定門 十一月八日 白	106 志賀家墓地 (No.1167) 正徳元年 孝子 花室淨連禪定門 (詣花) 七月十七日 敬白 治郎左衛門	107 志賀家墓地 (No.1168) 享保七壬寅年十月廿一日 (地藏菩薩立像) 廓 □妙然信女 十方至聖三界萬靈等
--	--	---



109 志賀家墓地 (No.1170) 享保十七壬子歲 金正妙鉄信女 (詣花) 十二月三日 施主 武左右衛門	110 志賀家墓地 (No.1171) 享保十八〇年 (地藏菩薩立像) □禪定門 九月□	111 志賀家墓地 (No.1172) 雲外一峰善士 (地藏菩薩立像) 享保十八癸丑天七月十九日 廓
--	---	---



108 志賀家墓地 (No.1169) (地藏菩薩立像) 為前凶供養也 享保九年四月三日
--

- 113 志賀家墓地 (No. 1174)
元文五庚申歲
○ 安利道信士
- 114 志賀家墓地 (No. 1175)
実山淨意信士 (詣花)
四月廿七日
- 115 志賀家墓地 (No. 1176)
延享三丙寅歲
千峰松月
八月廿五日
- 116 志賀家墓地 (No. 1177)
心眼妙法善女 (詣花)
行年
正夏雲妙照信女
五月十七日
- 117 志賀家墓地 (No. 1178)
宝曆七年
志賀家墓地 (No. 1178)



- 118 志賀家墓地 (No. 1179)
明和三年
○ 炎空妙禪信女之塔
六月六日
- 119 志賀家墓地 (No. 1180)
明和九辰年
妙全信女之塔
三月二十五日
- 120 志賀家墓地 (No. 1181)
安永七戌天
橋水不流禪男
二月十三日 十五郎
- 121 志賀家墓地 (No. 1182)
天明元丑年七月廿一日
西顔貞方大姉
志賀氏女み代行年三十三



122 志賀家墓地 (No. 1183)

天明二丑天四月二日 勘三郎

○ 貧學靈運信士
夏屋妙体信女 (請花)

天明二丑天五月十四日 父母



123 志賀家墓地 (No. 1184)

天明六午年正月九日

○ 還營妙安信□ (請花)

大川原軍弥妻



124 志賀家墓地 (No. 1185)

志賀伊与守

本源自性居士

○ 蓮室妙華大師

明和六年七月二十六日 同妻



125 志賀家墓地 (No. 1186)

○ 正營妙貞信□
二月十一日女

大川原氏



126

志賀家墓地 (No. 1187) 寛政五年（一七九三）

寛政五年（一七九三）

一宮祝 寛政五年

志加貝伊勤力守藤原廣隆
十月廿二日 四十六歳卒

一宮祝 寛政五年
志賀伊勃守藤原廣隆

志賀伊勃守藤原廣隆
十月廿二日 四十六歳卒



S=1/8 0 30cm

- 130 志賀家墓地 (No. 1190)
文化三丙寅十月十日
志賀月 同雲詠月
志賀伝 鉄庵良船信士
行年六十三才 勸三郎
(請花)
- 129 志賀家墓地 (No. 1192)
文化三丙寅十月十日
志賀月 同雲詠月
志賀伝 鉄庵良船信士
行年六十三才 勸三郎
(請花)
- 128 志賀家墓地 (No. 1189)
享和元酉天
本覺道円近事士
七月五日
大河原軍弥藤原
- 127 法屋妙繪信女 (請花)
寛政十二天
五月□二日



志賀家墓地 (No. 1188)
寛政十二天

131

志賀家墓地 (No. 1191)
文政三年 (一八二〇)

文政三年 (一八二〇)



S=1/8 0 30cm



嫡子
志賀廣喜

文政三庚辰年八月六日
四拾八歳
志賀信濃守藤原廣正

志賀家墓地（No. 1193）

文政八年（一八二五）



志賀家墓地（No. 1195）

弘化三年（一八四六）

安倍千保氏之墓
廣喜立之
弘化三年正月十六日
阿部常盛安の時中之長女也嫁而
為志賀信濃守藤原廣正之室生
一女一男長八十次廣喜治年七十四



S=1/8 0 30 cm



134 志賀家墓地 (No. 1194)

文政十二年十月廿四日

津幾墓

行年五十有八



137 志賀家墓地 (No. 1198)

元治二乙丑歲 二月二日

春室妙芳大姉

片倉景頼之女也名□子
成瀬直道妻卒歲四十

135 志賀家墓地 (No. 1196)

勘之助五十三

万延元年九月十一日

宗道惠玄信士
夏月妙養信女 (請花)

天保七年四月七日

同人妻



138 志賀家墓地 (No. 1199)

(右面)

廣定者廣喜之二男而文久三年為名代出勤

慶応三年卯年十月十九日卒歲二十七

(正面)

志賀豊前守藤原廣定之墓

136 志賀家墓地 (No. 1197)

(正面)

廣喜之嫡子也

文久二壬戌年十月十六日

志賀陽輔藤原廣基之墓

歲三十卒



志賀家墓地 (No.1201)

文政八年（一八二五）

(正面)

志賀廣見大墓

(裏面)



(左面)



(右面)



0 30cm
S=1/6

(右面)



(ウラ面)



(左面)



(正面)



(左面)

志賀廣見父ハ広正母ハ阿部氏世ニ奥州一宮塙龍神社祝たり信濃守

と称す知行四貫八百文を食む年十四の秋父に別れ明るとしの秋年十五の時
神仕へ初めけ利以□少かりしより読書を好ミ皇学の□へめるを甚々概ミ歎き
皇国学の社事を旨としなん学びける明治戊辰の際に方里王政復古正しく
皇王の御代となり社頭之仏身一時に退散しけれは心に深く悦び當時慶仏を
唱へし藤塚知明を初とし阿部時中等の靈魂をなくさめんと有志輩と供に
社頭に参集へ先師の招魂祭を曾□しきける是なむ□広見の心□出□□に和
□及び算術を□す又捕花開碁等不風流有りて四方に□遊し来究常力
に繁し又年□□も教へられ村内の人々ニも悉く崇敬せられけり広見思へ

(ウラ面)

らく□□浮たる雲の如し□の木の溜繩々に持伝へん初カ社能けれと田畠合八町余の
地所を買集めけり又建築を起し倉庫を初とし歳四十二の頃新宝等に至る迄
甚厳しく造り改けり夫に悦べる調度□を欠る事なく歳事なく子孫に伝へんと□し
つる社□に認めたりと云ふべし□男子あり兄を広基と云ふ弟を広定と云ふ兄広基
病の為小身枉りぬ広基一男一女あり男を玉置と云ひ女を千歳と云ふ玉置幼ければ
伯父広定をして嗣子□代となし神前せしむ広定夭死す玉置□々□長之一旦
家を繼かしむと□も多病の故を以て自辞して隱居す□□と□□へ成瀬直道の
二男庸治を□□孫賀養子となし家を繼がしむ広定妻鹿又氏日野三内

140 志賀家墓地 (No. 1200)
明治十二年十二月廿九日
宮城県土族成瀬昌直之墓
卒年七十九



143 志賀家墓地 (No. 1204)
(地蔵菩薩立像)



141 志賀家墓地 (No. 1202)
(右面)
三男基一郎を以て □夫となし同郡浮島村にて宅地及び田畠合せて四丁五反
余の地を分け与へ明治十二年の春支家とす是 □のき女河を以ての故 □
是先に広定鹿又氏にめどりて産る所なり又家中半大夫相源の姓なる志賀
と改めしの田畠若干を与へ准末家となし是家門をして長く称相立せしむるの
心なり嗚呼表れ悲しきかも惜ましきかも駄限り有り明治十二年四月廿
四日と云ふ日によわひ七十四ツにして病の為に身枉りぬ廿八孫庸治かなしみ
(右面)

と改めしの田畠若干を与へ准末家となし是家門をして長く称相立せしむるの
心なり嗚呼表れ悲しきかも惜ましきかも駄限り有り明治十二年四月廿
四日と云ふ日によわひ七十四ツにして病の為に身枉りぬ廿八孫庸治かなしみ
(右面)

141 志賀家墓地 (No. 1202)
(正面)
志賀福女之墓
七月十六日
志賀伴太夫室婦く
行年四拾歳



142 志賀家墓地 (No. 1203)

□ 七日
□ 敬
□ 照禪定尼 (請花)
白
□ 保三年



佐藤家墓地A (No.1079)

寛文元年（一六六一）



S=1/8 0 50cm

寛文元年七月念一日
月庭道秋善男子
○南無三世常住本師釈迦牟尼世尊
葉心妙霜禪音女人
爲父母造立石塔一基
施主佐藤孫兵衛將
(請花) 善



佐藤家墓地 A (No. 1080)

寛文二年（一六六二）



○ 南無本師釈迦牟尼世尊 施主 敬白
為了月妙喜禪定尼菩提也

$S=1/8$ 0 50cm



佐藤家墓地A (No.1081)

寛文五年（一六六五）



0
S=1/8 50cm

為菩提石塔一基造立者也 佐藤孫兵衛尉
松岩宗古善信士 毒位
○ 南無本師釋迦牟尼大覺世尊 施主
栢陰妙庭善信女 毒位
寛文五乙巳年四月廿一日 點
(請花) 夫婦
點



佐藤家墓地A (No. 1086)

正徳三年・享保二年(一七一三・一七二八)



S=1/8 0 30cm

(天蓋) 南無阿彌陀佛

正徳三癸巳年
誠庵宗意居士
五月廿三日
(請花)享保十三戊申年
宝安妙三大姊
二月八日
(請花)



佐藤家墓地 A (No. 1094)

宝暦二年（一七六一）



S=1/8 0 30cm

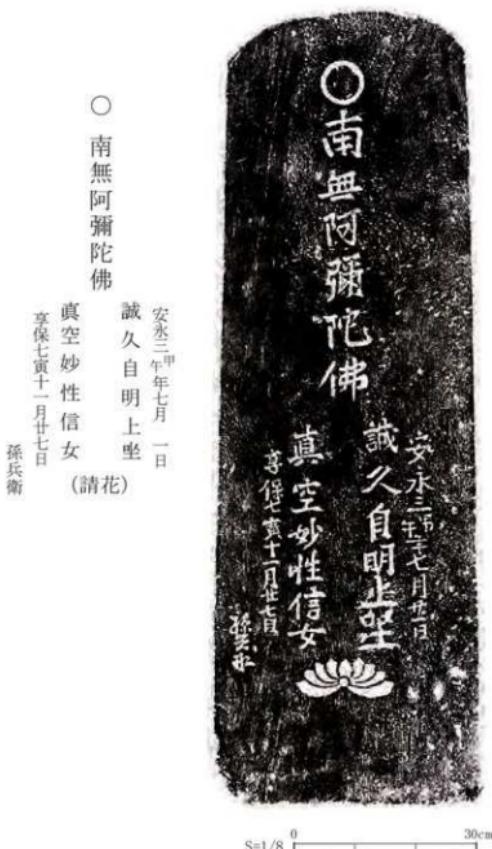


- 149 佐藤家墓地 A (No. 1078)
万治三年 与惣衛門
帰元道 □ 禪定門靈位
八月十日
- 150 佐藤家墓地 A (No. 1082)
貞享五年
幻夢童子 (請花)
五力月四日
- 151 佐藤家墓地 A (No. 1083)
宝永四年 市川
定林自戒信士 (請花)
十月朔日
- 152 佐藤家墓地 A (No. 1085)
如寛方
(地藏菩薩立像)
正徳元年八月廿日
- 153 佐藤家墓地 A (No. 1084)
延享三丁寅歲
慧月独照居士
六月廿四日
- 154 佐藤家墓地 A (No. 1089)
享保七年
蓮室妙花禅尼
宝永六年
四月六日
- 155 佐藤家墓地 A (No. 1090)
享保九年八月廿八日
還本一無道心信士
(次) (請花)
- 156 佐藤家墓地 A (No. 1091)
清月骨霜
享保二十
(位)
十月九日



佐藤家墓地 A (No. 1088)

享保七年（1722）・安永三年（1774）



S=1/8 0 30cm



佐藤家墓地 A (No. 1092)

(地藏菩薩立像)

唯夢力童女



佐藤家墓地 A (No. 1096)

安永八〇亥年



佐藤家墓地 A (No. 1093)

寶曆五乙亥歲

白峰頃月信士 (請花)

正月廿八冀

孝主孫八



佐藤家墓地 A (No. 1097)

天明三卯年

本翁了性信士

七月三日 吉之助



佐藤家墓地 A (No. 1095)

明和二乙酉

心宗妙通信女

九月十五日 孫八妻



佐藤家墓地 A (No. 1098)

初力五郎

寛政元酉年

月窓智白信士 (請花)

八月十四日

年六拾二才



佐藤家墓地 A (No. 1087)

安永三甲午年

本然道照信士

七月廿一日

□庄七



佐藤家墓地 A (No. 1099)

寛政五年

(欠) 杉妙禪定女 (請花)

九月□□日 母



佐藤家墓地A (No.1100)

寛政十一

自安道休信

正月



佐藤家墓地A (No.1103)

文化十三子年

寒岩妙松信女

十月二十日

庄助

母年四十九

佐藤家墓地A (No.1101)

孫十郎

享和元天五月十四日

仁慶了寛信士
(請花)

天保八酉年十二月十四日

父母□八十三才



佐藤家墓地A (No.1104)

長右衛門

文政三辰年
夏月妙容信女 (請花)

五月初三日

母



佐藤家墓地A (No.1102)

行年八十五
享和三年亥

恒穩常

十一月廿四

○

佐藤家墓地A (No.1105)

文政十一子天
秋相寿林信士 (請花)

孫四郎

八月初十日

行年二十二年



168

167

169

172 佐藤家墓地 A (No. 11106)

おカふよ

文政十一子

先露善

十月



176 佐藤家墓地 A (No. 11110)

(中央)

瑞運義円居士

宝室妙鏡大

(右)

明治廿九年九月六日

佐藤孫四郎

行年九十三才

佐藤家墓地 A (No. 11107)

春室妙光信女

(請花)

志

一月一日



173 佐藤家墓地 A (No. 11108)

天保六年

秋林良語信

九月初四日



175 佐藤家墓地 A (No. 11109)

弘化四年五月

法山了榮信士

(請花)

年



177 佐藤家墓地 A (No. 11111)

嘉永二年

妻

孫十郎

円応妙覺信女

(請花)

十一月六日

年六十八



佐藤家墓地 A (No. 1112)

嘉永五年

清心佑香信女

壬二月八日

十八□



佐藤家墓地 A (No. 1117)

明治廿二子年
たつ女

菊心宋逸信女 (請花)
旧八月十四日

年七十才



佐藤家墓地 A (No. 1114)

文久元年十一月十七日 久米藏

行年六十三才

安要即心信士 (請花)
貞誠妙操信女

明治元年九月二日 倉吉母

年六十七才



佐藤家墓地 A (No. 1118)

(正面) 清恭院祐林宗鶴居位

其節院親睦妙厚大師

(右) 明治廿九年二月廿四日

佐藤忠八年五拾七才

(左) 明治三十三年一月廿四日

同人妻いくよ

佐藤孫四郎長女 享年五十六

佐藤家墓地 A (No. 1115)

孫四郎娘

慶應四八年三月一日

玄養善童女

ちかの年七才



佐藤家墓地 A (No. 1119)

黒川郡山田村

明治三十年佐藤彦右工門娘

法雲妙得信女 (請花)
十月十一日 佐藤孫四郎妻

佐藤家墓地 A (No. 1116)

明治十五年

觀法善童女

年四才



185 佐藤家墓地 A (No. 1120)
佐藤新蔵

子

明治三十二年

宗羅^カ善童子 (請花)

旧十月九日

孫助年一四三



186 佐藤家墓地 A (No. 1121)
見性院泰安宗雄居士

直指院繁至妙性大師
(請花)

(右) 明治三十九年旧九月十三日

佐藤孫十郎

年四十三才



妻まさ

(左) 昭和四年六月十日
年六十四才

妻まさ

(左) 加瀬鈴木幸左衛門之長女
昭和二年旧二月二十四日
妻こん年三十七才

187 佐藤家墓地 A (No. 1122)
智^カ光善童女 (請花)

五月七日 つぎ

二三三

智^カ光善童女 (請花)

昭和五年 孫七四女

旧九月二十三日 なつよ

三三三



188 佐藤家墓地 A (No. 1123)
法雲院寂水如真居士

天祥院法屋妙性大師
(請花)

○ 天祥院法屋妙性大師

(右) 昭和十二年旧四月十三日

佐藤孫右衛門

年五十一才



189 佐藤家墓地A (No.1124)

法諦德運宗儀居士

佐藤徳治之墓

松岳妙仙大姉

元厚日新居士

(左) 同村南宮 阿部儀藏長女

長男孫七

昭和八年旧七月十八日

同人妻きん享年七十五三



191 佐藤家墓地A (No.1113)

(左)

俗名長五郎本家長四郎次男也天保元年四十

三歳而別居宅造立安政五年八月廿二日七十

三歳而死去妻留谷村新右工門次女也男子四人

産ム嫡男長四郎次常右工門三藤吉四運吉也

嫡男長四郎建之

(左)

名者津女留ヶ谷村新右衛門之二女也嫁而

為佐藤長五郎妻生四男明治九年六月

自天朝依老年賜御金明治十丁丑年三

月十四日行年八十六而死

190 佐藤家墓地A (No.1129)

(地蔵菩薩立像)



193 佐藤家墓地A (No.1128)



192 佐藤家墓地A (No.1127)

員寂登^カ岳^カ (請花)

二月念一日



佐藤家墓地 B (No. 1140)

元禄十五年九月十九

安秋津定門

梅嶺津定尼

享保六年十二月廿三
久藏



久藏
兩□

佐藤家墓地 B (No. 1141)

正徳五年

法玄自灯信士 (請花)

十二月廿三日



佐藤家墓地 B (No. 1142)
享保十乙巳年
孝林妙音信女 (請花)
五月朔日



佐藤家墓地 B (No. 1143)
享保十乙巳年
綠岩妙音信女
三月二十五日



佐藤家墓地 B (No. 1144)
享保十乙巳年
(地藏菩薩立像)
九月十二日

佐藤家墓地 B (No. 1144)

元文五

(地藏菩薩立像)

四月廿六
□

佐藤家墓地 C (No. 1147)

享保十七年壬子天

花窓妙栄信女 (請花)

三月十二有六日



佐藤家墓地 C (No. 1148)
元文四乙未年
了伝妙覺信女 (請花)
五月三日
甚兵衛妻



佐藤家墓地 C (No. 1149)
寶保二〇〇年
(地藏菩薩立像)



佐藤家墓地C (No.1150)

延享三年丙寅歲

鶴岩子樹信

十一月廿四日葬



佐藤家墓地C (No.1155)

庄藏

天明元年

十二月二十九日



佐藤家墓地C (No.1151)

寛延第三巳三

成天道功信士 (請花)

六月二十六日



佐藤家墓地C (No.1156)

天明四年正四郎

兜巖歎性信士 (請花)

壬正月十二日



佐藤家墓地C (No.1152)

明和二酉

眞岳道寿 (請花)

十月十五日



佐藤家墓地C (No.1157)

天明四年辰年

雄岳道心信士 (請花)

四月廿八日

平内父



佐藤家墓地C (No.1153)

明和五年戊午

心空妙印信女 (請花)

八月十八日



佐藤家墓地C (No.1154)

明和七年

清窓自涼信士 (請花)

七月十一日



佐藤家墓地C (No.1158)

寛政五丑 平内

寿峯全量信女 (請花)

正月十一日

□ □



佐藤家墓地 C (No. 1159)

文化九カ申天

春□宗光信士 (請花)

正月廿□日



佐藤家墓地 C (No. 1159)

長三郎

寛□八年

雪光妙音信女

十二月廿一



佐藤家墓地 C (No. 1160)

長□

五月五日

天保二年 五十四才

夏雲宗栄信士 (請花)

觀室惠念信女

安政五年 おいの

三月五日 六十七



佐藤家墓地 C (No. 1163)

壽山



佐藤家墓地 C (No. 1164)

本然自



秋月妙光信女



佐藤家墓地 C (No. 1161)

佐藤長之助年七十才

明治八乙亥年八月廿日

實參明悟信士 (請花)

菴屋妙□信女

明治十二年旧十月五日

同人妻子ヤ□年七十三才

213



212

○

○

213

○

○

○ 216

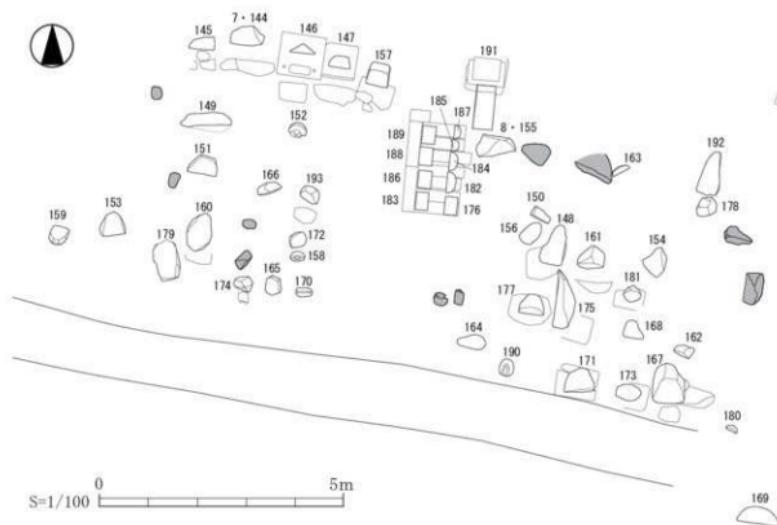
○ 215

○ 214

○ 213

○ 212

○ 211



第8図 佐藤家墓地A平面図



佐藤家墓地A



佐藤家墓地C



佐藤家墓地B

第七章 札類・扁額・繪馬

第一節 棟札・遷宮札

No.1は貞享四年（一六八七）の奏者明神宮再興棟札である。オモテ面は中央上部に印が大書され、その下は中央部に主文、それによつて左右に分断されるが、一段目に偶頌1と偶頌2、二段目に仏供役、三段目に

願主以下関係者名が配置されている。

主文の「奏者明神宮」は陸奥總社宮のことであり、古くは「奏者」と表記されていたことが知られる。塙竈宮（神社）の末社と明記した年代が明らかな資料としても貴重である。

一段目の「聖主天中天」の偶頌は妙法蓮華經品第七にあり、棟札での使用例は全国的に多いと言われている（山梨県 一九九五）。そ

の下の「容頗甚奇妙」の偶頌は妙法蓮華經品第二十三にあるもので、「聖主天中天」の偶頌とは上下の間隔を開けず、各句とも五

文字の句が十文字の句であるように記されている。この二つの偶頌の右側には「薄伽梵住如來加持廣大金剛法界宮」の一文がある（剛の字が則と誤記）。大日經入真言門住品第一の冒頭にあるもので、その後には「一切持金剛者皆悉集会」と続く一節の前半部分である。その訳は「薄伽梵、如來の加持せる広大なる金剛法界宮に住したまひ、一切の金剛者は皆悉く集会せり」であり（福田 一九九八）、經文の一部ではあるが特に韻をふまない散文である。薄伽梵は世尊（ブッダの尊称）であり、金剛法界宮は胎藏界大日如來の宮殿である（『佛教語大辭典』）。二つの偶頌の左側にも文字の存在は確認できるが判読できない。

一段目には「大行事」「今日戒師」「惣戒師」「説誠」「戒行事」などの役割りに当たられた周陀羅天ほか四名の諸仏名が記されている。「山梨県棟札調査報告書」では、これを「仏を法会の際の諸行事に見立て、役割を割り振つて、その加護を得ようとしたもの」とし、こうした記載をしておきたい。

三段目には願主、別助成、惣奉加、大工、木挽、塗師それぞれの名が記されている。願主は神奈川七代の別當有仙、別助成の志賀伊予掾吉重は、年代的に鹽竈社の社家で四代吉次のことを考えられる。奉加は神仏への寄付に加わることで、「仙台中貴賤並宮城中衆」は仙台・宮城郡のすべての人という意味かと考えられる。大工の内藤長右衛門吉久は、仙台藩御大工の内藤氏との関連が想像されるという（多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか 二〇一七）。

ウラ面の貞享四年六月二九は、遷宮日と記されているので、工事が終了し、一旦他所へ遷つていた神璽をもとに遷した日と見られる。その法要を、法蓮寺の法印照長が導師となり、供奉僧二二人とともに務めたと記している。法蓮寺は奏者明神宮の神宮寺だった真言宗の寺院で、照長は直享の頃の住持であろう。理趣三昧とは、真言宗において、密教の極意を示すものとされる「理趣經」を朝夕誦する勤行のこと（宇井一九八四）。中央の上部にある種子は藥師如來を表す「バイ」。

No.2は元禄一四年（一七〇一）の奏者神祠修理棟札である。オモテ面は中央上部に印が大書され、その下は中央部に主文、それによつて左右に分断されるが、一段目に偶頌、二段目に仏供役、三段目に社家以下関係者名が配置されている。この棟札のオモテ面の構成はNo.1と類似して

いるが、主文に続いて年次と別当住居有仙の名が記されている。有仙は神奏院の七世。「聖主天中天」の偈頃は棟札No.1と同じ。仏役句は大梵天王が大旦那、帝釈天王が大願主となっている。大旦那はNo.1の奉加に相当するものであろう。社家の志賀筑後守家次は五代目の当主。工匠の鈴木庄内重長は、洞雲寺（仙台市泉区）棟札に記される塙金町大工棟梁鈴木喜惣右衛門永春との関係が強く考えられるという（多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会ほか、二〇一七）。この棟札の四隅には呪符と見られる「封」の文字が記されている。

ウラ面には導師として法蓮寺の住持恢信の名が記されている。

No.3は正徳六年（一七一六）の奏者明神造営棟札である。オモテ面は中央上部に冂が大書され、その下は中央部に主文、それによつて左右に分断されるが、一段目に偈頃1、二段目に偈頃2、三段目に別當以下関係者名が配置されている。一段目の「聖主天中天」、二段目の「容顕甚奇妙」の偈頃はNo.1と同じ。一段目と二段目の偈頃の配置はNo.1の棟札と同様上下の間隔を開けずに記されている。三段目の有応は神奏院八代目の別當。「仙台惣町中並御分領中」は伊達氏領内のすべての人という意味であろう。「勘縁張主」「捨資勤力壇誰」については不明。大工棟梁の堀川加平次広次は洞雲寺（仙台市泉区）の延享二年（一七四五）の棟札にも名が記されている。

ウラ面には導師として法蓮寺の法印有敵が枝院（子院）の僧侶二名を率いて勤めたと記されている。

No.4は享保二年（一七三四）の奏社宮拝殿新棟札である。オモテ面は中央上部に冂が大書され、その下は中央部に主文、その左右に「聖主天中天」の偈頃が二句ずつ左右に分けて記されている。下部の右側に

は大願主別当として神奏院鏡光、左側に惣奉加として仙台惣中町中並御分國中と記載されている。鏡光は神奏院の一一代目の別當。

ウラ面は中央に、法薬理趣三昧の職衆二五人と、導師である法蓮寺現住の慶賢が執行し奉る所と記している。別助成として木長左衛門清由、近沢半左衛門豊方、佐藤善左衛門幸長、普請奉行として鈴木権右衛門利重の名が記されている。大工棟梁として加藤権七郎勝治の名が記されてゐるが、この棟札と同じ日付の擬宝珠が拌殿の階段にあり、「大工棟梁 加藤権七勝治」となっている（（第七節 金工）参照）。加藤権七郎勝治は寺池領主である登米伊達氏の仙台屋敷表門造営に関わった仙台城下新伝馬町の大工であり、「新伝馬町大工棟梁加藤権七 同 勝治」と記された宝暦八年（一七五八）の川内第伊達邸表門棟札写の积分文が「登米町誌 第一卷」（登米町誌編纂委員会 一九九〇）に掲載されている。

No.5は慶応三年（一八六七）の本社屋根替棟札である。横長の板材を使用し、本殿の壁面に釘で打ち付けている。件名に続いて、三月□八日から四月二日という施工期間を記し、棟梁加藤熊右衛門外四名の名を記している。世話人は肝入の万右衛門である。

No.6は明治二五年（一八九二）の屋根葺替棟札である。横長の板材を使用し、本殿の壁面に釘で打ち付けている。件名に続いて、六月六日から八月一七日という施工期間を記し、仙台市三名、塙釜邑二名の名を記している。世話人惣代として三名の名が記されている。

No.8は日吉神社（山王）、南宮神社（南宮）、稻荷神社（新田）、大日靈寶神社（高橋）、八幡神社（南宮）の遷宮札である。明治四年（一九一）にこれら五社が奏社宮に合祀されることになり、裏面にその経緯が記されている。句読点等を補つて読み下すと以下のとおり。

時に明治の維新以来神佛混淆を改め、別當を神職と改め、ここに明治三十五年神社社職任用規則、また同三十九年に神社に神饌幣帛料供進の勅命、同四十一年に神社財産の登記録、神社の維持方法等の勅命を公布せられる。表記の神社にもとより財産の土地金錢貯蔵なく、氏子も僅少にして維持保存の目的立つる（こと）能わ。ほんと千有余年法繩繩崇敬したる神社を衰頽しむるは天皇の聖意にもどるがごとき。實に多方苦慮痛歎のあまり、各社の氏子等すべて集い、幾度か謀りにはかりて、ついに合祀と決定し、數社合祭奉りて永く維持立てるに然すと。宮城県知事にこの事請願し、明治四十三年六月十有四日、認許を得、以て宮城郡多賀村市川の郷に鎮座村社奏社宮の宮殿に、明治四十四年三月二日を以て遷宮鎮座の行事を務む。時の社掌武本時保敬白す。

No.9は大正四年（一九一五）の奏社宮神殿拝殿御屋根大修繕棟札である。オモテ面中央に主文、その左右に「天上無窮」「氏子安全」「國土安穏」「五穀成就」の祈禱文言が記されている。遷宮社掌である武本時保は山王村の修驗光禪院の出で、明治以降還俗して一時奏社宮の神官を務めた。この屋根修繕を行ったのは六三歳の頃である。

ウラ面には、大正四年が紀元二五七五年であり、今回の屋根修繕は今上（大正）天皇の即位を記念する行事と記している。氏子惣代人八名と木羽工、萱葺、大工、木挽四名の名が記されている。

No.10もNo.9と同年に実施された奏社宮屋根葺替換棟札である。横長の板材を使用し、本殿の壁面に釘で打ち付けている。右側の端に件名、その左側は上下二段に分け、上段には「大正四年七月」や「八月四日」の文字が見えるので屋根葺替えの施工期間を記していると考えられる。下段

にはこの事業に関わった棟梁、木挽、大工の名が記されている。

No.9は事業内容、主体者の記載が中心であるのに対し、No.10は実際の工事内容が中心となっている。職人名はNo.7が四名、No.10が六名記載されており、それらの内、棟梁（木羽工）加藤善治、木挽佐々木長兵衛、大工阿部長助の三名が重複している。

No.11は昭和三五年（一九六〇）の拝殿改修築棟札である。本殿の天井小屋組み付近に釘で打ち付けられている。主文に「拝殿改修築工事大工及び職人名」とあるように、棟梁をはじめ大工五名、銅工職三名、ベンキヤ一名の名が記載されている。

No.12は昭和五年（一九三〇）の奏社宮神殿御屋根葺替換棟札である。オモテ面・ウラ面ともに記載様式はNo.7と基本的に同様である。ウラ面には、市川・南宮・山王・新田・高橋各区の氏子総代人八名が記載されており、奏社宮の氏子の広がりが知られる。

No.13は、六月坂にある多賀神社の嘉永元年（一八四八）の造営棟札である。オモテ面には「延喜式所載宮城郡多賀神社是也」と明記している。ウラ面には、祭神は伊弉諾尊で、年を経て、宮祠が破損したので祠を新造したと記している。遷宮行変（行事）は志賀信濃守廣喜、市川村の祭主は卯藏、補助は長五郎、大工は才三郎と記されている。

No.14は宝曆六年（一七五六）の白山權現宮（現在の貴船神社）造営棟札である。施主七兵衛の苗字は菊池ではなく菊地となっている。

No.15は明和三年（一七六六）の八幡宮屋根造替換棟札である。志賀氏の居宅の鋪地（敷地）の西北に祀っていた八幡宮小祠は元禄七年（一六九四）に建て替えたが、明和三年に屋根が破損したため造替し、それが終わつたので遷御したと記している。覆には、戻すや補うの意味があることか

ら（『大漢和辞典』）、造覆は修繕という意味であろう。遷御とは旧殿から新殿に御神体を遷す神事である。遷宮行事として神事を執り行つた佐藤氏は、鹽竈神社の右宮流鏑馬太夫流鏑馬役を務めた家柄である。その当主で長門掾、または長門を称し、実名が「□和」に該当する人は特定できなかつたが、顧主は明和三年時の志賀家当主であり、その直前の宝暦年間（一七五二～一七六三）に塙金宮祠官として活動が確認できるのは伊勢守広隆である（高橋正巳 一九八一）。

No.16は文政五年（一八二二）の屋根修造棟札である。遷宮行事、顧主とも志賀信濃守廣喜となつてゐる。廣喜は九代目の当主で、明治二年（一八七九）に没した廣見と考えられている（宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所 一九八一）。

No.17は安政三年（一八五五）の八幡宮新造替棟札である。神主遷宮行事は、この年五十歳の志賀信濃守廣喜とその子息で三歳の廣基（陽輔）である。

ウラ面に「市川村／大工 オ三郎／栄治／成瀬小吉郎」とあつて、地元の大工が施工したことが分かる。

No.18は慶応元年（一八六五）の八幡宮屋根葺替棟札である。オモテ面には「天下泰平 国家安全／風雨隨時 五穀成就」の祈祷文言が記され、ウラ面には安政二年に廣喜が修造した八幡宮が古損のため屋根の葺替を行つたことが記されている。顧主はこの年六〇歳の志賀信濃守廣喜で、嗣子として二十五歳の豊前守廣定が名を連ねている。廣定は廣基の弟であり、廣基が文久二年に三〇歳で死去したため廣喜の嗣子となつたが、廣定も慶応三年に二七歳で死去している。大工は安政二年の時と同じ成瀬小吉郎と同甚助である。

No.19は明治一五年（一八八二）の八幡宮屋根葺替棟札である。オモテ面に元禄年中の再興と安政年中の再々興を記し、慶応年中に修復した屋根も破損したため神殿の屋根葺替をおこなつたという経緯を記している。顧主である志賀庸治については、作賈地区の発掘調査に伴う志賀家関係資料の調査（宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所 一九八一）において、棟札の記載から志賀廣基の後裔として志賀庸治を位置づけている。また、廣見の墓標には廣星の娘子歳の智として成瀬庸治の名があり、志賀庸治の可能性がある。

成瀬氏については、志賀家墓地の北東隅に直道妻（元治二年没）や昌直（明治二年没）の墓標があり、志賀家との密接な関係が伺われる。ウラ面には安政三年と慶応元年の棟札に続き大工・成瀬小吉郎の名が記されている。

No.23は明治二五年の大日靈神社造替棟札である。社主佐藤長兵衛と記されているように、大日靈神社は佐藤家の氏神であつた。市川永治は奏社宮の神官である。ウラ面には大工高橋栄之助と屋根葺青木清次郎の名が記されている。

积文

1 陸奥總社宮 貞享四年（一六八七）

(オモテ)

薄御梵住如來加持弘大金剛法界宮
願主別当神秦院宥仙

聖主天中天 容顏甚奇妙
今日成佛妙吉祥普降

別成志賀伊予振古重
社家

迦陵頻伽声 光明照十方
總成佛報謝牟尼如來

別成志賀伊予振古重
社家

正奉再興靈宮末社者明神宮一字國家安全所
我造曾供養

別成志賀伊予振古重
社家

真歎生者
我造曾供養

別成志賀伊予振古重
社家

我等今敬礼 今復還觀近
成行事普賢菩薩

別成志賀伊予振古重
社家

木後 庄司甚十郎春時
建拂小川德兵衛

別成志賀伊予振古重
社家

大工 内藤長右衛門吉久
同 同 長吉 良定

別成志賀伊予振古重
社家

我等今敬礼 今復還觀近
成行事普賢菩薩

別成志賀伊予振古重
社家

(ウラ)

聖主天中天 容顏甚奇妙
今日成佛妙吉祥普降

(ハイ) 泰法榮理趣一味尊能法蓮寺住持法印照長供僧十二口勸之
六月廿九遷宮日

迦陵頻伽声光明照十方
總成佛報謝牟尼如來

別成志賀伊予振古重
社家

真歎生者
我造曾供養

正奉再興靈宮末社者明神宮一字國家安全所
我造曾供養

別成志賀伊予振古重
社家

我等今敬礼 今復還觀近
成行事普賢菩薩

別成志賀伊予振古重
社家

我等今敬礼 今復還觀近
成行事普賢菩薩

2 陸奥總社宮 元禄一四年（一七〇一）

(オモテ)

封

聖主天中天
迦陵頻伽声

大權那大梵天王
大権那大梵天王

外家
志賀筑後守家次
工匠
鈴木庄内重良

正 奉修理泰者明利一基元禄十四年辛巳歲九月十日別當住居有仙
真歎生者 大願主帝觀天王

我等今敬礼
木後 佐藤長助春久

工匠
安部丈左衛門時成
木後 佐藤長助春久

封
(ウラ)

上遷移泰者明利一基元禄十四年辛巳歲九月十日別當住居有仙
正 奉修理泰者明利一基元禄十四年辛巳歲九月十日別當住居有仙

真歎生者 大願主帝觀天王

3 陸奥總社宮 正徳六年（一七一六）

(オモテ)

期縁張主別當
神秦院宥仙

別成志賀伊予振古重
社家

別成志賀伊予振古重
社家

仙台惣司中井御分領中

別成志賀伊予振古重
社家

別成志賀伊予振古重
社家

別成志賀伊予振古重
社家

別成志賀伊予振古重
社家

別成志賀伊予振古重
社家

(ウラ)

正徳六丙申歲

遷宮導師法蓮寺法印有畠率枝院十二口勤焉

六月廿九日

4 陸奥總社宮 享保一九年（一七三四）

（才壬子）

大願主別當

神泰院觀光

加藤熊右衛門
伊藤善治

後藤慶吉

菅井種一郎

加藤幸右衛門

棟梁

四月廿一日出来相成
三月〇八日ヨリ□□□

壬寅慶心三卯歲

再建

5 陸奥總社宮 延応三年（一八六七）

当

御本社御屋相看

棚札

□世話人 肝人

万石衛門

加藤幸右衛門

伊藤善治

後藤慶吉

菅井種一郎

加藤幸右衛門

伊藤善治

棚札

(ウラ)

聖主天中天

迦陵頻伽声

正奉造新壇遷宮未社奉社宮拜殿二宇皆國太守君御武運長久國家安全万民安樂所

哀感參生者

我等今敬礼

贊奉加

仙台總中町中井御分國中

□世話人 肝人

万石衛門

右之通

以上

別助成

一本長左衛門清由

近沢半左衛門豊方

同

佐藤英左衛門幸長

同監権梁

大工種染

加藤種七郎勝治

同監権梁

加藤種七郎勝治

熊谷伊兵衛勝久

賛請奉行

鈴木權右衛門利重

木挽

治工

佐藤小平治

6 陸奥總社宮 明治二十五年（一八九二）

当社屋根葺替

明治廿五年六月六日ヨリ

八月十七日出来

仙臺市二日町拾六番地

高橋甚作

仙臺市□□□番地

林甚（長）作

仙臺市看町

中尾孫吉

□□郡塙金村阿部安太郎

二日町十二番地

高橋慶之丞

世話人惣代

千葉三四郎

菊地寅松

佐藤□吉

7 陸奥總社宮 神輿 明治一〇年（一八七七）
(才モ子)

維時明治十年三月十五日

屋船久々能選命

吉辰奏社宮御神輿當村

手置帆負命

大工菊池誠之助塗城下寺

此古佐知命

小路賀藤金兵衛

8 陸奥總社宮

(才モ子)

宮城郡多賀城村内山王鎮座郵社日吉神社

同郡同村内南宮鎮座郵社南宮神社

奉遷宮同郡同村内新田鎮座郵社稻荷神社

同郡同村内高橋鎮座郵社大日靈賛神社

同郡同村内南宮鎮座無名社八幡神社

神殿一字

(ウラ)

于時明治之維新以來神佛混淆於改米別當乎神職止改米爰爾明治三十一年神社社職任用規則亦同三十九年爾神社尔神體幣帛料供進之勅命同四十一年爾神社財產乃登記錄神社乃維持方法等乃勅命於公布世良留表記之神社尔素余里財產乃土地金錢貯藏無氏子母僅少爾志乞維持保存之目的立津留能波受胎止千有余年法繼續張敬志來留神社於袁頬志卒留波 天皇乃聖意尔悖留我如支實爾百方苦虛痛歎乃余里各社乃氏子等最集比幾度我謀里爾議里天遂比爾合祀止決定志數社合祭奉里天永維持平立留爾然受止
宮城縣知事尔此事請願志明治四十三年六月十有四日認許於得以弓宮城郡多賀城村市川乃鄉爾鎮座村社奉社宮乃宮殿爾明治四十四年三月二日乎以天遷宮鎮座乃行事遠務車時乃社堂武本時保敬白寸

9 陸奥總社宮 大正四年（一九一五）

（才モテ）

天上無窮氏子安全

遷宮社掌 武本時保

奉祭御社奏社宮神殿拝殿御屋根大修繕一字之敍

國土安穏五穀成就

氏子總數三百五十二人

（ウラ）

紀元二千五百七十五年

氏子總代人

志賀康治 阿部德右衛門

菊池市之進

佐藤米吉 木羽工 加藤善治

菅井義吉 菅葺 志賀喜代藏

鎌内和太右衛門

大工 阿部長助 塩釜

木挽 佐々木長兵衛 市川

木挽 佐々木長兵衛 小野忠作

木挽 佐々木長兵衛 八幡

木挽 佐々木長兵衛 加藤保壽 ベンキヤ

木挽 佐々木長兵衛 塩釜 小林新三郎

10 陸奥總社宮 大正四年（一九一五）

（才モテ）

棟梁 仙台市定禪寺通

加藤善治

同市二日町

大正四年七月

村上六郎 同市中秋山通

□八月四日

浅井栄松

□□□□□ 本挽 同村八幡

佐々木長兵衛

大工 本村山

阿部長助

11 陸奥總社宮 昭和三年（一九六〇）

昭和卅五年八月拝殿改修築工事大工及び職人名

大工 棟梁 新田中 松川丑吉

塩釜 渡辺啓一

塩釜 奥田輝夫

塩釜 奥田孝一

塩釜 鈴木剛

塩釜 ベンキヤ

塩釜 八幡

塩釜 加藤保壽

塩釜 小野忠作

塩釜 八幡

塩釜 加藤保壽

塩釜 ベンキヤ

塩釜 八幡

塩釜 加藤保壽

塩釜 小林新三郎

12 陸奥總社宮 昭和五年（一九三〇）

（才モテ）

天父無窮 氏子安全

氏子總代人

奉祭御社奏社宮神殿御屋根一字銅板葺替

國土安穏 五穀成就 氏子總數三百八十八戸

市川区菊池市之進 請負人

全 後藤惣吉 宮城郡高砂村

今上天皇陛下御即位記念

全 菊池太右衛門 福田町

南宮区後藤治兵衛 田勢源兵衛

全 伊藤清太郎

山王区阿部龟治

新田区佐藤源太郎

高橋区鈴木熊治

14 白山神社 宝曆六年（一七五六）
（才モ子）

聖主天中天迦陵頻伽声

奉造営白山権現宮一宇国家安全万民曹義所

宮大工

八口 勘兵衛

大工棟梁鹽竈住喜惣次永春

与四郎

喜伝次

13 多賀神社 嘉永元年（一八四八）
（才モ子）

奉造営多賀神祠

延喜式所載宮城郡多賀神社是也

陸奥國宮城郡市川村多賀神社祭神

本朝開闢太祖仁志天國史所謂登天報命

留宅於日之少宮云云伊弉諾尊也

經年宮祠破損因是年新造立祠

功已寬奉遷宮者也

遷宮行夏

志賀信濃守藤原廣喜

市川村祭主 卵藏

嘉永元年八月廿五日 同補助 長五郎

同大工 才三郎

明和三丙戌年九月廿八日

志賀伊口守藤原□□
大工惣右衛門

15 志賀家八幡宮 明和三年（一七五六）

奥陸國宮城郡市川村志賀氏居宅鋪地之内西北之間奉祭

八幡宮小祠凡古宮之年數考爾不知年間既古殿及破損元禄

七甲戌年時新仁奉再興功已仁竟於是年丙戌神殿屋根因破損

造覆之者焉已仁竟取故奉遷御之者也

遷宮行事塙釜宮祠官

佐藤長門掾藤原□和

同宮祠官願主

（ウラ）
宝曆六丙子歲
遷宮導師神奏院法印慶康勤焉
十二月吉祥日

16 志賀家八幡宮 文政五年（一八二二）

陸奥国宮城郡市川村志賀信濃守藤原廣喜居宅

奉祭八幡宮元禄年中再興宮殿屋根因破損是年

壬午修造之者故仁泰遷御者也

遷宮行事願主

志賀信濃守藤原廣喜

于時文政五年九月廿八日

大工□部田□兵衛

17 志賀家八幡宮 安政二年（一八五五）

（才七丁）

陸奥国宮城郡市川邑志賀家西北之地奉祭所之

八幡宮之小祠年久而破損元禄年中所再興宮又

破損矣故新造營之奉遷御者也

神主遷宮行事

志賀信濃守藤原廣喜

年五十

年

二十三

（ウラ）

市川村

大工 才三郎

榮治

成瀬 小吉郎

18 志賀家八幡宮 延慶元年（一八六五）

（才七丁）

天下泰平 国家安全

八幡小祠屋根葺替

風雨隨時 五穀成就

（ウラ）

安政三乙卯穗廣喜所修造宮依古捐屋根葺替

奉遷御者也

延慶紀元乙丑歲十一月吉日 翼子

志賀信濃守藤原廣喜六拾歲
志賀豐前守藤原廣定貳拾五歲

願主

慶応紀元乙丑歲十一月吉日 翼子

志賀豐前守藤原廣定貳拾五歲
大工 成瀬小吉郎 同甚助

19 志賀家八幡宮 明治一五年（一八八二）

（才七丁）

陸前國宮城郡市川邑志賀家西北之地奉祭所之

八幡宮之小祠年久而破損元禄年中再興所之

宮又破損安政年中再々興所之宮屋根破損慶応

年中修復處之屋根破損仍子是年壬午神殿屋根

葺替之功成故二奉遷御者也

願主

志賀庸治 三十四歲

明治十五年七月十五日 旧六月朔日 土曜

(ウラ)

大工

成瀬小吉郎

20 菊池家八幡社 大正九年（一九二〇）

（オモテ）

天下泰平

奉祀正八幡大神屋根修繕一字之

家内安全

（ウラ）

社掌 武本時保

千時大正九年十一月廿四日

社守 菊池慶藏

21 菊池家八幡社 明治二六年（一八九三）

（オモテ）

天下泰平國家安泰風雨順時五穀成就

陸前國宮城郡多賀城村市川

鎮座八幡宮大御形代新造築

（ウラ）

明治二十六年八月十五日 祠掌市川永治

宮城縣陸前國宮城郡多賀城村市川

鎮座多賀城跡乾方古鎮守府

將軍之所祭今般大御形代新造
營奉祭所謂鎮守府之八幡是也

社主

菊池慶藏

22 菊池家八幡社 大正三年（一九一四）

（オモテ）

天下無窮國土安全

奉祭祀正八幡大神宮修繕遷座一字之處

五穀成就家内繁榮

（ウラ）

社掌 武本時保
氏子 菊池慶藏

維大正三年七月二十八日

大工 加藤國之助
謹言

23 大日靈神社 明治二十五年（一八九二）

（オモテ）

神官 市川永治 敬

□ 御宮造營大日靈神社邑内安全家内繁榮守護

社主 佐藤長兵衛 白

(ウラ)

大工 高橋宋之助

奉遷座明治二十五年旧九月十一日 山門繁昌

屋根葺 青木清次郎

(オモテ) 五川寺 明治三十一年(一八九七)

(オモテ)

陛下萬歳 山門繁昌 檜信歸崇

宮城縣宮城郡多賀城村市川 玉川寺十八世住職

同懇代 観法秀夫

千葉三四郎 佐藤林五郎

24 多賀城神社 昭和二五年(一九五〇)

(オモテ)

国家安穩

奉御造営多賀城神社本殿 一字

家業繁榮

(ウラ)

常任理事 三原參治

多賀城村史蹟名勝保存会長 杉沼榮治郎

菊池甚次郎 本郷馨

副会長 三浦榮之進 菊池長右衛門

佐藤万吉 玉川寺築萬信徒增地經

菊池新四郎 慈雲十六世秀永梵青舜具稿

柏木神主 桃五世主 宮司本郷馨

元会長 賀川邦雄 元会長 故鈴木源一郎

故阿部信之助

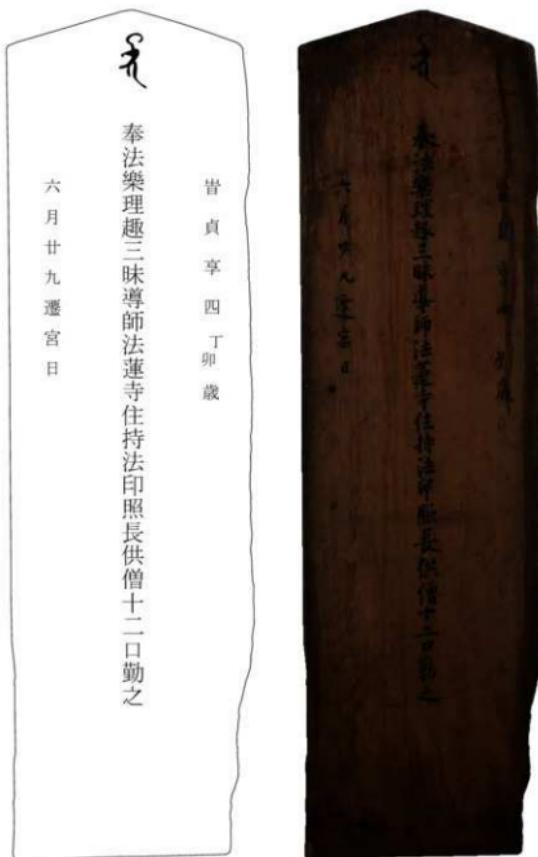
昭和廿五年四月六日 譲成

副会長 伊藤喜一郎 故後藤一義

元督任理事故三塚源五郎

棟梁 遠藤甚蔵





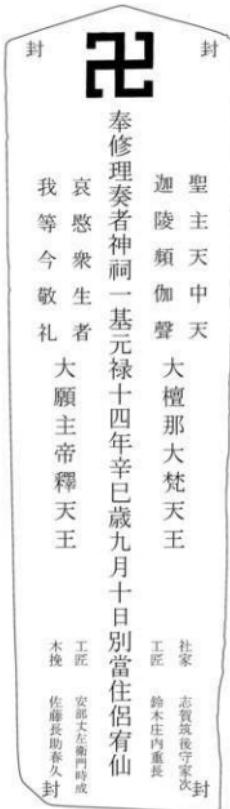
0 20cm
S=1/5

2

陸奥總社宮

元禄十四年（一七〇一）

（才モテ）



(ウ
二)



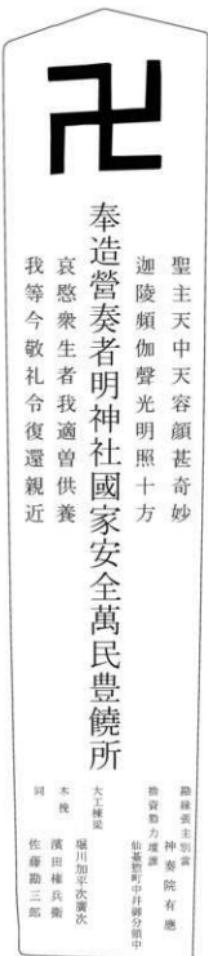
上遷宮導師法蓮寺住持恢信誌之

0 20cm
S=1/5

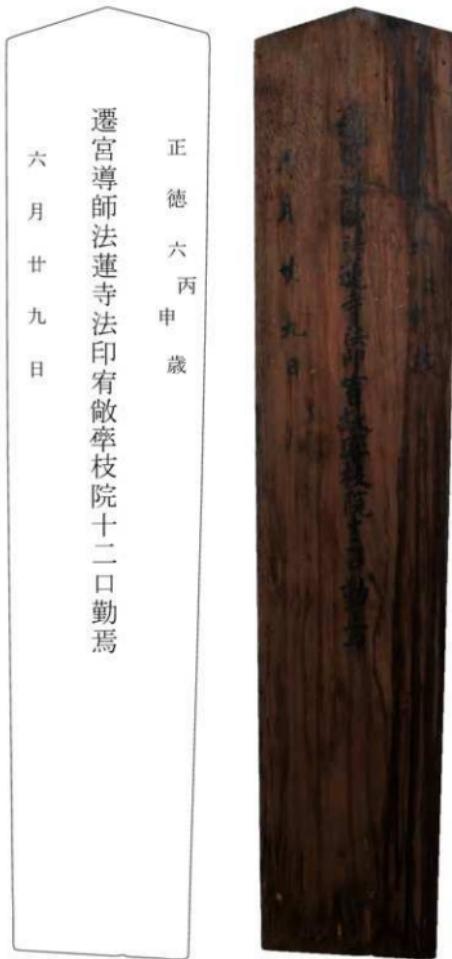
陸奥總社宮

正徳六年（一七一六）

（才七丁）



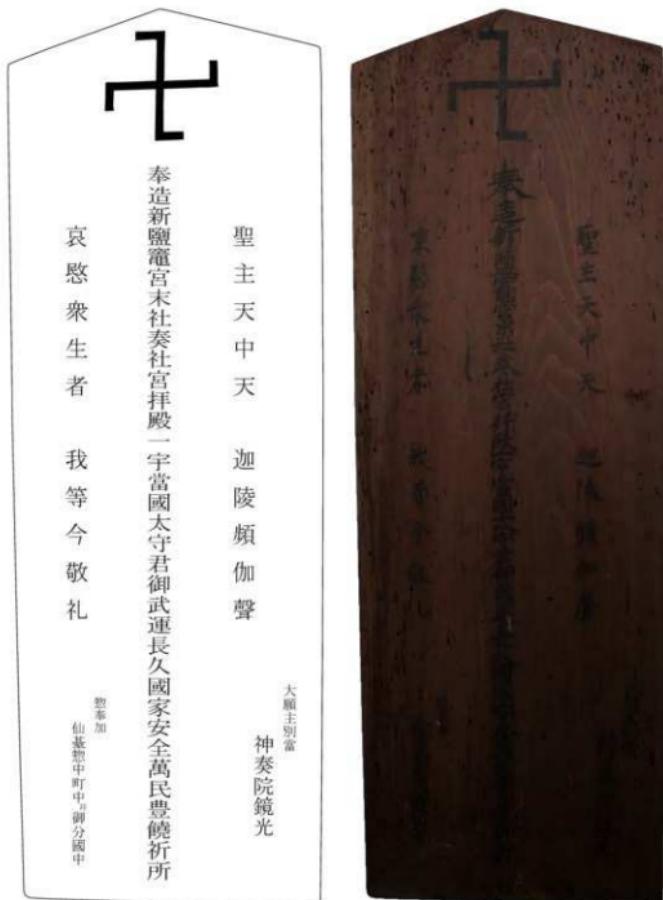
(ウ
エ)



0 20cm
S=1/5

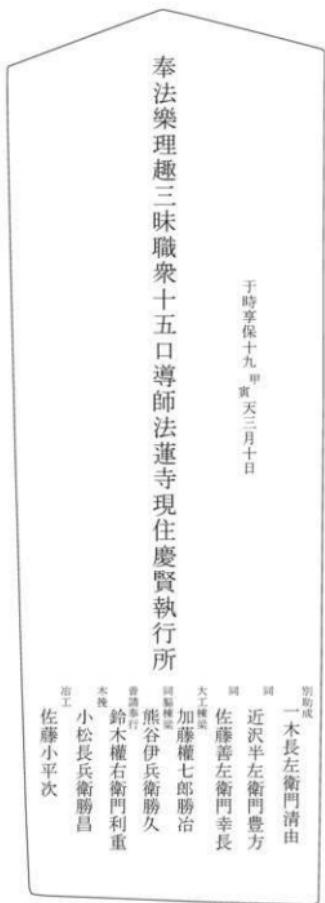
4 陸奥總社宮 享保一九年（一七三四）

(才七三)



物奉加
仙基惣中町中井御分國中

(ウラ)



0 20cm
S=1/5

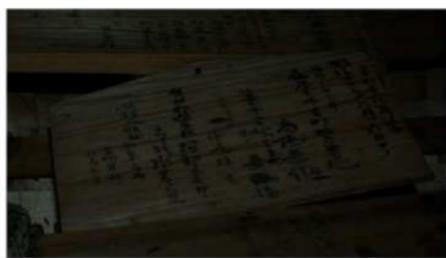
5

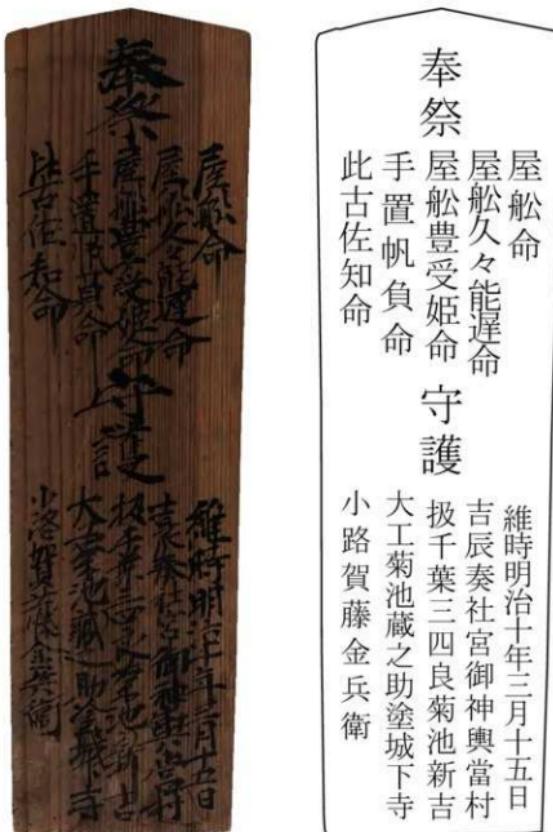
陸奥總社宮 慶応三年（一八六七）



6

陸奥總社宮 明治二十五年（一八九二）





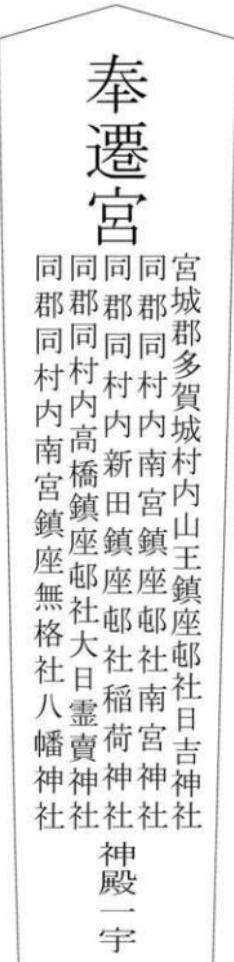
0 10cm
S=1/2

(才七子)



奉遷宮

宮城郡多賀城村内山王鎮座 邮社日吉神社
同郡同村内南宮鎮座 邮社南宮神社
同郡同村内新田鎮座 邮社稻荷神社
同郡同村内高橋鎮座 邮社大日靈賣神社
同郡同村内南宮鎮座 無格社八幡神社
神殿一宇



(ウラ)

于時明治之維新以來神佛混淆於改米別當乎神職止改米埃尔明治三十五年神社社職任用規則亦同三十九年爾
 神社爾神僧幣帛料供進之勅合同四十一年爾神社財產乃登記錄神社乃維持方法等乃勅令於公布世良留
 表記之神社爾素余里財產乃土地金錢貯藏無氏子母僅少爾志豆維持保存之目的立津留能波受殆止千有
 余年法繼續崇敬志來留神社於衰頹志卒留波 天皇乃聖意爾悖留我如支實爾百方苦慮痛歎乃余里
 各社乃氏子等最集比幾度我謀里爾議里天遂比爾含祀止決定志數社合祭奉里天永維持平立留爾然受止
 宮城県知事爾此事請願志明治四十三年六月十有四日認許於得以弘宮城郡多賀城市川乃鄉爾鎮座
 村社奏社宮乃宮殿爾明治四十四年三月二日乎以天遷宮鎮座乃行事速務卒時乃社掌武本時保敬白寸

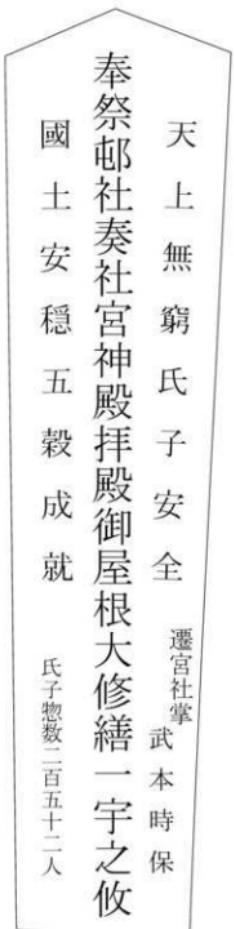


0 20cm
S=1/5

9

陸奥總社宮 大正四年（一九一五）

（才七手）



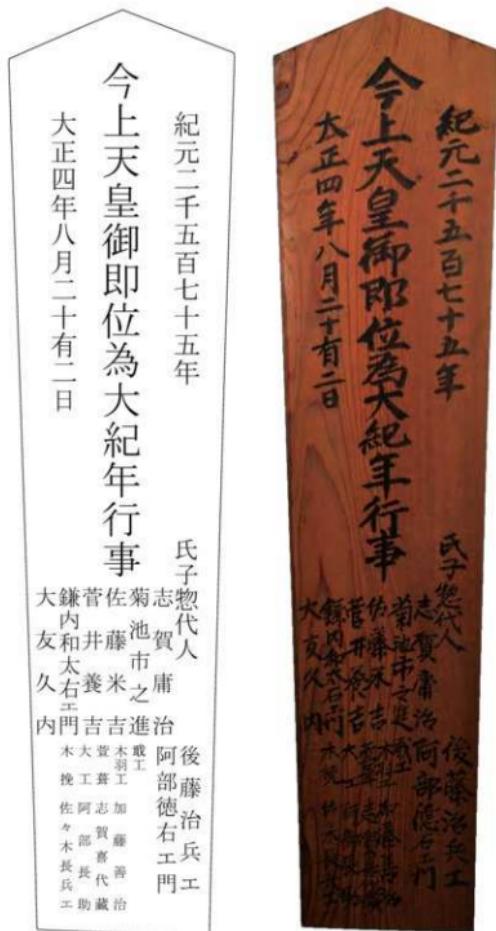
天 上 無 窮 氏 子 安 全
國 土 安 穩 五 穀 成 乾

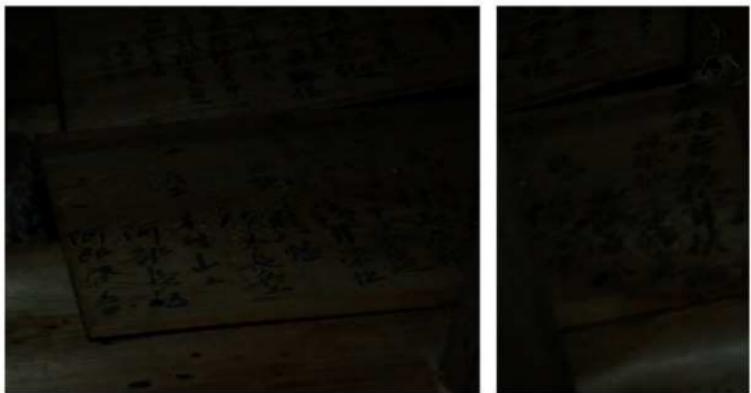
遷宮社掌 武本時保
氏子惣數二百五十二人

奉祭耶社奏社宮神殿拝殿御屋根大修繕一宇之候

國 土 安 穩 五 穀 成 乾

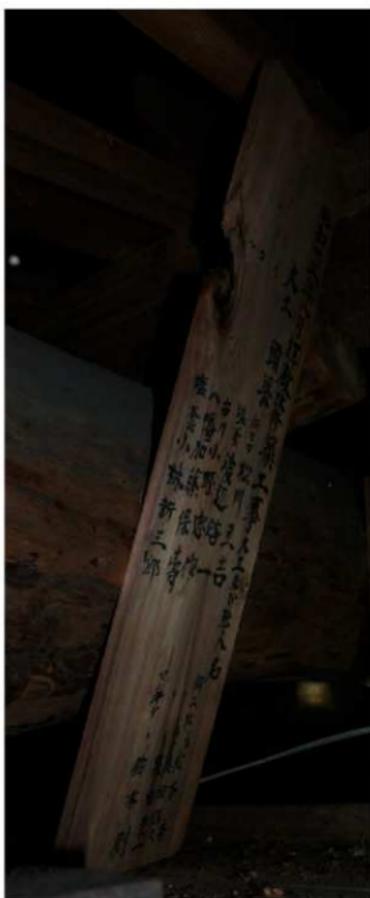
氏子惣數二百五十二人





奏社宮屋根葺換	（異筆）	加藤善治
大正四年七月	□工	同市二日町
□□□□□□□	村上六郎	同市中秋山通
□八月四日	□□□□□□□	同村八幡
□□□□□□□	浅井栄松	佐々木長兵工
木挽	本村山口	大工
佐々木長兵工	阿部啓吾	阿部長助
本村山口	大工	阿部啓吾

昭和卅五年八月拝殿改修築工事大工及び職人名
大工 棟梁
塩八市 塩新田中
釜幡川釜中
小加小渡松
林藤野辺川
新保忠啓丑
三郎壽作一吉
銅工 職八幡
ベンキヤ
塩金幡
鈴奥奥松
木田本孝輝
剛一夫齊



陸奥總社宮 昭和五年（一九三〇）

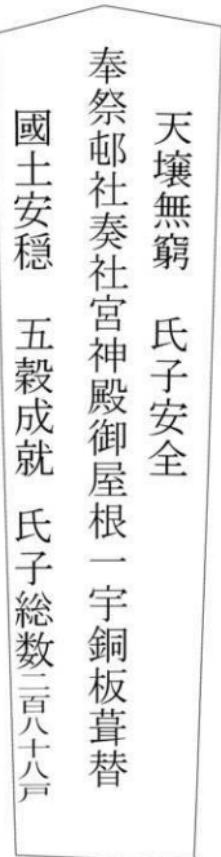
（才モテ）



天壤無窮 氏子安全

奉祭社奉社宮神殿御屋根一宇銅板葺替

國土安穩 五穀成就 氏子總數三百八十八戶



(ウラ)



0 20cm
S=1/5

13

多賀神社

嘉永元年（一八四八）

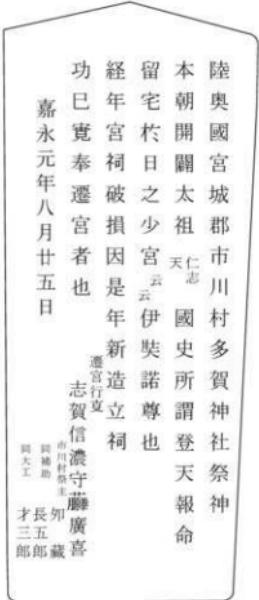
（才モテ）



奉造當多賀神祠

延喜式所載宮城郡多賀神社是也

(二二)



0 20cm
S=1/4

14
白山社

宝曆六年（一七五六）

（才モテ）



聖主天中天迦陵頻伽聲

施主市川村金山屋敷菊地七兵衛

奉造營白山權現宮一宇國家安全萬民豐饒所

哀愍衆生者我等今敬礼

大工棟梁鹽竈住喜惣次永春

八口 宮大工 勘兵衛
與四郎 喜傳次

喜傳次

（ウ
ラ）



0
S=1/5 20cm

15

志賀家八幡宮

明和三年（一七六六）

奥陸國宮城郡市川村志賀氏居宅鋪地之内西北之間奉祭
八幡宮小祠凡古宮之年數考不可知年間既古殿及破損元禄
七年時新仁泰再興功已仁竟是年歲神殿屋根因破損
造覆之者為已仁竟又故奉遷御之者也

遷宮行事氣多利賀
佐藤長門援藤原口一
同官祠堂主
志賀伊口守藤原口一
大工右衛門

明和三年九月廿八日

16

志賀家八幡宮

文政五年（一八二二）

陸奥國宮城郡市川村志賀信濃守藤原廣喜居宅
奉祭元禄年中再興宮殿屋根因破損是年歲
修造之者故奉遷御者也

遷宮行事氣主
志賀信濃守藤原廣喜
大工口部田口國衡

于時文政五年九月廿八日

17 志賀家八幡宮

安政二年（一八五五）

陸奥國宮城郡市川邑志賀家西北之地奉祭所之
八幡宮之小祠年久而破損元禄年中所再興宮又
破損矣故新造營之奉遷御者也

安政二乙卯秋九月廿二日
男同
志賀信濃守藤原廣喜
神主遷宮行事
陽輔藤原廣基
五年十一月十三日

20cm

0

S=1/5

志賀家八幡宮札は、宮城県多賀城跡調査研究所年報1980に掲載の図をトレース

志賀家八幡宮 慶応元年（一八六五）

菊池家八幡社 大正九年（一九二〇）

18

19

20

八幡小祠屋根葺替
天下泰平 国家安全
風雨隨時 五穀成就

(才モニ)

安政二乙卯松廣喜所修造道宮依古損屋根葺替
奉遷御者也
主
廟
志賀信濃守藤原廣喜六拾歲
慶応紀元ニ歳十一月吉日
嗣
子
志賀豐前守藤原廣定貳拾五歲
大工
成瀬小吉郎 同甚助
葺替之功成故奉遷御者也

志賀家八幡宮 明治一五年（一八八二）

天下泰平
奉祀正八幡大神屋根修繕一字之
家内安全

家内安全

天下泰平

奉祀正八幡大神屋根修繕一字之

家内安全

天下泰平

20cm

0
S=1/5

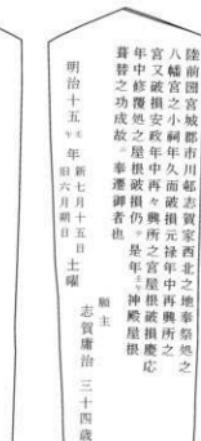
陸前國宮宮市郡市川町志賀家西北之地奉祭地之
八幡宮又破損元禄年中再興所之
年中既覆地之屋根破損仍所是年三仲殿屋根
葺替之功成故奉遷御者也

明治十五年七月十五日土曜
志賀庸治
頼主
三十四歳

成瀬 小吉郎
大工



干時大正九年十一月廿四日
社掌 武本時保
社守 菊池慶藏



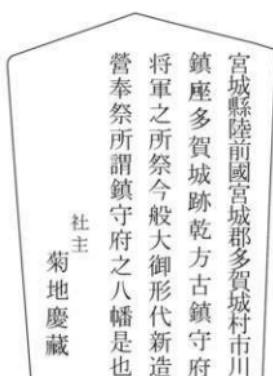
菊池家八幡社

明治二六年（一八九三）

（才モテ）



（ウラ）



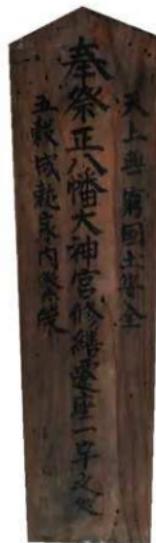
0 20cm
S=1/5

22

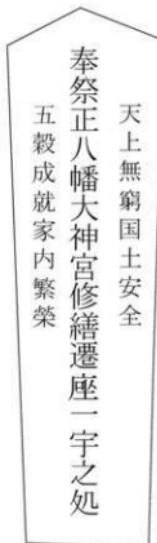
菊池家八幡社

大正三年（一九一四）

（才モテ）

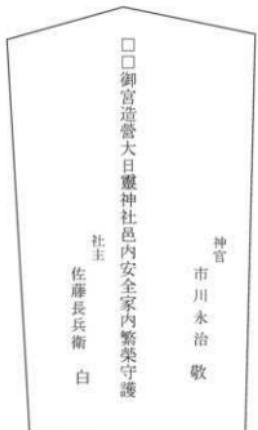


（ウラ）

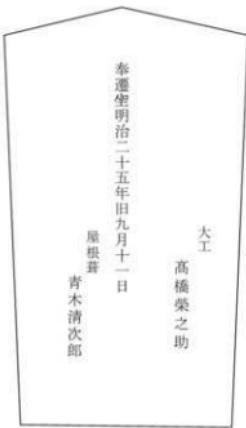


0
S=1/5 20cm

(オモテ)



(ウラ)



S=1/4 0 20cm

(才七丁)
昭和二五年(一九五〇)

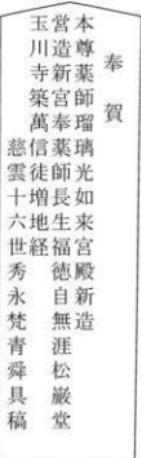
(ウ
ラ)



25 玉川寺 明治三十一年（一八九七）

（才モテ）

（ウラ）



0 20cm
S=1/5

第二節 扁額

26 荒脛巾神社 明治三二年（一八九九）

No.26は荒脛巾神社の社殿に架けられた扁額である。明治三二年に涌谷町の松坂氏によつて奉納されたもので、中央に「道祖神」と記されている。板面は黒漆塗で、文字は朱色の漆である。荒脛巾神社には陽物が多数奉納されており、明治三四年の年次が記されたものもあるが、この扁額は明治三二年には道祖神として信仰されていたことを示している。

釈文

26 荒脛巾神社

明治三十二年旧十一月十一日

奉

道祖神

納

遠田郡涌谷町
松坂半治

27 荒脛巾神社



28 養蚕神社



第三節 繪馬

市内の繪馬については、宮城県教育委員会が昭和六三年度から二か年にわたって実施した県内の繪馬調査（以下、繪馬調査と表記する）の中で実態が把握されている。市川・浮島地区では荒脛巾神社で二六点、養蚕神社で二五点、貴船神社で二点、多賀神社で七点の繪馬が報告書（一覧表）に記載されている（宮城県教育委員会「一九九〇」）。この繪馬調査の報告書には記載されていないが、その調査時には既に存在が知られていたものや今回の調査で新たに確認できたものを加えると、荒脛巾神社四一点、養蚕神社三五点、貴船神社六点、多賀神社八点となる（表4-7）。

画面には、馬、礼拝姿、供物、宝劍、鉄、鉄の草鞋、脛巾、狐などがある。馬には裸馬と、美しい布で飾られた飾り馬、鞍の上に御幣がおかれた馬（No.84）などがある。飾り馬やNo.84は神が乗る馬「神馬」と考えられている。

礼拝姿は「拝み繪馬」と呼ばれるものである。祈願者は男性と女性が単独のもの、夫婦（No.59）、母と子（No.98）などさまざまであり、No.51はその容貌から若い男性であろう。黒染の衣を着た尼僧（No.99）や、剃髪した女性（No.54）もある。大部分は祈願者が右で、左上に置かれた供物に対して手を合わせて拝む構図となっているが、祈願者が真横に向いて拝んでいるものもある（No.52）。また、これらとは全く異なる構図として、男性が社殿に向かって礼拝し、その後ろ姿を描いたものがある（No.60）。

供物が単独で描かれているものとしては、鏡餅、御神酒と鏡餅などが

ある。

No.36は、供物の後方に鎖のように連なった輪が描かれており、多賀神社に籠を奉納する風習が明治二年にはあったことを示している。

宝劍は不動明王などの持物であり、魔除けや厄除けの祈願に使用されると考えられている。宝劍には絵に描いたもの（No.64）と、鉄製の模型を取り付けたもの（No.102・103）がある。後者の場合、模型が額から外れたものもあり、額にその輪郭が明瞭に残っているもの（No.102）や、模型の鉄分から生じた錆によつてその存在が知られるもの（No.63）がある。

鉄は病の元を切るという意味があり、二挺の鉄を交差させた違い鉄（No.104・107）、三挺を雁行形に並べたもの（No.108）などがある。

足は木製の両足の模型を額に取り付けたものである（No.71）。足は脛とその先とを別々に作つて接合したもので、指も表現されている。脛には白色の塗料が塗布されている。

草鞋・脛巾は鉄製の模型を額に取り付けたもので、脛巾は荒脛巾神社の古くからの奉納品である。草鞋だけのもの（No.65・68）と、草鞋と脛巾を組み合わせたもの（No.70）とがある。

狐は毛並みが白色（No.73）のものと茶色（No.74）のものがある。No.74の繪馬は右上に題目と呼ばれる特徴的な書体の題目が記されており、日蓮宗系の祈願者によって奉納されたものと見られる。

表4 貴船神社絵馬一覧

	画題	大きさ	形態	奉納者	奉納年	備考	図版番号
1	供物	29.0 × 30.5	家形	塩釜町/長井幸治/同たき子			29
2	竹	5.0 × 5.7	家形			赤色の顔料	30
3	兵士	14 × 16.2		宮城郡高砂村/安藤惣吉/歩兵		銃剣を持った兵士	31
4	鼠	29.3 × 17.1	長方形				32
5	狐	27.0 × 17.0	家形	宮城郡多賀城村/市川/佐藤みどり/四拾九歳	昭和2年4月吉日 (1927)		33
6	不明	26 × 44	長方形	願主/庄子口	明治44年7月 (1911)		34

表5 多賀神社絵馬一覧

	画題	大きさ	形態	奉納者	奉納年	備考	図版番号
7	供物・男拝み	15 × 18	長方形	湊浜/鈴木五郎	10月18日	供物(鏡餅)、上部欠	35
8	供物・男拝み	30 × 40.5	長方形	市川村佐藤さね/原町庄司卯口松	明治21年3月10日 (1888)	供物(鏡餅+瓶子1対)、後方に小型のタガ	36
9	供物	12 × 40	長方形			鏡餅	37
10	供物	× 21		佐浦たつ	明治35年 (1902)	上部欠	38
11	蛇	19 × 23	家形	宍戸みさを/三十七歳	昭和19年8月吉日 (1944)	2匹	39
12	神功皇后と武内宿禰	32 × 42	長方形				40
13	不明	40.5 × 17					41
14	不明	60.5 × 25			明治	諸(?)願口就	42

表6 荒脛巾神社絵馬一覧

	画題	大きさ	形態	奉納者	奉納年	備考	図版番号
1	神馬	12 × 18	長方形		文政丑(?)		43
2	神馬	12.6 × 15.2	長方形	市川/鈴木口		飾り馬	44
3	神馬	11.4 × 15	長方形			飾り馬	45
4	神馬	11 14.8	長方形				46
5	馬	13 × 23	家形	五十八才		裸馬	47
6	馬	14.8 × 24	家形	宮口郡松島村高城/大友栄次郎		両面に馬の絵。養蚕神社奉納品か	48
7	供物・男拝み	21.2 × 28.6	家形	仙台/佐藤	大正2年5月3日 (1913)	供物(3段鏡餅+瓶子1対)	49
8	供物・男拝み	13.5 × 21	家形			供物(瓶子1対)	50
9	供物・男拝み	18 × 24.2	家形	陸前国宮城郡/塩籠町/佐藤	明治25年8月吉日 (1892)	若い男性、供物(瓶子)	51
10	供物・男拝み	12.5 × 18.1	変形			祈願者横向き、供物(鏡餅)	52
11	供物・男拝み	21 × 27		宮城郡高砂村蒲生		供物(鏡餅+瓶子1対)。背後に瑞雲に乗った御幣	53

12	供物・女拝み	12.4 × 16.6	長方形	市川/鈴木ちか		剃髪、供物（鏡餅）	54
13	供物・女拝み	14.4 × 18	長方形	原町/高橋□ん	明治26年11月 (1893)	供物（瓶子1対）	55
14	供物・女拝み	17.4 × 22.6	長方形	鈴木しづ		供物（鏡餅）	56
15	供物・女拝み	26.8 × 36.2	長方形	山形県/東村山郡/山寺 村/竹田ハナ	明治□年10月8日	供物（鏡餅+瓶子1 対）	57
16	供物・女拝み	17.2 × 22.6	長方形	畠中スケヨ		供物（鏡餅）	58
17	供物・夫婦拝み	23.4 × 30	長方形			供物（鏡餅+瓶子1 対）	59
18	男拝み	16.2 × 24.6	家形	宮城県宮城郡/多賀城 村市川/佐藤丑藏		祈願者後ろ向き	60
19	供物	17.8 × 22.8	長方形		明治	供物（鏡餅+瓶子1 対）	61
20	供物	14.4 × 22	家形			供物（鏡餅+瓶子2対+ 鏡）	62
21	宝剣（模型）カ	34.4 × 11.6	不明	宮城郡松島村/高城本 町 北村よの	大正2年5月3日 (1913)	宝剣（模型）は額か ら外れ、その跡に錆 が残る	63
22	宝剣	18 × 10.4	長方形		明 □□□ 21日	2振	64
23	鉄の草鞋（模型）	28.8 × 39	家形	名取郡		1足	65
24	鉄の草鞋（模型）	25.4 × 30		□□□後町			66
25	鉄の草鞋（模型）	14.8 × 24.2	長方形	出征第二師団□□聯隊 /□□□聯隊□□隊/□□ □松山町長沼口/願主/ 菊地栄之進	明治7年10月吉日 (1874)	1足	67
26	鉄の草鞋（模型）	22.2 × 31.6	長方形	加藤圓之助	明治	1足	68
27	鉄の草鞋（模型）	22.5 × 47	家形	宮城県名取郡岩沼町/ 高橋□□	明治□□年旧曆 11月□日	1足	69
28	鉄の草鞋（模型）	35.4 × 43.4	長方形	宮城郡塩釜二井町/田 中太平治	明治25年旧7月 (1892)	1足+片足分	70
29	足形（模型）	39.2 × 17.4	長方形	松島町高城/内海ひめ 代		両足	71
30	土祖神（文字）	17 × 28	家形	陸前石巻町 願主	大正11年4月 (1922)		72
31	狐		長方形				73
32	狐		長方形			右上に鷲題目	74
33	不明	19 × 25.8	家形		明治33年旧10月 □日 (1900)		75
34	不明	18.8 × 27	家形			脚付き台の上に2階建 て建物	76
35	不明	20 × 41.6		宮城県仙台市/北二番 丁/白阿とくを/二十四 年	明治32年旧正月 21日 (1899)		77
36	不明	20.6 × 31		多賀城□大字市川/□ 代治	明治18年正月9日 (1885)		78
37	供物・男拝み	11.3 × 14.2		繁(カ)泉定治		供物（鏡餅）	79
38	宝剣	30 × 12.5				宝剣 2本	80
39	蛇	14 × 25.5			大正6年8月9日 (1917)		81
40	不明	11.5 × 15					82
41	不明	9 × 13.5					83

表7 養蚕社絵馬一覧

	画題	大きさ	形態	奉納者	奉納年	備考	図版番号
1	神馬	14.6 × 18.4	長方形	仙台市/遊佐きせ		飾り馬	84
2	神馬	17.2 × 22.6	長方形			飾り馬	85
3	馬	18 × 23.8	長方形	宮城郡多賀城村/市川 菊池ゆかり	大正14年11月5日 (1925)	裸馬	86
4	供物・男拝み	15 × 18	長方形	漆浜/鈴木五郎		供物(鏡餅)	87
5	供物・男拝み	24 × 29.5	長方形	福島県/相馬郡/中村町 /□□谷石松		供物(瓶子1対)	88
6	供物・男拝み	15 × 19.4	長方形			供物(鏡餅)	89
7	供物・女拝み	14.6 × 18	長方形			供物(鏡餅)	90
8	供物・女拝み	14.6 × 17.8	長方形		明治	供物(鏡餅)	91
9	供物・女拝み	26.8 × 36	長方形			若い娘、供物(鏡餅+ 瓶子1対)	92
10	供物・女拝み	26.6 × 36.4	長方形			左端の提灯に「奉納 御前」	93
11	供物・女拝み	14.6 × 23.6	家形		明治42年 (1909)	供物(鏡餅)	94
12	供物・女拝み	24 × 30	長方形			供物(鏡餅+瓶子1 対)	95
13	供物・女拝み	28 × 37	長方形			供物(鏡餅+瓶子1 対)	96
14	供物・母子拝み	25.2 × 33.6	長方形	塩釜町/□々木養(父)	明治29年□月28 日(1896)		97
15	供物・母娘拝み	26.8 × 36.4	家形	大順成就/沼(父)津木	大正元年10月吉 日(1912)	供物(鏡餅+瓶子1 対)	98
16	供物・尼僧拝み	24 × 30	家形	牡鹿郡□口		供物(瑞雲に乗った 御幣)	99
17	供物	13.4 × 21	家形			鏡餅	100
18	供物	17.2 × 17.2	家形	桃生郡麿几村/顧主/ 佐々木伝藏			101
19	宝剣(模型)	51.8 × 17.6	家形	志田郡小牛田町/直枝 雄次郎		宝剣(模型)の痕跡	102
20	宝剣(模型)	40 × 32	家形				103
21	鉄	18.6 × 22.4	家形	門間ちるよ		違い鉄	104
22	鉄	20 × 28	長方形	宮城郡高砂村/宇園田/宣 野貞治/三十三年	明治29年旧8月11 日(1896)	違い鉄	105
23	鉄	17.6 × 21.4	長方形	与市神社/佐藤常助		違い鉄	106
24	鉄	21 × 29.4	長方形			違い鉄	107
25	鉄	23.4 × 40.2	家形	佐々木		3挺が雁行形に並ぶ	108
26	鉄と鏡	18 × 22.2	家形	塩釜町/熊谷林作		違い鉄と柄鏡	109
27	ざくろ	17.4 × 24.6	長方形				110
28	鉄	19 × 31	家形	仙台市二拾人町/庄司 新(父)吉	明治9(父)年	違い鉄	111
29	鉄	24.5 × 30	家形	尾形新造/敬白	明治29年旧7月27 日(1986)		112
30	不明	13.2 × 16	菱形				113
31	馬	15.5 × 20		馬頭観音/岩佐りん			114
32	女拝み	15.5 × 18	長方形				115
33	宝剣(模型)		長方形				116
34	鉄	14.5 × 18.5	長方形	名取郡六郷村字二木村 /渡辺清太郎	明治30年旧6月16 日(1897)		117
35	供物	17 × 20.5	家形	宍戸氏		鏡餅	118

29

貴船神社



S = 1/4

30

貴船神社



S = 1/1

31

貴船神社



S = 1/2

32

貴船神社



S = 1/4

33

貴船神社

昭和二年（一九二七）

（才モテ）



S = 1/4

（ウラ）





昭和 63 年 調査撮影写真

34

貴船神社

明治四四年（一九一二）

※昭和六三年調査時に確認



S = 1/4

35

多賀神社

※昭和六三年調査時に確認



S = 1/2

36

多賀神社

明治二一年（一八八八）

※昭和六三年調査時に確認



S = 1/4

37 多賀神社

※昭和六二年調査時に確認



38 多賀神社

明治三五年（一九〇二）

※昭和六二年調査時に確認



S = 1/2

39

多賀神社 昭和一九年（一九四四）

※昭和六三年調査時に確認

（オモテ）



（ウラ）

 $S = 1/4$

40

多賀神社

※昭和六三年調査時に確認

 $S = 1/4$

41
多賀神社

※昭和六三年調査時に確認



42
多賀神社 明治

※昭和六三年調査時に確認



43

荒脛巾神社

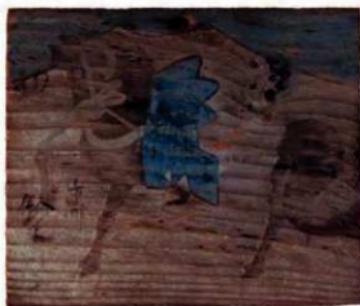


44

荒脛巾神社



S = 1/2



昭和 63 年調査撮影写真

45

荒脛巾神社



S = 1/2



昭和 63 年調査撮影写真

46

荒脛巾神社



S = 1/2

47

荒脛巾神社



S = 1/2

48

荒脛巾神社



S = 1/2

49

荒脛巾神社

大正二年（一九一三）



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真

50

荒脛巾神社



S = 1/2

51

荒脛巾神社

明治二十五年（一八九二）



S = 1/2



昭和 63 年調査撮影写真

52

荒脛巾神社



S = 1/2

53

荒脛巾神社



54

荒脛巾神社



S = 1/2

55

荒脛巾神社

明治二六年（一八九三）



S = 1/2



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/2



昭和 63 年調査撮影写真

57

荒脛巾神社



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真

58

荒脛巾神社



S = 1/4

59

荒脛巾神社



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真

60

荒脛巾神社



S = 1/4



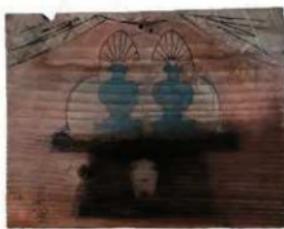
昭和 63 年調査撮影写真

61

荒脛巾神社
明治



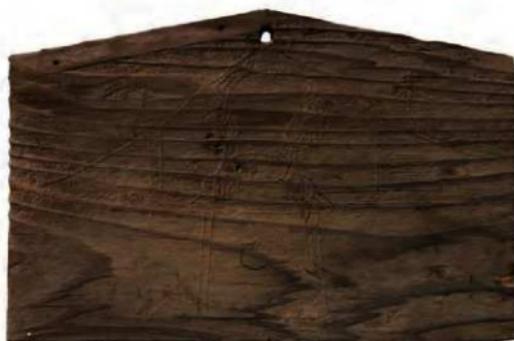
昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4

62

荒脛巾神社



S = 1/2

63

荒脛巾神社

大正二年（一九一二）



64

荒脛巾神社



S = 1/2

S = 1/4

65

荒脛巾神社



S = 1/4

66

荒脛巾神社



S = 1/4

67

荒脛巾神社

明治七年（一八七四）



S = 1/2

68

荒脛巾神社

明治



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真

69

荒脛巾神社

明治



S = 1/4

70

荒脛巾神社

明治二十五年（一八九二）



S = 1/4

71

荒脛巾神社



S = 1/4

72

荒脛巾神社
(オモテ)

大正二年(一九一二)



(ウラ)



S = 1/2

74

荒脛巾神社



73

荒脛巾神社



75

荒脛巾神社

明治三十三年（一九〇〇）



S = 1/4

76

荒脛巾神社



S = 1/4

77

荒脛巾神社 明治三二年（一八九九）



S = 1/4

78

荒脛巾神社 明治一八年（一八八五）



S = 1/4

79

荒脛巾神社 昭和六三年調査時に確認



S = 1/2



S = 1/4

80

荒脛巾神社
※昭和六三年調査時に確認



81 荒脛巾神社 大正六年（一九一七）

※昭和六三年調査時に確認



82 荒脛巾神社

※昭和六三年調査時に確認



S = 1/2

83 荒脛巾神社

※昭和六三年調査時に確認



84

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4

85

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4

86

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4

大正一四年（一九二五）

87

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4

88

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真



89

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4

90

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4

91

養蚕神社

明治



S = 1/2



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真

94

養蚕神社

明治四二年（一九〇九）



昭和 63 年調査撮影写真



S = 1/4

95
96

養蚕神社



(左端) 95
(右端) 96



昭和 63 年調査撮影写真



96

明治二九年（一八九六）

（オモテ）



（ウラ）



S = 1/4



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真

99

養蚕神社



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真

100

養蚕神社



S = 1/2



S = 1/4



昭和 63 年調査撮影写真

S = 1/6

103

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真

S = 1/6

104

養蚕神社



S = 1/4

105

養蚕神社

明治二九年（一八九六）



S = 1/4

306



昭和 63 年 調査撮影写真



S = 1/4



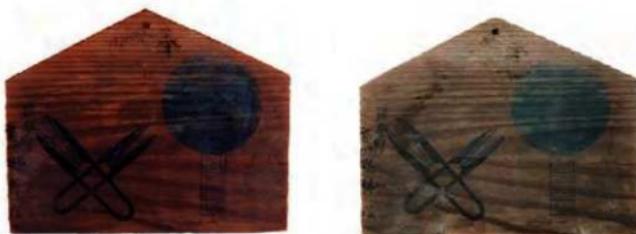
S = 1/4



S = 1/4

109

養蚕神社



昭和 63 年調査撮影写真

 $S = 1/4$

110

養蚕神社

 $S = 1/4$

111

養蚕神社

明治



昭和 63 年調査撮影写真

112

養蚕神社

明治二九年（一八九六）



113

養蚕神社



S = 1/4

114

養蚕神社

※昭和六三年調査時に確認



S = 1/4

養蚕神社



S = 1/4

養蚕神社



※昭和六三年調査時に確認

養蚕神社

※昭和六三年調査時に確認



S = 1/2

養蚕神社

※昭和六三年調査時に確認



S = 1/2

第八章 金工

第一節 摠宝珠

陸奥總社宮の拝殿は享保一九年（一七三四）三月一〇日に改修されたものであり（「神社調査書」）、その正面中央に施された宝珠高欄二つに同年の紀年銘が記された金銅製の摳宝珠が現存している。銘文は、摳宝珠1・2ともほぼ同文で、対象（奏社宮 拝殿）、祈禱文言、年次（享保一九年三月一〇日）、別当（神奏院 鏡光、御釜師（四郎作））を記すが、施主名は摳宝珠1が智玄房覚慶、摳宝珠2が真了房敵玄となっている。また、大工棟梁 加藤權七勝治の名は摳宝珠1にのみ記されている。同年の奏社宮拝殿造新棟札には加藤權七郎勝治と記されている。

祝文

1 陸奥總社宮 拝殿摳宝珠（東）

奉建立

奏社宮

当国太守

万民豊穣

于時享保十九

甲寅歲

三月十日

別當

神奏院

摳宝珠

鏡光造立焉



陸奥總社宮拝殿階段段

智玄房覚慶

治工

御釜師

大工棟梁

2 陸奥總社宮 拝殿摳宝珠（西）

奉建立

奏社宮

拝殿

当国太守

万民豊穣

于時享保十九

三月十日

別當

神奏院

摳宝珠

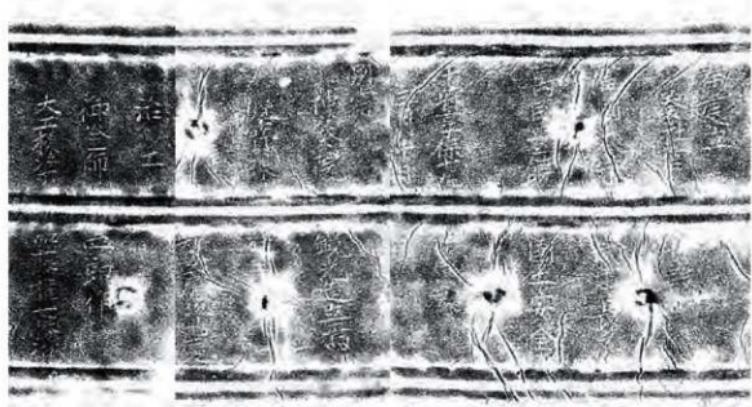
鏡光造立焉

施主
真了房敵玄

四郎作

御釜師

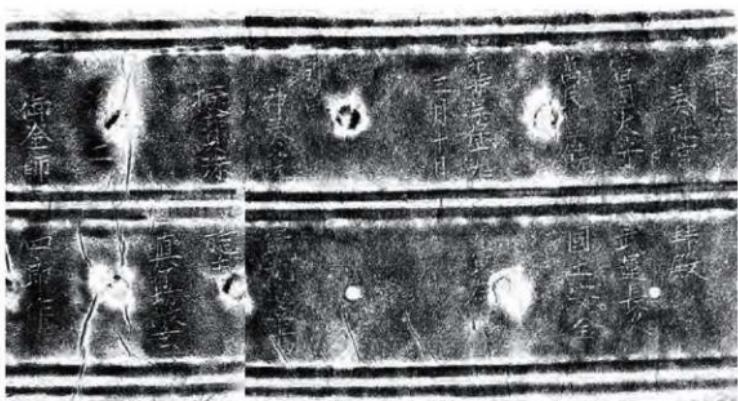
1 陸奥總社宮 拝殿擬宝珠（東） 享保一九年（一七三四）



S = 1/2



2 陸奥總社宮 拝殿擬宝珠（西） 享保一九年（一七三四）



S = 1/2



第二節 懸仏

大畠の菊池家の敷地内に氏神として大日靈神社が祀られており、その中に铸鉄製の懸仏が一点ある。鏡板は直径一七・一センチメートル、厚さ〇・四センチメートルで、幅〇・七センチメートル、高さ〇・二センチメートルの縁が巡る。上方には二か所鑿の痕跡がある。中央の尊像は聖観音菩薩坐像で、蓮台に座し、左手に蓮華を持つ。その背面は、高さ六・九センチメートル、上幅一・七センチメートル、下幅三・五センチメートル、深さ〇・六ヽ一・一センチメートルの窪みとなつてゐる。



第九章 什器ほか

志賀氏から寄贈された資料の中に塗桶がある。平面形は梢円形で、体部側板の外面に赤色漆が塗布されており、底部外面に墨書きがある。

No.2は文政三年（一八二〇）に入手したもので、塩竈村西町の善三郎が作成したと記している。高屋敷は志賀氏の居宅と考えられる。

No.3も文政三年（一八二〇）に善三郎が作成したと記している。龍集は「年」のこと。大槻文彦の『新編大言海』には「龍は星の名、集は次（や

ど）るなり、即ち、此星は一年に移ること一次、故に一年を龍集と云ひて、年の終に用いる」、続けて「今は意義なく、年を掲げたる下に記す語」と述べられているが、2では年次の前についている。志賀氏では、廣正（一八二〇年没）とその子廣見（廣喜、一八七九年没）が信濃守を称している。この塗桶が志賀氏によって求められた年、廣正是四八歳、廣見はまだ一五歳の少年であることから当主は廣正と見るのが妥当で、No.3の志賀信濃は廣正と考えられる。

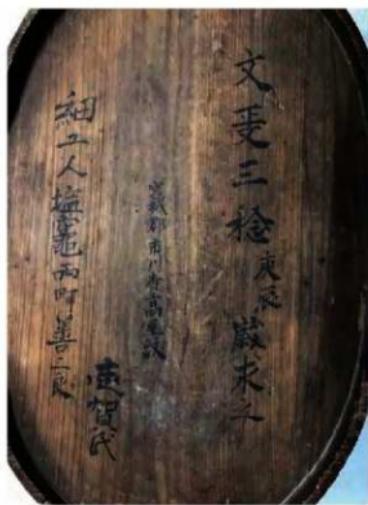
1 貴船神社



- 1 貴船神社
第二勝平丸 星平太郎
- 2 志賀家什器
龍集文政三年
- 3 志賀家什器
志賀信濃 天

- 文政三稔庚辰歲求之
宮城郡市川村高屋敷
細工人塙竈西町善三郎

2 志賀家什器 文政三年（一八二〇）



3 志賀家什器 文政三年（一八二〇）



第一〇章 奉納品

絵馬以外の奉納品として、貴船神社で舟形六点、荒脛巾神社で足形三點、草鞋形八点、脛巾七点、男根形一七点を確認した。いずれもそれぞれの神社に奉納されたものである。そのうち足形、草鞋形、脛巾形については絵馬に取り付けられた模型と形状・規模が類似し、本来は絵馬に伴うものであった可能性があるが、現状では判断できなかったため奉納品とした。

第一節 舟形

舟形はすべて貴船神社の奉納品である。現在同社で確認できるのは5点であるが、昭和六三年・平成元年の記録写真には一三点置かれている。状況が見られる。No.1～5が今回調査を行ったもの、No.6～10は現在所存不明であるが、昭和六三・平成元年度の調査写真にあったものである。No.1は、上面はほぼ平坦であるが、側面から船底にかけては粗い削り出しによって作成されている。上面に

「大正十二年」と奉納者と見られる甚威の名が墨書きされている。

No.3は側面が直線的で、船尾に台状の張り出しがある。上面に祈願文言と奉納年次、船首脇の両側面と張り出しにそれぞれ「小幡丸」、船尾に「吉田浜」と記されている。吉田浜は宮城郡七ヶ

浜町にある漁港の一つで、小幡丸はその港を拠点として活動した魚船の名称であろう。昭和五六六年六月の年次があり、銘文はマーキングベンで書かれている。

No.2・4は、上面、船尾、舟底は平滑で、曲面となる側面には工具で削り出した痕跡が明瞭に残っている。平面形は中央部がややのみを帯び、船首は鋭く尖っている。No.2は上面に祈願文言、側面に奉納者名と昭和五〇年九月朔日の奉納年次が墨書きされている。

No.5もNo.2・4とほぼ同様の形状であるが、船首に三か所、船尾に五か所鉄釘が残っている。また、船首、船尾とも舟底から側面にかけて赤色の塗装の痕跡が残っている。

No.2・6・9は舟の形状が酷似し、祈願文言が四文字で大きさが揃つてのこと、No.2・6は同一人物による奉納であり、No.2・7・9は年次が昭和五〇年九月朔日であることなど共通点が多い。

- (上面) 大正十□□
其藏

2 貴船神社
(上面) 身体堅固
(側面a) 奉納 鈴木ふし
(側面b) 昭和五十年九月朔日

3 貴船神社
(上面) 祈願海上安全大漁満足
(側面a) 小幡丸
(側面b) 小幡丸
(側面c) 小幡丸／吉田浜
昭和五六年六月吉日

4 貴船神社
銘文なし

5 貴船神社
銘文なし

6 貴船神社
(上面) 家業繁榮
(側面) 奉納 鈴木ふし

7 貴船神社
(上面) 大漁安全
(側面) 奉納 打田□納
昭和四十九年
第二十三福和丸船主
四月吉日

8 貴船神社
昭和四十九年
第三十二福和丸船主
九月朔日

9 貴船神社
(上面) 家内安全
(側面) 昭和五十年
九月朔日

10 貴船神社
(上面) 交通安全
(側面) 昭和五十年
九月朔日

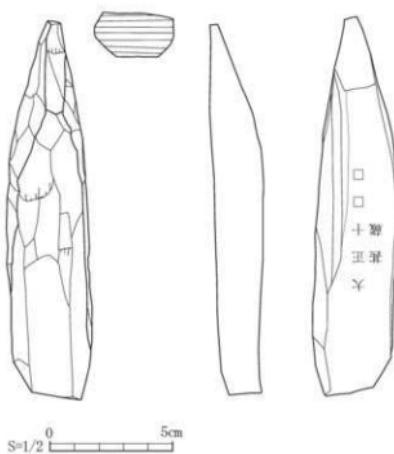


奉納された舟形（市史3より）

1

貴船神社

大正



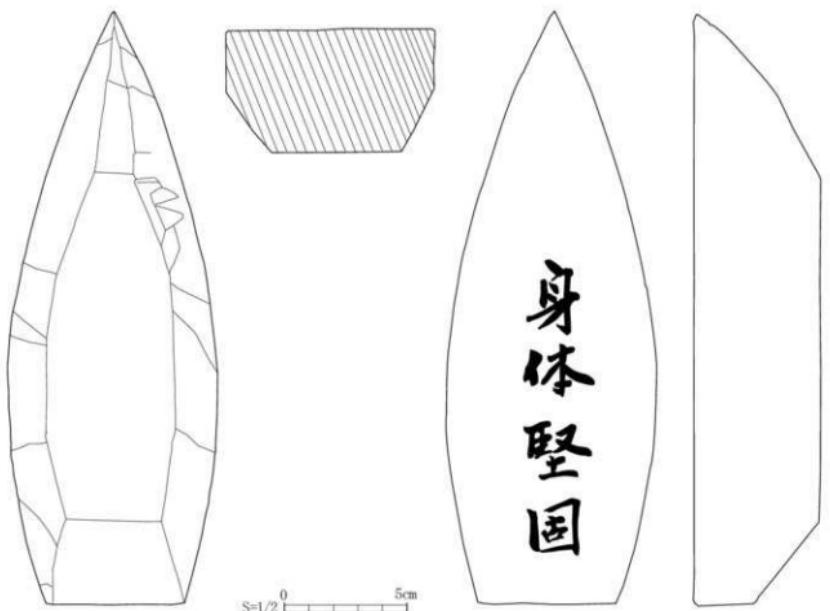
S=1/2 0 5cm

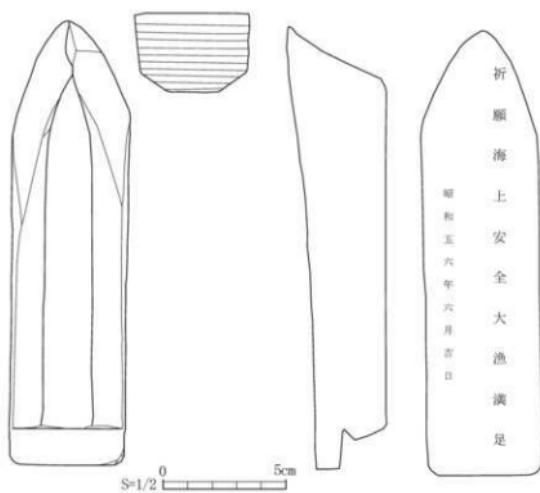


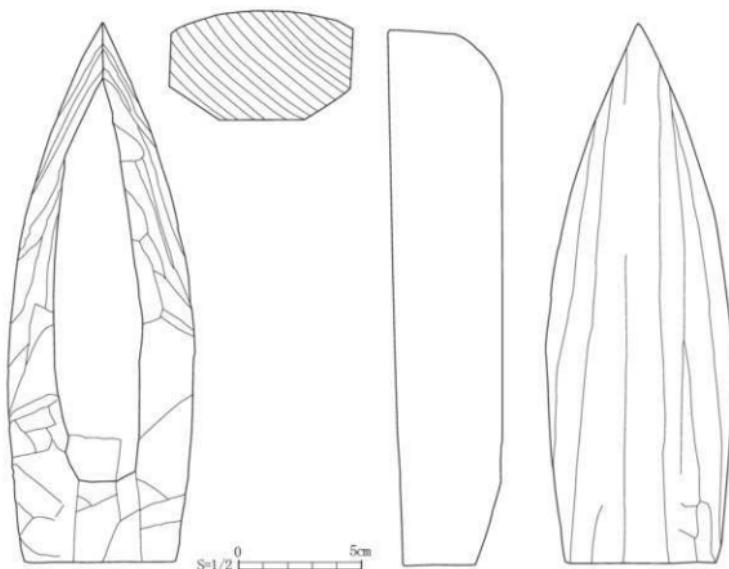
2

貴船神社

昭和五〇年（一九七五）

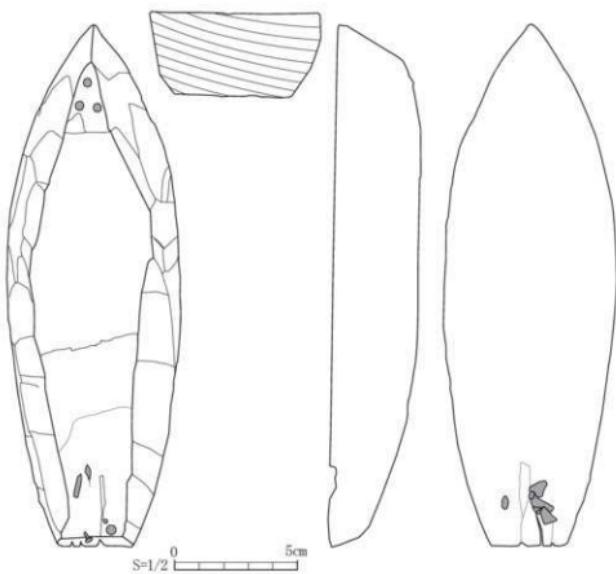






5

貴船神社





昭和 63 年・平成元年調査時の写真
現在は確認できない No. 6 ~ 10 の舟形が写っている。

第二節 足形

足形はすべて荒脛巾神社の奉納品で両足揃つたものが二点、左足のものが一点ある。いずれも脛から足先までを作り出した木製品である。No.11は左足のみのもので、脛と足は別々に作って接合している。爪先は親指と人差指の間に切れ目を入れて表現している。脛の先端に小孔が開けられており、紐等で吊り下げた可能性がある。

No.12・13は左右の足が揃っているもので、No.12は脛と足を別々に作つて接合したもの、No.13は一本から造り出したものである。No.12は指の表現もあり、表面全体に白色の塗装が残つている。脛巾を使用しなくなつた今日では、それに代わつて履物の奉納が多く、その風習は現在も続いている。

表9 足形一覧表

番号	高さ(cm)	長さ	幅	特徴	図版番号
1	36.5	22.6	8.9	組合せ	11
2	21.3	9.0	4.1	組合せ	12
3	28.9	7.2	4	削り出し	13

表10 奉納品(履物)一覧表

品名	数量
1 スリッパ(子供用)	1
2 スリッパ(大人用)	12
3 サンダル(婦人用)	3
4 草鞋	1
5 雪駄	1
6 草履(婦人用)	14
7 靴(婦人用)	3
8 靴(幼児用)	1
9 ブーツ(子供用)	1
10 スニーカー	31
合計	68



S = 1/4

12

荒脛巾神社



S = 1/4

13

荒脛巾神社



S = 1/4

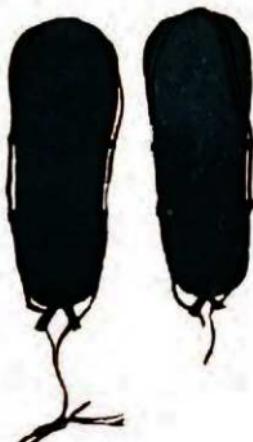
第三節 草鞋形

草鞋形はすべて荒脛巾神社の奉納品で八点ある。これらの資料は、すべて昭和六三年調査時の写真で図版を作成した。両足分揃つたものが三点、片足分のものが五点ある。鉄製のものとブリキ製のものがある。No.14は鉄製、No.15・16はブリキ製で、両足分が揃つており、足を載せる台、緒、かえし、乳(も)が良好に残つている。No.14は細い板で連結されている。

14 荒脛巾神社



15 荒脛巾神社



16 荒脛巾神社



18

荒脛巾神社



17

荒脛巾神社



21

荒脛巾神社



20

荒脛巾神社



19

荒脛巾神社



第四節 脛巾形

脛巾形はすべて荒脛巾神社の奉納品で七点ある。

薄い銅板を丸めて筒状にし、足に巻きつけた状態を表現している。鉄製のものとブリキ製のものがある。

これらの資料は、すべて昭和六三年調査時の写真で図版を作成した。

No.22は両足分揃つたブリキ製で、上端部に、足に巻きつけた脛巾を縛つて留める紐がついている。aには「加美郡／小野田村／鹿原」、bには「[]田村鹿原」の墨書きがある。

No.23・24はブリキ製で、それぞれ片足分である。

No.23は足首側がややすぼまっている。いずれも中頃に紐がつき、下端部には切り込みが入っている。No.23は「昭和十八□□月」、No.24は「加美郡小野田町／字長清水／願主 □□淳雄」の墨書きがある。

加美郡小野田村は、明治二三年（一八八九）四月に西小野田村、東小野田村、月崎村が合併してできた村であり、昭和一八年（一九四三）二月に町制施行されて小野田町となり、平成一五年四月に中新田町、宮崎町と合併して加美町となっている。

No.25は鉄製で片足分である。上端部・下端部近くに、足に巻きつけた脛巾を縛つて留める紐がついている。

22 荒脛巾神社
(a)

奉 加美郡
納 小野田村
田 鹿原

(b)

奉 []
納 田村鹿原



22 荒脛巾神社

23 荒脛巾神社
加美郡小野田町
字長清水
願主 □□淳雄

23 荒脛巾神社
昭和十八□□月



24

荒脛巾神社

昭和一八年（一九四三）



23

荒脛巾神社



26

荒脛巾神社



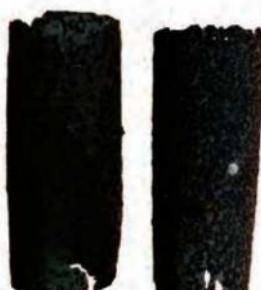
25

荒脛巾神社



28

荒脛巾神社



27

荒脛巾神社

第五節 男根形

男根形はすべて荒脛巾神社の奉納品で木製品が一六点、陶製品が一点ある（No.34）。

No.29は陰茎体部に、昭和三四年一月に笠島道祖神社の奉納品を宮司松浦武光氏より「参考トシテ」贈られたとの墨書きがある。「参考トシテ」の意味は不明。

No.30は陰茎体部に、昭和三四年四月に小牛田山神社で採ルとの墨書きがあり、木口面にも「小牛田山神」と記されている。No.29・30ともに当初は別の神社にあったものが荒脛巾神社に持ち込まれたと記されている。

No.31は高さ八二・二センチメートル、陰茎体部直径一八センチメートルの大型品である。全体がベンガラ状の顔料で塗装されている。陰茎体部に「昭和甲辰三月九日／炉ばおがる講／仙台市本橋丁」の墨書きがある。昭和甲辰は昭和三九年（一九六四）、本橋丁は現在の青葉区国分町二丁目から立町にかけての地域で、もとは侍丁だったが、明治以降は歓樂街になったという（菊地 一九七八）。

No.32は亀頭部に人面、陰茎体部に「岩手県東磐井郡／藤沢村」の墨書きがある。藤沢村は明治二三年（一八八九）一月に藤沢本郷と西口村が合併して発足した村であり、大正一五年（一九二六）六月に町制が施行されて藤沢町になるまで続いたことから、本資料の年代はその間に限定できる。年次の左側に入名と見られる一行の文字列があるが判読できない。No.33は基部を厚さ一二・五センチメートルの板に固定しており、直立した状態で奉納することを明確に意識した作りとなっている。

No.34は軟質の陶製で、亀頭部から陰茎体部にかけて大黒天が浮き彫り

にされ、基部には陰茎になぞらえた米俵が二つある。全体に暗褐色の鉄釉が塗布されている。昭和六三年・平成元年の調査時には「武藏之国／金山神社」の付箋が添付されていたが現在はない。

No.35は亀頭部を丁寧に削り出してはいるが、陰茎体部はほとんど加工せず、樹皮を残したままの状態となっている。

No.36は小祠内に納められており、本体は乳白色の顔料で厚く塗装されている。陰茎を象った台座に落とし込んで立てる作りとなっている。

No.37は基部を一回り太く作り出しているため、立てた際に安定している。陰茎体部に「」状の浅い窪みを入れ、オリーブ色の顔料を塗っている。「道祖」の付箋が添付されている。

No.43・45は小祠に納められており、その裏面には、「御神体三体御宮講製作」し、平成元年に奉納された旨の墨書きがある。男根形の奉納がこの時期にも行われていたことを示している。

表11 男根形一覧表

番号	全長 (cm)	直径(cm) 亀頭部 陰茎体部	材質	図版 番号
1	15.8	4.4	木製	29
2	21.4	4.6	木製	30
3	82.2	18.0	木製	31
4	26.3	5.0	木製	32
5	25.8	4.3	木製	33
6	23.2	6.0	土製	34
7	26.9	5.8	木製	35
8	32.0		木製	36
9	22.5	7.0	木製	37
10	14.0	2.9	木製	38
11	30.5	6.4	木製	39
12	34.3	6.6	木製	40
13	24.7	4.8	木製	41
14	14.3	3.2	木製	42
15			木製	43
16			木製	44
17			木製	45

積文

29 荒脛巾神社

昭和三十四年一月四日

笠島道祖神社

本殿内二奉納品ヲ

宮司松浦武光氏

ヨリ参考トシテ

贈ラル

30 荒脛巾神社

昭和三十四年四月二十九日

於宮城県小牛田山神

□ル (S・K・S)

(陰陽共存)

(木口面)

小牛／田山神

31 荒脛巾神社

昭和甲辰二月九日

奉獻 炉ばたおがる講

仙台市本橋丁一

32 荒脛巾神社

奉納

岩手県東磐井郡

藤沢村

29 荒脛巾神社

昭和三四年（一九五九）



S = 1/2

30

荒脛巾神社 昭和三四年（一九五九）

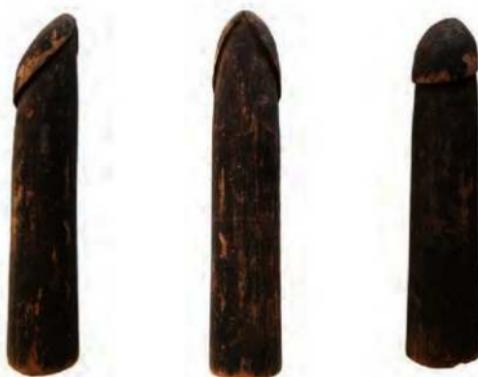


S = 1/2

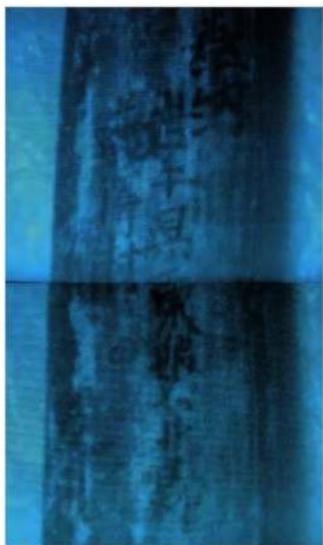
31

荒脛巾神社 昭和三九年（一九六四）





S = 1/4



赤外線照射によって確認された墨書

33

荒脛巾神社



S = 1/4

34

荒脛巾神社



S = 1/4



S = 1/4



S = 1/4

37

荒脛巾神社



S = 1/2

38

荒脛巾神社



S = 1/2



S = 1/4



S = 1/4

41

荒脛巾神社



S = 1/4

42

荒脛巾神社



S = 1/2

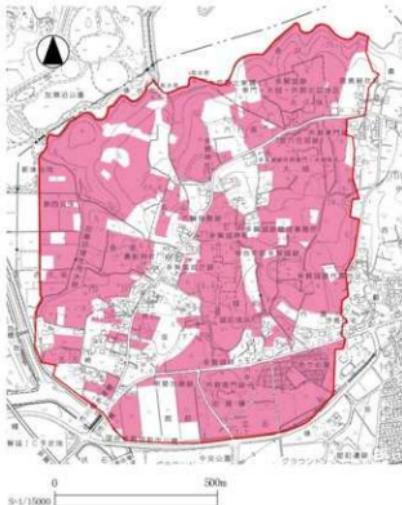
43 · 44 · 45
荒脛巾神社
平成元年（一九八九）



第一一章 民俗

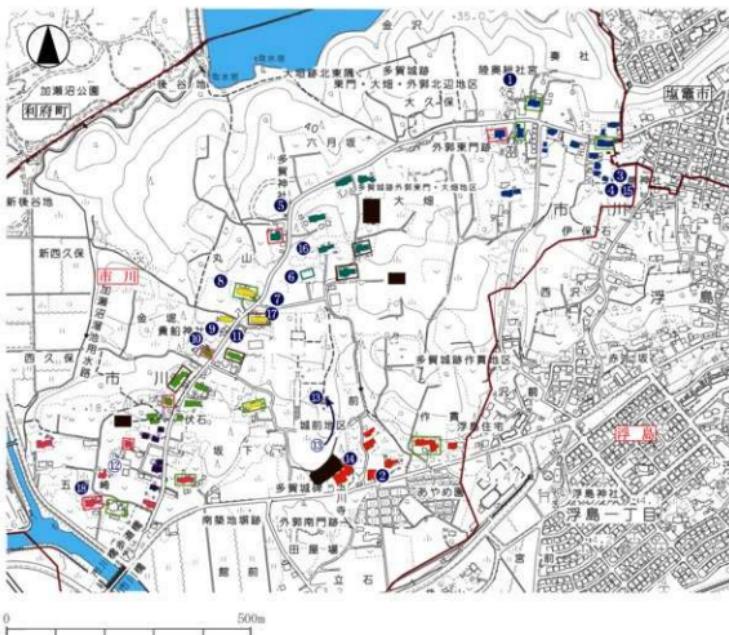
第一節 地域の概要

市川地区は、本支北側の丘陵部に広がる地区であり、大部分が特別史跡多賀城跡の範囲に含まれている。そのため、土地の公有地化による保全が進められ、イエ(家)の流出が目立つ地域である。家屋は旧塙電街道沿いに多く並び、令和四年一月末日時点で世帯数一〇四世帯、人口二六八人となっている。



第9図 市川地区の公有地（令和2年度末時点）

屋号	アラハバキ（荒脛巾）
ガケドウ（学堂）	
カベエ（壁家）	
カモオカ（鴨岡）	
コガネサワ（小金沢・小蟹沢）	
ゴマンザキ（五万崎）	
ゴリン（五倫）	
コレド（堀離井戸）	
ジヨウノメ（城の前）	
シンタク（新宅）	
タテイシヤシキ（立石屋敷）	
タテノイ（館の家）	
ダンボサマ（旦方様）	
チユウベエサマ（忠兵衛様）	
デンジョウ（殿上）	
ハチロウサマ（八郎様）	
マルマン（萬）	
ヤマイチ（一）	
ヤマガタヤ（山形屋）	
ユズノキ（柚子の木）	



契約講		トナリダミ (説組)	
■	= リッパ組 ダンボ組	■ = 1班	10. お八幡様
■	= ノンペエ組	■ = 3班	11. 八幡様
■	= ムンツン組	■ = 4班	12. 熊野神社跡
			13. 鳴神
			14. 玉川寺
			15. 地蔵堂
			16. 大日如来板碑
			17. 大日様
			18. 観音堂
■ = 墓地			

1. 陸奥總社宮
2. 天理教多賀城分教会
3. 荒脛巾神社
4. 養蚕神社
5. 多賀神社
6. 大日靈神社 (大日堂)
7. 多賀城神社
8. 五倫様
9. 貴船神社
10. お八幡様
11. 八幡様
12. 熊野神社跡
13. 鳴神
14. 玉川寺
15. 地蔵堂
16. 大日如来板碑
17. 大日様
18. 観音堂

第10図 市川地区民俗調査関連図

第二節 人々のつながり

一 葬儀の補助組織

袴姿の正装で集まっていたと伝えられており、振舞われる料理にも事細かい決まりが設けられるなど、規律が重んじられたという。

地域の暮らしに不可欠な存在であったが、葬儀の簡素化や昔ながらの慣習への否定的な考え方など、ケイヤクを取り巻く状況は大きく変化し、活動は下火になつていった。現在基本的には葬儀の補助の役割はトナリグミ（隣組）や農業後継者クラブに移っているが、ケイヤクで補助を継続している組もある。その場合は、ケイヤクとトナリグミ両方の扶助を受けることとなり、また、どちらの責務も果たすことになる。

三つの組に分かれており、それぞれムンツン組、ノンベエ（飲兵衛）組、

リッパ（立派）組と呼ばれ、リッパ組はダンボ（旦方）組、ケンカ（喧嘩）組、アバレ（暴れ）組などと呼ばれるものもあり、酒の飲み癖で名前がつけられたとも言われている。隣近所で組織されるトナリグミ（隣組）とは異なり、それぞれの組を構成するイエ（家）は市川地区全体に不規則に点在していた。また、血縁以外の関係性を重視したため、本家の分家は故意に別の組に振り分けられたとされている。

主に葬儀の補助を行い、現在のような会館での葬儀が主流になる以前

は、ホリ（掘り）、カツギ（担ぎ）、シラセ（知らせ）といった役があり、

墓穴掘り、棺担ぎ、喪家の遠方の親族への訃報の通知などを担っていた。結婚前の男性はシユッセマエ（出世前）といい、墓穴掘りと棺かつぎの役は免除された。組の中で死者が出ると、盆正月や農繁期を問わざいつでも手伝うという固い契約で結ばれ、代々受け継がれるイエ同士の強いつながりであった。

ケイヤクでは年に一回、二月にキベッサマ、キメッサマ、キミサマ（社）と呼ばれる当番の家で集まりが開かれ、講員が集まつた。かつては羽織

〈ムンツン組〉

「ムンツン」とは、氣難しく、ひねくれた様を表す方言である。かつては二戸ほどが加入していたが、令和二年時点では五戸が残るのみとなつていて。

主な活動は、葬儀の補助と年に一回の集まりである。これらについて

は、ケイヤクに関する記録帳が現在でも講員の自宅で保管されており、ここから当時の活動の一端をうかがうことができる。

集まりについては、慶應

二年の記録に二月一〇日と

一〇月一〇日が集まりの日

として記載がある。しかし、

その後二月のみに変更され、

近年は隣の店を会場とし

て泊まりがけで行つていて。

かつては講員の自宅に集



ムンツン組の契約帳（慶應2年）

まつていたとされるが、いつまでその形式が保持されていたかは不明である。平成三年一月を最後に、店での集まりも休止している。葬儀の補助については、昭和三二年の記録簿に葬儀に関する決めごとが記されている。規約については次の通りである。

一、昭和三十四年旧二月十日佐藤卯

藏氏宅ニテ三組協定ニテ津奈

儀銭ヲ金拾円二改ム

一、昭和四十三年旧二月十日菊池

善雄氏宅ニテ穴掘役四人ヲ

三人二改ム

一、昭和四十七年二月十日佐藤胞治宅於て

契約講内に不幸がある場合朝食は

自宅にて過す事に改む 但集合時は七時三十分とする

一、御知らせは報告し、夕食はいただ
かぬ事とする



契約組合死亡穴掘埋葬（昭和 32 年）

いることから、この時期はまだ完全に火葬へ移行しておらず、土葬が行われている可能性がある。規則の適用範囲については、冒頭の香典であるツナギの金額変更の記述部分に「三組」とあることから、この件についてはムンツン組だけではなく、ほかの二つの組にも適用されたと考えられる。

〈ノンベ工組〉

ノンベ工（飲兵衛）組と呼ばれ、八戸ほどで組織されていたが、平成二四年に解散した。自宅で葬儀を執り行っていた頃は様々な役割をケイヤクで担い、なくてはならない存在であったが、会館での葬儀が主流になるとその必要性が薄れ、解散へと向かったという。

毎年二月第二日曜日に移動総会が開かれ、近隣の店で集まりが持たれていた。夫婦で参加する日帰りでの総会であったが、昭和五〇年頃までは戸主の男性のみが宿泊を伴つて参加するものであった。さらに前は、キベッサマと呼ぶ当番の自宅に集まり、お膳料理が振舞われていたといふ。

〈リツバ組（ダンボ組・アバレ組）〉

リツバ（立派）、ダンボ（巨方）という呼び名は、江戸時代、肝入を務めた菊池家がこの組に加入していたためであると言われている。現在は活動しておらず、解散時期は不明である。

毎年二月に当番の自宅で集まりが開かれ、基本的には戸主が参加する決まりであった。かつては羽織袴姿の正装で集まつたとされているが、昭和四〇年頃にはその光景は見られなくなっている。当番はキベッサマ、数の変更について記されて

と呼ばれ、一年ごとにその役を回していた。規則や講員名簿などの資料は現在所在不明になっている。

2 トナリグミ

トナリグミ(隣組)やケイヤク(契約)、シンワカイ(親和会)と呼ばれ、近隣の数戸で組織されている。前述の契約講の活動が目立たなくなると、代わりに葬儀の手伝いを行うようになつたため、「第二のケイヤク」と呼ばれることがあるという。

イエ(家)の転出などによって形をなさなくなった班もあるが、今回の調査では八班までが確認されている(第10図参照)。多くの班で、葬儀の補助や定期的な親睦会・総会の開催といった活動がなされており、身近な相互扶助の組織として機能している。

〈一班〉

令和二年時点では六戸で構成されている。主な活動は、班で死者が出た際の手伝いと、二月第一週に近隣の店を会場として行われる総会の開催である。

葬儀の補助については、自宅を会場としていた頃は喪家で料理を手伝つたりしていたが、近年は受付を務める程度である。

〈三班〉

令和二年時点でも七戸で構成され、現在も葬儀の手伝を行つてゐる。年に一回、三ヶ月の頃に総会を開いている。名簿や活動記録等の資料は確認できない。

〈四班〉

令和二年時点で九戸で構成されている。冠婚葬祭の際にイエ同士で行き来があつたが、近年はそのような付き合いも薄れてきている。

〈五班〉

令和二年時点では四戸で構成されている。他の班がトナリグミで葬儀の補助の約束を結んでいたのに対し、五班ではそのような取り決めはなされていない。しかし、近所の付き合いとして手伝いをすることもある。

〈六班〉

令和二年二月で解散したが、解散する直前は八戸が加入していた。解散の理由としては、自宅で葬儀を行わなくなつたことにより、親和会の仕事がなくなつたことが大きく、講員の減少も影響している。

年に一回、二月第三日曜日に近隣の店で総会を開き、一年間の報告と親睦の場として機能していた。

班には会長と会計が置かれ、会長の当番は一年ごとに回され、名簿や記録帳などの資料も当番の自宅で保管されていた。



会則（市川第六班親和会）

〈七班〉

令和二年時点で約一五戸で、転入してきた新しいイエも加わることから、その他の班と比較して戸数は多くなっている。

主な活動は葬儀の補助と親睦会の開催である。葬儀については、自宅を会場としていた頃は、料理の手伝いや「飾り物」と呼ばれる葬具の製作などの役があつたが、近年は受付を務める程度である。

親睦会は毎年一月三日に開かれ、近隣の店を会場にすることが多いが、日帰りで遠出をすることもある。

これらの活動の取りまとめとして、班では一年ごとに当番をまわしており、その引き継ぎは三月に陸奥総社宮の社務所で行われている。

〈八班〉

令和二年時点では戸で構成されている。この班には、昔からのケイヤクに入っているイエがないことから、比較的新しい班であると考えられる。

二 信仰に関する講

三山講

山形県の出羽三山（湯殿山・月山・羽黒山）を信仰する人々の集まりで、平成十九年に解散する直前には二十人ほどが参加していた。字丸山の佐藤家（屋号 ゴリン）が中心となつて取りまとめし、毎年八月になると、講員を引率して参拝に出かけた。岩根澤口の正伝坊という宿坊を利用するのが通例で、ここ山先達に従つて参拝をしたと考えられる。また、二月には修驗者が市川を訪れ、講員の自宅をまわつて祈禱をし

ていた。二月三泊しながら家々を訪ね歩くが、その際は佐藤家に宿をとり、ここを拠点にしたという。

註 「肝入様」や「君様」などの漢字を当てるという話があり、それらが転訛した語と考えられる。

第三節 神社・寺院・小祠

一 陸奥總社宮

陸奥總社宮は、平安時代中期に編纂された「延喜式」に記載のある陸奥國の延喜式内社百社を祀る神社で、字奏社に鎮座している。江戸時代には奏者明神社・奏社宮などと呼ばれ、鹽竈神社の一四末社の一つである。市川村の村鎮守でもある。文政五年（一八二三）に仙台藩の儒学者舟山萬年の記した『鹽松勝譜』には、鹽竈神社に参拝する際には奏社宮を詣でてからでないと加護がないと記されており、歴代藩主を始めとする鹽竈神社参拜者は、奏社宮を参拝してから鹽竈神社へと向かつたという。

明治四三年（一九一〇）、南宮の南宮神社、山王の日吉神社、高橋の大賣神社（大日堂）、新田の冠川神社を合祀するため「神社合祀願」が氏子惣代をはじめとした各地域の住民から出され、これらの神社を合祀した。この動きは明治政府の政策によるもので、請願というかたちはとられたが、住民の本意ではなく、各地域には合祀後も社殿が存在し、祭祀は継続された。

現在の宮司は天正八年（一五六〇）の中興俊光から数えて一九代目とされ、代々宮司を務める市川家の姓は市川村に由来すると言われている。また、三代前に宮司を務めた武本時



陸奥總社宮



春の例祭祈祷の様子



旧塩竈街道を進む神輿

保は、山王にあつた光禪院の修驗者であるが、こここの宮司を務めるに至った経緯は不明である。

神社の運営に携わる縁代会は現在一二名で、市川地区以外にも、明治時代に合祀した四つの神社がある南宮、山王、高橋、新田地区からは可能な限り縁代を選出するようにしている。

祭日は四月一五日で、現在は四月の第三日曜日に例祭が行われ、神輿が出ている。神輿は市川地区だけではなく、合祀した神社がある地域も含めてルートが設定され、各地域の住民が担ぎ手一行を迎える。現在市内で神職がいる神社は、陸奥總社宮と大代の柏木神社の二社のみとなっている。そのため、市内各所の祈祷をはじめとした多くの神事を担い、人々の生活にとつて馴染み深い存在となっている。

二 天理教多賀城分教会

天理教は江戸時代末期に、中山みきを教祖として成立した新宗教である。多賀城分教会は字作貫にあり、明治二六年（一八九三）に開かれた。昭和四五年に就任した現在の会長で六代目で、市川、浮島、山王、南宮地域を中心約一五〇人の信者を抱えている。信者は女性が多く、その割合はおよそ女性八割に対し、男性は二割となっている。

主な行事は一月一〇日の春の大祭、四月一〇日の婦人会総会、一〇月

一〇日の秋の大祭で、毎月一〇日には月次祭が行われる。



天理教多賀城分教会



秋の大祭の様子

先に荒脛巾神社一社のみが描かれている。

社殿には絵馬や輿などのほかに、草履やスニーカー、スリッパなどの履物、木製の男根、杖など、腰から下の部位を象徴する奉納物が多く供えられている。「市史3」の荒脛巾神社の項に掲載されている画像には、このほかに、女陰を模した布製の奉納物やオマクラも見えるが、現在はこれらを確認することはできない。

祈願の際には、これらの中から一つを借りて願を掛け、御礼参りの際にもう一つ自作したものと添えて二つにして返すという慣習がある。

神社の管理については、同敷地内に屋敷を構える菊池家（屋号 アラハバキ）が管理しており、当家は荒脛巾神社の管理・保護を目的として多賀城碑周辺居を移したとも伝えられている。そのため、当時の屋敷があつた地名から、かつてはタデイシヤシキ（立石屋敷）と呼ばれていたが、いつの頃からアラハバキの屋号が与えられるようになったといふ。

また、この家の初代にきえという女性がおり、拝み屋として広く名が知られていた。『市史3』には、この女性が境内にある井戸の水を靈水としてそれで風呂を沸かし、神經病の人を入れて祈祷をしたと記されている。この女性の宗教的活動が、地域の信仰に少なからず影響を与えたと考えられる。



荒脛巾神社

三 荒脛巾神社

宇伊保石の民家の敷地内にあり、腰から下の病気平癒に御利益があるとされ、多くの参拝者が訪れている。社殿の移動はなく、現在は養蚕神社と並べて祀られているが、「陸前國塙電神社末社宮城郡市川村鎮座無格社荒脛巾神社景色圖」（第五章第一節参照）には、二つの鳥居を抜けた

四 養蚕神社
伊保石の民家の敷地内にあり、荒脛巾神社の南側に並べて祀られている。元は多賀城碑の周辺、字立石に鎮座していたが、いつの頃か現在地に移された。

当社は喘息の平癱に御利益があるとされ、社殿に供えられている鉄は、痰の根を切る、病の根を切るという意味合いで奉納されたものである。祈願の際には、鉄を一挺借りて願掛け、御礼参りの際にもう一つ添えて二挺にして返す。



供えられた大量の履物



足や男根を模した奉納物

五 多賀神社
字六月坂の旧塙電街道沿いにあり、字城前に屋敷があつた佐藤家の氏神と伝えられている。頭痛の治癒に御利益があり、タガ（多賀）に音が通じる籠がその祈願のために納められている。現在は佐藤家の手を離れており、祭日などの詳細は不明である。



(上) 社殿 (下) 供えられた鉄

六 大日靈神社（大日堂）
字大畑にあり、金剛界大日如来を表す「パン」の梵字を刻んだ板碑を覆うように堂宇が建てられ、近隣の人々からはダイニチニヨラライ（大日如米）と呼ばれている。かつては佐藤家の大本家の氏神として祀られていたが、佐藤家が市外に移り住む際に屋敷を菊池家（屋号 ヤマガタヤ）に譲り、堂宇も菊池家に引き継がれた。それから菊池家の氏神として祀られていたが、現在は公有地化のために主屋を取り壊して土地を放し、堂宇のみが残っている。

字大畠の旧塩竈街道沿いにあり、後醍醐天皇の皇子である義良親王（後村上天皇）や、それに仕えた北畠親房、頼家父子をはじめとする南朝方の武将を記つている。鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇によって陸奥守に任命された北畠顯家は、義良親王を奉じて陸奥国に下向した。その後、建武四年・延元二年（一二三三・七）に伊達郡の靈山に向かうまで、陸奥国を中心であつた多賀國府を拠点としていた。このことを記念、継承するため、「多賀城村史跡名勝保存会」が組織され、昭和初めにこれらの人々を祀る神社創建の機運が高まつたとされている。



多賀城神社

アシア・太平洋戦争が終結すると、昭和一八年に建てられた多賀城海軍工廠の御真奉安所（奉安殿）の建物が國から払い下げられ、これを本社創建の機運が高まつたとされており。

「多賀城村史跡名勝保存会」が組織され、昭和初めにこれらの人々を祀る神社創建の機運が高まつたとされている。

字大畠の旧塩竈街道沿いにあり、後醍醐天皇の皇子である義良親王（後村上天皇）や、それに仕えた北畠親房、頼家父子をはじめとする南朝方の武将を記つている。鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇によって陸奥守に任命された北畠顯家は、義良親王を奉じて陸奥国に下向した。その後、建武四年・延元二年（一二三三・七）に伊達郡の靈山に向かうまで、陸奥国を中心であつた多賀國府を拠点としていた。このことを記念、継承するため、「多賀城村史跡名勝保存会」が組織され、昭和初めにこれらの人々を祀る神社創建の機運が高まつたとされている。

九 貴船神社

字金堀の旧塩竈街道沿いにあり、京都府京都市の貴船神社から分霊したと伝えられている。かつては白山神社と呼ばれており、宝曆六年（一二五六）の造営棟札では「白山現宮」、明治三年の「多賀城古跡図」には「白山神社」と記されている。菊池家（屋号 カネヤマ）の氏神として祀られ、同家が管理をしている。航海安全の御利益があるとされ、小型の木製の船が奉納されている。このため、漁業を営む人々から

七 多賀城神社



(上) 社殿 (下) 板碑

八 五倫様

字丸山の佐藤家（屋号 ゴリン）の敷地内に社があり、ゴリンサマ（五倫様）と呼ばれている。佐藤家の氏神として祀られているが、何の神を祀ったもののかは伝わっていない。現在は六月一〇日を祭日として赤飯を供えているが、この日には赤堂宇を建て替えた日を新たに祭日としたもので、以前は違う日であったという。



屋敷北西の社殿（五倫様）と板碑

殿として昭和二七年に多賀城神社が創建された（註）。当初は政庁跡北東角に祀っていたが、昭和四八年、政庁跡が史跡公園として整備されるに伴って現在地に移動した。現在その維持管理は、「多賀城史蹟顕彰会」が担っている。

の信仰が厚く、七ヶ浜から多くの参拝者が訪れたとされている。祈願の際には、木製の船を一つ借りて願を掛け、御礼参りの際にもう一つ自作したものを添えて二つにして返す。

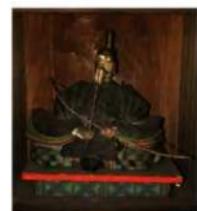
祭日は一二月で、現在は週末にお膳を上げ、總社宮の神職を呼んで祈祷をしている。現在は近い親戚が参加する程度であるが、以前は近隣の人々が多く訪れ、参拝者には赤飯や餅を振舞つた。また、毎月一日、十五日、二八日も供物を上げる日となつており、水・酒・米・塩・卵を上げて拌んでいる。



貴船神社



舟形の奉納物



菊池家で記られる御神体



お八幡様

幟 (明治 11 年)
(183.5 cm × 41 cm)

多賀城古跡の図に見える八幡社

現在地に居を移し、後に神社も屋敷内に移したという。

祭日は、安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」にある日と同じ旧暦八月十五日で、陸奥総社宮の神職を呼んで祈祷が行われる。以前は餅を供える決まりであったが、近年は赤飯を供えるようになった。また、前日はオヨコモリ（お夜籠り）といつて、当主が夜にお膳を持って行って供えた。祭りは、近隣から多くの人が訪れるものではなく、家人と本家のカネヤマ（金山）から人を呼ぶ程度であるという。

一一 八幡様

字城前の千葉家（屋号 マルマノ）で祀られ、ハチマンサマ（八幡様）と呼ばれている。祭日は四月一日で、千葉家の人々が拝んでいた。アジア・太平洋戦争時は、出征前の地域の人々が参拝に訪れたと伝えられている。



八幡様

二八日の日付が記されていることから、この日が祭日であった可能性がある。

一二 熊野神社

字五万崎の菊池家（屋号 ヤマイチ、ダンボサマ、ハチロウサマ）で祀られ、現在社殿は取り壊されて見ることはできない。明治三二年の「多賀城古跡の図」には、旧塙街道と新道との分岐点北西に熊野神社が描かれ、その姿を確認することができる。昭和四六年頃に、敷地内にあった御神体と当時正面に掲げられていた扁額、奉納された幟が屋内に保管されている。現在の当主が幼い頃にはすでに祭りも行われておらず、祭日も伝わっていない。しかし、昭和五年に奉納された幟に旧暦八月壇したが、その際に老朽化が進んでいた熊野神社の社殿も解体した。現在は御神体と当時正面に掲げられていた扁額、奉納された幟が屋内に保管されている。

幟（昭和5年）
(186.5 cm × 43 cm)

「雷神」と刻まれた祠



杉の木と祠（昭和59年）

一三 鳴神

字城前に屋敷があつた佐藤家（屋号 ナリガミ）の氏神で、杉の大木の下に石の祠が祀られていた。この木に雷が落ちたことから、雷神を祀るようになり、ナリガミ（鳴神）の名で周辺に知られていた。佐藤家が屋敷を他所に移した後も杉の木と祠はその場に残っていたが、政厅跡南面の発掘調査及び整備によって現在は祠の位置が移っている。

一四 玉川寺

基督教如来を本尊とする曹洞宗の寺院で、山号は松巖山。以前は政厅跡へ続く石段付近にあり、明治三二年の「多賀城古跡の図」では、政厅跡へ続く道の西側に本堂が描かれている。明治二六年、火災によつて本堂が焼失し、その後現在地に移つてゐる。現在の本堂は平成一四年に建てられたもので、本尊も焼失したために新しく作り直したものである。市川地区を中心に市内、塙町などに約三八〇戸の檀家を抱え、平成一四年に就任した現在の住職で二代目である。

寺の組織には運営補助に関わるものに

護寺会があり、檀家は皆その会員になっている。その中から委員が選出され、令和二年時点では、三名、うち九名が役員になつていている。市川、浮島、新田、塙竈市など、各地域から人數の偏りなく任命し、任期は四年である。また、薬師講と

いう女性の集まりもあり、令和二年時点で三五人が活動している。現在は年に一度の研修旅行が主な活動内容であるが、以前は御詠歌の練習も行つていた。

主な行事は、一月一日の大般若会、八月一日の盂蘭盆会がある。墓参は三月と九月の彼岸、八月一六日となつており、地域の人々が訪れる。



寺で保管されている葬具
(上) 錫 (下) 竜頭



盂蘭盆会（令和2年8月11日）



玉琴寺



(左) 夜泣き地蔵 (右二体) 子授け地蔵



錫器が巻かれていた頃の様子



耳地蔵

荒脛神社の社殿西側に地蔵堂があり、四体の地蔵像が祀られている。向かって一番左の地蔵像は、円形の石の中心に地蔵を半肉彫りにしたもので、宝暦三年の年号が刻まれている。この地蔵像は耳地蔵と呼ばれ、「耳だれ」の治癒における利益があるとされている。祈願の際には、年の数だけ雑器を連ねて納めるとされ、昭和六〇年頃の古写真には、大量の奉納物を巻きつけられた姿が写っている。写真に写る三体の内、左は子どもの夜泣きに御利益がある夜泣き地蔵、右の二体は子授けに御利益がある子授け地蔵である。

一五 地蔵堂

荒脛神社の社殿西側に地蔵堂があり、四体の地蔵像が祀られている。

一六 大日如来板碑

字大畑の佐藤家で祀られ、屋敷西側の林に板碑がある。大日如来を表す梵字「ア」を刻んだ板碑は、佐藤家が屋敷を構える前からこの場所にあり、昔この一帯が戦いの場所であった時に、亡くなつた人たちを供養するため建てられたのではないかと伝えられている。正月と陸奥縁社宮の祭日に加え、隣りの地蔵像の縁日に合わせて毎月二四日にも供物をあげて拝んでいる。

一七 大日様

字城前の菊池家の屋敷北東に大日如来を表す梵字「ア」を刻んだ板碑があり、ダイニッタマと呼ばれている。以前は年に一回祭りが行われ、近所の人々や親戚などが多く集まっていた。現在祭日は分らなくなつているが、葉生差が出る夏の時期であり、これを供物とすることがしきたりであった。



ダイニッタマと呼ばれる板碑



屋敷西側に記られる板碑

一八 観音堂

字五万崎の八木家（屋号 力モオカ）の氏神で、屋敷の北西に堂宇が祀られている。二月一日の祭日には、玉川寺の住職を呼んで経をあげ、供物を二膳供える。以前はこの家から他家に婚出した人々も招いて盛大に行つていたが、現在は八木家の人々で拝んでいる。

また、周辺に立つ供養塔のうち、弘法大師が彫られているものについては、昭和五五年に行われた市史編纂のための民俗調査のデータに記録が残つている。それによると、このイエで働いていたデマドリ（註2）の供養のため、拝み屋の指導のもと建立したとされている。



観音堂



弘法大師が彫られた供養塔

註1 移築については、「多賀城神社縁起」には昭和二七年と記されているが、本殿に納められている標札には昭和二五年竣工と記されている。

註2 農作業を手伝うために雇われた労働者。泊まりこみで長期間契約することもあり、短期間の契約のことであつた。

第一二章 地誌・名所

第一節 地誌

一 奥羽觀蹟聞老志

多賀城（或曰木端高森多賀國府相同且多賀訓同國府謂其總名森指其地矣同地也）

在市川村南有往昔城塹占址上有许多賀神祠前代之古瓦遺礎往々有

之好事之者取斯地及木下古瓦以為之硯堅剛細密足書房具瓦上

有紋理表若繡跡裏似織布也城塹年曆詳壇碑上綱日本紀曰聖武

帝天平九年四月戊午陸奥持節大使藤原朝臣麻呂等言以去二月十九日

与鎮守將軍大野朝臣東人到陸奧國多賀柵

又曰麻呂等帥三百四十五人鎮多賀柵

又曰同月二十五日將軍東人從多賀柵發

但賊地雪深馬芻難得未消於是可見故同月十一日東人廻至多賀柵自

導新開通道縱一百六十里或刻石伐木或填土疏浚草從賀美郡至出

羽國最上玉野八十里雖總是山野形勢險阻而人馬往還無大艱難從

玉野至賊地又孝謙帝天平宝字四年春二月丙寅陸奧國調庸者多賀以北

都令レ輪黃金其法正丁四人一兩以南諸郡依旧輪於是亦可見

又光仁帝寶龟十一年三月丁亥上治郡伊治公皆麻呂反率レ輪殺按察使紀

朝臣広純於伊治城獨唯介大伴宿祢真綱開一角而出獲送多賀城

同年七月甲申勅曰為討逆虜調發坂東軍士限來九月五日並赴集

陸奧國多賀城其所領軍糧宣申官送兵

同年九月己未勅將軍為賊被敗致此逗留以今月不入賊地宣居多賀玉造等城能防禦益練レ術又桓武帝延暦四年辛未陸奥按察使鎮守將軍大伴持等言權置多賀階上郡

同七年三月庚戌軍糧三万五千余斛仰下陸奥國運取多賀城又補

二万三千余斛並鹽抑東海東山北陸等國限七月以前転運陸奥國並

為來年征蝦夷也

同月辛亥下勒曰調發東海東山坂東諸國步騎五万二千八百余人大限來

三月会於陸奧國多賀其点兵者先尽前般入軍經戰叙勳者及常

陸國神賦然後簡下点余人堪弓馬者同月乙丑以多治比濱成紀真人佐

伯葛城人間廣成並為征東副使以紀古佐美為征東大使是乃欲レ攻

胆沢城也事見胆沢下

同八年三月辛亥諸國之軍令於陸奧多賀城分道入賊地

後鳥羽帝文治五年秋八月十二日賴朝自柴田郡船迫至多賀國府居三

日先是吉多賀者稱柵欄木板為之柵欄者也光仁以來以城而言以在所

東人所築而稱之後鳥羽以來以國府言稱多賀古城者則市川古碑苻池上

而稱多賀國府者則岩切河北十地也以此可見其地

同年十月朔賴朝從平泉到多賀國府因賞吏稿民

同六年正月泰衡家臣大河次郎兼任欲上路出羽大門山而赴多賀國府

到中千錦倉宮城記曰多賀城者宮城郡中松山也從廣瀬

宗久紀行にみの國多賀の國府にもなりぬそれよりおくの細みちといふ

かたを南さまに末の松山へ尋ゆきし

稱多賀國府地今市以北岩切山陰古館是也本号高森後遷市川多賀

城于此爾來呼高森而曰多賀城呼利府而曰多賀國府

一説曰文治五年三月十五日頼朝令伊沢左近侍監家景主當國來居

宮城郡高森、仍家景以高森、稱「氏焉時俗又謂之留守殿」者居館雖在

高森、其任以主多賀城也。據此說則文治中似呼高森也。頼朝次軍之地今市川多賀城也是乃舊治府仍稱國府者不可可疑。

多賀神祠

旧在多賀城址中。神名秘書曰多賀宮伊弉諾尊洗右眼目以出。神号曰

豐受云魂亦名伊吹多主神是也。

按名取郡亦有「多賀神社」。風土記曰所祭伊弉諾尊雄略五年奉圭田加

神礼

自宮城野以下至多賀而有「称八境者」謂之宮城八景。仍得天淵

翁述作「聊載」之此焉。

(後略)

壇碑
道詩大雅其類誰何。案之蓋又曰作「壇碑」非也。蓋洪武切音酒器碑謹明切音平地所按斯碑也。以往時在城中館庭而名「壇碑」者也。

在市川村中多賀城址。其碑文詳于岡上。想夫或達境內反命于京師。告

逆賊蜂起于隣國。或募兵集徒之切急。倉卒之忙。預致其備。所下以量

遠近一考。多寡定。日子計來往。而折衷急遲速之設也。古人所謂凡事

預則立。事前定則不困者於此碑亦可見。

日本風土記百六曰：陸奥宮城郡坪碑有鴻之池。今為故鎮守門碑。惠美

(坪碑) 之見雲真人清書也。記異域東邦之行程。令旅人不為迷途。壇碑圖



按神龜元年甲子酉丁。聖武帝元年天平宝字六年壬寅丁。廢帝四年

又統日本紀。大野東人聖武帝神龜元年為按察使陸奧守鎮守將軍授從

四位上勲四等。天平十一年四月壬午為民部卿兼春宮大夫。

藤原惠美朝臣。猶孝德帝天平宝字四年正月癸未為陸奥國按察使兼

鎮守將軍授正五位下同月丙寅授從四位下同五年十月壬申為

仁部卿。陸奥出羽按察使如故同六年十一月丁酉為東海東山節度使

十二年己巳為參議。

壇碑在于我東奥也。久然累世無人識。其神妙者空無。没于古城草

莽之中。幾千年水戶黃門君請其文字于我大守綱村君。令下儒臣田邊

氏双鈞以遺上焉。未及石刻。尤可惜。元祐十二年與江定守及亡子義方

經此地。以義方術而打之去閱其文字。筆勢高古字体寬闊殆非尋常書考之中華則蘇長公趙松雪之上而陶弘景顏魯公之亞也。未嘗

見日本之字態。於是切怪我朝有一此鳥跡而未嘗以此伝其妙。遺其名于後世上仍告之。平信如是亦驚其妙手。時編本朝書史。乃

收之篇中。予亦屢示好事之徒。說之談本朝希有之書爾。後州人

略知其奇跡也。正徳甲午春當太守君。双鈞以進。之質筆者姓名而

得其左證于風土記殘篇中始知見雲真人筆痕可謂得其時而顯者也

袖中抄云

石ふみやけふのせはぬのはつはつにあひみても猶あかぬ君かな

顯昭云石ふみとは陸奥のおくにつもの石ふみ有日本のはてといへり但田

村將軍征夷の時弓のはすにて石の面に日本の中央のよしを書つけたれば

石文といへり此信家侍従の申しは石の面長さ四五丈許なるに文えり

つけてありその所はつほと云と云々それをつもとはいふなり私云みちの

国は東のはてといへとえその島はおほくて千島といふは陸地をいはむに

日本の中央にても侍にこそ

按此說皆失其事跡按國上而可レ知異説

前の大僧正慈円文にてはおもふと事も申つくしかたきよし申つか

はして侍ける返事に

新古今 前右大將頼朝

みちのくのいはてしのふはえそしらぬかきつくしてよ壇のいしふみ

仲 実 二 封内名蹟志

いしふみやけふのせはぬのはつはつにあひみてもなほあかぬ君かな

おもひこそ千島のおくをへたてねとえそかよはざぬ壇の石ふみ

懷円法師

日かすへてかくふりつもる雪なれはつばの石ふみあとやなからん

西行法師

みちのくはおくゆかしくそおもはるゝつばの石ふみそとの浜かせ

顯昭云

山家集

柏木 慈円

みちのくのつばの石文ゆきてみむそれにもかゝしたまとへとは
おもふこといなみちのくのえそいはぬ壇の石文書つくさね

碑やつかるのをちにありときくえそよのなかを思ひはなれぬ
おもふこといなみちのくのえそいはぬ壇の石文書つくさね

清輔朝臣 同

陸奥のつばの石ふみありときくいつれか恋のさかひなるらん

寂蓮 題手臨壇碑見遺

聞道千年壇石文墓臨一紙致争分真人鉄画蒼然占想見麗頭照夕睡

高玄岱

碑文略

未詳 其地 多賀城辺昔有海水之去來 也以浮島之地勢可考レ

之風土記曰坪浦在松山之右出溫湯不レ知指何地

壇碑。市川村の南傍より一丁斗にあり。

風土記曰。陸奥國宮城郡坪碑有。鴻之池為故の鎮守門碑たり惠美

朝獨立。見雲真人清書也。記異域東邦之行程。令旅人不三レ

為塗。

碑文曰。(岡省略)

いしふみやとふのはせぬのはつはつにあひ見ても猶あかぬ君かな

裡中抄云

いしふみやとふのはせぬのはつはつにあひ見ても猶あかぬ君かな

顯昭云

いしふみやとふのはせぬのはつはつにあひ見ても猶あかぬ君かな

顯昭云

石ふみとは。陸奥のおくにつもの「石ふみ」。日本のはてといへり。但田村將軍征夷の時、弓のはつにて石の面に。日本の中央のよし。書付ければ石文と云り。信家朝臣の申しは。石の面長さ四五丈計なるに。文えりつけたり。其所はつほと云と云々。私に云。みちの国は。東のはてといへど。えぞの島はおほくて。千島と云は陸地をいはむに。日本の中でも侍るにこそ。此説事實を失そに似たり。

前の大僧正慈円。文には思ふ程。事も申づくしがたきよし。申つかはして侍りける返事に。

前右大將賴朝

懷円法師

陸奥のいはてのふはゑそしらぬ書つくしてよ壺のいしふみ
日數経てかく降つもる雪なれど壺のいしふみあとやなからん

坪の浦。其地不詳。

風土記曰。坪の浦は松山の右に有。温泉を出すと。此辺温泉を見ゆ。何地を指かしらず。坪碑同字故此に附す。

奏社宮。市川村に在。鹽釜の末社なり。

多賀城。市川村にあり。

壺碑曰。多賀城。此城。神龜元年歲次甲子。按察使兼鎮守府將軍。從四位上勲四等。大野朝臣東人之所置也。天平宝字六年歲次壬寅。參議東海東山節度使。從四位上。仁部省卿兼按察使。鎮守將軍。藤原惠美朝臣朝獨修造也。多賀國府相同。且高・多賀同。國府謂其經名。森指其地。実同地也。稱多賀國府地。今市以北・岩切山陰古館是也。

硯とす。古色愛すべし。始は多賀柵と称す。天平九年に後多賀城に記す。
寶龜十一・東史に至りて多賀國府と呼ぶ。見えたり。見ゆ。按に。多賀の古城と号するは。市川の古碑の有所にして。多賀の國府と呼しは。岩切の河北高に見ゆ。見ゆ。岩切の河北高森の城ならんか。

宗久紀行に

みちの国多賀の國府にもなりぬ。夫よりおくの細道といふかたを。南さまに末の松山へ尋ねゆきしとあり。

三 封内風土記

市川邑。戸口凡三十七。神社凡三。奏社明神社。伝云。鹽竈一宮末社也。不詳。何時祭。何神。阿良波岐岐明神社。不詳。何時勧請。伝云。

一宮末社也。今上帝。明和七年。寄附神領二十石之地。祈之報賽者献脛巾。未知其所以然也。白山權現社。不詳。何時勧請。寺一。

松藏山玉泉寺。曹洞宗。仙台府下。松音寺末寺。伝云。後陽成帝。慶長五年。伝室間達和尚開山。古跡凡三。多賀城址。名跡志曰。在市川邑南。壺碑曰。多賀城。此城神龜元年。歲次甲子。按察使兼鎮守將軍從四位上勲四等大野朝臣東人之所置也。天平宝字六年。歲次壬寅。

參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣獨修造也。有城壁古址遺蹟。古瓦往往有之。好事者採以為之觀。足用文房具也。始稱多賀柵。見天平九年。後記多賀城。見

号高森。後遷市川多賀城于此。爾來呼高森曰多賀城。呼利府曰多賀國府。一說曰。文治六年三月十五日。賴朝令伊沢左近將監家景主當國。來居宮城郡高森。仍家景以高森為氏。時俗又謂之留守殿者。居館雖在高森。其任以主多賀城也。據此說。則文治中似呼高森也。賴朝次軍之地。今市川多賀城也。是乃往往昔府仍稱國府者。不可可疑矣。希文按。風土記殘編載有^レ多賀莊。今不詳何處之地。想夫謂多賀國府乎。壇碑。在多賀城址。自碑首至石根。六尺五分。石闊九尺六寸八分。石基九尺三寸七分。碑後石形三稜石面平。而上題西字。濶二尺六分四分。自上至下四尺五分。四方為^レ画。其中記曰。多賀城。去京一千五百里。去蝦夷國界四百廿里。去常陸國界百十二里。去下野國界二百七十四里。去靺鞨國界三千里。此城神龜元年。歲次甲子。按察使兼鎮守將軍從四位上勅四等大野朝臣東人之所置也。天平寶字六年。歲次壬寅。參議東海○東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝彌修造也。天平寶字六年十二月一日。觀蹟聞老志曰。按神龜元年甲子廻丁酉。天平寶字六年正月癸未。為陸奧國按察使兼鎮守將軍。聖武帝元年。天平寶字六年壬寅。丁酉。天平寶字四年。統日本紀。大野東人。聖武帝。神龜元年。為按察使陸奥守鎮守將軍。授從四位上勅四等。天平十一年四月壬午。為民部卿。兼春宮大夫。藤原惠美朝臣朝彌。孝德帝。天平寶字四年正月癸未。為陸奧國按察使兼鎮守將軍。授正五位下。同月丙寅。授從四位下。同五年十月癸酉。為仁部卿。十二月己巳。為參議。又曰。歌枕作壇ノ石文。或作碑。風土記殘編作坪碑。壇苦本切音。爾雅宮中術。郭璞曰術閭問道。詩大雅其類維何。室家之壇。又居也。俗作壇碑。非也。壇洪孤切音。胡酒器。

坪蒲明切音平。地平處。按斯碑也。以往時在城中館底。而名壇碑者也。想夫或達境內反命于京師。告逆賊蜂起于隣國。或募兵集徒之切。急遽倉卒之忙。預致其備。所以下量遠近考多寡。定日子計。來往而^レ設也。風土記殘編曰。坪碑在鴻之池。為故鎮守門碑。惠美朝獨立之見雲真人清書也。記異域東邦之行程。令旅人不為迷途。觀跡聞老志曰。壇碑在于我東奧也。久然累世無人識其神妙者。空蕪沒于古城草莽之中者。幾千年。水戶黃門君。請其文字于吾大守綱村君。令儒臣田辺氏双鉤以遺焉。未及石刻。尤可惜矣。元禄十二年。與江定守及亡子義方。經此地。以義方術而打^レ之去。閱其文字。筆勢高古。字体寬闊。殆非尋常書。考之中華。則蘇長公趙松雪之上。而陶泓景○顏魯公之亞也。未嘗見日本之字態。於是切怪我朝有此鳥跡。而未嘗以^レ此伝其妙。遺^レ其名于後世矣。仍告之平信如。是亦驚其妙手。時編本朝書史。乃取之篇中。予亦屢示好事之徒。設^レ之。談本朝希有之書。爾後州人略知其奇跡也。正德甲午春。當大守君命。僕双鉤以進之。質^レ筆者姓名。而得其左證于風土記殘編中。始知見雲真人筆痕。可謂下得其時而顯者也。希文按。水戶黃門君。乃水戶侯光國卿也。田辺氏。乃僕父希賢也。江定守。成田市十郎大江定守而善書。義方佐久間洞藏ノ子也。平信如。本鄉與兵衛平信如而善書。頻有文才。正德甲午。中御門帝。正德四年也。鴻ノ池。今崩壞無其形。清泉僅存。有偏葉蘆。川一。土人呼^レ之。曰市川。源出^レ自利府鄉。想闇。而未流云八幡川。堤一。土人曰之市川大堤。長十一町余。橫二町余。橋一。土橋長十二間半。濶二間。

四 風土記御用書出

○一

(15)

○一

舊跡

宮城郡陸方に市川村

肝入 市兵衛

市川村

○一 村名ニ付由來

一 田代 六拾九貫四百五拾弐文

一 煙代 九貫弐拾五文 但 茶烟百七拾文

一 内一 式拾志貫八百八拾壹文 御藏入

一 五拾六貫五百九拾六文 御給所

都合

七拾八貫四百七拾七文

一 人頭 三拾九人 但 拱地指引人三人 社家弐人

一 家數 四拾壹軒 但 借家弐軒

一 男女 都合百九拾弐人 内 一男百四人 一女八拾八人

一 馬 三拾六疋 ○一 牛 ○付舟

一名所 一

一 潮の池 鎮守府將軍多賀城に御住居被成候節往古ハ此所海辺ニ而

潮の溝干在之并為御掘被成候而も潮水相入申候ニ付御難義被成

置、京都御母公様江其品被御遣候處御母公様此事を御歎被成御祈

願被相掛候處ある時鶴飛來此所之石之上江留リ申ニ付不思議ニ被

思召御立寄御覽被成候得ハ鶴飛去候而右石地之中江しつミ并と龍

成候由俗説ニ申伝候、此所未ニ至リ池ニ罷成片葉の芦生茂リ候由

只今ハ空堀に相成芦もまれま再二生申候、猪又右近邊ニ并有之清

水ニ而如何程之干魃ニモ水潤不申候、此井之事を取遠候義にも可

在御座候哉等も井の邊ニ生茂リ居申候事

一 神社 四

一 奏社明神社 一 小名 奏社宮

一 社之内二御座候事

一 社地 橫式百間 一 社 辰巳向

一 本社 老間作 一 拝殿 三間作 一 鐘樓 老間半四面

一 鳥居 辰巳向 一 長床 東向

一 額 社之暨額奏社明神四字 筆者御城下惠沢山龍宝寺先住泰音

一 法印 △一 地主

一 別當 当村真言宗市川山神院

一 祭日 三月十日

一 右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 荒脛巾神社 一 小名 荒脛巾但太宰九吉様御知行所之内

一 効請 誰効請と申義并年月共二相知不申候得共塙造一宮十四末

一 社之内二御座候由右御社江祈願仕成就仕候得ハ脛巾を相納来申候

一 勧請 誰効請と申義并年月共二相知不申候得共塙造一宮十四末

一 荒脛巾神社 一 小名 荒脛巾但太宰九吉様御知行所之内

一 別當 当村真言宗市川山神院

一 祭日 三月十日

一 御社領 式貫文

右ハ 御当代様明和五年十一月廿八日御寄付之候事

△一 地主

一 鳥居 西向 △一 長床

一 額 社之暨額荒脛巾明神五字 但筆者相知不申候事

一 別當 塚造御社家鉢木老岐守様御預ニ付別當無御座候事

一 祭日 十一月廿八日

右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 白山社 一小名 金山

一 勸請 誰勘請と申義并年月共相知不申候事

一 社地 竪三拾間 一 社 南向三尺作

一 鳥居 東向 △一 長床

一 額 鳥居堅額白山宮三字 但筆者相知不申候事

一 地主 新屋敷甚兵衛

一 別當 右甚兵衛 一 祭日 十一月五日

右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 八幡社 一小名 松葉

一 勸請 誰勘請と申義并年月共相知不申候事

一 社地 竪十八間 一 社 西向三尺作

一 鳥居 西向 △一 長床 △一 額

一 地主 松葉屋敷甚五郎

一 別當 右甚五郎 一 祭日 八月十五日

右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

○ 一 寺 二ヶ寺

市川山 神奈院

横四間半
縦八間

一 小名 奏社の宮 一 真言宗 一 仏殿 南向 横四間半

一 本尊 子安觀音 木仏立像 御長一尺五寸

但作者相知不申候事

△一 門 △一 額

右六ヶ条之内印仕候分無御座候事

松岩山 玉泉寺

縦五間

一 小名 立石 一 曹洞宗 一 仏殿 辰巳向 縦七間

一 本尊 葬師如來 木仏坐像

御長一尺五寸行基菩薩御作

一 門 辰巳向 △一 額

右六ヶ条之内印仕候分無御座候事

○ 一 修驗 ○付行派寺並虛無僧寺 ○ 一 孝子孝婦忠僕良民并百歲以上長寿之者 ○ 一 古人

一 開山之事 当寺八誰開山与申義并年号共二相知不申候所俊光法

印天正八年中興二付当安永三年迄百九拾六年二罷成候事

一 本山并末寺之事 本山八当郡塙竈金明山法運寺二御座候、但未

寺無御座候事

一 御目見并御意等有之候事 当社御參詣之節鳥井前江罷出居御案内

仕候処、御供御小姓頭披露三面 御目見仕御会積被成下候、塙竈御

參詣以後法蓮寺江罷出獻上物仕 御機嫌伺申上候事

一 別當之事 奏社明神社

一 境内景地之南 当山北見得渡候所在二御書上仕候事

一 東八塙竈御林上之老本松辺迄

一 南八郡田中村浮島村高崎村辺迄

一 西八当村伊勢堂山二隱相見得不申候事

一 北八当郡春日村赤沼村辺迄

右之通二御座候事

一 代数住之御百姓 壱人

山岸屋敷 肝入 市兵衛

一 古碑 幅二尺五寸
右八供養石二御座候處 肯山様御代一宮御參詣道ニ置候義遠慮仕
伏置申由其偶ニ而指瀬申候、弘安十年丁亥八月八日と相記在之右年
月
古碑当安永三年迄四百八十八年ニ羅成候事

○一 品替之御百姓 ○付御百姓之内御屋御寓ニ羅成御目見仕献上物并
拝領物仕候者 ○一 御咸場 ○一 御塙燒場

○一 古塚

一 山 二

一 丸山 高十丁 一 伊勢堂山 高十二丁

○一 御林

右兩山共ニ遠見ノ高并他村御境無御座候事

一 川 一 市川

一 水上ハ当郡森郷惣ノ閑堤古出當村沼頭と申所ニ而当郡加瀬村

砂押川江落合流米申候事

一 末水ハ当村境杉之崎と申所古当郡田中川ニ羅成候事

但右川往古ハ遠流當郡湊浜江落合郡中第一之大河ニ而大船も通用

仕候ニ付當村を一川と称來候由俗說申候、何年之頃古か當郡

八幡村津波之節川筋相埋リ其後ハ小川ニ羅成只今ハ文字も書替申

候事

一 西ハ当郡ハ不申名取柴田刈田之諸山不残

一 東ハ当郡海上并菖蒲田浜松ヶ浜湊浜まで

一 南ハ当郡蒲生新浜国分名取伊具宇田亘理之浜々相馬領鶴の崎羽

黒山邊まで

一 古碑 二

古碑一 壺碑 立石幅三尺壱寸

みちのくのいはてしのふハえそしらぬ書きつくしてよ坪のいしふみ

右之通御座候事

一 北ハ当村樹木に隠相見得不申候事

一 堤 一 大堤

当村井當郡加瀬村田中村八幡村浮島村右五ヶ村入合 総額高弐百九貫

三拾壹文 但當村分四拾五貫百拾四文

西

一 沼

一 橋 一 市川橋 長十二間

國分原町より當郡塙竈町江之通路

一 堤 一 大堤

- 一 墓
一坂一一山岸坂 長六十五間
国分原町より当郡塙竈江之通路
- 一道二筋
一 国分原町より当郡塙竈町江之道 二筋
一 当郡八幡村より当郡利府町江之道 一筋
- 一 名石
- 一名水壺
一 こかね沢清水 右八往古金ノ蟹住候由申伝候事
- 付温泉
- 一名木一本一杉壺本廻り壺丈二尺
- 右八名木と申二八無御座候得共古木二付書上仕候事
- 一 產物
- 一古歌一首前ヶ条古碑之部へ御書上仕候事
- 一 端郷 ○一 小名
- 一屋敷名七
- 一山岸屋敷 老軒 一金子沢屋敷 式軒
- 一松葉屋敷 壱軒 一五萬崎屋敷 壱軒
- 一沼烟屋敷 式軒 一作貢屋敷 式軒
- 一新屋敷三十一軒 内活却禿百姓三軒
以上四十軒但 沽却禿百姓三軒
- 一御村境 縦十五丁 横十三丁
- 堅一 南八当郡田中村境当村分杉之崎と申所
北八当郡加瀬村境当村分浮谷地と申所

横一 東八当郡浮島村境当村分作貫と申所
西八当郡南宮村境当村分原谷地と申所迄
以上二十二ヶ条

御案当本文四十一ヶ条付ヶ条四ヶ条都合四十五ヶ条之内印仕候分二十三
ヶ条之品無御座候事

右之通風土記御用二付此度相改御書上仕候 以上
安永三年九月

書出 宮城郡陸方市川村 松岩山玉泉寺
曹洞宗 藩守持

一開山之事 当寺ハ伝室和尚慶長五年開山ニ付当安永三年迄百七拾年
二羅成候事

一小名之事 立石

一故事來歴之事 当寺往古ハ玉川寺と相記候由何年之頃ニ御座候哉泉
と申文字二書替申候事

一本山井末寺之事 本山ハ御城下八塚五峯山松音寺ニ御座候 但末寺
無御座候事

○一 寺格之事 ○一 最初之地移替之事 ○一 寺領并御寄付之事
○一 御墓所并御位牌之事 ○一 御參詣又ハ御成之事 ○一 御詠歌
等想而掛領物之事 ○一 御目見并御意有之候事

一古什物之事 一 本尊 菩薩如来 一体
右御長等委細之儀八村書出二御書上仕候事
○一 古墓所之事 ○一 別當所之事 ○一 境内景地之事

一 開山	ムカシ当住迄歴代之道号実名之事
開山	伝室 二世 権悟 三世 全寿 四世 円達
五世	文光 六世 黙隨 七世 高億 八世 英俊
九世	高峯 十世 玉鱗
以上 六ヶ条	當寺過去帳先生被盜取候付右歴代之実名相知不申候、十世玉鱗和尚以來安永元年ム監寺持ニ御座候事

御案當十六ヶ条之内印仕候分十ヶ条之品無御座候事

右之通風土記御用二付此度相改御書上仕候 以上

安永三年九月

五 塩松紀行

(前略) 而曰「市河村」。古鎮府之墟也。地中往住出「古瓦」。堅緻可レ
硯村中一部斐上。有立石。所謂壇碑也。從六尺許。衡半レ之。天平

宝字中所レ樹。距今于有余歲。貞石玷。楷法遒健。文之不レ朽信可レ徵焉。亭以防蘭樹。所レ伝于世。多属修本也。行里許。有一神廟

。曰「奏社」。土人言。詣鹽神者。先謁此。待奏可而後行。否則

思てう千島の奥を隔ともなどかよはさぬ壇の碑文

六 薩摩塙捨錄

(前略)

多賀城跡。同村三里一拾六町。

壇石碑。

是は人王四十五代

聖武天皇。神龜元年に。大野東人を任。鎮守府將軍

。奥州の令レ行府務とき。築たる城なりしとぞ。其後此多賀城を岩切村へ移す。今其所を多賀の國府の地跡と云伝ふ。此城蹟に有一堂

「中に壇の碑と云る有立石」。此石地の上へ高さ六尺五分。幅三尺五分。

地の下へ一尺一寸程なり。石の額に西と云彫文字。西向に立たり。面の四方に筋を曳。其内へ文字を彫附たり。石面四方の眞の長さ四尺五分。幅二尺六寸三分あり。碑の銘は異域本邦の記「行程」。旅人途に不レ合

迷となし。見雲真人清書なり。

(岡省略)

大意斯の如し。此道法夷中路六町一里的積なり。大野東人の仕中。天平十二年九月。太宰少貳藤原の広嗣發乱。都へ責登とき大將軍となり。

数万人の軍兵を引率し。趣筑筑広嗣を討しは東人なり。神龜元年天皇。より今文化八年まで。千八十六年。天平宝字六年(孝謙天皇)より千五十二年。

陸奥は奥ゆかしくぞをもほゆる壇の碑文外の濱風

新古今集

陸奥のいわでしのぶは蝦夷しらぬ書つくしてよ壇の碑文

西行法師

右大將頼朝公

顯昭法師

荒臘明神。市川村。三里三十町四十八間。

神代の昔。鹽土翁鹽釜明神。此東海の潮汐を鹽に煮給へし時。此明神御脚に荒纏をあて給ひ。山々より鹽木を伐出し給へるとして。以「荒臘」

神号とす。祭神國勝長授命なり。

奉者明神。市川村。四里三町十三間。

街道北脇に有^レ神社。祭神天思兼命なり。神社考に。此明神八百万神の奉者なり。故に神号^{スル}。一説に往昔大野東人鎮守府將軍なりし時。多賀明神勧請すと云り。猶尊て可^レ知^{スル}之。

七 鹽松勝譜

荒脛神祠

鹽浦西二里許ヲ去り。市川村ニ在リ。相伝フ。鹽神塙ヲ煮ルノ曰。神此山ニ入り木ヲ伐リ以テ薪ヲ給ス。手足解シテ脛最毛荒ル。故ニ神号トナス。世脚疾アル者之ヲ祈リテ。脛繖ヲ以テ之ニ賽スレハ。驗アラサルナシ。

奏社

鹽浦西三里許。仙台ヨリ鹽浦二至ル道左ニ在リ。土人曰ク。鹽社ニ詣ル者。先ツ此神ニ謁シ。奏可ヲ待テ後行ク否サレハ神享セスト。或曰奏社ハ是縊社ノ謂。祭ル所大貴曰命。此神又播州飾麻郡姫路城中ニ在リ。或曰ク天思兼命ヲ祭ル。此神八百万神ノ奉者。未タ孰力^{スル}是ナルヲ知ラス。

貴船神祠

奏社西二町許左ニ在リ。祭ル所高麗神ナリ。或曰ク其神三座高麗神ナリ。天神立命ナリ。天船主命ナリ。此祠貞山公曾子鹽竈廟ニ配祀ス。肯山公ニ追テ此遷宮ス。

多賀城城

市川村高平敷町ニ在リ。田畠トナル。中ニ稟余地アリ。方四十歩許。土人之ヲ古鎮守ノ館跡ト曰フ。文治年中源右府東征ノ日。寓スル所ハ。

岩蔵村ノ古館也。

続日本紀曰。聖武帝天平九年四月戊午。陸奥持節大使藤原朝臣麻呂等言。以^ス去^ス一月十九日。與鎮守將軍大野朝臣東人。到陸奥國多賀柵。

又曰。麻呂等帥三百四十五人。鎮多賀柵。

又曰。四月一日。東人到出羽國大室駅。入賊地。且開道而行。但賊地雪深。馬芻難得。故同月十一日。東人廻至多賀柵。自新開通道。總一百六十里。或刻石伐樹。或填溪疏亭。從賀美郡至出羽國最上玉野。八十里雖總是山野形勢險阻。而人馬往還無大艱難。從玉野至賊地。

又孝謙帝。天平宝字四年春二月丙寅。陸奥國調庸者。多賀以北都令輸黃金。其法正丁四人一兩以^ス南諸郡依^ス旧輸。又光仁帝寶寧十一年三月丁亥。上治郡伊治公皆麻呂反。卒徒殺按察使紀朝臣廣純于伊治城。獨唯介大伴宿祢真綱開^ス西一角而出。獲^ス送^ス多賀城。同年七月甲申。勅曰。為討逆謀。調發坂東軍士。限來九月五日。並赴^ス集陸奥國多賀城。其所領軍糧宜申^ス官送^ス兵。同年九月己未。勅將軍為^ス賊被^ス敗。致此逗留。以今月不^ス入^ス賊地。宜居多賀玉造等城。能助防禦益練術。又曰。桓武帝延曆四年四月辛未。陸奥按察使鎮守將軍大伴家持等言。檢置多賀上三郡。同七年三月庚戌。軍糧三万五千余斛。仰下^ス陸奧國。運收多賀城。又補^ス三万三千余斛。並仰^ス東海東山北陸等國。限七月以前^ス輸^ス陸奥國。並為^ス來年征^ス蝦夷^ス也。

同月辛亥下勅曰。調發東海東山坂東諸國步騎五万二千八百余人人。限來三月。會於陸奥國多賀。其点^ス兵者。先^ス前般入^ス軍。經^ス

戰叙勳者。及嘗陸國神祇然後簡点余入堪^{弓馬者}。同月乙丑。以

「多治比派成。紀真人。佐伯葛城。入開廣成。並為征東副使」。以

「紀古佐美為征東大使。是乃欲攻胆沢地也。同八年三月辛亥。諸

國之軍命於陸奥多賀城」。分遣道入^{賦地}上。

後鳥羽帝。文治五年秋八月十二日。賴朝自柴田船迫。至多賀國

府。居三日。同年十日朔。賴朝從平泉到多賀國府。因賞吏犒民。

同六年正月。泰衡大臣大河原次郎兼任。欲下蹠出羽大閑山而赴多

賀國府。到^{甲子}鎌倉上。

壺碑

或ハ壺ノ石文。或ハ坪ノ碑ト為ス。古ハ庭之レヲ壺ト謂フ。府庭ニア

ルヲ以テ此名ヲ得タリ。多賀城墟ニ在リ。縱六尺余ヨリ衡三尺余。碑

後石形三稜。天平宝字六年。恵美朝臣ノ立ル所。見雲真人書スル所ナ

リ。楷法遒健。世或ハ評シテ。諸葛武侯ノ書ニ似タリト為ス。肯山公

ノ世亭シテ以テ闡楊^ヲ禁ス。世ニ伝フル所修本多シ。物徂後香国師二

與フル書ニ曰ク。壺ノ碑ノ如キ。則チ之レヲ晋唐間ニ求ントスト。

統日本記。聖武帝神龜元年大野東人。為按察使陸奥鎮守將軍。授

從四位上勲四等。天平十一年四月壬午。為民部卿兼春宮大夫。

又孝德帝。天平宝字四年正月癸未。藤原惠美朝臣。為陸奥國按察使

兼鎮守將軍。授正五以下。同月丙寅。授從四位下。同五年十月

癸申。為仁部卿。陸奥出羽按察使如故。同六年十一月丁酉。為

東海東山節度使。十二月己巳為參議。

風土記曰。陸奧國宮城郡碑。為故鎮守圓碑。惠美朝獨立^之。見雲真人清書也。記異域東邦之行程。令^甲旅人不^ニ為迷塗。

多賀神社

祭爾所二座。一ハ武靈祖命浮島ニアリ。故ニ古來浮島明神ト称ス。一

ハ経津主命多賀崎ニアリ。兩社ヲ合シテ多賀神社ト曰フ。旧ハ祠官之

ヲ分稱シテ。多賀府多賀崎兩社ト曰フ。延喜式神名帳二載スル所。宮

城郡大社四座ノ一是ナリ。東塙氏伝ニ曰ク。明応中鹽廟及多賀兩社共

二塙地。諸祝之ヲ新ニセント請フ。留守氏特ニ鹽廟を營ス。乃チ多賀

兩社ヲ移シテ之ヲ合祀ス。又貴船祠ヲ利府ニ只洲祠を加瀬ニ移シ。小

祠ヲ鹽廟ノ側ラニ營ミ。以子配祠ス。是ニ於テカ六社ノ称アルナリ。

是ニ於テカ多賀兩社永廢ス。今祠ハ則チ村民其跡ニ就キ之ヲ營スルナ

リ。

鹽廟錄記ニ曰ク。今ノ鹽廟社ハ多賀國府ニ在リ。是三社神。國府二天

降ル故ニ多賀神社ト号ス。封内名蹟志ニ曰ク。多賀神社ハ。今ノ鹽廟

一ノ宮也。鄉說ノ所謂浮島明神ナリ。觀蹟聞老志ニ曰ク。多賀神社ハ。

旧多賀城址中ニ在リ。今其祠スル所ノ明神ヲ詳カニセス。秘書ノ載ス

ル所。多賀宮ハ伊弉諾尊洗右眼^一出斯所。神号ヲ豐受忘魂。一名伊

吹多主神是ナリ。又浮島神社記ニ載スル浮島神社ハ。多賀城東塙金南

浮島村ニ在リ。其地昔海潮其下ニ米ル。古人ノ詠ヲ考ニ見ルヘシ。今

麥シテ田野トナリ。田中ニ高丘アリ。丘上ニ神祠アリ。是即浮島明神

ナリ。祭神ヲ詳ニセス。東塙氏伝多賀神社ヲ載ス。古祭礼ニ曰ク。三

月申ノ日。宮城一郡ノ士多賀城二会シ。分テ二軍トナシ。一ヲ神軍一

ヲ賊軍ト為シ。名將帥在シ神軍ハ三神輿。即チ武靈祖命。經津主命。

岐神ヲ奉シテ。賊軍ニ向フ。兵刃ニ賊軍ニ接スレハ。賊軍甲ヲ棄テ兵

ヲ曳テ走ル。神兵北ルヲ追テ塙浦ニ至ル。賊軍舟シテ遁ル。神軍亦タ

舟シテ宰相島ニ至ル。大閑三呼シテ凱旋ス。此祭儀ナリ。三衡ノ世猶

之ヲ行フ。秀衡ノ子和泉二郎即之ヲ奉行スル事。古記ニ見ユ。而シテ留守氏三至リ全靡セリ。同書記廟古祭儀頗ル詳悉。因テ其略ヲ茲ニ載ス。孟冬亥ノ日猪子神事。孟冬サヒラギ神事。同朝白布刈神事。此日ヤ祝長卒祝舟ヲ浮かヘテ大根祠ニ至リ。海帶及鮫ヲ取テ備フ。七月十日大祭。仲夏初申酉日大神事。同六日神捕苗神事。同十一日始農神事。同二十七・二十八日兩日。大神事。仲春巳ノ日初耕神事。暮春十一・十一日兩日神事。同月酉ノ日タネマキ神事。仲春初午稻種卸ノ神事。孟秋酉ノ日大神事。是大古ノ事也。天智ノ朝以後、朔日ヨリ十日迄大神事。仲秋初穗新米神事。季秋朔日秋收神事。此条朔ヲ亥日トアリ。

多賀城城

市川村三アリ。丘陵数百歩ノ地悉ク田圃ナリ。府土万葉二曰ク。多賀城八市川橋ノ東ニアリ。今農家多クアリ。古城跡二四百余步ノ堤防アリ。其中内城跡ト称シ。東西五十六歩。南北五步。間跡ト称スルモノアリ。今奏社ノ西ニアリ。地ハ古ハ亦タ多賀ト称シ。或ハ多賀柵ト曰ブ。(天平九年)。蓋シ柵トハ塞柵ノ謂ナラン。聖武帝神龜元年。大野東人始テ城ヲ此地ニ築キ。²⁷ 多賀城ト称ス。(宝龟十一年)見ユ。陸奥守之レニ居ル。乃テ又多賀國府ト称ス。源順ノ和名抄二曰ク。國府ハ宮城郡ニアリ。鎮守府ハ胆沢郡ニアリ。(古国毎ニ守アリ。惟陸奥守ノ外鎮守將軍アリ。出羽二秋田城介アリ。筑紫太宰帥アリ。而シテ陸奥守ノ居所ヲ國府ト称シ。將軍ノ居所ヲ鎮守府ト称ス。其官或ハ撰ヲ兼不或ハ別ル。順ノ紀スル所蓋シ撰ヲ兼ネサルノ時也。統日本後紀ニ曰ク。仁明帝承和十年九月。始メテ陸奥國ニ鎮守府ヲ置ク。是レ府ヲ置クノ始ナリ。職原抄大全ニ曰ク。統日本紀天平宝字五年閏十二月。從五位下田中朝臣多太麿ヲ以ツテ。陸奥守ト為シ。鎮守副將

軍ヲ兼ヌ。同九年鎮守將軍ト為ル。鎮守ノ名アリテ未タ置府ノ名在ラス。其ノ後子仁明帝承和十年九月。始メテ陸奥ノ國ニ鎮守府ヲ設置ス。文治五年。源右衛門尉知家參会シ。千葉太郎胤正・同次郎二到ル。東國悉ク定マリ。帰送復タ寓シ吏ヲ賞シ民ヲ犒ハス。(東鏡二曰ク。文治五年八月大十二日)亥。曉景多賀國府ニ着キ。又夕海道大將軍千葉介常胤。八田左衛門尉知家參会シ。千葉太郎胤正・同次郎師常・同三郎胤盛・同四郎胤信・同五郎胤通・同六郎大夫胤賴・同小太郎胤龍・同平次常秀・八田太郎朝重・多氣太郎・鹿島六郎・真壁六郎等。常胤ニ相與シ各々達闇ノ湊ヲ渡リ參上ス云々。十三日庚子。今日一品多賀國府ニ休息セシメ給フ。十四日辛丑。泰衡玉造郡ニ在ルノ由風聞シ。亦タ國府中山上物見ケ岡ニ陣取ノ由其告在リ。兩古ニ亘ル。賢慮未タ決セスト雖トモ。玉造ニ在ルノ儀。猶然ルヘキノ間。多賀國府ヨリ黒河ヲ経テ。彼ノ郡ニ赴カシム。又タ曰ク。十月大朔日丁亥。多賀國府郡郷庄園所ニ於テ。務事条々ヲ地頭等ニ仰含メラレ。就中国郡ヲ費ヤシ。土民ヲ煩ハスヘカラサル由ノ御旨。再三ニ及ヒ加之ナラス。一紙ノ文ヲ府庁ニ張リ置カル云々。其状ニ云フ。庄号ノ威勢ヲ以テ不肖ノ道理ヲ國中ニ押ケヘカラサルコト。秀衡・泰衡ノ先例ニ任ス。其沙汰致スヘキ者。文治六年三月十五日。右將・伊沢家景ヲシテ奥州ノ留主タラシム。家景嚴村高森ヲ以テ居館ト為シ。多賀城ヲシテ陸奥守ノ居所ヲ國府ト称シ。將軍ノ居所ヲ鎮守府ト称ス。仍テ氏ヲ高森ト改ム。國人之レヲ稱シテ留主殿ト云フ。後子治府亦タ之レヲ居館ニ徒ス。而シテ此ノ城遂ニ廢シ。國民旧ニ依テ嚴城ト称シ。多賀國府ト曰フ。(宗久東遊ニ記スル所。嚴城村ヲ以テ多賀國府ト為スハ。則チ國民ノ称スル所タルヲ知ルヘシ。)統日本紀ニ曰ク。聖武帝天平九年四月戊午。陸奥持節大使藤原朝臣麿

等言フ。去ル二月十九日ヲ以テ、鎮府將軍大野朝臣東人、陸奥多賀權ニ到ル。又タ曰ク。麿等三百四十五人ヲ帥ヒテ、多賀權ヲ鎖ス。又タク。同月十五日、將軍東人多賀權ヨリ發ス。又曰ク。四月一日、東人出羽國大室驛ニ到リ、賊地二入り。且ツ間道シテ行ク。但シ賊地雪深クシテ馬芻得難シ。故二月十一日、東人多賀權ニ廻リ至リ。自ラキ新ニ通路ヲ開ク。總テ一百六十里。或ハ石ヲ刻ミ樹ヲ伐リ。或ハ洞ヲ填メ亭ヲ疏シ。加美郡ヨリ、出羽國最上郡玉野ニ至ル八十里。總テ是レ山野ノ形勢。陥阻ト雖モ人馬ノ往還大艱難無ク。玉野ヨリ賊地ニ至ルヲ得ルト。又曰ク、孝謙天。天平宝字四年春一月丙寅、陸奥國調庸者、多賀以北ノ郡ヲシテ黄金ヲ輸セシム。其法正丁四人一両。以南諸郡八丁二依テ輸ス。又光仁帝。宝亀十一年三月丁亥、上治郡伊治公ノ昔麻呂反シ。徒ヲ率ヒ按察使紀朝臣広純ヲ伊治城ニ殺ス。唯獨り大伴宿禰真綱ヲ介ケ。聞ノ一角ヲ開テ多賀城ニ護送ス。同年七月甲申勅シテ曰ク。逆虜ヲ討伐スル為メ。坂東ノ軍士ヲ調發シ。來ル九月五日ヲ以テ。並ニ陸奥多賀城二赴集シ。其領スル所ノ軍糧ハ。宣シク官二申シ兵ヲ送ルヘシト。同年九月己未、勅シテ曰ク。將軍賊ノ為ニ敗カレ。此逗留ヲ致シ。此月ヲ以テ賊地二入ラスンハ。宣シク多賀・玉造等ノ城ニ居リ。能ク防禦ヲ加へ益々術ヲ練ルヘシト。又桓武帝。延暦四年四月辛未、中納言從三位兼春宮大夫。陸奥國按察使鎮守將軍。大伴家持等上言シ。權リニ多賀・階上二郡ヲ置ク。同七年三月庚戌。軍糧三万五千余斛ヲ仰セテ。陸奥國ニ下シ。多賀城ニ取シ。又備二万三千余斛並塙ヲ。東海・東山・北陸等ノ国ニ仰キ。限ル二七月前ヲ以テ陸奥ニ運転シ。並セテ来年蝦夷ヲ征セントス。同月辛亥、勅ヲ下シテ曰ク。東海・東山・阪東諸國ニ調發スル。歩騎五万三千八百余、

來三月ヲ限リ陸奥國多賀城二会シ。其点兵者先ツ尽ク前般二入り。戰ヲ経タル叙勲者。及常陸國神賊弓馬ニ堪ブル者ヲ。簡点シ。同月乙丑。多治比浜成・紀真人・佐伯葛城・入間広成ヲ以テ。並セテ夷副使ト為シ。紀古佐美ヲ以テ夷東大使ト為ス。是乃子胆沢ノ地ヲ攻ントスルナリ。同八年三月辛亥。諸國ノ軍令陸奥多賀城ニ於テ。道ヲ分ツテ賊地ニ入ル。

宗久紀行ニ曰ク。行テ多賀國府ニ至リ。奥ノ細道ニ由リ。南行末ノ松山ヲ済ル。(或人ノ曰ク宗久ノ時ハ。已ニ國府ヲ岩切村高森ニ移ス。則チ其紀スル所ノ多賀國府ハ。高森ヲ謂フナリ。又曰本名勝詩集ニ。高玄岱宮城八景ノ詩ヲ載ス。其中多賀暮雪ニ曰ク。古城廢墟十府池。多賀森邊暮雪奇。聞説源君稿民處。至今遺惠遠相思。是し岩切村高森ヲ以テ。誤テ源右府寓スルノ所ト為スナリ。日本記ニ曰ク。崇神天皇十年七月群卿二詔シテ曰ク。民ヲ導クノ本ハ教化ニ在リ。今既ニ神祇二礼シ。災害皆耗然シテ。遠荒人等猶ホ未タ正朔ヲ受ケス。是未タ皇化ニ習ハサル耳。其レ群卿ヲ撰テ四方ニ遣リ。以テ朕ガ憲ヲ知ラシム。九月大彥命ヲ以テ北陸ニ遣ハシ。武渟川別ヲ東海ニ遣リ。吉備津彥ヲ西道ニ。丹道ニ丹波道主命ヲ丹波ニ遣ハシ。因テ之ニ詔シテ曰ク。若シ教ヲ受ケサル者ハ。乃チ兵ヲ擧テ之レヲ伐テ。既ニシテ其印綬ヲ授ケ将軍ト為ス。是ヲ四道將軍ト曰フ。同冬十月乙卯朔。群臣ニ詔シテ曰ク。今反者悉ク誅シ。畿内無事ナリ。唯海外ノ荒俗騒動未タ止マス。其四道將軍等忽子之レヲ發ス。丙子將軍等共ニ路ヲ發ク。十一年夏四月壬子朔己卯。四道將軍戒夷ヲ平クルノ状ヲ以テ奉ス。是年異俗多ク販シ。国内安寧ナリ。

掩書漫筆ニ曰ク。日本國書目録一卷ニ在リ。正五位下行陸奥守兼上野

權介。藤原朝臣佐世。勅ヲ奉シテ撰ス。事卷端二見ユ。

目次記十五。康治二年五月十四日ノ条二曰ク。大納言伊邇。使ヲ送ル。

故ニ古今集ヲ借ル註。孝經ヲ書写シ使ニ付シテ。之ヲ送ラル。佐世

(本朝博士) 撰フ所ナリ。十七巻ノ奥朱書ヲ以テ云。寛平六年二月一日。

世ノ宝物レニ如カス。第九巻ノ奥朱書ヲ以テ云。寛平六年二月一日。

一タヒ勘了ス。時ニテ謫セラレテ陸奥多賀國府ニ在リ。本朝文粹六。

敦光朝臣陸奥守ニ申ス状。京官人兼陸奥守ニ任シ。藤原佐世ニ例又寛

平三年正月。陸奥守兼減少輔ニ任ス云々。

三代実録・朝野群載・大系圖・大日本史。「二百十六」文学伝二出。

府土万葉。弘仁十年正月内午。峯守陸奥守。此時望八父ニ從テ奥州ニ

往ク。船ヲ争ヒ病ト称シテ往カス。此時西道講ヲ作ル。六年詔ヲ撰クヲ以テ。

除シテ庶人ト為シ。隱岐ニ配セラル。七年四月詔アリ京ニ返ル。八年

九月本位ニ叙セラレ。九年六月。陸奥ノ太守ト為リ。秋八月東宮学士

宮学士タリ。五十四代。仁明天皇。承和元年。聘唐副使ト為ル。五年

船ヲ争ヒ病ト稱シテ往カス。此時西道講ヲ作ル。六年詔ヲ撰クヲ以テ。

除シテ庶人ト為シ。隱岐ニ配セラル。七年四月詔アリ京ニ返ル。八年

九月本位ニ叙セラレ。九年六月。陸奥ノ太守ト為リ。秋八月東宮学士

ヲ授ク。十五年。信濃守ヲ兼ス。五十五代。文德天皇。仁寿二年十一

月府中薨ス。年五十一。身ノ長ケ六尺二寸。

多賀城懐古
半井行藏

城北空望野水淵。徘徊禾黍自離々。駐レ第懷レ古時回望。山上惟余一
片碑。

多賀城覽古
藤莊陽

昔作「東蕃鎮」。今為「北郊村」。沙中樓瓦礎。神際壇碑存。花駐當時色。
鳥招自古魂。常教探勝客。佇立至黃昏。

壇碑

第一卷(スベシ)

多賀城墟中ニアリ。佐久間洞巖翁壇碑考。及観迹聞老志二曰ク。壇苦

本ノ切音懈。爾雅宮中術ナリ。郭璞曰夕衙闕ハ間道ナリ。詩大雅其類

維何ゾ室家ノ壇。又居ナリ。俗壇碑ニ作ルハ非ナリ。坪ハ洪孤ノ切音

胡。酒器。坪ハ蒲明切音平。地平處。按スルニ。此碑ハ往時ハ城中館

庭ニ在リテ。壇碑ト名ツケルモノナリ。

可成談ニ曰ク。梨壇桐壇ノ壇ト為スハ誤ナリ。青木熟丸草蘆雜談二曰

ク。壇碑讀テ壇碑ト為ス者。之レ誤ト謂ト雖トモ。然レトモ之レヲ熟

考スレハ。則チ然ラス。壇壇字相似タリ。故ニ邦俗常ニ之レヲ誤リ書

スルナリ。因テ古語ト為ス。今庭ヲ謂テ坪ト云フ。坪邦訓壇ト同シ。

又地ヲ計ル坪ヲ以テ之レヲ數フト。之レニ由テ觀レハ。則チ桐壇梨壇

ノ如キ亦タ壇ノ字ニシテ可矣。

從六尺五分衡三尺余。碑後石形三棱ナリ。天平宝字六年。惠美朝獨ノ

樹ツル所。見雲真人ノ書スル所ナリ。中世以來草莽中ニ埋没シ。世之

レヲ知ル者ナキ數百年。元禄二年再出セリ。筆画完全二字泐セス。

楷法遒健世或ハ諸葛武侯ノ書ニ似タリト為ス。先君青山公亭ニ命シテ

以テ闡括ヲ禁ス。觀迹聞老志二曰ク。壇碑ハ我東奥ニ在ル久シ。而シ

テ累世人ノ其神妙ヲ知ル者無シ。空シク古城草莽ノ中ニ蕪没スル幾千

年。水戸黄門君。其文字ヲ吾太守綱村君ニ請ヒ。乃チ儒臣田邊氏ヲシ

テ雙鈞以テ遺ラシム。然レトモ未タ手摺ニ及ハサルモノ尤モ惜ムヘシ。

元禄十二年。江定守及亡子義方ト地ヲ経。義方ノ術ヲ以テ之レヲ打去

リ。其文字ヲ閱スルニ。筆勢高古字體寬闊。殆ント尋常ニ非ス。之レ

ヲ考フル。中華ハ則子蘇長公・趙松雪ノ上。而シテ陶弘景・顧魯公ノ亞ナリ。未曽テ曰日本ノ字跡ニ見ス。是ニ於テ切二怪ム。我朝此鳥迹アリ。未曾テ此ヲ以テ。妙ヲ伝ヘ其名ヲ後世ニ遺サス。仍テ之レヲ平信怨ニ告ク。信怨亦タ其妙手ニ驚ク。時ニ本朝書史ヲ編ム。乃チ之ヲ篇中ニ取ム。予亦庶好事ノ徒ニ示シ。之ヲ説テ本朝希有ノ書ト為スノミ。後州人略亦其奇迹ヲ知ルナリ。

正徳甲午ノ春。太守君僕ニ命シ雙鈎シテ以テ之レヲ進ム。筆者ノ姓名ヲ質ス。而シテ其証ヲ風土記残篇中ニ得タリ。始テ見雲真人ノ筆痕タルヲ知ル。其時ヲ得テ顕ル者ト謂ツヘシ。

弘齋平信怨碑審定説二曰ク。書名ノ顕晦亦タ時運ノ泰否ニ繫る歟。夫レ壺碑ハ。所謂筆法ノ妙書家ノ冠冕ナル者ナリ。而シテ世々之レヲ知ル者アル鮮ナシ。予往テ其書ヲ慕フテ其人ヲ知ラサルナリ。或人曰ク。中將姫ノ書ナリ。予既ニ二論シテ以テ非ト為ス。或人疑ラクハ唐人ノ書ト。衆議未タ決セス。佐子嚴始テ之レヲ唱フ。壺碑見雲真人ノ書。日本風土記残篇二出ツ。予之レヲ聞テ愕然。想フニ夫ノ風土記ハ。醍醐帝ノ時ニ始テ成ル。其書亡フ爾ヤ久シ。今焉ソニレ有ラン。然ル二子嚴ハ信人ナリ。豈我ヲ欺ンヤ。且其博識多聞必ス銳ル所アリ。之レヲ念フテ措カス。一日田氏ノ家ニ於テ之レヲ獲其書タルヲ顧ルニ。所謂什一ヲ千百二存シ。就中壺ノ碑ノ事迹ニ觀ルニ。完然蓋ヲ免ルアリ。予歎シテ曰ク。天也哉焉乎真人ノ妙迹ト憶ン。當時名ヲ朝野ニ振ヒ。故朝獨履テ之レヲ淨書セシム。今凜季ニ及ヒ。而シテ人之レヲ識ルナリ。空シク此ノ碑ヲ余スノミ。天言ヲ能ハス。風土記残編ヲ出シテ以テ人ニ示スナリ。名復タ後世ニ顯ル。然レトモ子嚴其人微リセハ。則チ何ヲ以テ聞アルニ閑ラン。倅亦偉ト謂ツヘシ。粵ニ併セテ風土記

ノ文ヲ取メ。以テ其伝ヲ永フスト云フ。時ニ正徳六年丙申ノ春孟陬ノ日記レ之。

先哲叢談続編ニ曰ク。奥ノ宮城都市川邑ニ。多賀城趾アリ。蓋シ中古鎮守府衙門ノ所在ナリ。天平宝字中。奥羽按察使恵美朝臣。見雲真人之レヲ多賀壺碑ト称ス。續日本記・新古今和歌集・名寄歌枕。又坪ノ石文ト称ス。日本風土記残編・夫木集・後世其所在ヲ失ス。沈晦世ヲ曠フスル者數百年間。之レヲ識ル者ナシ。元禄中始テ之レヲ多賀城趾荒蕪上芥中ニ得タリ。洞巖好古ノ癖。乃チ揣摩摹勒毫釐爽ハス世ニ刊行ス。墨本伝テ江戸ニ至リ。細井廣沢再ヒ之レヲ刻ス。其書絶妙ニシテ一二晋唐人ノ遺跡ノ如シ。是ヨリ以降人皆貴重ト為スヘキヲ知リ。後ニハ仙台公有司ニ命シ。新タニ其量ヲ修メ星宇ヲ葺造ス。蓋シ洞巖ノ請ニ從フナリ。其友弘齋平信怨碑考ヲ著シ。洞巖題跋ヲ作り。其始末ヲ詳記ス。今ニ至リテ人之レヲ知ル者ナシ。実ニ皆洞巖ノ功ナリ。鎌倉実記ニ曰ク。壺碑見雲真人之レヲ書ス。其書絶妙野道風亦タ及ハサル所也。

風土記残編ニ曰ク。陸奥宮城郡坪碑。在鴻之池。(今廢)。為故鎮守府門碑。惠美朝獨建レ之。見雲真人清書也。記異域東邦之行程。令^四二旅人不^三為迷途^二。

觀述聞老志曰ク。想フニ夫レ或ハ境内ニ達シ。京師ニ反命シ。逆賊ノ蜂起ヲ隣国ニ告ケ。或ハ兵ヲ募リ徒ヲ集ルノ砌。急遽倉卒ノ忙ハ。予其備ヲ致シ。遠近ヲ量リ多寡ヲ考ヘ。日子ヲ定メ來往ヲ計リテ。緩急遲速ノ設ヲ折^一ヘキナリ。古人所謂凡事預則立事前定則。不困者。此碑ニ於テ亦タ見ルヘシ。

安藤為章。年山記聞二曰ク。壺碑ハ奥州宮城郡市川村ニアリ。佐々宗淳。曾テ西山公ノ命ヲ奉シテ。彼處ニ至リテ之ヲ擎シ。今点ヲ加フ。高六尺三寸。横三尺一寸。厚一尺。按スルニ。大野東人ハ。紀職太夫果安ノ子。天平十四年十一月卒ス。朝猶ハ惠美押勝ノ第三子。宝字八九月十八日死ス。天平宝字ハ。孝謙帝ノ年号。六年ハ廢帝即位四年。駿鷹國ハ。旧唐書北狄伝ニ見ユ。京師東北ニアル六十余里。東ハ海西二至リ。突厥南界高麗ニ接ス。北ハ室韋ニ接シ。即チ肅慎ノ地ナリ。又按スルニ。続日本記。天平宝字六年。大宰府ニ勅シテ。國ノ行程ヲ記セシム。憶フニ壺ノ碑モ亦タ其ノ類ナル乎。

猿崎子文。東海談ニク。壺碑駿鷹ト称スル者ハ。即チ肅慎今朝鮮ニ属ス。古肅慎奧州ニ來泊スルノ事。國史ニ見ユ。物徂徠可成談二曰ク。南部ヨリシテ奥。コレ慮サニ蝦夷ノ地ナルベシ。又曰ク。蝦夷ハ國名ニ非ス。種類ノ称ナリ。國柄蜘蛛皆然リ。隼人亦タ種類ナリ。又曰ク。勅位ハ軍功ニヨリ位階ヲ賜フナリ。其等十二勅。一等ハ正三位ノ下。從三位ノ上ニ当ル。次第配當シテ一二等從八位。下ハ衣服庶人ニ同シ。黃袍ヲ着ル。蓋シ勅位施次第功田ヲ賜テ之レヲ設ク。後世其事絕尤ソノ故詳カナラス。又曰ク古ハ重複姓多シ。藤原惠美及備前王内藤安藤是ナリ。

林笠翁。仙台閑語ニ曰ク。蝦夷ハ種族ノ称。國名ニ非サルナリ。日本記。駿河蝦夷・遠江蝦夷ノ語アリ。以テ知ルベシ。又曰ク。駿鷹ハ古吉本邦ノ属國タルカ。相伝フ。阪上將軍壺碑上書二曰ク。日本中央。駿鷹ノ如キ属國ニ非サレハ。則チ何ソ中央ト称スルヲ得。

藤貞幹好古小錄ニ曰ク。此碑往年宮城郡市川村土中ヨリ掘出ス。憶フニ。其地ハ則チ多賀城ノ廢趾也。駿鷹統日本記ニ曰ク。養老四年正月。渡島・津輕司。從七位上諸君。鞍男等六人ヲ遣シ。其風俗ヲ觀セシム。而シテ其ノ地方今知ルヘカラス。

從四位上勅四等。大野東人。按スルニ。統日本記。東人當年從四位下ニシテ。此碑從官東福子曰ク。陸奥多賀城碑。中古兵亂ヲ経テ久シテ。土中二埋没シ。人之レヲ知ルナシ。伊達吉村朝臣。財巨万ヲ費シ地方武里。深五尺ヲ掘リ。遂ニ之レヲ得タリ。文ハ已ニ諸書ニ見ユ。故ニコニ二贊セス或說二曰ク。鎮守府門ニ在ルノ碑ナリ。而シテ鎮守府ハ。是レ胆沢郡今碑ヲ得ルノ地ハ。則チ宮城郡。其說合ハス。今碑面記スル所ニ因レハ。朝臣再ヒ之レヲ興ス。強テ其說ヲ為ス時ハ。則チ原碑ハ別ニ胆沢郡ニ在ル乎。又碑文ノ里數。本邦古法六丁一里ヲ以テ之ヲ記ス。奥羽ハ今猶之レヲ用フ。古道程ト称ス。且古昔ノ道路駅舎ハ。今ノ如ク自由ナラス。故ニ行程日數ヲ計リテ以テ糧ヲツム。令書註二。(可記軍法令)載スル処。兵士一人糧ハ斗塩武升ヲ貯備ス是ナリ。此レ碑ノ道程ヲ記スル所以ナリ。或ハ謂フ。碑額西字ヲ書ス。則チ此地以東又別ニ壺碑アル者。其說鑒ナリ矣。此地以東ハ即蒼海。何ソ碑アルヲ得ン。蓋シ西字ヲ書スルモノハ。鎮守府ニ來役スル者ヲシテ。地方位ヲ知ラシムルナリ。

統日本記。聖武帝。神龜元年。大野東人。為按察使陸奥守。鎮守將軍。授從四位上勅四等。天平十一年夏四月壬午。為民部卿。兼春宮太夫(國分次第曰。東平王是也。)又廢帝天平宝字四年正月癸未。為陸奥國按察使兼鎮守將軍授正五位下。同月丙寅。授從四位下。同五年冬十月癸酉。為仁部卿。陸奥出羽按察使如故。同六年冬十一月丁酉。為東海東山節度使。十二月己巳為參議。伊藤東准。轎軒小錄二曰ク。東方碑碣ノ最モ古手者。陸奥壺碑二如ク者無シ。昔源右將國風ノ什有九。

ヨリ。後世多ク之レヲ臆シ。當時已ニ古事ト成ルナリ。僧顯昭壇碑ト謂フ者ハ。古昔厥將軍弓弭ヲ以テ。石上三書スル者ト。謬伝ナリ。又曰ク。大野東人ハ。紀織太夫直広肆果安ノ子。神龜三年征夷二從ヒテ功アリ。從四位勲四等ヲ授ク。天平三年。陸奥按察使兼鎮守府將軍ト為ル。累官參議。大養德守征西將軍從三位。十四年薨ス。此碑ノ記スル所。神龜元年二書ス。按察使鎮守從四位ハ。則チ建碑ノ月。追書故ニ此違アリ。

伊沢長秀説解ニ曰ク。俗曰ク。阪將軍弓弭ヲ以テ。大石上二書シテ曰ク。日本中央はレヲ壇碑ト為ス。是未タ多賀城修造ノ文ヲ視サル者ノ妄説ナリ。藤廣沢換鷺白鷹二曰ク。吾友曾子羽州ニ赴キ。阪路奥州ヲ經。因テ壇碑ヲ探ラント欲シ。其所ヲ過ク。昇夫ニ問フ。夫曰ク。知ラス。已ニシテ去ル稍遠シ。復タ碑ノ状ヲ以テ細カニ之レヲ問フ。夫曰ク。公何ソ先ナル者間ヲ失スルヤ。是ハ立石ナリ。踏石ニ非ス。答答爾所以ナリト。今其所ヲ去ルニ數里。行程日ヲ刻ス。回駕ヲ得スト。徒ニ恨然タルノミ。蓋シ碑ハ國訓石ノミ。踏ハ國訓フミ。踏文同シ。踏石ハ則チハ文石。故ニ昇夫混同之レヲ誤ルナリ。

平沢元愷。漫游文章ニ曰ク。十四日巳牌仙台ヲ發シテ數十里。市川村ヲ得タリ。乃チ壇碑ノアル所ナリ。嗚呼不朽ナルモノハ文ナリ。千有余載ノ久シキ。見雲氏ノ筆痕尚ホ今日ニ淋漓スルカ。多賀城趾礎石尚ホ存シ。其瓦ハ研ヲ作り。好事ノ愛スル所ナリ。又南部石文村ノ条ニ曰ク。七ノ戸郷ニ至リ。坪村碑ヲ問フ。里正但坪村・坪川及石文村ヲ言テ。碑ノ所在ヲ知ラス。遂ニ坪村ニ至ル。村傍一水ヲ坪川ト曰フ。土人曰ク。此ヲ距ル數里小祠アリ。千曳ト名ツク。是ヲ石文社ト為ス。乃チ行ク唯一小祠ノミ石ヲ見ス。之レヲ野夫ニ問フ。則チ曰ク。石ヲ

祠ト二埋ム。因テ祀ルト。去テ野邊地ニ尋ネ其地ニ行ケハ二都會ナリ。乃チ逆旅主人ニ就テ。債ス人有り碑ノ所在ヲ知ル。此ヲ距ル十數里。石文村アリ。村後ニ小山アリ。山麓ニ古碑アリ文字破壞読ムヘカラスト。余聞テ神飛ヒ急一摺具ヲ辯シテ以テ明曰ヲ待ツ。御詔ニ曰ク。寧口真ニ似タルノ偽ヲ説ケ。偽ニ似タルノ真ヲ説ク勿レト。其豈ニ然ラシ乎。余疑ヲ蓄フル已ニ久シ。今坪村ヲ聞テ心竊カニ之レヲ怪ム。又石文村アリ。而シテ古碑ノ在ルアリト云フ。翌日早起郷導ヲ雇テ。以テ野邊地ヲ發ス。唯恐爾掲打一日ニシテ功ヲ終サルヲ。行十五六里。石文村ニ抵ル。乃チ民家ニ入りリテ憩フ。因テ齋シ来ル所ノ小樽ヲ聞テ飲ミ。主人ヲ延テ憩シ。徐々古墓ノ所在ヲ問フ。主人但タ引石ノ事ヲ説ク。其説漸々聞クニ足ラス。余謂ラク。土民古物ヲ知ラスト。丁寧反復以テ我意ヲ申フ。輒チ曰ク。父老ノ言未タ前聞セス。恐クハ謬伝ナリ。余始テ欺カルヲ知ルノミ。石文村僅カニ五六家。而シテ後山ナシ。何ヲ以テ其彷彿ヲ求メン乎。真ニ似タルノ説。人ヲ誤ル此ノ如ク其レ甚シ。

或曰ク。壇碑ハ別ニ南部北郡ニ在リ。其地ヲ壇村ト曰フ。傍ニ石文村アリ。又壇川碑アリ。高四五尺。碑面ニ日本中央ノ四字ヲ彫ス。相伝フ。古阪將軍書之。後人アリ神夢ニ感シ。之レヲ土中ニ埋メ。其上ニ祠ヲ建テ。石文明神ト曰フ。故ニ碑今亡シ矣。

顯昭袖中抄ニ曰ク。壇碑ハ阪將軍東征ノ日。弓弭ヲ以テ日本中央ノ四字ヲ題スルナリ。言フ。ココロハ世々陸奥ヲ以テ。東方霸極ノ地ト為スト雖トモ。蝦夷千余島。猶ホ其東ニ在レハ。即チ此地ハ正ニ中央ニ当ルナリ。又曰ク。新撰歌枕ニ曰ク。侍中信家曰ク。碑長四五丈許。其地壇ト曰フ。因テ諸書ヲ聞スルニ。壇碑ヲ論スル者ハ。則チ長赤水

東奥紀行。伴蒿蹊閑田耕筆。源信亥柳庵隨筆等。其二其言ヲ引キ。南部ノ碑ヲ以テ壇ノ碑ト為ス。此碑ヲ以テ多賀城修造ノ碑ト為ス。或所謂古人賦スル所ノ國風ハ。皆ナ南部ノ碑ヲ詠スル者ト。余曰ク。是未タ深ク考サルノ誤ナリ。

僧慈円ノ國風。

陸奥乃壇乃石文行天覽無夫仁毛不書徒迷患登波

僧寂蓮ノ國風。

陸奥乃壇乃石文有登聞孰如恋乃界余留羅無

則之レヲ碑文。国界ヲ紀スルノ意ニ取ルナリ。然ルニ何ソ皆南部碑ノ詠トスル力。因ミニ曰フ。顯昭ハ南部碑アルヲ知ラス。東淮及長秀ハ此碑アルヲ知テ南部碑アルヲ知ラス。赤水ハ南部碑ノ壇称スルヲ知テ。此碑ノ壇称スルヲ知ラス。古人ノ國風此碑ヲ詠スルヲ知ラス。後ノ覧ル者之レヲ詳ニセヨ。

和漢三才圖會曰。壇石碑。在多賀。昔此處有「城名・多賀城」。大野東人築之。後惠美朝臣纂其旧蹟。建石碑。又曰。田將軍用鉢。書「日本中央四字」。云々。按田丸征伐東夷時見碑乎。蓋蝦夷觸以「日本屬國」。則此處為「中央」亦宜哉。

源信充柳庵隨筆曰。多賀城碑。相傳為源右衛門所詠之壇碑。然今南部有「壇村」。又有「碑明神祠」。則多賀城碑。自是多賀城碑。當下与「壇碑」異也。因云。友人狩谷望之。故京遺文多賀城碑所記。朝獨位。置異。統日本記所載。

白石先生蝦夷志序曰。蝦夷一曰「毛人」古北倭也。漢光和中。鮮卑檀石槐。聞倭善網捕。東擊倭人。得一千余家。徙置秦水上。令捕魚以助糧食。鮮卑東胡種。即今雞鶴東北地。所謂倭人即此

夷。俗善沈沒捕魚。於今亦然矣。夷多種落。曰渡島蝦夷。其在東北海中者。曰北蝦夷。曰東蝦夷。其徒居于内地者。北謂越國。東曰陸奧國。曰鶴田。曰渟代。曰柵養。曰津刈。皆東北之別也。宋書曰。毛人五十五國。唐書曰。倭國東北限大山。其外即毛人。總言其内外種落也。夷種分居内地。其始不可得詳。景行天皇征東蝦夷。詔曰。東夷犯邊界。以略人民。往古以來。未染王化。由是觀之其犯内地。蓋由來既久矣。而叛服亦屢矣。齊明天皇四。遣阿部臣率船師。伐蝦夷。鶴田。渟代西帥迎降。渡船蝦夷交來云。乃定渟代。津輕二郡領而還。五年。復遣阿部臣率。渟代。津輕胆振組等酋帥。以伐蝦夷。乃徇其地。遂置治於後方羊蹄而還。是歲秋。遣下使率陸奧蝦夷以聘于唐。唐書曰。永徵中我行人。與蝦夷偕來。即此也。時高宗問我行人曰。蝦夷幾種。對曰類有三種。遠者都加留。次者蠣蝦夷。近者然蝦夷。今此然蝦夷所謂三種。舉其在荒服者而言也。厥後凡稱蝦夷者。皆謂其在「內地」者也耳。天平寶字六年。東海東山節度使。藤原惠美朝臣。刻石於鎮守府門。以誌四方道里相距遠近。曰。去蝦夷國界一百廿里。其石於今見在府城旧跡。則知宮城郡北方數百里。盡沒于夷地也。至其堅之荒微。悉取東山地。因地為塞。則征東將軍阪上大宿禰。田村麻呂之功。蓋以為大也矣。史闕不伝其事。可勝嘆哉。厥後六百五十六年。若狹守源信廣。越海入于夷中。遂取其南界。以定北地。是歲嘉吉三年也。自此以降。子孫世々據其地。而迄于今。東顧之憂久絕矣。因輯「舊聞」以為蝦夷志焉。

(漢詩省略)

多賀神祠跡

親跡聞老志二曰ク。旧多賀城趾中二在リ。今其所ヲ詳ニセス。祠ハ今

高崎村三移ス。後ニ見ユ。

日本詩古事記二曰ク。大野東人。按察使兼鎮守ニ任シ。神龜中蝦夷ヲ征伐シ。広ケ部都ヲ開キ。多賀城ヲ築キ。以テ東北ノ巨鎮ト為ス。

天平宝字六年藤原惠美朝臣多賀城ヲ築ク。朝臣押勝ノ子ナリ。官參議東山東海節度使從四位上仁部省卿兼鎮守將軍ヲ歷。

國府館跡

壺東北六七十步ニ在リ。府土万葉ニ。内城ト称スルモノハ是ナリ。

左右皆田圃ニシテ。秩然トシテ稟利アリ。地方三四十歩。是レヲ古國府館趾ト為ス。相警シテ翠スルコトヲ許サス。土人曰ク。多賀城城之レヲ翠セハ。往々古瓦ヲ出ス。瓦ニ較アリ。細布二似タリ。堅密覗ニヘシ。且縁瓦ヲ出ス所ノ處ヲ認ムルニ。門・屏・屋・舍ノ蹟。得テ詳識ス可キナリ。然レトモ人々瓦ヲ求ントシテ。多ク稼ヲ傷ム。故ニ秘シテ許サス。

古井

壺西南五六十歩林間ニアリ。今廢シテ僅カニ水アリ。水南ヲ土人倉下ト謂フ。古昔倉庫ヲ置ク地ナリト。

鴻ノ池

風土記残篇ニ曰ク。壺ノ碑ハ鴻ノ池ニ在リ。池今廢シテ考索ニ由ナシ。或曰ク。鴻ノ池ハ國府ノ誤。池ハ地ノ訛。鴻ハ國音ヲ以テ訛リ。池ハ字形ヲ以テ訛ル。是言フ壺碑ハ國府ノ地ニ在ルナリ。又同書。末松山ノ記ニ曰ク。末ノ松山ハ。鴻ノ池市川ノ道ヨリ之レヲ見レハ。則嶺上ノ三峠白波浩々。以テ奇觀ト為ス。是レヲ以テ鴻重ネテ訛リ島ト為ス

ナリ。或ハ曰ク。鴻ヲ以テ國府ノ訛ト為スハ則善シ。而シテ池ヲ以テ

地ト為スハ。未タ穩當ナラサルニ似タルカ若キ乎。古城郭豈潭池ヲ鑿チ。以テ要害ト為ス無ラン耶。後世城塁廢毀碑石。或ハ池ニ陥没スルモ。亦未タ知ル可ラサルナリ。因リテ遍ク地志ヲ考フレハ。則子諸邦古國府ノ趾。其稱ヲ転訛スル者多シ。茲ニ其一ヲ舉ケテ証ト為セハ。

攝津ノ國ニ鴻ノ池村アリ。又タ荒府ノ池アリ。共ニ古國府ノ跡ニ在ルナリ。而シテ鴻荒ト國音共ニ國府ニ近シ。先賢之レヲ論シ。以テ國府ノ謬ト為ス。曾テ曾根好忠。及ヒ藤原ノ家降ノ荒府ノ池ヲ。賦スルノ歌ヲ觀レハ。則チ其誤称スルヤ由来久シ。土人相伝テ曰フ。多賀城城ノ側旧ト鴻ノ池アリ。池中石アリ。鴻ノ踏石ト名ツク。石面鴻ノ足跡アリ。因リテ名ト為ス。余曰。鴻ノ踏足ナル者。即チ國府ノ碑ノ謬。踏國訓文ト同フス焉。文石即文。且タ鴻ノ足跡ナル者アリ。鳥跡ハ文字ノ謂。是レ石面文字符有ルヲ云フ。豈壺ノ碑ニ非サルヲ得ンカ。土俗誤リ伝ヒテ不通ヲ致スナリ。後ノ識者之レヲ正セヨ。日本記。崇神天皇。五十七年十月。令諸國興田部屯倉。北條氏康里見義弘。下總ノ高野台ノ戰ヲ載スル条ニ。高野台古キ文ニハ。國府台・小府台・台岱共書キタリ。今所ノ者ニ間ヘハ。高野台ト書クト云フ。見レハ字面ニアフタル高キ台ナリ。

五輪宅地

多賀城墟北路ノ旁。農人ノ宅ニ有ル是レナリ。奥州名所圖繪ニ曰ク。多賀城北ノ路ノ旁。農人ノ宅後。古五輪ノ塔アリ。破壊惟ニ石ヲ存ス。相伝テ。惠美朝猶ノ塔ト為ス。今塔前ニ小祠ヲ存ス。朝猶ヲ祀ルナリ。土人因リテ其宅地ヲ呼ヒテ五輪屋舗ト称フ。

市川

財團

多賀城跡西邊ニ在ルナリ。圮橋ヲ架ス。市川橋ト曰フ。仙台府往還ノ道路ナリ。水ハ利府駿東北ノ山中ヨリ出ツ。曾テ塘ヲ回シテ東南ニ流シ。八幡川ト為リ。笠神村ニ至リテ海二入ル。伝ヘ云フ。水旧ト多賀城下市街ノ間ヲ經。故ニ名ト為ス。因リテ亦村名ト為ス。未タ其是否ヲ詳ニセス。

大堤

土人之レヲ市川大堤東ト謂フ。長十一町余。横二町余。(一町三十六丈十一町三百九十六丈。)

五万崎

市川圮橋東北ニ在ルナリ。土人伝ヘ言フ。古ヘ鎮守將軍大伴家持。五万余ノ軍ヲ屯スル処。困リテ名ト為ス。續日本記曰ク。桓武帝。延暦七年三月辛亥。勅ヲ下シテ曰ク。東海・東山・坂東諸國。歩騎五万二千八百余。人。米三月ヲ限り。陸奥国多賀二会セヨト。同八年三月辛亥。諸国ノ軍ヲ陸奥多賀城二会シ。道ヲ分チテ賊地二入ル。

八幡神祠

國府館址ノ東數步ニ在ルナリ。伝ヘ曰フ。坂將軍東征此城ニ在ルノ日松島八幡祠ヲ以テ城南八幡村ニ移ス。又タ小祠ヲ城中ニ建テ朝夕祭禱。スト云フ。

白山神社

八幡神祠ノ南ニ在ル地ナリ。金山ト云フ。何人ノ創ムルヲ伝ヘス。

丸山

多賀城墟ノ東ニ在リ。

勢至堂山

丸山東北ニ在ルナリ。相伝フ。昔シ山上ニ勢至堂アリ。今移シテ浮島村法性院ノ側ニ在リ。藪ニ其趾ヲ存ス。

大塘

村矢ク

加瀬湖

多賀城墟ノ北ニ在ルナリ。東西三里許。南北數百歩。三面皆山。独リ西面ヲ開キ。長堤ヲ築キ關ヲ設ケ。時ヲ以テ湖下ノ田ニ渡ケ。民其利ヲ蒙ル尤モ多シ。湖以北ノ地ヲ加瀬村ト為ス。

玉川寺

多賀城墟ノ東南ニ在リ。後花園帝。文安元年。僧無着創始ス。後陽成帝。慶長五年。僧伝室再建ス。曹洞禪ヲ宗トス。土人曰フ。市川古ヘ玉川ノ上流。故ニ玉川ヲ以テ寺号ト為ス。

多賀城

延喜式神名帳載スル所。宮城郡四座ノ一。祭ル所武甕稻命・経津主命二神。今鹽竈左石宮是ナリ。古ヘ武甕稻命浮島ニアリ。故ニ古來浮島明神ト稱ス。経津主命ハ多賀崎ニ在リ。兩社ヲ合シテ多賀神社ト曰フ。

蓋シ浮島・多賀崎其間相距ル僅カ二百余步。古來多賀城堡内ノ地タリ。後世城廢後其地ヲ分テ。市川・浮島・多賀崎數村ト為ス。今高崎二作ル。又高橋村アリ亦同シ。其分邑ノ時経津主祠ハ高崎ニアリ。故ニ土人高崎神社ト称ス。鹽竈緣起二曰ク。今ノ鹽竈社ハ。多賀國府二アリ。三社神此國二天降リ。之レヲ國府二祠ス。故ニ多賀神社ト号ス。封内名蹟志曰ク。多賀社ハ。即今ノ鹽竈ノ宮。鄉說ノ所謂浮島明神ナリ。

旧祠官東塙氏伝曰ク。明心中塙廟。及ヒ多賀兩社共二。壞圮諸祝屢興

新ヲ留主氏ニ請フ。而シテ留主氏特ニ齋宿ヲ營ミ。多賀両社ヲ移シテ之レヲ合祀ス。是ニ於テ力多賀両社永麻斯矣。後邑民両社ノ趾ニ就キ。各小祠ヲ建ツ。而シテ多賀神社ハ則チ子其旧草ヲ襲ヒ多賀崎神社ハ則チ更ニ神明神ト称ス。觀蹟聞老志曰ク。誤載シテ多賀ト浮島ト別子両社ト為ス。其多賀神社ヲ記シテ多賀神社ト曰フ。旧多賀城趾中ニアリ。神名秘書ノ所謂多賀宮。伊弉諾尊右眼目ヲ洗テ出ツ。神号ヲ豐受忘魂ト云フ。又伊吹田主神是也。浮島神社記ニ曰ク。浮島村ニアリ。田上二高丘アリ。丘上神祠アリ。是乃子浮島明神ナリ。何神ヲ祀ルヲ詳ニセス。名蹟志亦タ聞老志ノ譯ヲ承テ。浮島神社ヲ別載セリ。其言全ク同シ。是皆深考セサルノ謬ナリ。夫多賀二神ハ。太古日神ノ命ヲ奉申テ。天孫ノ為メ二葦原中津國ヲ征シテ功成リ。終ニ陸奥ニ至リ。此地二留リ。後武豐種命ハ常陸鹿島ニ。経津主命ハ香島ニ遷リ。而シテ神子神孫ヲシテ國中ヲ分治セシム。國民其徳沢ヲ蒙リ。敢テ忘レス其所处ニ就テ。祠ヲ立テ之レヲ祀ル。故ニ陸奥國二神ノ御子神社ナル者甚タ多シ。三十社アリ。延喜式載スル所。黒川天足別神社。亘理鹿島伊都乃比氣。鹿島緒名太神。牡鹿天足和氣。信夫鹿島。磐鹿島。牡鹿香取。及伊豆乃御子。鹿島御子。行方鹿島。栗原香取。御子神社。是ナリ。東堀氏伝記ニ曰ク。多賀神社古祭礼ニ曰ク。歲三月廿六日。宮城一郡ノ土多賀城ニ会シ。廿七日会スル所ノ事ヲ分テ二軍ト為シ。一ヲ神軍ト為シ。一ヲ賊軍ト為シ。各將帥アリ。神軍ハ則チ三神與三神劍ヲ奉シテ之レニ隨フ。(三神劍一二天足盤砂劍。二二十束知劍。三二八束利劍ト曰フ。是神世ヨリ伝フル所。神庫ニ秘藏ス。)両軍兵刃既に接シ。賊軍兵ヲ棄テ、走リ。且ツ舟ニ遁ル神軍北ルヲ追テ塙釜二至リ。神軍亦舟シテ宰相島ニ上リ。大間三呼シテ凱旋ス。此ヲ例祭ト為

ス。三衡ノ時之ヲ行フ。秀衡ノ子和泉忠衡等之レヲ奉行シ。事古記ニ見ユ。是乃チ太古ニ神。夷賊征討ノ因ナリ。留主氏後之レヲ廢ス。常陸鹿島社ニ似タル祭典アリ。之ヲ御軍祭ト称ス。祭日同シカラス。七月十日夜之ヲ行フ。而シテ彼ハ神功皇后征韓ノ日ニ起ル。神德ヲ以テ称号ト為シテ今ニ至ル。分辯シ可カラサル者。或ハ恐クハ之レ有ラシ。鹿島志ニ。三代實錄ヲ引テ云ク。貞觀八年正月廿日。常陸國鹿島宮司言フ。大神ノ苗裔三十八社。陸奥國ニ在リ。古老云々。延暦以還大神封物ヲ割キ。後ノ諸神社ニ奉幣シ。弘仁而還還子奉セス。是ニ由リ諸神宗ヲ為ス。物怪寔ニ繁シ。嘉祥元年。請テ幣奉シテ彼ニ向フ。陸奥旧例無シテ称シテ聽カレス。入闈ノ宮司等閑外ノ河辺ニ於テ。幣物ヲ拔棄テ、帰ル。自後神崇止マス。境内旱役彼国ニ下知シ。閑ニ出入シ諸神ニ奉幣スルヲ聽シ。以テ神怒ヲ解ク。其幣大神封物ヲ用フ云々。

古 瓦

多賀城墟及ヒ塔ケ原ニ出ツ。^(注15)已ニ詳ニス。蓋瓦多ク野燒兵發ヲ經。夫ノ硯材ニ作ル力若干者。宜ク焼サルモノヲ撰フヘシ。又タ案内里西安養寺ノ跡。^(注16)亦タ之ヲ出ス。其實多賀城出ス所ノ者ト全ク同シ。而シテ世之ヲ知ル者希ナリ。觀蹟聞老志ニ曰ク。事ヲ好ムモノ多賀城。及ヒ木ノ下ノ古瓦ヲ取り。以テ硯ト為ス。堅剛細密書房ノ具ト為スニ足ル。

註 1 宣保四年（一七一九）完成。著者は仙台藩の画家・備学者佐久間洞巖。仙台藩四代藩主伊達綱村の命により編纂された、仙台藩最初の地誌。歴史・名所旧跡・和歌・物語・紀行文など広範にわたる事象が記載されている。

註 2 謂奥国分寺跡をす。

註 3 紀行文「都のつと」のこと。作者は僧宗久（生没年不詳）。南北朝時代の觀応年間（一二五〇～一二五五）、筑紫を出て歌枕の地を訪ねながら諸国を巡り歩いた際の見聞。

註 4 佐久間洞巖は、多賀城と多賀國府が別地點であるとしている。

註 5 延暦以降、弘仁の頃（七八二～八二三）に成立したとされる『日本總國風土記』の二二七。しかし、江戸時代の国学者中山信名は、元禄・宝永の頃（六八九～七一〇）に作成された偽書であるとして、現在一般的にこの見解が容認されている。佐久間洞巖は、

仙台藩の儒者田辺希賢によつて同書の存在を知り、正徳元年（一七一）借用のうえ書写し、「奥羽觀察老志」にその内容を紹介している。後、洞巖は新井白石に、この書物について意見を求めたのにに対し、白石は『日本總國風土記』が偽書であることを伝えたが、洞巖は容易に納得しなかつたとい。作者は、僧で歌人でもあった藤原頼昭。

註 6 文治年間（一一八五～一一九〇）の成立、作者は、僧で歌人でもあった藤原頼昭。

義碑に初めて説明を加えた書で、義碑が好んで歌に詠み込まれた時期に記された。江戸時代中期以降、市川村にある「義碑」は、多賀城修造碑で、歌に詠み込まれた「義碑」は、南郡藩にあるとの考収が出されるが、南部義碑説の根柢を成したのが「袖中抄」の記載である。

註 7 寛保元年（一七四一）上梓。著者は佐久間洞巖の弟子であつた佐藤信要で、仙台藩事業で集成された資料をもとに、仙台藩七代藩主伊達重村の命により編纂した。

註 8 安永元年（一七七一）成立。著者は仙台藩儒学者田辺希文。安永の風土記書上編纂の記載である。

註 9 安永二年（一七七三）から九年（一七八〇）にかけて成立。仙台藩が領内の各村に命じ、諸般の事項について書き出し、提出させたもの。田辺希文の子希元が中心となつて編纂した。

註 10 静謐神社左宮二禪宜の家で、『留守分限帳』（戰国時代に宮城郡東部の国人であつた守氏の直属臣団全員の知行高を記したもの）、「御館之人數」（宮うとの人數）「里人數」の三種三冊より成る）の「宮うとの人數」に「清太夫」と見えるのが祖先で、

八百四百文の知行をもつ古い社家である。寛永二年（一六四四）の知行目録には、「清太夫助左衛門」、宝永元年（一七〇四）には鈴木河内守と見え、正徳五年（一七一五）には鈴木忠岐守と改め、從六位上の官位を与えられている。「禪宜の家の」の鈴木家だけが、寺の事務を司る長である番頭役を務めている。

註 11 文化六年（一八〇九）刊。著者は瑞鳳寺（瑞鳳殿の菩提寺）四世住職の南山古豊。だが、寺の事務を司る長である番頭役を務めている。

註 12 義碑の名前が高まるにつれて、拓本への需要も多くなつたが、仙台藩では碑から盤に拓本をとることを禁じていたことがこの一文からうかがえる。こうした藩の方針により拓本用の版本から拓られた拓本が広く流通していることも、統く文言からわかる。

註 13 文化八年（一八一）成立。著者『遠道走道記』は、大崎八幡宮社神官の大場雄潤のことと考収されている。

註 14 多賀城碑の地中の深さを記した唯一の史料。この深さまで掘る機会があつたのだろうか。

註 15 文政五年（一八二二）成立。著者は仙台藩儒学者舟山萬年。鹽竈・松島の勝景を記す全書がないことを憂い、自ら現地へ赴いて文章・圖を成した。

註 16 多賀城度き跡をさす。

註 17 多賀城度き跡をさす。

第二節 名所



一目玉鉢 井原西鶴 元禄2年（1689）刊

一目玉鉢は北海道から奄美・対馬迄に至る全4巻の絵入り地誌。街道から見た地名や名所などの位置関係が示されているが、その一方で地形などは意識されていない。実景とはかけ離れているものの、この書において蓋牌が初めて図化された。時期的には覆屋が建立される前である。



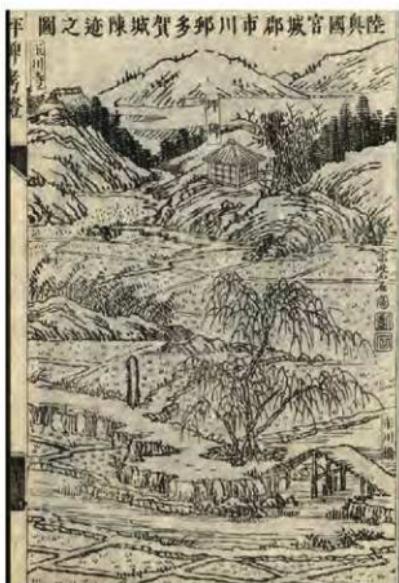
仙台領分名所手鑑 伊達宗村・狩野典信 18世紀半ば 仙台市博物館蔵

仙台領分名所手鑑は仙台藩六代藩主伊達宗村（1718～1756）が説んだ松島をはじめとする名所の和歌の直筆と、狩野派再興に尽くした狩野典信による日本画を一組とし、計30組から成る。成立時期からみれば既に覆屋があるが、碑のみ描かれ、さらに実景に即したものにもなっていない。



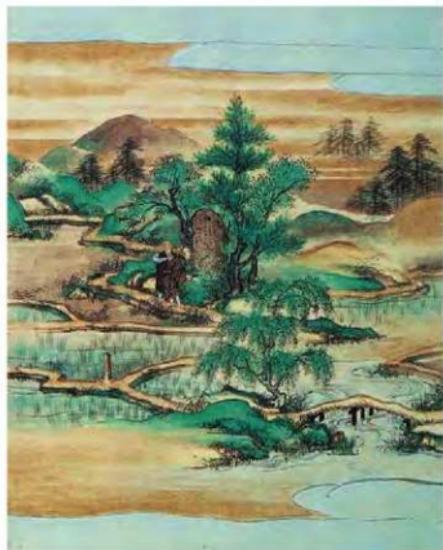
東国名勝志 宝曆 12 年 (1762)

東国名勝志は歌枕絵抄ともいるべきもので、歌枕は東国、特に奥州に顯著であるという意識が古くからあり、本書はそれに拠って編まれた画入本と解釈される(『日本名所風俗図会』角川書店)。ここに描かれた塚碑と周辺の風景は、「一目玉鉢」に類似した構図となっている。



坪碑考証 藤塚知明 天明 3 年 (1783)

塚碑の碑文の文言について注釈を加えた考証本。著者は猪塚神社の神官。本書中の挿図「陸奥国宮城郡市川郡多賀城跡之図」は、碑の覆屋が描かれた最も古い図である。さらに從来の絵図に比べ、碑周辺の状況が正確に描かれており、現地を見て作成されたものと考えられる。



芭蕉翁繪詞伝

狩野正榮至信 宽政4年(1792) 義仲寺藏

芭蕉の百回忌を翌年に控えた寛政4年の芭蕉命日に、芭蕉の墓がある義仲寺芭蕉堂に奉納された。おくのほそ道における情景を描いており、苦むした碑を見る芭蕉と曾良が中央に見える。なかでも、身を乗り出して碑文に見入る芭蕉の姿が印象的である。



東山奇勝図 淀上旭江 寛政8年(1796) 岐阜県立美術館蔵

東山奇勝図は陸奥・出羽の優れた景色を描いたもので、天・地2帖からなる。他に山陰・山陽・南海・西海・五畿・東海・北陸それぞれの奇勝図がある。各地をすべて実見したわけではなく、先行する何らかの図様を用いたものであろうとされている(『はるかみちのく』東北歴史博物館 2001)。この図に見える蓋碑周辺の風景も、先行する「一目玉鉢」や「東国名勝志」と同じ構図である。



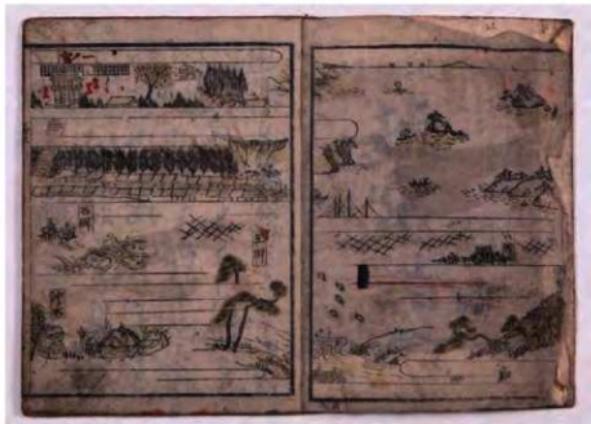
陸奥紀行 宣俊撰、坂口員正画 寛政8年(1796)写 東北大学付属図書館蔵

陸奥紀行は明和6年(1769)の東北地方の旅日記に名所風景十数点が添えられたもの。覆屋の形が「坪碑考証」とは異なり、下半部のみ四面格子で囲う構造となっている。右下、道の分岐点に見えるのが、つぼのいしづみ道標かと思われる。



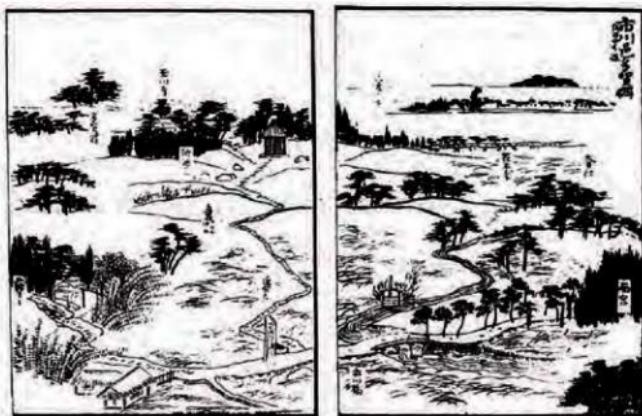
奥州名所図会 菅原曲渓 文化14年(1817)刊

作者の菅原曲渓は塩竈西町の出で、仙台藩御用絵師小池曲江の弟子という。塩竈の版元前田屋茂三郎により印刷刊行された。



塙叢譜 文政8年（1825）塙叢市民図書館蔵、塙叢市教育委員会写真提供

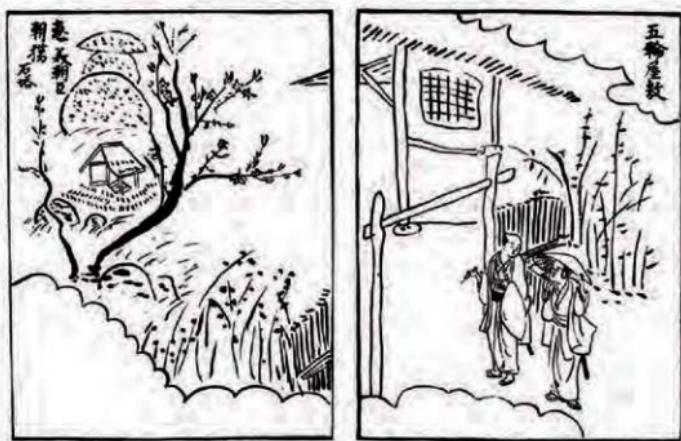
塙叢譜は、仙台城下から鹽竈神社までの道沿いに点在する名所旧跡を紹介しながら、神社へと誘う案内書で、冒頭にある絵図には、本文中にみえる多賀城、塙叢、松島の名所が一目で見渡せるように描かれている。左端、「石碑」とあるのが塙碑である。



奥州名所図会 大場雄潤 19世紀初 仙台市博物館蔵

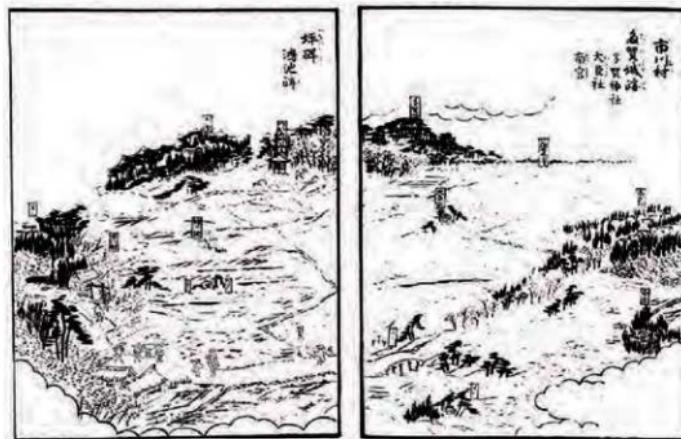
大崎八幡神社の神官であった大場雄潤の作。仙台藩内の自然・風俗・行事などを文章や絵で記述している。寛政9年（1797）成立の「東海道名所図会」にならって編まれたこと、表題からすれば白河開から始めるべきであるが、かつて多賀の国府があつたため今仙台があつて東の領めとなっており、名勝に至っては松島があるなどの理由から、宮城郡から始めることが凡例に記されている。文化7年（1810）頃には一部草稿ができていたようであるが、ついに出版されることはなかった。

「市川邑多賀碑」中央下に「追分石」と記されたつぼいししづみ道標が見える。現在は多賀城碑のすぐ北に移設されているが、もとはこの場所、塙竈街道との分歧地点にあった。玉川寺左手に多賀神社とあるのは、現在の浮舟神社である。



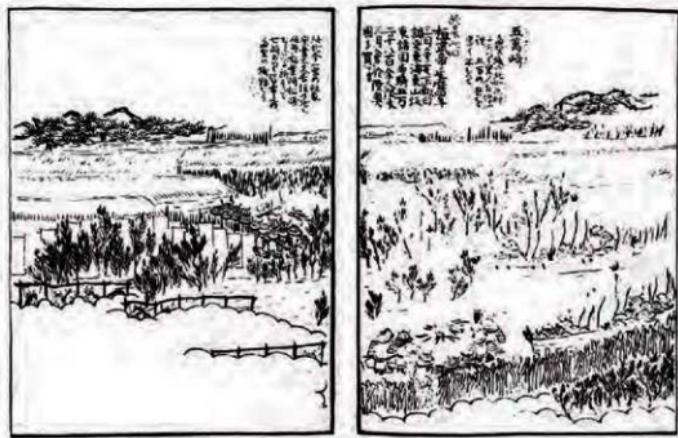
奥州名所図会 大場雄済 19世紀初 仙台市博物館蔵

「五輪屋敷 多賀城跡より西北にあたれり。街道の傍、農家の宅地をいふなり。鎮守府将軍藤原惠美朝臣朝獨の五輪と云う塔あり（これを以て宅地の名とす）塔石大いに古く、かけ崩れて、僅かに二石を残す。塔の前に小祠を建つ」との説明文がある。



奥州名所図会 大場雄済 19世紀初 仙台市博物館蔵

「市川村」 塩竈街道を行き交う人々の姿が描かれている。



奥州名所図会 大場雄済 19世紀初 仙台市博物館蔵

「五万崎 多賀城の北、加瀬村にあり。里人相伝ふ、往昔五万の兵を置く所なり」「此地今一宮の社家案書太夫居住の地也。此外稲葉崎松崎などいへる所すべて七崎あり。昔古しへの多賀の城跡なり」との説明文がある。五万崎は市川地区内にある地名であるが、名所図会では現在の利府町加瀬にあると記す。



奥州名所図会

大場雄済 19世紀初 仙台市博物館蔵

「五輪屋敷 市川村の内なり 多賀の城跡の西北、貴布祢の社の前、海道の左傍農家の宅地名なり。天平宝字のむかし、鎮守府将軍藤原朝臣朝獨の五輪と云う塔石あり。欠け崩れて二石を残す。塔の前に小祠を立て、五輪やしきと云。このやしきの向ふに、碑へすぐ道の標石あり。道のひがしに、八幡の祠あり。多賀と同時の社なりと云ひ伝ふ」

説明文中にある「碑へすぐ道の標石」とは、『仙台金石志』にみえる「市川邑坂上路傍碑」を指すと考えられる。同じく『金石志』にある「市川邑橋北路傍碑」は、現在多賀城碑北側に立つ「つぼのいしぶみ道標」のことであるが、この坂上路傍碑は所在不明となっている。

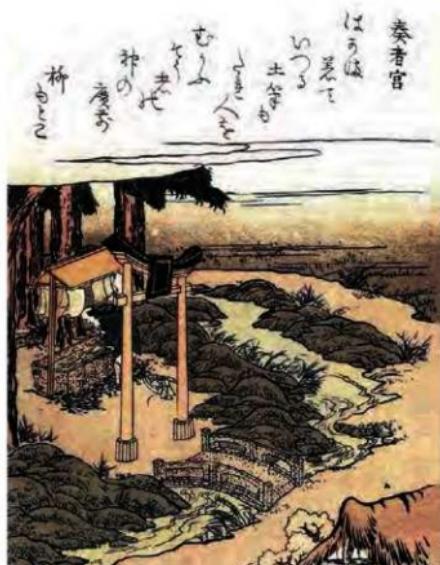


「末社」部分

奥州名所図会 19世紀初 仙台市博物館蔵

「奏社明神 荒經社」

奏社宮の神宮寺であった神奏院が、現在の社務所の位置にあったことがわかる。また、拝殿に向かって左手には「末社」の記載とともに建物が数棟描かれている。



泉州仙台名所尽集 19世紀初 仙台市博物館藏

奥州仙台名所尽集は、江戸時代、19世紀初頭に編纂された名所旧跡の案内書。仙台城下芭蕉塗から松島に至る街道沿いの名所15景を22面に描き、各面に狂歌を載せる。狂歌作家は江戸または仙台の人と推測されるが、画工も版元も明らかではないという。

「奏者宮 はかま着て いつる土筆も たれ人を
むかふそう者の 神の廣前 棚もとこ」

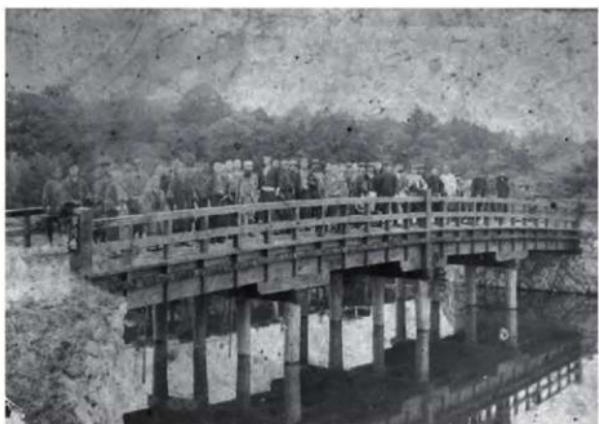


廣州仙台名所盡集

19世紀初 仙台市博物館藏

「壺碑 道遠き 月の都に ゆく雁の もじ
もうつせる つほの石文 六徳園齋丸」

第一三章 近現代の市川の風景



市川橋（明治 39 年）

市川橋竣工記念



五万崎（昭和 32 ~ 39 年）

市川橋の北東、塩竈街道の坂道が始まるあたり。



城前（昭和 32～39 年）
画面左に「つぼのいしづみ道標」が見える。



丸山（昭和 32～39 年）



作貫（昭和 32～39 年）



田屋場（昭和 32～39 年）



五万崎（昭和 40～43 年）



田屋場（昭和 40～43 年）

多賀城南門がある丘の東側に商業看板が立てられている様子。



市川橋（昭和 44 年）



城前（昭和 44 年）

画面中央に多賀城神社の鳥居が見える。



大畠 (昭和 45 ~ 46 年)



五万崎 (昭和 45 ~ 46 年)

菊池家の古い墓地。



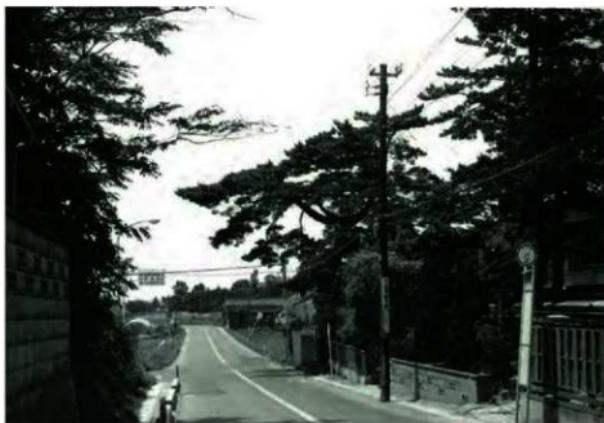
坂下（昭和47～48年）

多賀城南辺築地付近。



立石（昭和49～50年）

現在のあやめ園付近。



田屋場（昭和 51～52 年）

右手が政府跡。左手は多賀城碑。



陸奥総社宮（昭和 53～54 年）

陸奥総社宮境内。右手の社務所のあたりに神奏院があった。



五万崎（昭和 53～54 年）

正楽寺墓地への入り口。



貴船神社（昭和 55 年）

覆屋の屋根には、苔が葺かれていた。



立石（昭和 62 年）

現在のあやめ園付近。



多賀城神社（平成 16 年）

多賀城神社祭礼の風景。

参考文献

- 学部安全安心生活デザイン学科小山研究室・多賀城市教育委員会「多賀城市の近世社寺建築調査報告書」多賀城市文化財調査報告書第一三五集
二〇〇七
- 高橋富雄ほか『宮城県地名大辞典』一九七九
- 高橋正巳『鹽竈神社旧社家の歴史』一九八一
- 谷川建一『白鳥伝説』一九八六
- 地質調査所『地域地質研究報告 塩竈地域の地質』一九八三
- 地質調査所『地域地質研究報告 仙台地域の地質』一九八六
- 東北歴史資料館『宮城の絵馬』一九九一
- 中村元『佛教語大辞典』一九八一
- 福田亮成『新国訳大藏經 密教部I』一九九八
- 古川左京『鹽竈神社史』一九三〇
- 星野輝男『風土記の系譜と伝統』『兵庫地理』32 一九八七
- 本郷馨『光 塩竈多賀城七ヶ浜神社誌』一九三三
- 三塚源五郎『多賀城村聚落の機構 地名の研究』一九三七
- 三塚源五郎『多賀城六百年史』一九三七
- 宮城県教育委員会『給馬調査報告書』一九九〇
- 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究年報一九八〇 多賀城跡』一九八一
- 宮城郡教育会『宮城郡誌 全』一九二八
- 宮城県神社庁『宮城縣神社名鑑』一九七六
- 宮城県桃生郡河北地区教育委員会『第二章 近世編（各種近世塔）』一九九四
- 上川下流域のいじぶみ』一九九四
- 山梨県『山梨県棟札調査報告書 郡内I』一九九五
- 山梨県『山梨県棟札調査報告書 国中I』一九九六
- 湯浅吉美『日本歴日便覧 下』一九八八
- 吉田東伍『大日本地名辞書 奥羽』一九〇一

区版 番号	題名	年代	石材	法體 (m)			備考	登録 番号
				高さ	巾	厚さ		
西川村								
1	源平八	板碑	弘安10 正和元	1257	アーチコーン	225.7	99	66
2	五方輪D	板碑			アーチコーン	(66)	63	9.5
3	城前B	板碑		1615	アーチコーン	140	45	26
4	大加八	板碑			アーチコーン	(138)	62	60
5	城前A	板碑			アーチコーン	(66)	77	26
6	大加B	板碑		9	アーチコーン	9	9	9
7	佐藤家墓地	板碑			アーチコーン	(186)	60	33
8	佐藤家墓地	板碑			アーチコーン	(109)	70	29
伊賀町								
9	城前C	木神庭	明治27 1894	豊林社貢呈書(井内45)		(77)	39	17
10	城前B	名号塔	貞享4 1657	アーチコーン		197	95	19
11	城前B	五号塔	元禄4 1691	アーチ半円ト		125	52	28
12	城前B	名号塔	元禄16 1763	アーチコーン		168	63	30
13	城前B	名号塔	享保7 1722	アーチコーン		180	63.5	28
14	城前B	圓覺山大権現	享保19 1734	アーチコーン		121	60	27
15	城前B	名号塔	寛政5 1793	アーチコーン		109	41	33
16	城前B	圓覺山 金光明山 秋葉山	文化8 1811	アーチコーン		167	74	38
17	城前B	無縫供養塔	文化9 1812	アーチコーン		150	110	36
18	城前B	馬頭觀音像	嘉永7 1854	アーチコーン		200	86	39
19	城前B	阿彌陀堂	慶応3 1867	アーチコーン		93	89	43
20	城前B	名号塔		アーチコーン		209	68	42
21	城前B	普門品高石 三寶塔		アーチコーン		206	49	33
22	普門品高石	如意輪观音 平成御堂				63	35	27
			1261					

23	貴船神社	御殿音立像	明治4	1767	ルイ・ザ・ド・	167	74	49	1053
24	貴船神社	庚申塔	安永9	1780	アルコークス	134	107	57	1052
25	金稻	山神塔	寛政4	1782	アルコークス	(128)	70	43	1043
26	大稻B (他)		明治14	1911	幡状參賀尼井(井内石)	69	36	5	1075
27	阪府B	水神塔			アルコークス	33	24	20	1051
28	丸山B	馬頭神社	昭和16	1941	幡状參賀尼井(井内石)	(148)	60	8	1054
29	丸山B	三穴神	昭和16	1941	幡状參賀尼井(井内石)	(68)	31	2	1055
30	五輪C	稻荷大明神	天保		アルコークス	60	41	28	1048
31	五輪C	亞倍太郎坐像	明治37	1904	アルコークス	43.5	32	16	1019
32	五輪C	山神塔			アルコークス	42	31	12	1059
33	六月坂	馬頭觀世音	明治27	1894	幡状參賀尼井(井内石)	(70)	42	12	1069
34	六月坂	馬頭觀世音	明治41	1908	幡状參賀尼井(井内石)	(55)	35	5	1070
35	六月坂	馬頭觀世音	明治42	1909	アルコークス	(72)	41	19	1071
36	六月坂	馬頭觀世音	大正元	1912	アルコークス	(59)	26	17	1072
37	加瀬川	水神塔	昭和13	1938	立武君	149	92	51.5	1066
38	丸山A	山神塔			アルコークス	(98)	35.5	20	1015
39	勝樂神社宮	南無阿彌陀佛音	寶武7	1765	アルコークス	(88)	56	17	1058
40	勝樂神社宮	馬頭觀世音	嘉永元	1848	立武君	(55)	31	22	1059
41	荒脛巾神社	荒脛苔蘚立像	宝曆3	1753	?				1024
42	荒脛巾神社	通靈像	明治31	1898	?				1025
43	荒脛巾神社	馬頭觀世音							1010
44	荒脛巾神社	荒地太子	明治30	1897	幡状參賀尼井(井内石)	(172)	54	8	1069
45	荒脛巾神社	水金神			幡状參賀尼井(井内石)	(96)	49	7	1011
46	荒脛巾神社	妙見神社	明治32	1899	幡状參賀尼井(井内石)	(84)	42	4	1010
47	荒脛巾神社	土上富神 大雲神	明治33	1900	幡状參賀尼井(井内石)	(93)	44	12	1012
48	荒脛巾神社	風神 水神 因天王神	明治34	1901	幡状參賀尼井(井内石)	(95)	40	12	1013
49	荒脛巾神社	丰國神社	明治34	1901	幡状參賀尼井(井内石)	(84)	45	5	1015

50	荒砥山神社	御田大神	明治36	1903	礎状砂質瓦片(井内石)	(83)	45	6	1016
51	荒砥山神社	空氣當神	明治38	1905	礎状砂質瓦片(井内石)	(92)	46	6	1019
52	荒砥山神社	(鳥居)	明治43	1910	礎状砂質瓦片(井内石)	70	37	7	1021
53	荒砥山神社	二荒神社	明治38	1905	礎状砂質瓦片(井内石)	(188)	65	8	1020
54	荒砥山神社	磐石多納			礎状砂質瓦片(井内石)	(181)	36	5	1022
55	荒砥山神社	磐石多納坐像			昭和17	1942	72-4-1-2	本体 : 62 台座 : 25	53 64 55
56	荒砥山神社	菩薩立像			昭和17	1942	72-4-1-1	(58)	30
57	荒砥山神社	菩薩菩薩坐像			昭和14	1934	9	9	1026
58	荒砥山神社	菩薩菩薩坐像			昭和14	1934	9	9	1027
59	荒砥山神社	菩薩菩薩坐像			昭和14	1934	9	9	1028
60	城前D	雷神	文政11	1828					1027
61	玉川寺	山神塔	明治24	1891	礎状砂質瓦片(井内石)	(130)	52	12	1056
62	玉川寺	雷門三界塔等	明治24	1891	礎状砂質瓦片(井内石)	281	41	16	1057
新規見易標・道標									
63	大久保	高託山ノ標			立武鉢	(53)	(105)	(61)	1004
64	田畠湯	>250mのL字形砂質瓦			享保14	1759	礎状砂質瓦片(井内石)	(106)	34.5
65	古樹園	つばめのL字形砂質瓦			享保14	1759		(151)	30
66	坂FC	道標	大正13	1924	木体 : 74-4-7-5		(163)	103	48
67	高瀬切削	道標	明治35	1902	礎状砂質瓦片(井内石)	(96)	18	18	1009
68	伊保石	道標	昭和		礎状砂質瓦片(井内石)	(66)	21	17	1037
69	伊保石	道標			礎状砂質瓦片(井内石)	(54)	35	5	1038
70	伊保石	道標			礎状砂質瓦片(井内石)	(176)	30	17	1039
石舟居・舖文・石燈籠・手水井									
71	能郷神社宮	手水井	天和3	1653	アイナイト	(54)	71	45	1252
72	能郷神社宮	石燈籠	正徳元	1711	姫結縁天罰	(125)	笠一辺 : 41		1065
73	能郷神社宮	石燈籠	正徳元	1711	姫結縁天罰	(69)	笠一辺 : 40		1066
74	能郷神社宮	手石	安永2	1773	アイナイト	(25)	15.5	15	1251

75	後藤地社宮	石燈籠	元治2	1865	アーチサート		(117)	笠一边：33	1060
76	後藤地社宮	石燈籠	元治2	1865	アーチサート	(142.5)	笠一边：32		1061
77	後藤地社宮	石鳥居	大正12	1923	楕状砂質瓦片(井内石)				1064
78	後藤地社宮	石燈籠	明治15	1882	アーチサート	(64)	29	30.5	1062
79	後藤地社宮	石燈籠	明治15	1882	アーチサート	(144)	笠一边：54		1063
80	後藤地社宮	楓立	大正3	1914	楕状砂質瓦片(井内石)	(105)	19	15	1238
81	後藤地社宮	楓立	大正3	1914	楕状砂質瓦片(井内石)	(111)	19	15	1249
82	後藤地社宮	石燈籠	昭和15	1940					1250
83	後藤地社宮	石燈籠	昭和15	1940					1258
84	大原B	石鳥居	昭和4	1929	立武界	9	9	9	1076
85	荒町地神社	石燈籠	明治30	1903	船底板瓦片	本体：1.53 台座：1.4 合計：3.93	笠一边：65 台座：42 合計：107.43		1017
86	荒町地神社	石燈籠	明治30	1903	船底板瓦片	本体：1.53 台座：1.4 合計：3.93	笠一边：65 台座：42 合計：107.43		1018
87	荒町地神社	楓立	明治38	1905	楕状砂質瓦片(井内石)	(105)	19	15	1034
88	荒町地神社	楓立	明治38	1905	楕状砂質瓦片(井内石)	(111)	19	15	1035
89	荒町地神社	石燈籠			船底板	133	笠一边：35		1031
90	荒町地神社	石燈籠			船底板	116	笠一边：36		1030
91	荒町地神社	石燈籠			楕状砂質瓦片(井内石)	146	笠一边：61		1033
92	多賀神社	石燈籠			楕状砂質瓦片(井内石)	9	9		1032
93	多賀神社	手水鉢	?			(56)	100	70	1036
94	志賀花菖宿	石燈籠			船底板	114	笠一边：53		1259
95	金屋	手水鉢			船底板	171	笠一边：61		1259
記念碑・彌彰碑・沿革碑(12点)									
96	多賀城神社				楕状砂質瓦片(井内石)	(117)	18	17	1205
					楕状砂質瓦片(井内石)	51.5	74.5	43	1014
					楕状砂質瓦片(井内石)	69	92	66	1001
					楕状砂質瓦片(井内石)	(256)	43	29	1069

97 多賀城神社	農村上天皇御坐之迹		礫状砂質泥岩 (#496)	(207)	141	34	1067
98 五方觸石	明治天皇御小休所	明治9	1876		(181)	53	29
99 陸奥守社宮							1285
100 田畠塙	御切花紀念風致林	大正4	1915	礫状砂質泥岩 (#496)	(205.5)	39	17
101 田畠塙	巴奈翁翁翁碑	昭和2	1927	礫状砂質泥岩 (#496)	(225.5)	81	19.5
102 加藤沼	定約碑	昭和13	1938	礫状砂質泥岩 (#496)	(196)	140	19.5
103 加藤沼	加藤沼普通水利組合設立石碑記念碑	昭和5	1930	礫状砂質泥岩 (#496)	(230)	84.5	17
墓碑							
104 志賀家墓地	○神子性安妙本尊女	延宝3	1675	アーチコート	96	42	(30)
105 志賀家墓地	圓 氏本禪定門	宝永4	1707	アーチコート	(62)	58	16
106 志賀家墓地	圓 花室淨蓮禪定門				88	(38)	32
107 志賀家墓地	(地藏菩薩立像)	佛口妙然信女	享保7	アーチコート	66	35	9
108 志賀家墓地	(地藏菩薩立像)	佛口妙然信女	享保9	アーチコート	74	37	18
109 志賀家墓地	○金正妙藏信女	享保17	1732	アーチコート	(58)	45	(21)
110 志賀家墓地	(地藏菩薩立像) □□禪定門	享保18	1733	アーチコート	(50)	39	20
111 志賀家墓地	(地藏菩薩立像) 墓外・時勝士	享保18	1733	アーチコート	(55)	39	22
112 志賀家墓地	(地藏菩薩立像) 月清□定門	享保18	1733	アーチコート	(45)	43	25
113 志賀家墓地	○□安利通信士	享保19	1734	アーチコート	85	38	38
114 志賀家墓地	○寶山淨慈信士	元文5	1740	アーチコート	91	33	(30)
115 志賀家墓地	○千種松江	延享3	1746	アーチコート	(45)	(27)	24
116 志賀家墓地	近心觀妙法童女	延享3	1746	アーチコート	80	37	(20)
117 志賀家墓地	花菖蒲照信女	生懶7	1757	アーチコート	(50)	31	(21)
118 志賀家墓地	○庚寅妙神信女	明和3	1766	アーチコート	(60)	52	41
119 志賀家墓地	○妙全信女	明和9	1772	アーチコート	(40)	37	19
120 志賀家墓地	○樋木不流禪男	安永7	1778	アーチコート	(48)	(28)	11
121 志賀家墓地	○西園貞力大姑	天明1	1781	アーチコート	91	80	(28)
122 志賀家墓地	○貞宇美連信士	天明2	1782	アーチコート	70	37	(17)
	夏扇妙休信女				1183		

125	志賀安藤地	○瀬野村安信□	天明6 1786	アールヨーク	(118)	59	34	1184
124	志賀安藤地	○木原村喜士 瀧田妙華人馬	明和6 1799	アールヨーク	(116)	67	64	1185
125	志賀安藤地	○王曾妙貞・・・	寛政4 1792	アールヨーク	(55)	61	48	1186
126	志賀安藤地	志賀妙守瀧田周輔	寛政5 1793	アールヨーク	92	59	42	1187
127	志賀安藤地	○伊賀輪船女	寛政12 1800	アールヨークト?	69	37	9	1188
128	志賀安藤地	○木曾道内近事上	享和1 1801	アールヨーク	(64)	64	(41)	1189
129	志賀安藤地	同前缺	文化3 1806	アールヨーク	108	68	52	1190
130	志賀安藤地	○鍋島直相信士	文政4 1821	アールヨーク	78	55	(10)	1192
131	志賀安藤地	志賀信守瀧田周蔵	文政3 1820	アールヨーク	(89)	53	35	1191
132	志賀安藤地	海雲貴勝大輔	文政8 1825	アールヨーク	71	48	16	1193
133	志賀安藤地	空悟千種	弘化3 1846	アールヨーク	(72)	68	22	1195
134	志賀安藤地	津地馬	文政12 1829	アールヨーク	(60)	46	16	1194
135	志賀安藤地	○示清忠玄信士 夏月妙齊信	万延1 1860	アールヨーク	(56)	40	(17)	1196
136	志賀安藤地	志賀國輔瀧田周蔵	文久2 1862	鍋谷砂質瓦片(井戸内石)	79	35	22	1197
137	志賀安藤地	希室妙方大輔	元治2 1865	アールヨーク	72	65	(17)	1198
138	志賀安藤地	志賀曾守瀧田周蔵	慶應3 1867	鍋谷砂質瓦片(井戸内石)	79	36	22	1199
139	志賀安藤地	志賀廣見	明治12 1879	鍋谷砂質瓦片(井戸内石)	73	35	25	1201
140	志賀安藤地	官城縣土佐成萬馬鹿	明治12 1879	鍋谷砂質瓦片(井戸内石)	(126)	55	13	1200
141	志賀安藤地	志賀國女	明治15 1882	アールヨーク	63	32	23	1202
142	志賀安藤地	・・・照定尼	□保 58	アールヨーク	(18)	61	18	1203
143	志賀安藤地	(北國吉蔵立像)	アールヨーク	(66)	33	23		1204
	志賀安藤地	音森像	アールヨーク	(46)	15	10		1206
	志賀安藤地	天王像	アールヨーク?		66	57	(12)	1207
	志賀安藤地	文字不明	鍋谷砂質瓦片(井戸内石)		100	49	21	1208
	志賀安藤地	文字なし	アールヨーク	(103)	57	30		1209
	志賀安藤地	文字なし	アールヨーク	(66)	52	37		1210
144	佐藤安藤地A	月旦画秋浦男子	慶文1 1661	アールヨーク	(186)	69	33	1079
		妻心の恋神女人						

145	佐藤安藤地A	丁野妙音御定毛	斐又2	1662	アルコークス		(131)	52	22	1080
146	佐藤安藤地A	松井古賀信士 吉田妙音御定毛	葛文5	1665	アルコークス	138 550:138	51	19	1081	
147	佐藤安藤地A	吉田妙音御定毛	正徳3	1713	アルコークス	129 550:129	29	27	1086	
148	佐藤安藤地A	吉田妙音御定毛	享保13	1728	アルコークス	104 550:104			1094	
149	佐藤安藤地A	○堀元通(釋迦門)位	宝曆11	1761	アルコークス	87 550:87	48	30		
150	佐藤安藤地A	○堀元通(釋迦門)位	万治3	1660	アルコークス	101 550:101	40	(25)	1078	
151	佐藤安藤地A	○堀元通(釋迦門)位	貞享5	1668	アルコークス	67 550:67	43	20	1082	
152	佐藤安藤地A	(地藏菩薩立像)	宝永4	1707	アルコークス	65 550:65	56	18	1083	
153	佐藤安藤地A	葛月絶原信士 蓬生妙花御毛尼	正徳1	1711	アルコークス	50 550:50	34	22	1085	
154	佐藤安藤地A	○真空妙性信女	延享3	1746	アルコークス	48 550:48	32	22	1084	
155	佐藤安藤地A	唐木無道心信士	宝永6	1709	アルコークス	46 550:46	30	20	1089	
156	佐藤安藤地A	○角月音信・・・	享保9	1724	アルコークス	40 550:40	29	18	1090	
157	佐藤安藤地A	誠久日明上坐	宝永3	1774	アルコークス	33 550:33	22	15	1091	
158	佐藤安藤地A	眞空妙性信女 (地藏菩薩立像)	享保7	1722	アルコークス	32 550:32	21	14	1088	
159	佐藤安藤地A	唐木無道心信士	宝永9	1746	アルコークス	30 550:30	20	13	1092	
160	佐藤安藤地A	○心涼妙通信女	宝永5	1735	アルコークス	22 550:22	23	10	1093	
161	佐藤安藤地A	○本然通明信士	明和2	1765	アルコークス	22 550:22	51	23	1095	
162	佐藤安藤地A	安永3	1774	アルコークス	22 550:22	57	33	1067		
163	佐藤安藤地A	○本角了性信女	安永8	1779	アルコークス	20 550:20	37	23	1096	
164	佐藤安藤地A	○本角了性信女	天明3	1783	盛伏妙音毛尼(御内毛)	18 550:18	36	6	1097	
165	佐藤安藤地A	○本然通明信士	寶成1	1789	アルコークス	65 550:65	57	32	1098	
166	佐藤安藤地A	○本安通休信口	寶成5	1793	アルコークス	50 550:50	30	22	1099	
167	佐藤安藤地A	○仁慶了性信女	寶成11	1799	アルコークス	51 550:51	25	19	1100	
168	佐藤安藤地A	吉田妙音御定毛	享和1	1801	アルコークス	92 550:92	73	49	1101	
169	佐藤安藤地A	○夏月妙音信女	天保8	1837	アルコークス	61 550:61	38	23	1102	
170	佐藤安藤地A	○夏月妙音信女	享和3	1803	アルコークス	61 550:61	37	22	1103	
171	佐藤安藤地A	○秋相原林信士	文政11	1828	アルコークス	78 550:78	59	49	1105	

172	佐藤安藝地A	○光澤源・・・	文政11	1828	アールヨーク		(32)	36	28	106
173	佐藤安藝地A	○春雷妙光信女		天保2	1831	アールヨーク	82	37	31	107
174	佐藤安藝地A	○秋林良節信口		天保6	1835	安山碧	(41)	39	28	108
175	佐藤安藝地A	○法山了宗信士	弘化4	1847	アールヨーク	121	(32)	29	110	
176	佐藤安藝地A	○法山了宗信士 高達英國爵士 實生妙德人□	明治27	1894	アールヨーク	80	38	25	1110	
177	佐藤安藝地A	○圓應妙覺信女	慈永2	1849	アールヨーク	84	42	43	1111	
178	佐藤安藝地A	○清心佑香信女	慈永5	1852	アールヨーク	(50)	44	30	1112	
179	佐藤安藝地A	○安雲因心信士	文久1	1861	アールヨーク	(84)	55	14	1114	
180	佐藤安藝地A	○玄善善童女	明治1	1868	アールヨーク	(19)	26	10	1115	
181	佐藤安藝地A	○圓善善童女	慶應4	1868	アールヨーク	40	30	20	1116	
182	佐藤安藝地A	○圓心深淨信女	明治10	1877	アールヨーク	56	43	20	1117	
183	佐藤安藝地A	○圓善安樂地 異色圓善妙跡等大傳	明治29	1896	アールヨーク	72	37	25	1118	
184	佐藤安藝地A	○法雲妙得信女	明治30	1897	アールヨーク	54	39	18	1119	
185	佐藤安藝地A	○圓藏善童子	明治32	1899	アールヨーク	31	26	16	1120	
186	佐藤安藝地A	○見性院泰宗宗達博士 眞相院圓善妙跡等大傳	明治39	1906	アールヨーク	74	36	28	1121	
187	佐藤安藝地A	○圓持女	大正4	1915	アールヨーク	34	27	13	1122	
188	佐藤安藝地A	○法雲妙得信女 天理院圓妙等大傳	昭和5	1930	アールヨーク	73	37	27	1123	
189	佐藤安藝地A	○圓藏妙翁博士 妙翁妙仙大師	昭和12	1937	アールヨーク	72	36	28	1124	
190	佐藤安藝地A	(地藏菩薩立像)	昭和18	1943	アールヨーク	(47)	29	(9)	1125	
191	佐藤安藝地A	○安達5	昭和10	1955	アールヨーク	本体: 99 頭: 17	40	24	1113	
192	佐藤安藝地A	○圓寂妙力岳・・・	昭和12	1957	アールヨーク	92	44	17	1127	
193	佐藤安藝地A	○大・・・	昭和13	1958	アールヨーク	(30)	37	27	1128	
194	佐藤安藝地A	○文字不明		昭和17	アールヨーク	(18)	28	21	1129	
195	佐藤安藝地A	○文字不明		昭和19	アールヨーク	36	18	17	1131	
196	佐藤安藝地A	○文字不明		昭和21	アールヨーク	(82)	65	23	1132	
197	佐藤安藝地A	○文字不明		昭和24	アールヨーク	34	23	9	1133	

佐藤家墓地A	文永4年			「アーチ+アーチ」	32	20	20	20	1134
佐藤家墓地A	文永4年			「アーチ+アーチ」	(23)	27	20	20	1135
佐藤家墓地B	○安林洞定門 ○梅園洞定門	元祐15 享和6	1702 1721	「アーチ+アーチ」	(51)	57	34	1140	1141
佐藤家墓地B	○法立自灯信士	正徳5	1715	「アーチ+アーチ」	(92)	64	46	1142	1142
196 佐藤家墓地B	○孝林妙音信女	享保10	1725	「アーチ+アーチ」	78	54	27	1143	1143
197 佐藤家墓地B	○経持妙信女	享保10	1725	「アーチ+アーチ」	(55)	48	33	1144	1144
198 佐藤家墓地B	(地藏菩薩立像)	元文5	1740	「アーチ+アーチ」	(26)	23	13	1145	1145
199 佐藤家墓地B	文子不 ^明			「アーチ+アーチ」	(57)	38	(10)	1146	1146
200 佐藤家墓地C	文子不 ^明			「アーチ+アーチ」	(36)	35	17	1147	1147
201 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	享保17	1732	「アーチ+アーチ」	80	36	(15)	1148	1148
202 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	元文4	1739	「アーチ+アーチ」	74	47	35	1149	1149
203 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	寶保2	1742	「アーチ+アーチ」	(52)	29	15	1150	1150
204 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	越享3	1746	「アーチ+アーチ」	(51)	43	34	1151	1151
205 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	寶延2	1749	「アーチ+アーチ」	(65)	88	42	1152	1152
206 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	明和2	1765	「アーチ+アーチ」	(56)	58	48	1153	1153
207 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	明和5	1768	「アーチ+アーチ」	71	42	(30)	1154	1154
208 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	明和7	1770	「アーチ+アーチ」	(47)	44	26	1155	1155
209 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	天明1	1781	「アーチ+アーチ」	34	26	16	1156	1156
210 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	天明4	1784	「アーチ+アーチ」	65	23	(7)	1157	1157
211 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	天明4	1784	「アーチ+アーチ」	46	36	(16)	1158	1158
212 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	天保2	1831	「アーチ+アーチ」	54	33	(15)	1159	1159
213 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	天保5	1838	「アーチ+アーチ」	77	51	22	1160	1160
214 佐藤家墓地C	○地藏菩薩立像	天保8 嘉慶12	1858 1879	「アーチ+アーチ」	(68)	(60)	23	1161	1161
215 佐藤家墓地C	○本然自 ^明	○本然自 ^明		「アーチ+アーチ」	(56)	56	34	1162	1162
216 佐藤家墓地C	○本然自 ^明	○本然自 ^明		「アーチ+アーチ」	72	(33)	(26)	1164	1164



奉賀
本尊薬師瑠璃光如來宮殿新造
當造新官奉薬師長生福徳自無涯松巖堂
慧雲十六世秀永梵青舜具稿



天



地



左肘下の衣文と左背面の猪の目形たわめ



本堂	木造僧形坐像
----	--------

安置場所：宮殿内

法量(cm)

像高	23.7	頂-頬	7.9	耳張	5.2
面幅	4.2	面奥	6.2	胸厚（中央）	7.2
腹厚	8.6	肘張	15.4	膝張	18.4
坐奥	11.8	膝高（右）	4.3		

形 状

円頂。三道彫出。法衣をつける。袈裟をつける。袈裟は左肩から右腋を通り、さらに左上脇部にかける。左背面の下方に猪の目状にたわみを表す。両前脇部の形状は欠損して不明。両脚部は結跏趺坐か。

品質・構造

一木丸彫。左大脇部奥に木心を含む。一材からすべてを彫出。内刳なし。

両手首材別材製か。焼損をうけ、彩色の跡は見当たらない。

保存状態

本像は焼損によるひび割れや表面の炭化が生じるが、剥離・剥落はなく、状態は落ち着いている。

普段は厨子に納められ、さらに宮殿内に保管されており、秘仏となっている。

所 見

全面焼損による炭化のために形態は不明である。僧形のため、地蔵菩薩像か僧形神像か、高僧像かは不明。両手の形状からは、左前脇部の位置に削り跡が残り、右前脇部の位置にも削り跡が残る。したがって、左手に宝珠を載せた前脇部、右手に錫杖をとる前脇部の形をとる地蔵菩薩坐像であったかとも考えられる。

制作年代は、①体系は上半身は肩が張って四角く、②顔は大きく下ぶくれの形、③面奥が深く、④耳の形は大きく「C」字形、⑤体軀は厚く、⑥坐奥が深い、⑦膝高が高いという特徴より、江戸時代以前、室町時代にさかのぼるものと考えられる。

また、⑧衣文線は左肘下方に見られるが、彫は浅いものの布の厚みを示すもので、⑨左背面下方の猪の目形たわみの表現も軟らかい布の厚みと質感が見いだせる。これらから、制作は室町時代の初期と考えられる。

宮殿の棟札によると、明治 30 年 7 月 10 日に造られ、本像は薬師如来坐像（本尊）として扱われていた。玉川寺は創建より幾度か火事に見舞われており、本像がいつ焼損したかは不明だが、焼失を免れた仏像として大切に祀られ、本尊として信仰されたと考えられる。平成 15、16 年に本堂を再建し、この時に釈迦・普賢・文殊の三体の仏像を新造した（作者は京都の仏師）ため、本像は旧本尊として祀られていた。

玉川寺仏像調査報告書

1. 寺院概要

調査地：玉川寺

住 所：宮城県多賀城市市川城前 27

宗 派：曹洞宗

来歴：本寺はもとは天台宗であったが曹洞宗に改宗した。明治期になると玉川寺は多賀城村の役場として使用されたが、明治 26 年 2 月 21 日に火災に遭い、村の書類と共に焼失した。本寺は同年に再建された。

2. 調査概要

調査日：令和 3 年 2 月 27 日

調査者：東北芸術工科大学 教授 長坂一郎

白鷹町教育委員会 石井紀子

多賀城市文化財調査報告書一五三集

多賀城市的歴史遺産

市川村

令和四年三月三〇日発行

編集

多賀城市埋蔵文化財調査センター

〒九八五〇八七三
宮城県多賀城市中央二丁目二七番一号

発行

多賀城市教育委員会

〒九八五〇八五三一
宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

印刷

株式会社ホクトコーコーポレーション

〒九八九一三一二四
宮城県仙台市青葉区上愛子字堀切一番一三号